



- 同(柴田睦夫君紹介)(第三〇三号)
  - 同(瀬長竜次郎君紹介)(第三〇四号)
  - 同(辻第一君紹介)(第三〇五号)
  - 同(寺前巖君紹介)(第三〇六号)
  - 同(中路雅弘君紹介)(第三〇七号)
  - 同(中島武敏君紹介)(第三〇八号)
  - 同(野間友一君紹介)(第三〇九号)
  - 同(東中光雄君紹介)(第三一〇号)
  - 同(不破哲三君紹介)(第三一一号)
  - 同(藤田スミ君紹介)(第三一二号)
  - 同(藤原ひろ子君紹介)(第三一三号)
  - 同(正森成二君紹介)(第三一四号)
  - 同(松本善明君紹介)(第三一五号)
  - 同(村上弘君紹介)(第三一六号)
  - 同(矢島恒夫君紹介)(第三一七号)
  - 同(山原健二郎君紹介)(第三一八号)
  - 地方自治に関する請願(岡崎万寿君紹介)(第三一五号)
  - 同(金子満広君紹介)(第三一六号)
  - 同(経塚幸夫君紹介)(第三一七号)
  - 同(工藤晃君紹介)(第三一八号)
  - 同(佐藤祐弘君紹介)(第三一九号)
  - 同(辻第一君紹介)(第三二〇号)
  - 同(中島武敏君紹介)(第三二一号)
  - 同(東中光雄君紹介)(第三二二号)
  - 同(松本善明君紹介)(第三二三号)
  - (留置施設法案反対に関する請願(安藤巖君紹介)(第三一九号)
  - 同(田中美智子君紹介)(第三二〇号)
- は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

- 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)
- 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)
- 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

○西田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案及び新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。坂野自治大臣。

地方税法の一部を改正する法律案  
消防施設強化促進法の一部を改正する法律案  
新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○坂野国務大臣 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案及び新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

初めに、地方税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税について所得割の非課税限度額の引き上げ等を行うとともに、法人事業税の分割基準、自動車税の税率構造及び軽油引取税の課税の仕組み等について見直しを行うこととするほか、非課税等特別措置の整理合理化を行う必要がありました理由であります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきまして、低所得者層の税負担に配慮するため、所得割の非課税限度額の引き上げを行うこととしたしております。

また、年齢七十歳以上の障害者である控除対象配偶者または扶養親族を老人控除対象配偶者または扶養親族に含め、あわせて同居老親等に係る扶養控除の適用を認めるとともに、同居特別障害者に係る配偶者控除額及び扶養控除額を七万円引き上げることとしたしております。この結果、寝たきり老親を在宅で介護している場合の老人に係る控除額は、現行の七十二万円から九十一万円に引き上げられることとなります。

また、扶養親族である子を有する一定の寡婦について、寡婦控除を三十万円とするほか、住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金について所得控除を設ける等の措置を講ずることとしたしております。

その二は、事業税についての改正であります。事業税につきましては、法人の事業税の分割基準の改正として、資本の金額または出資金額が一億円以上の製造業を行う法人の工場に係る従業者の数については、当該数値にその二分の一に相当する数値を加えて算定するものとするともに、証券業に係る分割については、課税標準額の二分の一に相当する額を事務所または事業所の数に、二分の一に相当する額を従業者の数に案分して行う等の措置を講ずることとしたしております。

その三は、不動産取得税についての改正であります。不動産取得税につきましては、住宅建設の促進を図るため、住宅及び一定の住宅用土地の取得に係る税率等の特別措置の適用期限を三年延長することとしたしております。

また、日本電信電話株式会社の売り払い収入を活用して港湾法または漁港法に基づき第三セクター等が取得する一定の港湾施設等の用に供する土地について、一定の要件のもとに非課税とする等の措置を講ずるとともに、特定船舶製造業経営

安定臨時措置法に基づく営業の譲渡により取得する不動産に係る税額の減額措置等の特別措置について整理合理化を行うこととしたしております。

その四は、自動車税、軽自動車税及び自動車取得税についての改正であります。自動車税につきましては、近年における自動車の需要動向及び国際的な観点を踏まえて、税率構造がよりなだらかなものとなるよう、普通自動車税率の見直しを行う措置を講ずることとしたしております。

また、自動車税、軽自動車税及び自動車取得税について、平成二年十月一日以降に適用される自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車及び軽自動車に係る税率を軽減する等の措置を講ずることとしたしております。

その五は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。固定資産税及び都市計画税につきましては、石油ガス備蓄施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する等特別措置の整理合理化を行うほか、文化財保護法に規定する重要伝統的建造物群保存地区内の一定の家屋について非課税とする等の措置を講ずることとしたしております。

その六は、特別土地保有税についての改正であります。特別土地保有税につきましては、多極分散型国土形成促進法に規定する一定の中核的民間施設の利用に供する土地またはその取得について非課税とする等の措置を講ずることとしたしております。

その七は、軽油引取税についての改正であります。軽油引取税につきましては、課税の適正な執行を確保するため、課税客体を軽油の引き取りで納入を伴うものとし、納入地所在の道府県において課するものとするともに、元売業者及び特約業者の指定に係る制度を整備することとし、さらに、軽油等を混和する場合等においては、道府県知事の承認を受けなければならないこととする等の措置を講ずることとしたしております。

その八は、事業所税についての改正であります。事業所税につきましては、多極分散型国土形成促進法に規定する一定の中核的民間施設に係る増設に係る事業所税の非課税及び資産割の課税標準の特例を創設する等の措置を講ずることとしております。

その九は、国民健康保険税についての改正であります。

国民健康保険税につきましては、課税限度額を現行の四十万円から四十二万円に引き上げるとともに、公的年金等に係る所得の種類の変更に伴い、年齢六十五歳以上の被保険者の有する公的年金等に係る所得について所要の調整措置を講ずることとしております。

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

市町村の消防施設の整備につきましては、昭和二十八年の消防施設強化促進法の制定により、国庫補助制度の確立を見て以来、逐次その充実強化が図られてきたところでありますが、昭和四十九年度から、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設の整備に係る国庫補助率を引き上げる特例措置を講じてきたところであります。昭和五十九年度から昭和六十三年度までの間においては、この特例措置による国庫補助率は、通常の人口急増市町村については、二分の一以内とし、政令で定める人口急増市町村については、七分の三以内としたところでありました。

しかしながら、平成元年度以降においても、なお相当数の人口急増市町村の存在が予想されますので、これらの市町村における市街地の拡大等に伴う消防施設整備の緊急性にかんがみ、国庫補助率の特例措置を延長する必要があります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

するため、平成元年度から平成五年度まで、引き続き通常の人口急増市町村における消防施設の整備に係る国庫補助率を二分の一以内を引き上げる措置を講ずることとしておりますが、人口急増市町村のうち、政令で定める市町村に適用される国庫補助率については、十分の四以内とするものとしております。

次に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置を講ずることを目的として昭和四十五年三月に制定されたものでありますが、本年三月三十一日限りでその効力を失うこととなっております。

政府としては空港周辺地域整備計画に基づく整備事業の推進に努めてまいりましたところであり、諸般の事情により、成田用水事業及び一部の公共施設の整備事業が、法律の有効期限内に完了できない見込みであります。

このような状況にかんがみ、空港周辺整備計画に係るこれらの残事業を早期に完了させるため、この法律の有効期限を延長し、引き続き、国の財政上の特別措置を講じてまいる必要があると存するのであります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

次に法律案の内容について御説明いたします。

まず第一に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年間延長し、平成六年三月三十一日までとすることとしております。

第二に、この法律の施行期日を公布の日としております。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案及び新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由であります。

由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○西田委員長 以上で各案についての趣旨の説明は終わりました。

○西田委員長 まず、地方税法の一部を改正する法律案について審査を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。安田修三君。

○安田委員 それでは初めに、今自治省の最も大事な施策としておられます、自治省というよりも竹下総理の政策の最も柱になっておりますふるさと創生について若干お聞きしておきたいと思っております。

これは地方税財政関係にも大変深い連関を持っております。特にそういう点でお聞きしたいと思っておりますが、まず、ふるさと創生についていろいろの議論があるわけでありまして、けれども、意味がわかるとかわからぬとかいろいろの議論がございます。それはともかくとして、自治省がこの旗振り役というふうな格好になっておるのではなからうかと私は思います。いろいろの施策を見ましても、ふるさとという名前のつくプロジェクトが四十幾つも各省庁から出された、こういうふうになっておりますが、しかし自治省の方が、特にふるさと財団づくり、その他主要政策が集中しておりますので、そういう点では自治省の果たす役割というのはいかに大きいように思っているわけでありまして。

そこで問題は、このふるさと創生ということについて、これからの施策の展開でありますけれども、大臣はどのように考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○坂野国務大臣 ふるさと創生は、地域の自主性と責任というものを基礎にいたしまして、その知恵と情熱を結集して潤いのある町づくりや活力のある村づくりを進めまして、日本人一人一人がどこに行ってもみずからの住む地域をふるさとと実感できるような充実した生活と活動の基盤をつくって、心の豊かさといえますか、真の豊かさを実現できるような地域社会をつくっていかうという考え方が基本でございます。

○安田委員 極めて抽象的なのでございまして、その程度ではなかなかわからないのです。

といいますのは、私、ふるさと創生ということの一つの柱に掲げた以上は、後ほど触れますが、一億円をあつちこつちやるのもその中の一つだということになるのでしょうか、そういうことで物事が進むのではなくして、やはりそこには哲学的な一つの立派な考え方、それから、それに伴う実行すべき力のある施策、そういうものが当然展開されなければ、これは絵にもならない。それ絵にかいたもちということがあるけれども、絵にもならない。

そこで、私はなぜこんなことを聞くかといいますが、実は各大臣、それから省庁の中にもかなり混乱があるのではないだろうか。なぜこうなるかというのは、それは意味がわからない。私もわからないから聞いておるのでありますが、竹下総理だけがおわかりのようでありまして。

そこで、例えば坂野大臣はある新聞のインタビューで、ふるさと創生ということについて、今いただいたようないろいろなそういう地域づくりをするということ前提にして、「運輸省の整備新幹線、建設省の高速度道路等も広い意味ではふるさとづくりの一環と言え。例えば高速度道路を敷くことで物資の流動、産業の分散、観光事業の推進が得られるように、各省総動員体制を展開するためのメニューづくりを各市町村で実施していただくことが目的だ。」この人の一億円ばらまきという批判があるがどうお答えになりますか。

大臣のこのインタビューに答えておられる意味、これは私も同感であります。例えば私のように北陸の者にとりましては新幹線、高速度道路は今

ある村づくりを進めまして、日本人一人一人がどこに行ってもみずからの住む地域をふるさとと実感できるような充実した生活と活動の基盤をつくって、心の豊かさといえますか、真の豊かさを実現できるような地域社会をつくっていかうという考え方が基本でございます。

では全部全通しましたが、これから建設するのがまだ二つばかりあります。高速道路、産業の分散、こういうものを東京から離れば離れるほど、その地方は待っているわけでありませう。つばついで活気が出たように見える反面、東京の一極集中が分散したり逆に集中するという面もありませう。なぜかといいますと、距離的に時間的に非常に短くなるものですから、地方へ持ってこなくても東京に行けば用事が済ませるといふ面があります。そういう点で、逆に東京に一極集中させるような場面も出てまいります。

そこで、こういう発想であるならば、ふるさと創生ということを言う必要は何もなくて、田中総理時代の日本列島改造論で済んでしまふと私は思うのです。だから私は、今度ふるさと創生と竹下総理が発想された以上は、こういうことはもう既定の、今大臣がおっしゃるようにはこれは既定の事実なんで、そうではなくして、一味違ったものを指摘しながらそれを自治省に旗振りやれ、こうおっしゃっておるのではなからうかと私は思うのであります。どうも出てくるものはこのような形であります。そういう点で、どうも大臣の発想と竹下総理の発想とは違ふように私は思うわけです。大臣、そういう点どうでしょうか。

○坂野国務大臣 お答えいたします。私と総理とは違つていないと思つていますが、先ほど御答弁いたしましたように、最近、日本の経済というものは世界有数の経済大国になりましたけれども、翻つて私どもの周辺を見渡したときに、東京への一極集中、地方は地方で極端な過疎という中で、私も、本心に心の豊かさといふか、自分の国が本心に潤いのある豊かな国だといふ実感がなかなか出てこない。外国旅行でもすれば、ああそうかなという感じであることは否めないうと思つておられます。そういう中で、列島改造のときは、どちらかといいますと表と裏の過疎の格差は正、両方の格差は正、新幹線あるいはいろいろな交通網を整備するというのがいわば主眼であったように感じておられるわけですが、竹下総

理の場合は、各地域地域に文化であるとかその地域の伝統であるとか、私どもの生活に直接かかわるそういった心の問題といふものを非常に重く見て、そして一億の問題をいたしました。そういったプロジェクト、物理的なハードの問題というよりもむしろソフトの方に重点を置いたふるさとづくりというものを主体に考えていきたい、そういうものを実現するための一億のいわば調査費的なものをお配りして、そういう中でそういったメニューを、各地域の自発的な自由な発想をひとつつくっていただくというのが主眼であるわけでございます。

したがって、列島改造の場合は、どちらかという中央の方から、日本海と太平洋のベルト地帯を考えたのはこういう鉄道をつくるべきだ、こういう新幹線をつくるべきだ、あるいはこういう高速道路をつくるべきだというのが主体だったと思つておられます。そうじゃなくて、各地域地域の発想に基づいたメニューづくりを行つてそれを育てて、今度は国なり県の方がそれを助成していただくというふうな立場でございませう。かなりの違いがあるのじゃないかと私は思つておられます。それにいたしましたも、私も山陰でございまして、先生も北陸という立場からいいますと、そういった過疎の地域というものは、やはり高速道路なり新幹線というものがなければそれぞれの地域の発展というものはあり得ないので、そういうものの自由な発想を、恐らくまだ発想が出ておられないが、発想が出てきた場合に、それを実現する手段として、やはり場所によっては高速道路も必要であり、あるいは新幹線というものが有効な手段じゃないか、北海道等を考えますときにそういうことは考えられるのじゃないかということでございます。別に私と総理の言つておられることと食い違つておられるということはないと思つております。

○安田委員 人の発想を解釈するというのはできるわけじゃないのですけれども、ただ政治の場ですから、何か文書でたださらりと流してあるというもののじゃないですから、そこには施策があり、財政がつきそれが力として流れるわけですから、そういう点ではやはり発想した人以外にも考え方の違いは出てくるかと私は思つておられます。例えば、大臣今そういうふうにおっしゃつたのですが、そのおっしゃつておられる中身にもその誤りのあることを私は気づいておられるわけですが、今改めて言われるというその隘路は一体何であらうと考へておられますか。できなかつた隘路です。

○坂野国務大臣 四全総、御案内のとおり多極分散というようにことを叫ばれておられるわけでございます。先ほど申し上げたように、やはり経済的には我が国は相当世界の一流国になりましたけれども、その反面、一極集中というような問題が言ふべくしてなかなか今まで解決できなかった。それから今度は、過疎は極端な過疎というところで、なかなかこれも言うべくして解決できなかった。したがって、ふるさと創生もさき申し上げたような多極分散というものと調和をしながらやっていくということでは、特に私ども、やはり地方というものをまず頭の中に描くものでございまして、地方だけ考へてみてもなかなか言うべくしてできなかった。したがって、そういう問題をあわせてふるさと創生の中で考へていく必要があるのじゃないかというふうな考へ方でございます。

○安田委員 そういう議論ではこれは全然議論にならないと思つておられます。それはどこかの学校、中学か高等学校でお互いに、先生がこれは何ぞいいますか、これは赤でございませうか、青でございませうかという議論をしておられるならそれでいいのですが、政治の場でそんな議論ではこれはんで話にならないのです。なぜかといつたらそれはだれもふるさとを捨てておられる者はいないのですよ。私、これは同じ自治省の関係の人を引用しますと、大林次官は岡山の御出身ですから、岡山へ行つて、ついでこの間、これは今月の新聞だつ

たでしょうか、どこかの夕刊だつたでしょうか、コラム欄に書いていらつたやうな感じが、その中に、ふるさとという目頭が熱くなる。ふるさとが近づく目頭が熱くなる、それがふるさとだ、これは感情に訴えた言ひ方、全く同感であります。そこで、だれでも思うのだけれども、ではなぜふるさとという問題について改めて提起しなければならなかつたかというところに私は原因があると思つておられます。その原因について、きょうはそういうことを言つておられる場ではございませうが、ただ問題は、提起された以上はそれをやらなければならぬという問題が必ずあると私は思つておられます。今大臣のおっしゃつておられることであれば抽象論で、それはもう私たちがいつも聞きなされ、またお互いにそういうことは言つておられるわけで、問題は、なぜ改めてそういうものが提起されなければならぬか、また、どういふ意味で提起されたかわからぬが、提起された以上は、当然施策の中にそれをどのように浮かび上げさせ、そしてそれを施策として問題を実行できるかということにあるのではないかと。

これはどこの議員の方にも来ておるのでありませうが、「こんな規制いらないうてなあれ」というパンフレットを日本青年会議所が送つてきておられます。その中にいろいろな事例があるのですが、これは全部がいいというわけじゃないです。ただ、提起していることについては、いろいろな規制があるからもう何もできないじゃないか、だから日本青年会議所がそういう市民運動をやろうというわけですね。日本青年会議所がやられるなら、私はかなり大きい運動になるのじゃないか、何といつても経済界の中堅どころがほとんど入つていらつたので、各地にも会議所があるのですから。その中にこういう事例があります。「中央集権から地方分権へ」「まちづくりのビジョンをもとに」こういうタイトルでいろいろなことが提起されてありますが、事例として、例えば「浜辺に時計塔がでない」というM青年会議所の話というのが絵を入れて詳しく出ておるわ

けです。日本海に面したこの青年会議所は、地域の活性化と地域色を打ち出す事業として、浜辺に若者が利用できる浜茶屋を計画した。ところが、港湾法の条例によって恒久的な施設を建設できないというわけだ。やむなく仮設のテントを建てて事業をしたところが、浜茶屋事業は大成功でかなりの収益を上げた。そこで、この収益を生かすために、市民に喜ばれるもの、必要性の高いもの、あるいは地元シンボルとなるという三つを基本方針として地元で還元しようとして、検討の結果、地元を代表する浜辺へ時計塔を建設することにした。水泳中は時計を外す人、あるいはまた子供たちは泳ぎに夢中になって時間を忘れてたりするものから、浜辺でのこの時計塔というのは安全性という点から考えて大変大きい目印になるということだ。市に建設をいたしたいからという陳情をしました。ところが、港湾法の条例によって浜辺への建設許可はだめだというわけだ。最終的に浜辺の駐車場に建設した。事志とは違ってしまった。それで、こういうことでは自分たちの町づくりというのではありませんか、住民が必要としてもできないではないか、おかしいではないかと一つの指摘をしておるわけです。

さらに、こういういろいろな事例があるわけですが、例えば「安全のための表示さえも認められない」というN青年会議所の話ですが、この会議所のある近くの川で、潮干狩りをしていて中学生が水死をした。そこで、危険箇所は地元の人たちが警察署と一緒に「危険」という看板を立てようということにした。ところが、その川が一級河川のため建設省の許可が必要だということで交渉したところが、「危険」という看板の表示は管理上よくないからだめだ。これは大臣は特に昔はその関係の御出身でありますから、その関係はよく御存じの御出身であります。そこで、結局地元住民は看板を許可なしで立ててしまった。こういうことでは町づくりはできないではないか。横浜市が長年かかって歴史の町づくり等をやった経過も書いてあります。

こういうところには実は、これにあるのでありますが、いわゆるここに指摘しているのは何か。今は町づくりができないというものは、あれもだめ、これもだめ、がんにがらめになつて、何も自分らが発想しても役所のめがねに合わなければできないじゃないか、こういうことなのではないか。そうすれば、私は、町づくりのまず一番軸というのは、地方への権限移譲を自治省が積極的にやるべきだ。けさも地方権限移譲では新行革審の人がどこかでいろいろな参考意見を聞いておられる場面がテレビに出ておりましたが、もちろん昨年地方制度調査会で総理も発言がありました。当時の梶山大臣も私たちの質問に答えて発言がありました。各省庁綱張りを受け皿としていいんじゃないか。新行革審が強いので、こうありました。しかし、自治省からは必要だというけれども余りビジョンは出ない。むしろこの青年会議所の方は一万件からの許可事務やその他を小まめに取り上げています。私は、自治省はそういう点では町づくりの障害になるものをこの際国会にも町づくり提起すべきである。こういう点では実は町づくりきていないのです。これは自治省は一番わかっているわけなんです。しかし、先ほどの大臣のような抽象的なお話ではこれは全然中身のある論議にはならないと私は思うのです。

そういう点では先ほどからお聞きしているわけですが、その辺、今の規制という問題と絡めて、大臣どうでしょうか。そういう点が実は町づくりの障害になっていくんじゃないですか。

○坂野国務大臣 地方への権限移譲問題は、確かにふるさと創生といいますが、一極集中の排除という面からいっても大変重要な問題だと思っております。

御案内のとおり、地方制度調査会でもかなり具体的に、たしか十六項目に及ぶ具体的な提言を行っております。そういうものを踏まえて、今お話のありましたように昨年の暮れに総理から行革審に対して諮問がなされまして、国と地方との権限問題をどうするか、地方の財政問題も含めて今後検討しようということでございますから、自治省としても行革審等とも十分連絡をとりながら、先生のおっしゃるような方向に持っていく問題も踏まえながらそういう方向に持っていくかと思っております。

○安田委員 私は、やはりそういうふるさと創生という問題で皆さんが今官庁の中でも主管的な立場にあるのですから、この際そういう点で地方への権限移譲という問題等が――ふるさと創生といつても、従来いわゆる個性ある魅力ある町づくりというのはいろいろな施策が出てくるわけですが、けれども、そういうのができなかった理由はなんだと大胆に出すべきじゃないだろうかと思っております。

そこで、この中にも、地方自治経営学会の資料から引用された資料が日本青年会議所の資料に転用されているわけでありませうけれども、都道府県、市町村の事務区分ですね。例えば、国庫補助金関係の仕事でとられる区分というのは、都道府県で四四・六％、市町村で二四・九％、そのほかに国からの調査依頼だと住民対応だとかいろいろなのがあります。そこで、この中に「まち作りを考へ、企画し、調査する」、そういう事務の区分というのはいろいろの程度を占めているか。都道府県で四・九％、市町村で一一・五％。実は全体の割合強しか自分らの町づくりを考へ、企画し、調査する時間がないという資料が出ています。

実は皆さんのお耳に入っているものでありませうが、一億円いたるところ、それは大きいところはどういうことではない。大きいところは大きいところでもまた悩んでいるのですけれども、小さいところは一億円という大変なところもお金をもらうものなんです。これは喜んでおられるところが、それを考えるスタッフがなかなかない。村長さんや町長さんが号令をかけているけれども、忙しいのにどう考へるかという、本当に笑ひ話みたいな話があるのです。私はなぜかと思つたら、やはり時間がない。これでは幾らみずから考へみずから行えといつても足かせが多過ぎる。まず時間

がない。国庫補助金の仕事をしなければならぬ。国からの調査依頼をしなければならぬ。住民の対応をしなければならぬ。町づくりを自分から考へる時間がない。これをまず解決するにはどうするか。やはり権限移譲とかそういう問題を解決していかなければならないということがここに出ておるわけですね。

そこに財政局長さんがいらっしゃいます。が、「地方財政」の一月号の「論評」にまことに高邁なことが書いてあります。その中の「三 ふるさと創生・地域の活性化」というところで、「時代は、補助金行政に見られる中央主導型の行政でなく」といつてずつと書いてあります。そして「抽象的、画的であり、日本列島どこを切っても金太郎アメ的になり、住民が誇りと愛着をもつて『ふるさと』づくりにはなり得ません。全くおっしゃるとおり、極めて立派な見識がここに載せられております。そしてさらに一億円の問題についても「その使途は地方団体の判断により、国の制約を受けません。またずつと後段の方に来まして「無駄であるかどうかの判断基準は、中央官庁や東京の知識人でなく、地域地域の住民の判断基準に照らせば良いのです。」こういうぐあい述べておられるのです。これもそのとおりであります。

ところが大臣、不思議なことに、一億円の使い方にも、バードなものはだめだというそのくらいはいいとして、事例としてあれもだめこれもだめ、十二ですか挙がっております。これは事例です。よ。あなまりますと、どこを向いても出口を探すのにやはり頭を悩ませますよ。というのは、たつた一割強の時間しかない役所の人たちで、さあ探せといつても、あれもだめこれもだめ。見れば例がたたくさん書いてある。さてどの入り口を探せばいいのか、まあ金塊あたり買った方がさういう点では一番利口かもしれません。一番簡単明瞭。そういう点で、私は今財政局長さんの論文から引用しましたが、まさにこのとおり、地域地域の人が判断するんだ、こうなんだけれども、実際は今の皆さんのやつていらっしゃる行政はさうなっ

ていないでしょう。大臣、どうでしょうか。

○坂野國務大臣 後でまた事務当局から答弁があると思いますが、私どもの考え方は今先生が局長の弁をおっしゃるとおりでございます。特にこの一億の問題については一切私どもは干渉しない。自由な発想でどうぞおやりください。しかもおやりになるときは、確かに町当局なり町村長さんには忙しいでしょうから、なるべく地域の皆さんに募集をして発想をできるだけ出していただいで、それをできるだけ集約するような格好で持ってきていただいたかどうかということも言っているわけでございますから、どういふ発想が出てくるか、発想によって、その中でこの辺は法律にひっかかるのか、ひっかからぬのかというような場合には県庁の方にまずひとつ相談をさせていただいて、これがいいか悪いか、県の方でも推進本部とか個人的な懇談会を知事のもとでつくっていただくようなことにはしておりますから、しかし発想そのものは自由な発想ということでお願いしておりますわけでございますから、そういう中でひとつ進めてまいりたい。出てきたものを私どもがまた肉づけできるものは肉づけをして、これを育てていくように持っていきたいという考え方でございます。

○小林(実)政府委員 私どものいろいろつくっておりますメニューは四全総に基づいて考えておるものでございまして、御承知のように多極分散型国土の形成を目標にいたしておりますが、開発方式といたしましては「交流ネットワーク構想の推進」というのを挙げています。その中で地域主導による地域づくりを推進することを基本とする。こう書いてございますので、それを基本にいろいろな施策、メニューをつくってきておるわけでございますが、「自ら考え自ら行う地域づくり」につきましての例示も、これもあえて例示すればいいことではないかと、使い道につきましても、今大臣からお話があったとおりでございまして、一切私どもの方からあれこれ指示はいたしておりません。何よりも地域住民の知恵と情熱を結果して

政策づくりを考えてほしいということをお願いしております。時間をかけてゆつくり考えてほしいと思っております。

○安田委員 そこで、私はちよつと別の観点から聞くのですが、五十九年度からまちづくり特別対策事業が実は地方財政対策にのつてまいったわけです。これはもとと、あのときは単独事業が計画上とそれから実施されるのがどうも乖離が大きいのと、ちよつと削って、それでまちづくり特別対策事業として新たに項目ができたというように私ちよつと記憶しておるのでありますが、さて、その後六十三年度、今年度はふるさとづくり特別対策事業が主要施策として入った。今回は「自ら考え自ら行う地域づくり」事業として各自自治体に一億円ずつ配分するんだ。さて、それぞれ事業の性格は説明はあるのでありますが、この事業の連関というのはどういうことなんでしょうか。これはいろんなのがあるのですけれども。

○小林(実)政府委員 基本的には、地方の単独事業につきましてそれを促進するためといえますか、推進するためのメニューをつくってきておるということでございます。

最初のまちづくり特別対策事業は五十九年からでございますけれども、個性的な魅力ある地域づくりを進めるために広域市町村圏の計画がございまして、それに基づきまして広域的な調整を図りつつ公共施設の整備等の地方単独事業を支援するために考え出したシステムでございます。それから、ふるさとづくり特別対策事業は、それに加えてまして新たな要請といたしまして多極分散型国土形成の促進ということが言われてまいりました。そういうことで、公共施設の整備等の地方単独事業の中でも特に都道府県単位で見まして緊急度の高い事業につきまして積極的に進めてもらうためのシステムということで考えたものでございまして、いずれもハードの事業でございます。そういうことでございますから、ふるさとづくり特別対策事業の方はやや規模の大きいものも想定しておったわけでございます。

次に「自ら考え自ら行う地域づくり」につきまして、やはり地域づくりの原点は市町村でございまして、自分で知恵を出して情報を結果して行つてもらいたい、主にソフト事業を想定しながらひとつ地域づくりにつきましてお考えいただきたいということをお願いしておるわけでございます。

いずれも、最初に申し上げましたように、地域主導の地域づくりのための我々が用意しました地方単独事業につきましての支援のシステムというふうに御理解をいただければ結構かと思ひます。一億円の事業におきまして、このふるさとづくり特別対策事業を含めて構想を練つていただくのも結構でございますし、まちづくり特別対策事業を含めていろいろお考えになっていただいても結構であるわけでありまして、それぞれ単独でおやりになつても結構です。組み合わせをして行つていただいても結構である、こういうふうにお考えをお願いしております。

○安田委員 今審議官の説明の中にもそれぞれ区分しておつたやつておるのですが、しかし中身はだれが聞いてもよく似たものでしょう。あれをさらに細かくすれば、それは本当の部分的な点とちよつと広いものということになるのでしようが、確かに例えばふるさとづくり特別対策事業でも、あの当時何とていってもちよつとちよつとでなく、かなり大規模なもの、それぞれ申請したところを見ますと五十億から何百億という大きい申請が、自治省の今オーケーとされたところも大きいです。しかし、中身はみんな各市町村それぞれ出したものを県単位でまとめてやっておるような格好でしよう。だから何かまちづくり特別対策事業の連合軍、県単位の連合軍みたいな感じがありませんか。だから、むしろ結果的に、皆さんの場合はそのときそのときの施策に応じてこういうものを編み出してきたんでしようが、結果的にはこれはいわゆる中央が地方をコントロールする道具になつていないか、こうなんです。皆さんはそういうつもりでやられたのではないかと私は思ひます。だが、

結果的にはそういうことになってきてしまつてい

るんじゃないか。  
例えば、この各事業には交付税の措置がそれぞれ違つてくるわけなんです。特にふるさとづくり特別対策事業の場合にはそうでしょう。事業費の一五%を初めに交付税措置をする、あとは三〇から五五%まで財政力に応じて交付税措置をしてやるという、そして起債は全部認めるといふことになる。そこで、それぞれたくさんいろいろな事業があるが、いろいろ見ますと交付税の措置の仕方がそれぞれ違ふ。なるほど私、この妙味を見て、それは皆さんはそれが必要だからやつていらつしやるんだが、地方の問題だからもうちよつと簡素にできないものだろうかと思つただけけれども、そこにそれぞれの言ふなればひもみみたいな形になつてい

るような感じを私は受けるわけなんです。  
大体こういう交付税措置にして、あるいは起債にしても、中央のめがねにかなつたものがオーケーになるわけであつて、全く補助金行政と変わらぬものが出ておるのではないかと。特に最近の交付税のいわゆるちよつとちよつと特別対策事業、ふるさとづくり特別対策事業あるいは今度の一億円の配分、全部交付税がその役割を担つていくところの結果的にそれがコントロールの重要なひもになつていまして、自治省は、本来それは地方固有の財源だから何にも縛られぬで自由にお使いください、自主財源です、こう言つて、自治省が財界からも注文がつくことに対して、決してそうじゃございませんと申つて、最もそれを守る先兵であつた自治省が、逆にそれを何か地方行政をコントロールする道具のように陥つていつてしまつていふのではないかと、これは結果論としてですよ。そういう点、局長の言われる、これは先ほどの雑誌の論文からですが、中央主導型の行政はだめだ、それから使途は地方団体の判断だ、むだであるかどうかの判断基準は地域地域の住民の判断基準に照らせばよいという点からすれば、むしろ地方の今のような許可制をやめていくとか、あるいは今回の一億円の件でも、局長は同じ論文で、今回

は地方交付税の精算増だから臨時財源を経常的な財政需要に充てることは財政運営上好ましくない、経常支出というものは経常財源で賄うのが財政運営の要諦だ、こう言っておられるわけですね。

そこで私は、そういう点からすれば、地方交付税は地方固有の財源だから地方に配分して、そして地方が借金の返済に使おうが、ハードも建物もやみ借金なんかにするというのは昔よきはやりましたが、そういうのは財政運営上好ましくないという原則は当然必要ですけれども、しかしこういうように交付税が地方に配分されて、地方が借金の返済に充てようが、あるいはまた地域活性化の投資に充てようが、例えばおくられている下水道だつて、市や町だつてかなり普及度がばらばらな

んで、歴史的な経過もあり、一年、二年でできるわけではないので、そういう点では急いでいるところもあり、順次計画とやりやればいいという都市もある。そういう点では下水道の事業や、あるいはまた雪の降るところは雪害の事業、今雪害の事業といいますが、御存じのようにモデル事業をいって、そしていろいろなことをやっていると、大規模にやろうと思つてもなかなかやりがたい。単独事業に全部つき込むというのは財源に限られるからです。そういう点で、そういうのに充てようが、要はその町の住民が喜んで住めるという、必要とする事業に使えばいい。これが財政局長さんが論文に言った趣旨に合うのではないかと、こう思うのです。ところが、一億円の措置といふ、あるいは他の交付税、何々対策事業といふこと、交付税措置といふ、小さい金は渡しても、大きい金は渡したら何に使うかわからぬからやっつけやいなというように疑心を持つたよう

なやり方が行政にあらわれておるんじゃないだろうか。だから今のような精算増でも地方に渡さないで、一億円ずつ一部は配つてやりまますよ、さあ発想しなさい。じゃ交付税ときちんと分けて、さあ皆さん、今度は金がこう出てきておるのだから、この際ふるさとづくりということで一生涯命やりなさい、こうは言えないでしょう。そこに皆さん

の、地方を信頼すると言いながら信頼していない問題があるんじゃないか。

もう一つ、やはりお金はあくまで国の行政のコントロールに使いたいというものが、皆さんはそう思つてないかもしれないが、結果的にそういうものがどこかに作用して、結果的にそういう中央主導はだめだとおっしゃりながらも、そういう格好になっていくんじゃないかというところを、このふるさとづくり一連の事業を通じて最近の特段明らかに浮かび上がっているような私は感じをするわけですね。そういう点、大臣どうでしょう。大臣でなくとも結構です。

○津田政府委員 ふるさとづくりについての基本的考え方は大臣が申されたことと一致しますが、若干技術的な面も含めまして私から御説明申し上げますと、いわゆるふるさとづくり特別事業あるいはまちづくり特別事業について交付税措置、地方債を通じての場合もございしますが、そういうような措置がひもつきのようになっておるのではないかと、こういうような御指摘が第一点かと思つています。

この地方交付税の配分の仕方については、いろいろ考え方もございしますが、正直申しまして、経常経費系統というものは今ある人口であるとかそういうようなもので配分が可能なのでございします。ところが投資的経費の方は、これからつくるもの、今ないものに対してどのように評価をして配分するか、実はこういう技術的な問題が基本的にございまして、いろいろな工夫がされてきたわけとございします。そして、最近行われておりますまちづくりあるいはふるさと特別対策事業、これらにつきましましては、地方団体の計画に基づいて配分する、こういうような考え方をとっておるわけとございします。その場合におきましても、先生御指摘のように、交付税も地方の共通財源でございしますので、その算定の基礎となりまます計画づくりというものにおきまして地方の自主性というものを十分私どもも考えていかなければならないのではないかと、かように考えております。特に、例の「自ら考え自ら行う地域づくり」ということで、地方

団体の計画づくり自体においても財政需要として算定する。それもそれぞれの団体まさしく価値があるものとして一団体一億円、こういうような措置をとっておるわけとございまして、計画づくり段階におきます地域住民、そして地方団体の自主性というものは、今後も私も尊重してまいらなければならぬのではないかと思つています。

それから、地方債の許可制度についての御意見もございしました。この許可制度そのものにつきましましては、この許可制度がないと、結局はいわゆる金融機関がどの団体のどの事業に貸すかというものは、まさしく金融ベースの判断で行われてしまつておるわけとございします。ところが、財政力におきましてもかなりの格差があるというような場合には、むしろ財政力のある団体に金融機関が貸したがる、財政力のない団体には金を貸さない、こういうような事情も出てまいりおそれるもございします。また、緊急的な事業に金が回らないで、いわばもうちょっと後でもいいようなものについて、財政力があるあるいは借入返済能力があるという観点で金が貸される、こういう心配があるわけとございします。ですから、許可制度の運用を通じて、財政力のない団体あるいは緊急性のある事業というものに対して優先的に金融措置が講ぜられるような仕組みというものがこの許可制度を通じて行われておるわけとございします。

いずれにしましても、地方交付税の問題は、私ども地方の共通の財源、このような考え方としまして、今後におきましても配分の方法について工夫をしてまいりたい。

また借入金返済ということも、まさしく交付税特会借入金地方の共通の借金でございします。中長期的な財政の健全化という意味におきまして、あのように剰余金という格好で出てまいつたときには積極的に返済しておいて、将来の財政負担を軽減した方が地方団体全体として財政運営、中長期的な健全な運営が図られるのではないかと、かように考える次第でございします。

○安田委員 結局、私の言っていることは、個別

の問題で分割してしまえば、今おっしゃつたように地方債の問題も借金の質の問題からいろいろな問題が出てくるわけですね。それはだれでも心配のあるところですが、問題は、私が言っているのは、いわゆる今地方が、皆さんが一生涯命振り役でやる、みずから考えなさい、みずから行いなさい、特色ある町づくりをしなさい。中曾根総理時代は個性ある魅力ある町づくりですか、今もそれがあ

るいはふるさとづくり特別対策事業の前段にそういうのがやはり書いてあります。だから、それと一体どう違うのか。前の内閣もちゃんと個性ある魅力ある町づくりというのを出しているわけですから、皆さんも現にそれはちゃんと文章に入れておるわけですから、問題はそういうものがなかなかできない。できないのはなぜか。今言つたように、いろいろな規制があつて地方がやろうと思つてもできないじゃないか。手も足も伸ばしがたいような状態になつておるじゃないか。金を見たら、これもまた財源は小さい。独立した財源を欲しいと言つてもないじゃないか。では金を借りよう。これもまた許可制があつて、なかなか借りよう。これもまた中央のめがねに合うものしかできないじゃないか。そうしたら何が残るか。結局中央主導型ではだめだ、こう自治省はおっしゃるのだけれども、結果的には中央主導型のものしか残らない。そうすると、先ほどの財政局長さんの論文にある、日本列島どこを見ても金太郎あめという、結果的にはそうなるというわけですね。だから、その悩みをどういうぐあいにこれから解決していくかというものは自治省の役割ではないかということをおぼから一貫して私は言つておるわけですね。

個別に問題を言えば、今財政局長がおっしゃつたそういう問題がある。それはわかっている。問題は、全体として今やらなければならぬものを、それらを自治省はどうするか、これを私は聞いておるわけですね。ひとつぜひとも、これからまだ財源問題等に入っていきますので、みんな連関しておりますので、そういう意味だということをおぼさんの方で受けとめていただきます。そして

ひ権限移譲、行革審が今審議しておるからということでお任せしていく必要は私はないと思う。自治省が所管の役所として、地方制度調査会は十六項目、あれももちろん事務局が自治省にありま

から、いろいろな各官庁の関連を見ながら、この程度はぜひやらせようということを出されたものだろうと思っておりますが、もっと大胆に、本来はこうあるべきだということを出されていいのじゃないか。そうしなければ、なかなかこれはふるさとづくりといつてもできませんよということをお互いに皆さんもそう思っているんじゃないか。さういう点では、しかし今はさういうことをやるチャンスではないかということでも申し上げておきます。

さて、高齢化の進展によりまして、福祉の対応、それからふるさと創生という名目による地方の活性化ということが今の政府の大方針であることは先ほどから申し上げておるところであります。この裏づけとなる財政ということになりますと、ふるさと創生問題では今いろいろな点でちよつと申し上げましたが、抜本的に財政問題の改革ということでは手つかずではないか、こう私は思っているわけですが、むしろさきの税制改革で地方の立場が逆に弱められることになってきたのではないだろうか。

一つは量の問題。本来は地方と国との事務事業に合せてお金の配分というものはなければならぬ。現在事務的には地方が七〇、国が三〇の割合でありますから、これが一つの基準として量的にお金の量というものは確保されなければならぬということになります。現状は地方は五三・一だつたでしょうか、とにかくそのとおりにはなっておりません。ことしは多少さういふ点での量的なものは確保された。多少伸びましたが、全体としてまだ足りない。さういふ点では、このあたりの改

革は必要になってくる。

二つ目は質の問題。地方税の収入の普遍性、応答性、自主性などの原則を尊重して地方の独立財源というものを拡大していく。さういふ点ではことしは、どうもこの方は逆に一・何%でしょうか、少なくなつてきた。

三つ目は、自治体間の財政調整機能を適正に行うことが必要でありますから、交付税制度等あるわけでありまして、特に市町村に重点を置いた税源配分というものを考慮すべきではないだろうか。

これらを総体として見た場合、最近の政府の施策というものは残念ながら逆に中央志向型になっていないだろうか。特に、消費税導入によって地方税の体系が変わり、そして地方財政の仕組みも少し変わりました。その中身を見ると、今言いましたように、量的には確保されている面があるが質的には後退している面がある。自治体間の財政調整機能、これは後ほど多少触れますけれども、先ほどふるさと創生論の中の交付税のことで言いましたが、国の方のさうした施策に合わなければ交付税の配分もまかりならぬというふうな、今一部です、これは全体の大きい交付税の中の主要を占めているわけではないけれども、さういふ面が出てくるということは余り好ましいことではないなという感じが私はします。

さういふ点で、こゝらあたりの地方財政のあり方ということについて、私は今言いましたように、中央志向型であつて、さういふ高齢化社会の進展あるいはまた地方の活性化ということにどうも合っていない、さう思うのですが、その点どうでしょうか。

○津田政府委員 今回の税制改革は、税体系の見直しということで、国と地方との間の財源配分関係というもので直接の対象としなかつたわけでございます。と申しますのは、何と申しましても今回の税制改革は国・地方を通じて二兆六千億の減税超過、このような形でやっておるわけでございます。さういふ意味において、財源を増強

するといふような観点というものはなかつたわけでございます。特に、地方財政におきましても、結果的には約九千億程度の減税超過になっております。幸い経済情勢が好況のために、自然増の部分は十分埋まる、地方財政の運営に支障が生じないと考えておるわけでございますが、全体的にさういふ減税超過という観点の中での税制改革であるということが、この際、地方財源、地方税源をふやすといふような形にはならなかつたわけでございます。

それから、質的な問題として、いわゆる地方の最も自主的な財源でございます地方税というものを、特に地方間接税が、新しい消費税を創設するために廃止あるいは大幅な調整というものを受けたわけでございます。御指摘のとおり、国と地方との税源配分におきましても若干国の方にシフトする結果になったことは残念なわけでございます。私どももこの十年來、一般消費税のとき以來、新税ができる場合それを地方税源に何とかした

い、いわゆる地方の新税ということも考えられな

いかということも検討してまいつたわけでございますが、残念ながら納税者の事務負担あるいは二重課税とか、さういふような問題がございます。これを創設して地方財政の基盤の強化ということをやつたわけでございます。

御指摘のとおり、交付税、譲与税を含めました

一般財源ベースの国と地方との配分関係は、従来

地方は、六十三年度ベースで五二・四%でございますが、税制改革後は五三・一%と、税源配分では若干国へシフトしましたが、交付税、譲与税を

合わせました一般財源ベースでは地方団体へシフトさせて、その意味では自主性というものもある

程度向上したのではないかと考へておる

わけでございます。そして何よりも、これから交付税法等で御審議いただきます地方財政計画等におきましても、一般財源比率が六八%まで向上したといふことでございますので、地方の自主財源、一般財源というものの強化は相当進んでおるとい

う状況でございます。

いずれにしましても、国と地方との関係におきまして、補助金の問題、そして権限の問題等いろいろの問題がございますが、今後におきましても、財源関係におきましても地方財政の基盤強化、自主性、自立性につながるような観点で私どもは努力してまいらなければならぬと思ひます。

それから第三点の地方団体間の財源調整の問題でございます。私ども、交付税の配分等につきまして今までも努力し、また今後も努力するつもりでございますが、先ほど御批判もございました。いわゆるふるさとづくりあるいはまちづくりの交付税の補てんの仕方等でございますが、端的に申しまして、これ自体を目的にしたわけではございませんが、一億円を各市町村に配分するということも、財源調整という面では財政力の弱い町村を重視するといふ結果になっておりますし、またさういふような措置によりまして、でき上がつてくる計画に

対処して地方交付税を配分することは、計画能力

力それ自体いろいろの問題があるわけですが、この

一億円配分ということを通じて、財政力の弱い

団体におきましても計画づくりの力をつけて、

その計画のつとつたまちづくりあるいはふるさとづくりの事業ができてくれば、それに応じて交付税の配分を行つてまいりたい。これが財源の均衡化にも役立つのではないかと考へておる次第でございます。

○安田委員 さて、この国庫補助負担率の処理と

う。そして、さらに暫定になおかつ残っておるという。

財源の裏づけは、たばこ税を交付税に回す。交付税もえらい複雑になりました。国税三税の三二%が、今では消費税の二四%が入り、たばこ税の二五%が入り、消費税の二四%だつて譲与税の五分の一を抜いた後ですから、素人が見てもこれは全然わからぬ。初めはまだわかりやすかつた。だんだんわからぬ。国会議員でも、それはそれをいつも見ておる者でなければわからぬ。これでは私は、ますます地方の問題が複雑——複雑というよりも地方はやりにくくなつていくんじゃないだろうかと思うのです。だれでも、やはり住民が見てわかるような仕組みになつていなければ私はいくらだろうと思つては、補助金問題で財源等がもし処理されるなら、これはできるかどうかは別として、例えばたばこ税だつて地方たばこ税、国たばこ税とあるものを地方が全部いただいたらどうかというのではないのですから。技術的に可能かどうかということは、技術的に不可能とは言えない。ですから、やはり自治省はもう少し元気がよく私はやつていただきたい。元気がよくやつていらつしやるだらうけれども、もう少し元気を出してやつてもらわないと、先ほど局長もおっしゃつたように、何かだんだん地方単独の税というのはもう小さくなつた。三七%から今度は三五・四%になるわけですから縮まつていく。このことは、消費税等と譲与財源でついでとおるとはいうもの、しかし配分基準等の基礎、ベースは政令によつてまた変更もできるのですから、地方にとつてはどちらかという不安定な要素を持つことには変わりはないです。

そういう点で、やはり地方単独の税財源を強めるといふのが本来の趣旨でありますから、そういう点では、この国庫補助負担率の処理の結末として、まず一つは完全還元というものをやはり自治省は強くやつてもらいたい。それから、事務事業を見直してその財源の裏づけをするのなら、きつ

ちりとその裏づけのできるものを地方が単独でもらつてくる。電気税その他放したんだから、ちやんと別のものをとる。昔から大臣、転んでもただ起きぬという言葉があるのですから、やはり転ばされるのなら何かつかんでくるというものが私は必要なんじゃないかと思つていますが、どうでしょうか。

○坂野國務大臣 激励の言葉をいただいてまことにありがたいわけですが、私は、補助率の復元問題はいろいろな考え方がありと思ひます。いろいろな今までの経過で補助率というものができ上がつて補助事業というものが行われてい

るのですが、これは考えようで、先ほどからおつしやるように、本場に地方が自主的に、国からのひもつきというものを排除するためには、私は補助事業というものをある程度整理した方がいい。そのかわり、直轄事業とか国がナショナルプロジェクトでやるものは地方の分担金なんてけちなことを言わぬで全部国が出す。補助金はできるだけ整理をして、そのかわり地方の自主的な財源を考へて地方でもつて自由にして、そんなものは少々の事業は地元だけでできるんだというふうな体制が、あるべき姿だと思ひます。

しかし、せつかくの補助率というものは長い間の経過の中でできたものですから、私も最後まで補助率の復元に頑張りました。頑張りましたけれども、考へてみますと、地方財源の自主的な財源をふやして、そして地方の力をつけるということからいふと、補助率の完全還元ということも大事かもしれないけれども、それにかわる地方の自主的な財源というのを見つけるのも一つの考え方がいいんじゃないかという総合的な立場に立つての解決を、実は今度図つたわけでございます。その結果、たばこの税も入つてまいりましたし、それから一部の補助率の問題が、暫定じゃなくて恒久化ということもいたしました。ただ、公共事業についてはいろいろな議論がございまして、当面事業量が下がつちや困るといふ希望も考へ方も各省に、担当省にあるわけでございます。そういうものを踏ま

えて、これは暫定的な問題として二年送りしよう、そして二年たつたらこれは復元する、そのかわりその間は地方に迷惑をかけないように面倒を交付税で見せようということでもつて決着をつけたわけでございます。したがつて、地方の皆さんからすれば、六団体等の皆さんはまあまあこの辺の落ちつきでやむを得ぬじゃないかという評価をいただいたと私は思つておるわけでございます。

そういうことで、私も記者クラブの発言のときに九十五点だということも言つたのはそういう意味で言つたわけでございます。私は将来、本場にこれから検討すべき、もちろん財政当局も補助率問題については基本的に勉強したいと言つておりますから、これはこれで私も受けて、それならばおつしやるように地方財源をびつちり、補助率なんかでもつてひもつきでやるよりは、むしろきちつとナショナルプロジェクトは全部国が持つ、そのかわり補助金はある程度整理をして、そしてむしろ地方の財源を恒久財源というものをはつきり見つけてやる、私は方向としてはそういう方向がやはり一つの考え方がいいかというぐあいに考へておる次第でございます。

○安田委員 それから交付税の暫定加算八千四百四十億円の半額が切り捨てられるということになるわけですが、その根拠はどこから来ておるので

か。○津田政府委員 今回暫定期間が終了することに伴ひまして、いわゆる御指摘の暫定加算の取り扱ひにつきまして大蔵省と調整をしたわけでございます。そして二分の一というもので決着を見たわけでございますが、全般的な補助率の見直しというふうなものの中におきまして恒久化されたものの財源措置について見ますと、影響額で四分の三というものを恒久措置として決めたわけでございます。これとの均衡上、今までの暫定加算の処理に当たりまして法定加算で二分の一を既にとおつておるわけでございますので、残りの二分の一の半分をやりまして今回の補助率の見直しにおきます四分の三という措置と均衡がとれる、このようにな

観点で暫定加算については二分の一加算ということにしたわけでございます。

○安田委員 しかし、これは累積で八千四百四十億円なんですけれども、もともとはこれは全部もらえるという金だったんじゃないですか。かねがね議論のときには今おつしやつたような根拠というのはいつとも出なかつたのですが、どうなんでしょうか。

○津田政府委員 暫定加算の扱いにつきましては、御承知のとおりその取り扱ひについては暫定期間終了後両省の間で調整するものとするということになつておるわけでございます。その調整のやり方につきましては、要するに補助率の扱いをどうするかというふうな観点で臨まなければならぬわけでございます。もちろん私もとしては全部欲しいのは、これは心の底では持つておつたわけでございますが、今回のいわゆるこれからの補助率の見直しに当たつての恒久的な措置として、全体として四分の三を確保するというふうなバランス上、大蔵省との話し合ひにおきまして二分の一を確保すれば法定加算を合わせまして四分の三の財源措置ができた、このように考へておるわけでございます。

○安田委員 とにかく我々の議論してきた思いとは違つております。これは全部いただけるもの、そう思つて、なくなるんじゃないか、なくなるんじゃないかといふことをかねがね皆さん方に申し上げていたことでありまして、将来四分の三だけ確保ということならいいのですが、暫定措置として加算してあげますよ、こう言つてきながら今またばつきり切られる。だから、今に地方の方が金が出てきたら切られるんじゃないかと心配しておつたことが現実になつたと思つておるわけでありまして。さて、次に消費税の転嫁についてお聞きしますが、地方団体の転嫁の状況はどうかといふのは、いつも皆さんからいただくのは二月末の資料しか出てまいりません。一日から実施を見送る団体六都府県、それから一部実施を見送る団体が十五道

府県、これだけの資料しかいつも出ません。これだけしかないんですか。わかっているのですか。  
○津田政府委員 消費税の転嫁についての地方団体の状況でございますが、御承知のとおり毎日のように新聞に出ておりますように、執行部が議会にどういふふうに取り扱うか、提案したものを議会でどういふふうに取り扱うか、現在まさにその詰りめというものが行われている状況でございます。これは非常に微妙な問題でございますし、自治省がある程度の聞き取りをしておいてこれは必ずいけるのかいけないかというの借越な話でございますし、まさしくこれはじっくりと執行部と議会あるいは議会内部で御議論いただくなければならぬ問題かと思っております。そういう意味におきまして、私も先般来申し上げておきますように、今後情勢変化ということもあるわけでございまして、二月末現在におきまして四十七都道府県のうち四十一団体が四月一日からやる、ただし、そのうち十五団体は一部の使用料等について実施時期が四月以降となる、こういうようなことを申し上げておるわけでございます。

この二月末時点というものは、もちろん個々の団体によって違いますが、大方執行部が議会に提案したというふうな状況におきまして私も御報告を申し上げたわけでございます。その後提案されたものがどのように処理されるか、現在それぞれの団体におきまして重要な課題とされておるわけでございまして、これを一方的にそういうような議論の中のもの、これは通るはずだとかいうことを私も申し上げるのも失礼な話かということ、現在どのような状況かを私どもの口から申すわけにはいかないものではないか、議会が終つてきつちりと整理されたところでは私も調査ができるかと考えております。

○安田委員 これは大臣に聞くのですけれども、東京都知事と自民党政調会長との会談の合意事項、合意内容ですね、これはどういふぐあいに考えておられますか。  
○坂野國務大臣 私も政調会長にちよつと会つて

はおりますけれども、どういふ話をしたんだというところは確かめてはおりません。報道されているところによると、渡辺さんも企業努力できるものがあつたら企業努力どうだというようなことをあるいはおっしゃったかもしれませんけれども、直接どういふことをお話しになったかということを知事さんにも政調会長にも聞いておられますので、ひとつその辺のコメントは差し控えたいと思つております。

○安田委員 報道されている点からしますと、東京都が行政努力でコストダウンした分に対して消費税を上乗せすればいいじゃないかということになつていまして、事実横浜市も、与党の政調会長がそういうことであるならそれは筋は違ふのじゃないか、こういうことを公式にもこれまた言つていらつしやるし、内容からすればそれに反発がないところを見ればそれは事実なんではないか。また東京都はそれによってそれぞれ消費税の上乗せについて見送つていくわけでありまして、事実なんではないか。

そこで、先ほど全国的な情勢について財政局長から今議会で中からという話がありました。それぞれの報道も毎日出ておられて、それぞれ変わつておられますからよくわかりませんが、例えは中には上乗せしないと云つておつたところから、すると云つておつたところから、それからいろいろございましてよくわかりませんが、それぞれ新聞報道で出ておるところ、例えは最近ではNHKが二十二日に完全実施は十六府県というのを報道したのを聞きました。それからまた、さきに新聞で六百四十五市のうち二百四十七、三八・三%、これだけが転嫁をするというのが出たり、こう見ますと大勢としてはかなり見送りが多いということだけははっきりして、半分以上の自治体になるのじやなからうかと推定できるものがあります。

そうした中で、今民間ではこの消費税をどう吸収するかというところで知恵を絞つて民間ベースでいろいろやつておられますし、それに合わせて地方

自治体も、住民からの反対も激しい、住民にどのようにしたら負担増にならないかということでも工夫を凝らしておる。それをどうも不合理だ、不適切だということ、三月十四日、自治省は改めて大臣談話を出されて、それをまたつけて通達を出しておられる。こゝらあたり、例えば宮城、千葉の知事選の結果からしても、住民の反応というものにはやはりリクルート問題と合わせてばちつと出ておるわけでしょう。自治体は自治体なりで今言つたようにそれぞれの工夫をしておる。皆さんの方でそれは不合理だ、不適切だ、こういう締めつけというのは、自治体のこの意欲というのを失わせるのじやないですか。それは自治体がそれぞれ結果的に財政的にどうなるかわかりませんが、皆さんはそれは恒常的な財源を食つていってしまふ、こうおっしゃるのだけれども、しかし実際は今一生懸命議会で論議しながらやつていっているに皆さんがこれほどまで強圧的な枠を締める必要はないと私は思うのです。ましてや、この通達に即した措置をとらないなら、これは閣議で出たものであります、交付税の配分を左右しろというふうなことで言われておるといふ。私は自治省にはそういうばかげた話はないと思つておられるけれども、そこら辺を含めてひとつお聞きしたいと思つておられます。

○津田政府委員 国民あるいは地方団体の住民に於いていろいろな意見があることはもちろん私も承知はしておるわけでございますが、やはり厳然たる事実として昨年の十二月三十日に法律が公布され、そしていよいよこの四月一日から課税される、こういう厳然たる事実があるわけでございまして、しかも税制改革法によりましては、消費税を円滑かつ適正に転嫁すべき事業者ということが書かれておられますし、環境を整備しなければならぬ、こういう責務があるわけでございまして、昨年の国会の議論におきましても、転嫁については原案でございましたが、それを国会修正にして転嫁すべきである、これまでの修正が行われた。こ

のような国会の合意を受けて、私も行政を預かる者として、地方団体に適切な転嫁というものをご指導しなければならぬ私も自身の責務もあるかと思つております。

強圧的な指導かどうかという判断でございますが、私もはあくまでこういうような厳然たる事実というものを地方団体に十分御理解をいたたく、そして議会審議等におきましてもそのような判断材料というものを執行部として十分提供していただいて、その上で議決処理をお願いしたい、このような考え方でございます。

地方交付税等の問題につきましては、閣議で公式発言ではなく、若干コメントがあつたようでございますが、私もとしまして、地方団体がまさしく自律的な判断によりまして、厳然たる事実でございます消費税が四月一日から課税されるよう適切な対応をされることを通じまして地方団体の信頼が増すのではないかと、このように考えておるわけでございまして、今後も粘り強く指導してまいらなければならぬ、このように考えておられます。

○安田委員 それは粘り強く指導と言つけれども、地方団体は子供じやないのですから、皆さんの通達とか内閣とかというものは、それが出たらびりびりしておるのですから、それにもかかわらず地方団体は今できがたい状況になつておる。だから、子供やわからぬ人になら何遍も言えればわかるでしょうし、するということはありませんけれども、もうそれは皆さんが通達一本出せば、地方自治体はちゃんと今まで右向けと言つたら右向け、左向けと言つたら左向け、いや、向かなくていいものでさえ通達があつたらちゃんと従つておるのですから、にもかかわらず、今回はそれがたい事情が出ておるといふことを皆さんは認識しなさいや。ましてや、ここにも与党の方がいらつしやるけれども、地方議会では、国では与党であるところの下部の議員団の人も、ちゃんとこれは反対だと言つたところがあるのだから、これはあなた、地方自治体だつて混乱しますよ。

○安田委員 これは大臣に聞くのですけれども、東京都知事と自民党政調会長との会談の合意事項、合意内容ですね、これはどういふぐあいに考えておられますか。  
○坂野國務大臣 私も政調会長にちよつと会つて

だから、その事態に即して、皆さんは、今局長がおっしゃったように責務があるから当然それは通達は出されるでしょう。だが、これだけしつこくあまたこうだとやる必要はないのですよ。これはやはり、通達みたいなものは一通出したらそれはわかり切っていること。それから、まして今交付税の話、そういう話がほかで出ておるので、皆さんの省の中で出たわけじゃないが、一体自治省はそういう考えはあるのかなのか、聞かせてください。

○津田政府委員 先ほど申しましたように、私もは粘り強く指導してまいらなければならぬ、この厳然たる事実というのがあるわけでございますから、それに即応して地方団体において適切な対処をお願いするわけでございます。それで、交付税の減額等ということが言われておりますが、私もそれは検討しておるような状況ではございません。

ただ、制度的に申しますと、御承知のとおり、地方財政法の二十六条によりまして、法令の規定に違反し、著しく多額の経費を支出したり、また確保すべき収入の徴収を怠った場合には、減額できる、あるいは返還を命ずることができ、こういうような規定がございます。ですから、制度的問題としてはその問題は確かにございます。ただ、私もその運用に当たりましては、憲法に、地方団体の組織、運営については地方自治の本旨に基いて、こういうような規定があるわけでございます。やはり運用面というものは、よく言われまじうように、地方財政法の交付税の減額の発動の運用としてはそういうような観点で考えなければならぬ問題かと思っております。

私どもは、地方団体が自律的にこの四月一日の消費税が円滑に実行されますように期待しておるわけでございます。

○安田委員 地方団体が消費税を国に納めなければ、それは明らかに法令違反になるけれども、内部で消化吸収したものは法令違反になるかどうかとなると、これはまた大議論です。だから、そこら

あたりになると、それはもう皆さん感情論でやっつけてしまうことになるので、万々自治省としてはそういうばかげたことにはないと思っております。しかし今おっしゃった局長の後段の発言の中にそれがあらわれているだろう、地方自治ということがあらわれているだろう。まあ、責務ということがあるから、そういうこともおっしゃらなければならぬことだろうとは思いますが、自治省はやはり地方団体の動きに十分留意されて、皆さんが適切と言つと私はすぐ梓をつけるんだけれども、それこそ地方団体のその意を十分酌み取った適切な対処ということが必要であろう、こう思います。

さて、税の方にちょっと入っておきますが、不公平税制を是正するということが税改革の最も大切な課題であつたわけでありまして、ところが、個別の税の問題を見ますと、不公平の拡大になっているものが出てまいっております。

そこでいま一つお聞きしたいのは、国税の租税特別措置によつて影響を受け、いわゆる遮断と言われておりますが、その点、それから、みなし法人課税の見直し、こういう点等ほどのように検討されたかということをお伺いしたいと思っております。

○湯淺政府委員 国の租税特別措置の中には、地方税におきましても同じように軽減を行うことが適当であるというものがかなりございます。これはいろんな政策的な配慮から、地方税においても同じようにやる必要があるだろうというところであらうかと思つております。それからもう一つは、国の租税特別措置を地方税で回避するというのが課税技術上非常に難しいという問題もございまして、私どもは国税の租税特別措置と地方税への影響というものを直接的に受けさせるという点については、これは問題があるということでは基本的には考えているわけでございますが、今申しましたような政策的な課題について国も地方も同じように配慮していかなければならない問題、あるいは課税技術上の問題というようにございまして、

正直申しまして、なかなかこの遮断というものが難しいということもございまして、

今回におきましても、国税との遮断ということも考える前に、国税、地方税を通じてこの租税特別措置のあり方というのを見直すということも、いろいろこの政策目的の緊急性というものを吟味いたしながら、一部は整理合理化をさせていたいただいたものでございまして、そういう観点から今後ともできる限り整理合理化を行つてまいりたいと思つてございまして、

それから二番目のみなし法人課税の問題でございますけれども、みなし法人課税につきましては、既に所得税におきまして事業主報酬を實質的に制限を加えるというところで、昨年の税制改正、昭和六十三年の三月の税制改正におきまして、その適用期間を五年間延長したわけでございます。住民税につきましてもこれに合わせまして、今回の地方税法の改正におきまして、とりあえず五年間の延長はさせていたたくことにしたわけでございます。

ただ、このみなし法人課税につきましては、先般の抜本改革の審議の際にも、不公平は正の各党の御協議の中の一つの項目として挙げられていた問題でございまして、このみなし法人課税について今後どうするかという大きな問題がございまして、この点につきましても、各党間の御協議というものの内容を十分踏まえまして、また所得税の今後の扱いというものも考えながら、この次の期限までに適切な結論を出したいというふうに考えておるところでございます。

○安田委員 そこで時間がいいよ、これで終わりになつてまいりますので全部飛ばしまして、住民税の件、一つだけ最後に聞いておきます。

住民税減税が行われるわけでありまして、けれども、どうも大変不十分で、特に昨年の税改革で、この辺になるとかえつてひずみが出たのではないだろうか、私たちはこう思つておるわけですが、

そこで、特に配偶者特別控除の引き上げで総体約二千億円、それから特定扶養親族に対する扶養

控除の増額、これは教育通齢期の子供のおとこ、二百二十億円、こういう措置がなされた。これはまあこれを含んでおるわけですが、それで勤労者世帯の三五%を占める共働き世帯にはこういう関係の恩恵、低減されていくものですか、恩恵がないということ、そこら辺がまたひずみが出てしまふ。したがって、住民税減税おおよそ八千億円、これは明年実施でありますけれども、八千億円の中でこういう者たちを、特定なものも引いていきますと、全体としての減税というのは極めて少なくなつてしまつてしまつて、依然として住民税の重さは軽くなる、こういう不満が充満しておりますし、また各方面から住民税減税をさらに進めろ、こういう声非常に強いし、私どももまたそういうことで、今度の予算に向かつてそのような組み替え、もしくは修正ということが出されると思つております。

さてそこで、非課税限度額の引き上げという点、私どもは給与控除約三万五千円、人的三控除それぞれ二万円、こういう点の引き上げ等をぜひ実現してバランスをとらなければならぬというぐあいと思つておる一人ですが、まずこの住民税減税をさらに進めていただきたい、この点どうでしょうか。

○湯淺政府委員 個人住民税の問題につきましても、所得課税の一端といたしまして、所得税とあわせて前回の昨年十二月の税制改革におきましても、平年度で九千四百億円の減税を行つたわけでございます。また、その前の六十二年の九月におきましても、住民税におきましては独自の減税ということで、平年度六千六百億円の減税をするということ、住民税の立場からはできる限り皆さんの御負担を減らしていこうという努力をしていくわけでございます。

今回の改正におきましては、非課税限度額の引き上げという点に絞りました改正をお願いしているわけでございますが、この点は御案内のとおり均等割、所得割の非課税限度額はそれぞれ生活扶助額とかあるいは生活保護基準額との関連で定め

ているという経過もございますので、この点についての手直しは今回やらせていただいたところでございます。

所得税に対する負担感の非常な累増感と申しますが、そういう点につきましては、前回のいろいろな個人所得の減税などかなり緩和されたというふうにも私も考えているところでございまして、今後の財政事情等も勘案しながら慎重に考えていくべき問題ではないかというふうにご意見を伺います。

○安田委員 それでは終わります。

○西田委員長 中沢健次君。

○中沢委員 私の持ち時間は一時間三十分でございますので、論点を絞りまして具体的にお尋ねを申し上げたいと思います。

まず一番最初に、先ほど議論があったのでありますが、各地方自治体の三%の転嫁問題について幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず第一には、全国の都道府県状況について自治省側の調査内容がございました。そのことについては改めて指摘をいたしません。私は北海道の夕張の出身でありまして、今北海道的に言いますと、道議会、それから二百二十の市町村の議会、ほとんど開会中でございます。私なりにかなり綿密に調べている最中でありまして、例えば北海道の道議会は、住宅料は別にして三%を転嫁して議会に出している。見通しとしては恐らくこれで決定になるのではないかと。北海道には三十二の都市がありますけれども、国の方針とおり四月一日から完全転嫁をしたというは一市だけであります。完全に見送るといのが二市でございます。大部分は実施時期を七月ぐらいに先送りをする、あるいは部分的にはやるけれども主として公営住宅料等々については完全に見送る。私なりに感想を申し上げますと、新聞論調ではそういう現象について地方の反乱、こういう表現であります。私は、地方が反乱をしているのではなくて、地方の方が健在である、地方の良識のあらわれ、こういうふうにご感想として持っております。

そこで、まず大臣にお尋ねをしたいのでありますけれども、大臣は鳥取の御出身でございます。鳥取県あるいは管内の市町村がどういう状況になつておられるか、情報としてお持ちであればお聞かせをいただきたいと思ひます。

○坂野國務大臣 正式に報告を受けておるわけはございませんが、報道によりますと、鳥取の全市町村はルールに従って上乗せをして転嫁する、完全転嫁ということのようでございます。

○中沢委員 それについてあえて論評は失礼だと思ひますので控えたいと思ひます。

二つ目にお尋ねをしたいと思います。きょうは自民党の委員の先生、たくさんお見えでありますけれども、自民党の税制調査会で「消費税ハンドブック」というのがかなり以前に作成をされておるわけでありまして、別に自民党の宣伝をするつもりはないのでありますけれども、その中で、六十八項目と六十九項目に「公共料金と転嫁」あるいは「公共料金の改定時期」ということについていろいろ書かれております。

この内容を見ていきますと、例えば「公共料金と転嫁」の部分でいいますと、いろいろ書いてありますが、一番最後の部分でいうと、「その改定幅は、当該料金等によって異なってくるものであり、一律三%の引き上げとはならないものと考へられます。」極めて現実的な受けとめ方をされておると思ふのであります。あるいは六十九番目に出ております「改定時期」、これも一番最後に「公共料金等が必ずしも同時一斉に改定されるとは限らないものと考へられます。」このように自民党の税制発行のハンドブックに書いてあるわけでありまして、もちろん党と政府というのとは立場も違ふし、しかも今月の十四日に自治省の方で発行いたしました都道府県あての指示文書、内容についておのずから違つても、そういう点では悪くはないと思ふのでありますけれども、そこるところについて担当大臣としてどのようにお考えですか。

○津田政府委員 自民党のパンフレットの内容と私どもの取り扱ひ方針との点でございます。自民

党のパンフレットの中では、「経営の徹底した合理化を前提とし」とか、そういうような文句がございます。私どもは、地方公共団体の料金については、通常各地方公共団体においてはその適正化のために定期的な見直しが行われておると承知しております。現行の料金水準も適正なものとして設定されておる、このような認識でございます。したがって、これを前提とする限り、消費税の転嫁に当たっては、基本的には現行の料金等に消費税相当分を単純に上乗せせざるを得ないものであると考えております。

既存間接税の廃止等によりましてコストの変動ということもございまして、ただ、先生御承知のとおり、地方団体の手数料あるいは料金等につきましては、大体三年ぐらいが通常でございますが定期的に見直しを行う、その定期的見直しの中でそれまでの間のコストの動向等も勘案して決定する、こういうことでやられておるわけでございます。したがって、そのような要因は定期的な見直しの中で料金に反映する、このような考え方でございまして。

もちろん私も合理的な努力というものは必要と考えておるわけで、それについて地方団体としても今後も努力していただかなければならないかと思ひますが、その問題と切り離してこの消費税の取り扱ひは行うことが、かねてからのそのような定期的な料金の見直しあるいは経営努力というものとマッチしたことになるのではないかと、かように考へております。

それから、時期の問題でございます。諸般の手續、あるいは正直申しまして例えばバスの料金の表示の機械等の変更とか、そういうものがございまして、そういう意味におきまして、実態的に必要な措置を講じていかなければならないということでは当然でございます。ただ、地方団体に対しましては、私も十二月三十日に法律が公布される時点で消費税の取り扱ひにつきまして連絡をしておるわけでございます。四月一日課税される、このようなスケジュールに合わせまして諸般の手

続あるはそういうような機械の改良等を進めていくのが筋である、このように考へております。

○中沢委員 自治省としてはそういう御答弁しか恐らくできないんだと思ふのであります。しかし、きょうの委員会でも、あるいはついでこの間の委員会でも、いずれにしても今地方では大変な苦勞をしながら例えば理事者としては原案をまともた、しかし議会に出して議会で逆に修正をされる、もつと言いますと、私の夕張の市議会では消費税の廃案を求める議案決議というのを自民党関係の先生方を含めて全会一致で決めているわけですね。これは夕張に限らずそういうケースというのは全国的にいろいろあると思ふのであります。つまり、それが地方自治の原点だということには私は考へるわけですから、そういう基本的な問題について議論をしますと際限がありませんから、また別な機会にやりたいと思ひます。

もう一つ具体的な事実を含めてお尋ねをしておきたいのは、一月三十一日付で建設省の住宅局長が各都道府県知事に「消費税の導入に伴う公営住宅法及び公営住宅法施行令の一部改正について」、内容としては、消費税の導入に当たっては、写しを持ってきておられますけれども、こういうふう具体的に書いてあるわけですね。「公営住宅の家賃についても消費税の円滑かつ適正な転嫁がなされる必要があるが、公営住宅の家賃決定に当たっては、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で供給するという公営住宅法の趣旨を十分考慮すること。」端的に言えば三%の転嫁を慎重にやつてもらいたい、こういうことだと思ふのであります。

そこで、これはひとつ大臣にちよつとお答えをいたしたいのであります。大臣はかつて建設省の事務次官もされておったわけでありまして、今は自治大臣でありますけれども、この建設省の住宅局長のこういう一種の指導文書、もつと言へばそれが一つの各自治体の良識を誘発をさせる。僕の調べた範囲で言うと、三十二都市のうち公営住宅料の転嫁というのはほとんどされてない、されておるのは一市だけ、こういう状況も現実的に

されておるのは一市だけ、こういう状況も現実的に

あるわけですが、したがって、自治大臣としての感想でも結構ですし、かつて建設省に御縁のあった大臣としてこの問題についてどのように見解をお持ちであるか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○坂野國務大臣 建設省の通達を私も読んでみたわけですが、適正な転嫁が必要であるということに認めておりますし、ただ建設省としては、特に低所得者に対して低廉な家賃の供給等というところからして、別途に、個別に家賃の減免等の措置を講じていることは、これは承知いたしております。そういうことで、慎重にやれとは言っておりますけれども、転嫁について何も否定しているわけじゃありません。ただ私も、文書を読んでみるとそういうことだけれども、建設省もそういう通達を出すに当たっても少し自治省とよく相談をして、まあ公営住宅については例外的に価格の転嫁をしなくてもいいというような誤解を招くような通達は好ましくないというところは住宅局長にも言っておいた次第でございますが、そういうことで、転嫁はしなくてもいいということを言っていることではないわけでございます。文書を見てもそういうことは特にここに出ておりませんので、公営住宅についても自治省は自治省としての所定の方針に従って、できるだけ協力をお願いしたいというところでございます。

(委員長退席、平林委員長代理着席)

○中沢委員 今大臣の方から、建設省がやや行き過ぎていたというお話でありましたけれども、私から言わせれば、これは建設省の方が非常に現実的な行政指導をされている、このように評価しておきたいと思ひます。

この種の原局がいろいろ、地方のいわゆる公共料金のなものに関連する原局がたくさんあると思ひます。例えば水道料金の問題等々。こういう部分でございますが、今この通達については自治省と特別な相談がなかったというお答えでありますけれども、これ以外の、これに準じた通達みたいなものが各関係省庁から出されているのかい

ないのか、自治省としては具体的な事実を把握されているのかい、そこをひとつお答えいただきたいと思ひます。

○小島政府委員 お答え申し上げます。

例えば水道ですと厚生省でありますとか、工業用水ですと通産省でありますとか、所管省庁からそれぞれ自治体なりあるいはそれぞれの業界団体の方へ通知は出されております。

○中沢委員 いずれにしても、この種の問題でございますと、くどいようではありますが、やはり地方自治の自主性、しかも地方の議会における自律性というものは自治省としても十分尊重すべきだ、このことだけはひとつ申し上げておきたいと思ひます。

関連をしておと一つ、二つお尋ねをしたいと思います。

消費税の転嫁問題では、全国紙あるいは私の出身の北海道という北海道新聞に連日のようにいろいろ出ておりました、三月十七日の北海道新聞の記事によりますと、これは十七日の閣議の模様についてかなり克明に報道があるわけでありました。その中で通産大臣の発言として、地方が転嫁を見送る、国の方針に反する、結論的に、地方の財政が非常に裕福だからそういうことをやっていたのではないか、したがって特別交付税その他でいろいろやるべきだという発言があったというふうな報道をされております。いま一つは十九日の朝日新聞、これは田中記事で、自治大臣自身のいろいろな閣議あるいはその後の事務方に対する指示あるいはその後の談話、一連の記事が出されているわけでありました。

これは新聞報道を見る限りということが私の前提でありますけれども、十七日の閣議でこういう議論が事実問題として存在していたのかどうか、これが一つ、それから、自治大臣自身が朝日新聞で報道されているような具体的ないろいろな指示あるいは談話というのをそういう内容で正確にされていたのかどうか。この二つにつきましてそれぞれお答えをいただきたいと思ひます。

○坂野國務大臣 閣議で発言があったことは事実でございますが、その発言はこういう発言でございます。地方交付税をどうとすべきだという発言はなくて、今の状況を見ると各地方団体非常に厳しい状況にあって、一部でなかなか転嫁が実現できないところもあるんじゃないか、そういう状態ならば、地方の財源が余裕があるからというところでもって、余裕があるならば三三%の交付税についてもこれを見直すべきじゃないかという議論が出るおそれがある、これは我々としては心しなければならぬ問題だということをおっしゃったのは事実でございます。それに対して私は、いや交付税というものは別の観点で、大変重要な問題でもあるし、全部が全部交付されているわけじゃない、不交付団体も多数あるんだ、そういうことを考えてみると交付税の率三三%を見直すというようなことについては納得できないということをするに私も発言したわけでございます。

そういうことと、私の耳に入ってきましたのは、地方に権限移譲、権限移譲と言っておられるけれども、こういった消費税等を例としても、なかなか中央の考え方が地方、地方で受け入れられないというようなことが再々あるということになると、今は地方分権、分権と言っているけれども、この辺に、ついても考え直すべきじゃないかという議論を言う人が現実にあります。それは与党の中でもあります。そういうことを踏まえて、だから私は、そういうことになったら困る問題で、自治省としては、そうじゃなくてむしろ権限移譲してできるだけ地方に任すべき、地方を守っていく立場でございますから、そういうことじゃ困るんだということをして消費税の問題に関連して発言したことは事実でございます。

○中沢委員 新聞報道の正確さは別にいたしまして、ほぼ同じような意見があった、こういうお答えを大臣が集まって閣議をされる。いろいろな発言をされることは自由だと思ひますけれども、大変な影響力を持ちますので、しかも自治大臣と

いうのはやはり地方自治の方に目を向けて、ある意味で地方自治をかばうといましようか、そういう立場の大臣だと私は思ひます。ですから、これからまたいろいろな議論があると思ひますが、ひとつ閣議の中でもそういう立場をしっかりと踏まえていただいて、ぜひまた頑張ってくださいと思ひます。

そこで、この問題についての最後になりますけれども、先ほどお答えがありました今度の転嫁問題で、つまり国の方針に沿わない形で四月の議会をすつとクリアをする、そうすると特別交付税あるいは起債、自治省に關係するいろいろな権限の中で、つまりそういう都道府県や市町村に対して、いじめられはしないか、僕も随分地方の市長さん方と会う機会が多いのでありますけれども、結局そういう思いも一方では持っているわけですね。事実、交付税をペナルティーということに減額したケースが過去に幾つかある。今でも続いている。そういうことから考えますと、先ほどお答えがありましたけれども、この種の問題について言うと、もつと歯切れよく、交付税について制措置は断じてとりません、あるいは起債その他についても特別差別扱いはしません、これをひとつ明確にお答えしてほしいと思ひますのであります。これは局長で結構です。

○津田政府委員 現在私どもは、この四月一日から消費税が課税される、こういうような現実的な事態というものに対応しまして、地方団体が自律的に十分御判断をいただきまして対応していただきたい、このような立場で指導してまいっております。またまいる方針でございます。制裁等につきましては現段階において考えておるわけではございません。ただし、制度的にはそういうものもある。しかし、そういうものはやはり憲法の地方自治の趣旨とかいうような観点で運用は慎重でなければならぬ、このように考えております。ですから、後段はこれはあくまで制度の解説ということでございます。現在の方針というものをお話ししたわけではございません。

○中沢委員 先ほどの答弁と同じような答弁でありませんが、後段の方は説明だということでありまして、私は説明だというふうな受けとめて、自治省の大方針としてはこの件について各自自治体にそういう意味での制裁を加える意図が全くない、このように受けとめておきたいと思っております。

さて、具体的な問題につきましてこれから幾つかお尋ねをしたいと思います、まず地方税制のあり方につきまして幾つかお尋ねをさせていただきますかと思っております。

端的にお尋ねをいたしますけれども、かねて私もこの委員会で、国と地方の財源配分の問題、同時に地方間の財源の大変な格差の問題について指摘をいたしました。そのことを一つのベースにいたしまして端的にお尋ねをしたいのは、地方間の財源のアンバランスが今日どういう状況になつてきているのか。特にお答えをいただきたいのは、全国平均の数字と、一極集中の典型と言われております東京と私の出身の北海道、大臣の出身の鳥取、この四つについてお答えをいただきたいと思っております。

○湯浅政府委員 都道府県におきましていろいろと税源が偏在をしているという事実があるわけでございますけれども、これが一番端的に出るのはやはり事業税の関係ではないかと思っております。

この事業税につきまして、府県税に占める事業税の割合をたいたいま御指摘の府県につきまして眺めてみますと、東京都におきましては昭和六十二年では府県税収入に占める事業税の割合が五二・三％、北海道が二九・〇％、鳥取県は三〇・四％、全国平均で三九・四％、こういうような数字が出ております。こういうことが最終的に各府県の税源の偏在という問題に大きく影響しているのじゃないかなというふうな考えるところでございます。

○中沢委員 私の質問した中身と違ってお答えがあったのですが、それはそれでこの後の質問にも使いたいと思っております。

ということだと思いますと、こういう数字が明らかになっております。全国が三八％、東京都が七五、北海道が二一、鳥取が一四。つまり、全体的に税構造からいまして一極集中、あるいは過疎が地方税の占める割合が非常に少ない、端的に出ていると思うのです。

もう一つお尋ねをしたいのは、そのデータの中で地方税が収入の五％以下、これは市はないようでありまして、そういう町村の数は幾らありますか。

○湯浅政府委員 昭和六十二年の地方歳入に占める税収でございますが、市町村で五％未満しかない団体が、全体の市町村の数が東京都の特別区を入れた数字で三千二百六十八団体でございますが、そのうち六十三団体が五％未満でございます。

○中沢委員 これは後ほどの議論に結びつけていきたいと思っておりますが、ここで指摘をしておきたいのは、いずれにしても国と地方の財源配分ということにも問題があるけれども、地方間では大変な格差が生じている、これはやはり非常に大きな問題だ。もう一つは、六十三の町村がいわゆる地方

税収入が全体の五％未満である、財政論を別にやるつもりはありませんけれども、これは地方自治体の存立そのものが問われているのではないかと、やはりもっと税制改正のメスをこういう部分に入れた、私の結論として申し上げておきたいのは、地方税の相当徹底的な議論をやつて、今国の税になつていられるものを地方税に持つてくるとか、新税を検討する際に地方税にもっと手厚くするとか、そういうしなければ、五％のような町村が六十三もあるなどというのは極めて異常な状態だ、そこを脱却するために、これからの議論と

いうのはそういう視点に立つてやるべきだと私は思うのです。これは後ほどまた具体的に申し上げたいと思っております。

いのは、その中で非課税措置の見直しを今度の税法の中でやっております。ただ、これは財政的な効果からいうと余り大きな効果はないと思つて見直しをやつたということについては私としては一定程度評価をしたいと思つております。問題が項目について言いますと、六十二年で百八十項目が六十三年度は二百項目になった、新年度で若干の手直しをするのでありますが、例えば非課税措置について期限が全明示をされていないようなものもあるわけですね。これはやはり非常に問題があるのではないかと、ですから、年度年度でこの問題について検討するのではなく、もっと中期にわたつて改めて抜本的な見直しをすべきではないかと私は考えるのですが、この辺はいかがでしょうか。

○湯浅政府委員 地方税におきます非課税等特別措置につきましては、税というものはもともと公平な負担ということで成り立っているものでございまして、この公平の原則を覆すあるいは犠牲にしてまで政策目的を実現する必要性があるものに限るべきであるという基本的な考え方で運用はされていくわけでございます。しかし、実際問題といたしまして、中小企業対策でございますとか住民福祉の問題あるいは住宅取得対策とか地域政策といういろいろな政策目的におきまして、負担の公平を犠牲にしてまでいろいろな特別措置を講ずる必要性があるという考え方で今までやっているわけでございます。

そして、今御指摘のように、この政策目的に基づいてできました特別措置というものは未来永劫続くというふうなものにすべきではなくて、そのときどきの政策にマッチするようなものでやつかないかなければいけないと思つております。そういう意味でできるだけ期限をつけて、毎年度期限の到来したものにしましてはよく吟味をいたしまして、存続あるいは縮減合理化というふうなことを検討していかなければならぬ、こういう立場で私どもはいるわけでございまして、

仰せのとおり、中には恒久的なものもござい

す。こういうものにつきましては、今回の場合もそうでございますが極力期限を付して、その間で今後の取り扱いを決めていくというようなこともやつてまいりたいと思つて、既に目的を果たしたものにしましては廃止していくということもやつていかなければならないと思つて、やはり税に期待するいろいろな政策効果もたくさんございまして、こういうものも全く無視をして税制だけで運用するということもなかなか難しゅうございまして、この辺の兼ね合いを十分考えながらこの問題については検討してまいらなければならぬと思つておられます。

○中沢委員 今お答えがあったのですけれども、無期限ということについて言うは大変基本的な矛盾だと思つておられます。あるいはそういう意味でのお答えもありました。ですから、最低でもその辺のところはきちつと見直しをして、この次の税制改正の中ではそういう問題も含めてぜひまた提案ができませんように準備を急いでもらいたいと思つておられます。

さて、次の問題に移りますが、今後の地方間接税のあり方ということと関連をいたしまして、一つには消費税導入に伴つて電気税が廃止になつた、これを取り上げて少しくお尋ねを申し上げたいと思つておられます。

まず一番最初に、地方の間接税としてはかなりの財源でありました電気税、六十二年の決算見込みでいうと何千億円ぐらいたつたのかというのが一つ。それから、電気税の場合は月額三千六百円以下免税点、つまりこれは低所得者対策を制度として持つておりました。したがって、免税点の政策的な効果が金額にしてどの程度あつて、世帯数にしてどの程度あつたのか、まずこの三つを簡単に答えたいと思つておられます。

○湯浅政府委員 昭和六十二年の電気税の決算見込み額は約四千八百億円でございます。仰せのようになつたの電気税につきましては、一月三千六百円以下のものにつきましては免税点が適用されま

適用される世帯数、これは契約口数で、定額電灯、従量電灯契約分だけでしか数字がございませんけれども千九百九十四万口、これによる減収額は推計で約二百二十七億円ということになっております。

○中沢委員 本来であれば大蔵省を呼んでこういう問題についてもいろいろ議論をしたいと思いますのでありますが、きょうは呼んでおりませんから、あえて自治省側について、自治省側の見解ということを含めてお尋ねをしておきたいと思っております。

今ありましたように電気税というのは地方の間接税としては非常に貴重なものであった、この事實はもうだれも否定ができません。いま一つは、免税点の政策的な効果を含めて所得の低い世帯に対するある意味での思いやりの効果があつた、これも否定ができません。今度の消費税率が導入されまると、結果的に、税率は三%、全体としては安くなりましたけれども、免税点などという制度は一切なくなつたのでありまして、僕らはよく言うのでありますが、今度の消費税率導入は、金持ち優遇、弱者いじめの一つの典型としてこの電気税の廃止、消費税率導入があるのではないかと。かつてこの税金について自治省が所管をしていたわけでありまして、今度は消費税率でありまして大蔵省に行きましたけれども、自治省としてどういふ見解があるかは感想をお持ちか。いかがですか。

○湯浅政府委員 今回の税制改革は、所得、消費、資産にバランスのとれた税制を構築するというところででき上がった税制改革というふうに理解をしております。そういう意味で、所得課税については大幅な減税を行うと同時に、消費課税につきましても、従来個別の消費税、個別の間接税というもののいろいろな限界、問題点があつたものについて、これを是正するという意味で消費に広く薄く課税をする消費税というものが導入されたというふうに理解をするわけでございます。

その税制改革の前におきましての電気税という

ものを考えますと、この電気税というのは、私どもの理解は所得課税を補充するという一面を持つ税だということ、小規模の利用者の税負担に配慮いたしまして免税点制度というものを保持いたつたわけでございますけれども、今回の税制改革におきまして、このように広く薄く消費一般に課税をするということを税制改革の一つの柱とした。しかし、これは消費課税と同時に一つ一つの柱でございまして所得課税につきまして大幅な減税措置を講ずる、あるいはその他の歳出面におきましていろいろな配慮をしていくということで、全体の整合性をとりながら税制改革が行われたというふうに理解をするわけでございます。

そういう中で、消費税率が導入されたことによつて地方の貴重な税源でございました電気税、ガス税、木材引取税というものが廃止され、あるいは料理飲食等消費税率なり娯楽施設利用税というものが大幅な改正を加えられたという点につきまして、先ほど来もお話ございましたとおり、質的な面で地方の自主財源が縮小されたという点につきましては私もまことに残念だということでございますが、国民全体の立場で税負担というものを考えた場合に、どういふふうな公平に税を負担していただくかという立場で今回の税制改革というものが行われたとすれば、この点について、地方税についてどういふ改革が加えられたものもある意味ではやむを得ないのかなという感じもするわけでございます。

そういうことで、電気税と消費税という両方を対比した形でこの問題を議論するといふいろいろな問題が出るかと思つておられるけれども、やはり全体の税制改革の中のそれぞれの取り扱ひだという形で見ていただくことによりまして今回の電気税等の廃止も御理解をいただけるのではないかとこのように考えるところでございます。

○中沢委員 今のお答えは一般論でありまして、私から言わせれば、やはり三千六百円の免税点が多くなった、しかも口数でいうと一千九百九十四

万口の大変な当事者が直接的な被害を受けるということも間違いないと思つております。今度の税制改革によつて、であれば、自治省というのは地方税のいわゆる税金のプロです。大蔵省は国税の税金のプロだといふふうに私は思つております。そうすると、地方税としてそういう低所得者に対する一定の配慮のあつた電気税が、今度は消費税率導入によつてそれが全然されない。自治省の税金のプロとして、あるいは一人の人間として、そういう人たちに對してお気の毒だな、これからの税制改革、私も消費税率は容認していませんよ、これから先の税制改革でその辺は問題として取り上げて、直接自治省はもうできないと思つておりますから、問題意識を持って取り上げて大蔵省にいろいろ提言をする、そのぐらゐの積極姿勢があつてしかるべきだと思つておられるけれども、いかがでしょうか。

○湯浅政府委員 ただいま申しましたとおり、今回の税制改革に基づいてできました消費税というのは、全体の所得課税なり法人課税なりあるいは個別間接税というものを、それぞれのバランスのとれた税制というものをつくるといふことを前提にできて上がったものでございます。したがって、個々の税制というものを考えた場合に、今までは消費税率というものが百八十度変わったという部分があるわけでございますから、そこにどうしても摩擦と申しますが、今もお取り上げのようにな免税点というものが従来あつたものが、今回はそういうものが廃止されるというふうないろいろな問題点が出てくると思つておられると思いますが、これは全体の税制改革の中で吸収をして、そして整合性のとれた税制に持っていくというための一つの過程の問題になるわけでございまして、そういう犠牲の、免税点の適用のあつた方々に對して全体としてどういふ形で救済できるかということ、今回の税制改革は行われたというふうに理解をいたします。

そういう意味で、地方税にとりましても貴重な間接税というものが幾つなくなつたというふうな

なことに對しては、地方だけの立場からすれば確かにこれは問題でございますが、税を負担される国民の皆さんは国税とか地方税とかというものを一応関係なしに負担をするという立場が一つあるわけでございますから、そういう中で国民がどういふふうな税を負担したら公平かということから最終的に導き出された結論だといふふうに理解をいたしまして、こういう摩擦と申しますが、制度改革に伴う今後のいろいろな問題点につきましては、私も私も国税当局に對して申し上げることは申し上げていきたいというふうに考えております。

○中沢委員 今のお答えでいいますと、私自身は全く納得ができません。消費税率の議論を改めてやるつもりはありませんが、少なくともこれは、ガス税にも同じような免税点の問題なんか存在したわけでありまして、やはり当事者にとつてみれば二重三重の打撃を受けるわけですよ。そういう問題意識を自治省としては本當にしっかりと持たなければならぬのか。問題意識を持っていないわけですよ。これから先の税制改革議論にそういう問題意識を持って何とかしなければならぬ。したがって、大蔵省といふ話をするときにそれをもち出す意思があるのかないのか、こうやって聞いているわけですよ。意思があるようでないようでは、さっぱりわけのわからぬお答えでありまして、納得ができません。

さて、問題を先に進めたいと思つていますが、個人住民税について改めて伺ひをしたいと思います。今度、内容はいろいろありますが、非課税限度額、三十一万から三十二万に引き上げた。引き上げた理由が改められて聞かなくなつてまいりました。私がお尋ねをしたいのは、今度の消費税率の導入によりまして小売物価にどの程度はね返ってくるか。経済企画庁の公表されたパーセンテージは一・二%、それから極めて権威のある民間団体がいろいろその数字を発表しております

けれども、大体二%に近い数字になっているわけですね。今電気税についていろいろ低所得者に関連する私なりの意見を申し上げましたけれども、今度のこの個人住民税の非課税限度額、わずか一万円しか上げない。これは全体的な効果からいって平年度の減税額が六億でありますから、国民一人当たり五円ちょっと、スズメの涙なんという代物でもないと思うのですよ。

少なくともこの個人住民税をどうするかというのは、自治省の権限で企画をしてまとめ上げて国会に出せる権限を持っているわけでありまして、私流に言わせれば、やはりこの際非課税限度額は、いろいろ技術的な問題はあったにしても、そういう消費税導入という問題、今まで持っておりました地方の間接税の低所得者対策ということ等について十二分に配慮をすれば、一万円程度の引き上げという原案にはならぬと僕は思うのです。どういふ議論をしてこういう原案になったのか、今私が指摘をしたようなことも含めて真剣に議論をされたのかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○湯浅政府委員 個人住民税につきましては、さきの税制改革におきまして平年度ベースで九千四百億円の減税を行いました。またさらに、六十二年の九月の税制改正でも平年度六千六百億円の減税を行うということで、課税最低限の引き上げあるいは税率構造の改正という点ではかなり負担の軽減が行われたというふうに私どもは理解をしているわけでございます。

そういう中で、平成元年度の税制改革としてそのほかに特に見直しておかなければならない点は何かという観点から、今度の非課税限度額の問題を検討したところでございます。この非課税限度額の水準の決め方というのは、従来から国民生活水準等との関連で、均等割の場合には例えれば前年の生活扶助額、所得割につきましては前年の生活保護基準額というものを一つの基準にいたしまして、夫婦子供二人の標準世帯でそれぞれの額を下回らないような額で設定をしていくということに

私どもとしては考えておりますので、この点について、この基準をまずクリアをしておかなければいけないのではないかとということで今回は改正案をお願いをしているところでございます。

今仰せのように、消費税等の導入によりまして諸物価が上がるという点につきましては、恐らくこれは生活保護基準なり生活扶助額そのものが平成元年度については基準が上がると思ひます。この点についてはまだ私どもはどのくらい上がるかという点がわかりませんので、とりあえず前年の生活保護基準額というものを基準にいたしまして平成元年度の非課税限度額を決めさせていただいたところでございます。

今後の点につきましては、消費税の導入による生活保護水準の動向というものを配慮しながら、今後とも必要に応じて適切に対処していくべき問題ではないかというふうに考えております。

○中沢委員 普通の年であればそういうお答えで私自身もそうでしょうかということになると思うのですが、やはり消費税が四月一日導入という非常に大変動があるわけですよ。その要素が今度の個人住民税の非課税限度額引き上げの中に全く入っていない。非常に不満であります。そのことだけは指摘をしておきたいと思ひます。

それから関連をしまして寄附金控除、共同募金十万円以上というのが創設をされる。僕自身はこのこと自体特別異議ありということではありませんが、しかし市町村住民税の性格から考えまして、こういう寄附金控除、共同募金に限ってということがどうもおかしいんじゃないかなと思うのですけれども、どうなんでしょう。

〔平林委員長代理退席、委員長着席〕  
○湯浅政府委員 寄附金控除につきましては、従来は所得税だけで認められておりました、住民税にはこの制度はなかったわけでございます。その一番大きな理由は、寄附をされる方とそれからその寄附をされた団体の受益関係と申しますかそういうものが、国の場合には一つでございますから

きりしない、あるいは寄附金控除をする団体と寄附をした方との関係で受益関係がないというようないことがございまして寄附金控除という制度を住民税では導入しなかつたわけでございます。

ただ実際問題といたしまして、今回のような共同募金会というふうなものも考えますと、これはそれぞれの府県に設立されているものでございまして、共同募金ですから当然寄附というものを前提にして運営をされているという点から考えますと、寄附金控除で住民税を軽減する団体との間で考慮いたしまして、今回共同募金会についてのみこういう寄附金控除の制度を設けたところでございます。そういう意味で、従来から申しております寄附金控除の考え方というものを基本的に變えたということではなく、やはり受益関係が比較的はつきりしているという点で今回の所得控除を特別な措置として考えたということと御理解をいただきたいと思ひます。

○中沢委員 時間が余りありませんので、この問題はその程度にしたいと思います。

次に、事業税につきまして幾つかお尋ねをしたと思ひます。先ほど事業税のそれぞれ四地点の数字についてはお答えがございました。改めて聞きたいのは、法人数と赤字法人の現状が一体今日どうなっているか端的にお答えをいただきたいと思ひます。

○湯浅政府委員 昭和六十二年の計数で全法人が百七十九万九千でございますが、それに対して赤字法人が八十九万九千という数字でございます。

○中沢委員 先ほど全国、東京、北海道、鳥取と事業税の割合のお答えがありました。今法人関係では全国の数字がありました。さつと見ていきますと、例えば五十五年と六十二年を比べますと法人数にしても赤字法人数にしても全体的にふえている、傾向としては赤字法人数が少なくなっている、こういうふうには私は押さえているわけ

そこでお尋ねをいたしますが、今度の法改正で分割基準、これは四十五年の改正以降ずっと手をつかない、私も昨年の質問の中でも問題を提起いたしまして、当時は梶山自治大臣でありましたが、自治大臣の在任中にこの問題については結論を出して来年の税法で提案をしてみたいという形はそういう提案になったと思ひます。

ただ問題は、分割基準の今度の提案からいって、つまりは一種集中をもつと地方に分散しようというところが一つのねらいだと思ひます。今度の法改正によって東京がどの程度事業税が減るか、あるいは北海道がどの程度減るか、この辺はそれなりの推測と推計をされていると思ひますが、その数字はどうでしょう

○湯浅政府委員 法人事業税の分割基準は、基本的には事業税の性格、地方の行政サービスと企業活動との受益関係を的確に反映させるには二つ以上の都道府県にまたがる企業がどういふ形で税をそれぞれの府県に納めてもらうのが一番いいのかという考え方で決められるものでございますから、今問題になっております東京一極集中の地方税の収支をこの分割基準で変えていくというふうな、こういう発想では私どもはいいわけではございません。やはり税制として考える場合には、今申しましたように、二つ以上の都道府県にまたがる企業というものの事業税の税源をいかに適正に帰属させるか、この観点から議論をしたところでございます。

そういうことから見まして、最近におきます製造業については、工場部門において非常にFA化というふうなものが進展してきて工場従業者数というものが減っている、減っているにもかかわらずそこで従来以上に生産活動が行われている、やはりここは税源の帰属が適正に行われていないかという反省から今回の改正案をお願ひしているところでございます。そういう趣旨で、基本的には税源帰属の適正化

のための改正でございますが、結果的に、この改正を行うことによりまして今御指摘のように東京都の事業税につきましては減少する。それから、その他の府県におきましてはおおむね増額になるのではないかと感じております。何れ相当数の多い企業のものでございますから、これをきちっと計算をして、どこが幾ら、どこが幾らというふうな形ではなかなか難しいと思っております。

大体傾向的に申し上げますと、東京都と大阪府、この二つは相当減ります。それから、これは最終的にやった場合どうなるかわかりませんが、北海道と宮城県におきまして多少減るのではないかと。そのほかの府県は大体ふえるというふうな傾向には見えております。

○中沢委員 どうしても北海道出身というのは北海道のことをいろいろ考えますので、政治的な効果からというふうには僕は言ってもいいと思っておりますが、やはり一極集中を税源的にも是正をする。北海道が何で減るのかな、やはりこれは北海道に企業の張りつきが非常に少ないのかという感じを率直に持っています。またいろいろな角度で別な機会にも取り上げたいと思っております。

次に、軽油引取税で具体的にお尋ねをいたしますが、今度の法改正、内容的にはもう承知をしております。俗に言う脱税行為がかなり防止ができる、小売の段階で税金を取る、これは結構だと思っております。

今度は愛知県の例を参考にして質問をしてみましたと思っておりますが、愛知県の新年度の予算編成では、今度の法改正によりまして軽油引取税でいうと実に平年度百二十九億円の県税が減収になる。全国的にはそれがプラスになったりマイナスになったりしてトータルではほとんどということだと思っておりますが、やはり県の自主財源として愛知で百二十九億減るといふのは大変だと思っております。これは、恐らく地方交付税のいろいろな制度の中でいろいろ手当てはされると思いますが、けれども、極論を言えば、財政が豊かであれば交付税

は配分にならぬ。そうなると、自主財源もなくなるわ、結果的に交付税でも補てんもされないわ、こういうケースが幾つか出てくるのではないかと。いろいろな思っています。これは、自治省としてもいろいろそういうことも検討の上で提案されたと思うのでありますが、今私の言うようなそういうケースが財政力の豊かなところで出てくるのではないかと思っています。どうでしょうか。

○湯浅政府委員 今回の軽油引取税の改正につきましては、御指摘のように一つは脱税防止という観点から制度改正を行いたいということ、もう一つは、軽油引取税というのは道路目的財源であるということから、消費地にできるだけの確に税源が行くようにすべきではないかと考えて今回の改正案を検討したわけでございます。

税源を的確に帰属させるという点につきましては、現在の軽油引取税は特約業者の営業所の所在地ということでございますので、必ずしも実際の消費地とは結びついていなかったという点があったと思っております。一部には、これは実際にそうかどうかわかりませんが、特約業者をお互いに誘致し合せて、そしてそれを誘致することによって軽油引取税の税収をふやしていこう、こういうような考え方もあったというふうな言われているわけでございます。こういうことはなるべくなくしていこう、そして実際の消費された府県にこの軽油引取税が帰属されるということが適切なのではないかと。今度の改正案の一つがで

き上がっているわけでございます。

そういう点から見まして、仰せのように愛知県の場合には大きな特約業者がございましたから、そこからの税収が相当あったことは事実でございます。それが実際にその県内で消費されたというよりも、そこを流して全国に流通していったということも考えますと、むしろ今回の改正で実際の消費地に税源が行くような形に改正する方がよいということに私も結論はなされたわけでございます。その結果かなりの減収が出るということについて、例えば愛知県の場合には交付税の不交

付団体でございますから交付税でこれを措置するということは不可能でございますが、かなりの財政力のある団体でもございますので、今後の財政運営にこの点がどのように支障を生ずるかという点を県の御当局からもよく聞きながら対応してまいらなければいけないと思っております。基本的には、軽油の消費に對した税収が各府県に帰属するという点では今回の改正案は各府県で理解をいただけるものというふうな考え

ております。

○中沢委員 今お答えありましたけれども、自主財源が巨額にわたって減収になる、そうかといって不交付団体へ交付税を出すわけにいかない、これはやはり今の制度からいったらやむを得ないの痛い問題だと思っております。

それで、どうしたらいいかということは何自身特別に今整理したものを持っておりませんが、ひとつ自治省側としても、具体的な問題がある、これはやはり何らかの措置が必要でないかということについて私なりに指摘をしておきたいと思っております。

次に、固定資産税の關係につきましてお尋ねをしたいと思います。

これは昨年評価がえをやりました。三年後また新しい評価がえをやる。問題は、ことしの七月一日で評価がえの基準日を設定をして、さかのぼって三年間の地価の動向によって三年後の評価がえをやる、こういう仕組みなわけです。国土庁の資料を自治省を経由していただきましたけれども、例えば全国でいうと六十二年、六十二年、六十二年トータルで三・四・五の公示価格が値上がりをした。東京はこの三年間で一九九二％、これは議論の余地がない事実だと思っております。そうしますと、三年後の評価がえというのは、大都市部では大変な負担増になってくるのではないのでしょうか。

そのことを前提にまずお尋ねしたいのは、東京の場合は昨年評価がえの際に、都市計画税につきましては小規模宅地二分の一特例を都条例で可

決をして、できるだけ都民が急速に固定資産税あるいは都市計画税の負担増にならない、こういう配慮をしたというふうな聞いておりますが、これは事実かどうか、あるいは自治省としてそういう東京都のやりました減免措置についてどういう見解をお持ちか、お聞かせいただきたいと思っております。

○湯浅政府委員 まず、地価公示の動向の問題でございますけれども、これは全国平均でお話がございますが、仰せのとおり率になっております。ただ、今回の地価の動向というものが、前回の評価がえのときには大体同じような傾向が全府県で出ていたわけでございますけれども、今私どもが入手しております地価公示の変動状況というのが、府県によって非常にばらつきが出てきている、府県によりましてはむしろマイナスになっているところがあるという反面、今御指摘の

ような東京については非常に大きなアップ率になっている、こういうことでございます。

この状態をどういうふうな固定資産税の場合に理解をしようとするかという問題が、実は私どもも正直言って頭の痛い問題でございます。実勢価格というものを一つの基準として地価公示というものがあるとするならば、土地の需給關係の非常に逼迫している地域は地価が上がる、そうでないところはそれほどでないというふうな考えた場合に、土地の需給關係の逼迫しているというものをどの程度まで正常なものとして考えるか、これによって固定資産税の評価額というのは違ってくるのではないかと。これからの大きな問題として十分検討していかなくてはならない問題だということに理解しております。

それから、東京都の特別区におきまして、昨年の評価がえにおきまして都市計画税につきまして御指摘のような措置を講じたことは事実でございます。それで、この点につきましては、東京都の説明では、これはやはり不均一課税の一形態として理解しているということでございますが、私も不均一課税というものは特定の公益上の目的に

基づいて行うということが前提になっているというふうな考えです、今回の都市計画税の場合には全体の問題としてこういう措置を講じたということ、また都市計画税というものの性格が目的税でございまして、それぞれの地域の土地、家屋に一律に税負担を求めるといふ考え方がいまます、こういう不均一な課税というものはやはり適当ではないのかというふうな私どもは理解をいたしているわけでございます。

○中沢委員 いずれにしても、三年後の評価がえのときというのは、本当に今の公示価格がもろにはね返ると地域的に大変な問題が出てくる。これは専門家の皆さんですからもう十二分に承知をされていると思うのです。ですから、直ちに手をつけるかどうかは別にしまして、やはり今のうちから自治省内部でこの問題について、固定資産税の評価がえに当たってという研究会でもつくって全国的な正確な情報、あるいは余り格差が出ないようにするにはどうしたらいいか、そういう具体的な手法についても検討すべきだと思いますよ。ぜひそのことは一つ希望として申し上げておきたいと思えます。

時間がだんだんなくなってきましたので問題を先に移しますが、次に国保税につきましてお尋ねをしたいと思います。  
今度の法改正では、限度額を二万円引き上げる、こういう内容であります、そのよしあしは別にいたしまして、まず第一にお伺いをしたいのは、現状の国保の会計の内容あるいは国保税の内容がどうなっているか、できれば全国と北海道くらい抽出をしてその現状についてまずお聞かせをいただきたいと思えます。

○大塚説明員 国民健康保険のまず国保税の状況でございますけれども、全国的な平均を一人当たりでお示しをいたしますと、昭和六十二年の数字でございますが、五万三千百八十八円という数字になっております。地域的な状況で北海道の例で申しますと、北海道全体で申しますと、同じ時点での数字が五万九千二百四十円でございます。

それから、国保会計の全体の状況のあらましでございますけれども、これも六十二年の決算で申しますと、三千三百程度の市町村の合計ということになります、実質収支の過不足がプラスの千二百十億という数字でございます。ちなみに、いわゆる赤字、黒字というふうに分けて見ますと、全国的に見ますと、赤字保険者が二百余り、その余は六十二年度では一応黒字の収支、こういう状況でございます。

○中沢委員 今のお答えを前提としてあと一つ二つお尋ねをしたいと思います、一般会計からの繰り入れの問題でいうと、これはこの委員会でもしばしば議論になっております。私がいただいた資料によりますと、時間があるから逆にならぬように、六十二年の一般会計からの繰り入れ、全国で二千三百三十九億、北海道で百三十六億、政令札幌市が七十億、出身の我が夕張市が二千万。それで、これは六十二年度なのでありますが、実は新年度の予算についていろいろ資料を集めていた最中ですが、例えば夕張の場合は、今申し上げましたように、六十二年度で二千万の繰り入れで済んでおりましたけれども、新年度は五千六百万の繰り入れの予算を組んでおります。

そこで、厚生省にお尋ねをしたいのは、まだ新しい全国的な数字はなかなか集めていないと思えますけれども、新年度の一般会計からの繰り入れというのは全国的に六十二年に比べて相当大幅にふえるのじやないかと思えます、そういう傾向についてはいかがでしょうか。  
○大塚説明員 六十二年の市町村の一般会計からの繰り入れが六十一年度と比べて若干ふえております。これが六十三年度ないし元年度という形になってまいりますかと申しますと、私もまだ集計をいたしておりません。ただ、全般的に申し上げられますことは、三千余の保険者でそれぞれの国民健康保険の運営状況に相当の差がございます。したがって、それぞれの事情に応じてというところでございまして、トータルとしての状況は遺憾ながら現時点では承知をいたして

ておりません。  
○中沢委員 最近の正確な数字についてはまだ把握をされていない、こういうお答えでありますから、それはやむを得ないと思えますが、先ほど申し上げましたように、私の出身の夕張だけの傾向ではないのか。それだけやはり国保の会計というのが体質的に、低所得者でありますから、なかなか思うように収入が入ってこない。構造的に老人が多いわけですから医療費がどんどんかかる。ですから、ほかのこの種の団体と違っています、体質的なハンディも極端に二つも持っているわけですから、それはいろいろ国が手当てをしても自治体の手当てをしても、結果的には国保会計は実態としてはほとんど赤字がふえて繰り入れをしなければならぬということになってくると思っております。

そこで、関連してお尋ねをしたいのは、今、社会保障制度審議会でいろいろ議論をされておりますけれども、医療制度の抜本改革、それから国保制度の見直し、いろいろ議論をされていると思うのです。聞くところによりますと、八九年、ことしの秋答申をめぐって作業を進めているということでありまして、そういうスケジュール的なものについてはそういうことで進んでいるのか、あるいは内容として、全体的なことはともかくとして、国保に關係して今どういう議論をされているのか、御紹介いただきたいと思うのです。

○大塚説明員 国民健康保険の運営を安定化させるといふ観点から、御承知のようにこれまでさまざまな改革が行われてきたわけでございまして、昭和六十三年におきましても、国保法の改正によりまして、国と地方が協力し合って国保の安定のために所定の措置を講ずるといふ改革が行われたわけでございまして。ただ、昭和六十三年の法改正はかなりの部分が二年間の暫定的な措置という取り扱いになっておりますので、そういう事情もございまして、国民健康保険を今後長期的に安定をさせていくためにはどのような方策を講ずべきかという観点から、現在御指摘の社会保障制度審議会におきまして御検討をいただいております。

現状は、これまで国民健康保険に関する審議を五回ほど行っていたございました。私どももいたしましては、二年間の暫定措置という状況もございまして、本年の秋ごろを目途に社会保障制度審議会の御意見を御取りまとめたいただければありがたいということをお願いをいたしてございまして、社会保障制度審議会の方でも私どもからの依頼を受けとめていただいております。

現在、社会保障制度審議会の審議状況は、主として国民健康保険の実情を正確に把握するという観点から、所定の資料を御提出して御認識をいただいております。今後、国民健康保険制度の今後の方向につきまして議論が行われていくものと考えております。

○中沢委員 きょうのところはそういうお答えしかないと思えますが、いずれにしても、また機会をとらえまして、これは自治体にも非常に重要な問題でもありますので、やらせていただきたいと思えます。

さて、あと二つ残っておりますが、臨時行政改革推進審議会、つまり行革審の内容につきまして、先ほどもありましたけれども具体的なお尋ねをしたいと思えます。  
私自身は地方制度調査会の委員に任命されておりました、既に二回の総会にも出席をして総理大臣あるいは自治大臣のあいさつも聞いております。

さて、三月十六日の読売新聞あるいは東京新聞に、俗に言うべた記事でありまして余り大きな扱いではありませんが、行革審の国と地方の関係等に関する小委員会のアンケート問題が記事になっておりました。この事務局は総務庁だということに十二分に承知をしております。総務庁は呼んでおりませんが、あえて自治省にお尋ねをしたいのは、この小委員会にいわゆる自治省のOBの花岡さんが参加をされているわけですか、ですから、現役ではありませんが花岡さんを通じてさま

ざ、三月十六日の読売新聞あるいは東京新聞に、俗に言うべた記事でありまして余り大きな扱いではありませんが、行革審の国と地方の関係等に関する小委員会のアンケート問題が記事になっておりました。この事務局は総務庁だということに十二分に承知をしております。総務庁は呼んでおりませんが、あえて自治省にお尋ねをしたいのは、この小委員会にいわゆる自治省のOBの花岡さんが参加をされているわけですか、ですから、現役ではありませんが花岡さんを通じてさま

さまざまな意見等についてあるいはいろいろな対策を、そういうルートを通じて自治省としても恐らくやっつけたいと思うのであります。

○お尋ねをしたのは、この三月十五日の小委員会のアンケート調査の結果について、新聞報道によりますと二千七百七十の意見が集約されている。資料そのものでいえば大変膨大な資料だと思ひますけれども、自治省側として当然入手をされていると思ひます。時期は別にして、私どももぜひ欲しいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○木村政府委員 お答えいたします。

三月十五日のアンケート調査の報告につきましては、私どもも委員が入手されましたものを拝見はいたしておりますが、御承知のように小委員会の活動は非公開とされておりまして、私どもからそういった資料を御提出することは差し控えていただきたいと思います。

○中沢委員 恐らくそういうお答えだとは思ひました。そこで、この小委員会には俗に言うところの労働組合側の関係者も出席してあります。メンバーは御承知だと思います。私どももいろいろな連携はとっております。

一つお尋ねをしておきたいのは、アンケートの中身がどうかは別にいたしまして、これからもこの行革審が何回となく開かれてくると思ひます。そうすると、地方と国の権限移譲の問題、俗に言う、別な意味で言うと、地方行革ということも含めてこれから随分議論になって具体的にまとまってくると思ひます。自治省として、一つは地方制度調査会との関連でどういふふうにするのか。もう一つは、OBの委員を通じて自治省として地方自治を守る、地方自治にもっと権限をおろせ、当然これからの立場で臨まれると思ひますけれども、行革審の小委員会に対する自治省の背景の問題として、基本的に対応をどのように考えていらっしゃるのか、この二つをお聞かせいただきたいと思います。

○木村政府委員 自治省といたしましては、今行革審の国と地方との関係に関する審議、調査と申しますものは、総理の諮問の言葉にもございまして、地方の自主性、自律性を強化するという方向で国・地方の関係を直直すというのが基本的な立場であろうと考えております。したがって、地方制度調査会との関係におきましては、昨年五月の地方制度調査会第二十一次の権限移譲に関する答申を基本といたしまして、できるだけ権限移譲が進むように努力をしてみたいと思ひます。

また、権限移譲の問題につきましては、今後さらに、地方制度調査会の答申を中心として、地方の意見等も入れながら、実質的な権限移譲が行われるよう努力してまいり所存でございます。

○中沢委員 時間がありますからまた別な機会にやらせていただきたいと思います。最後に簡単に御尋ねをいたします。

人口急減市町村への財政対策問題。六十二年度から始まりまして六十三年度、制度としては年々充実をしております、このように考えております。内容的には解説の必要がないと思ひますが、六十二年が七団体で、財政対策措置として、これは交付税の関係であります。六十三年度は三十三団体で十三億円。この種の措置をいたしたいと思ひます。市町村にとりまして、新年度一体どうなるんだらうかと期待と不安があるわけですね。

そこで御尋ねをいたしますのは、新年度も引き続き、最低でも六十三年度の制度は延長する、このようにひとつ私共は理解をしたいと思います。よろしくお答えをいたします。

○津田政府委員 炭鉱の閉山あるいは企業の工場閉鎖等、経済社会環境の急激な変動に対処する対策といたしまして、御指摘の短期急減補正というものが六十二年度行われ、そして六十三年度充実されたわけでございますが、新年度の扱いにつきましては、交付税法案の成立後、算定作業を通じて決定していきたい、かように考えております。財政動向等を踏まえまして、人口急減団体の財政

運営の実態等をにらみまして、重大な支障が生じないようこの問題は考えていきたい、これから検討する課題と心得ております。

○中沢委員 時間が参りました。終わります。

○西田委員 午後一時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後一時三十分開議

○西田委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。吉井光昭君。

○吉井委員 私は、まず最初に、地方税の不公平税制の是正について大臣のお考えなりまた御決意をお伺いしておきたいと思ひます。

昨年、高齢化社会への財政的対応や直間比率の見直し等を口実に、シャープ勧告以来約四十年ぶりの税制改革が行われたわけでございます。しかし、土地税制の見直しや、また社会保険診療報酬課税の適正化、いわゆるクロヨンであるとかトーゴサンと言われる徴税上の所得捕捉にかかわる納税環境の整備、法人の土地、株式に対する再評価の問題等々、国民が最も期待をしておりました不公平税制の是正は、国税、地方税とも新たな負担増を生じこれらは消費税制の成立にとつて大きな障害となるとして、そのほとんどが手がつけられておりません。また、平成元年度税制改革におきまして、消費税法の施行を控えてこれらの是正にはまだ手がつけられていない状況でございます。いずれにいたしましても、消費税導入が最優先された結果であります。

そこで、税制調査会の答申でもたびたび指摘をされてきたわけですが、事業税の社会保険診療報酬の非課税措置や株式等の譲渡益の住民税非課税問題、今後こうした多くの課題が山積をしておりますが、地方税におけるこうした不公平税制の是正に対する大臣のお考えなり御決意をお伺いしておきたいと思ひます。

○坂野國務大臣 御指摘のとおり、税負担の公平

という問題は非常に重要な問題でございますし、納税者の信頼の基礎となるものでございます。したがって、従来から政府としては努力を重ねていくところでございますけれども、まだ十分じゃないかなという御指摘ももっともかと思ひますが、地方税におきましては改革の一環として住民税の大幅減税を行うとともに、有価証券譲渡益に対する個人住民税の課税制度の見直しであるとか、社会保険診療報酬にかかわる概算経費率についての見直し等、できる範囲内においての是正は行っておるわけでございます。キャピタルゲインの問題等まだ問題は残っておりますが、不公平税制の是正については今後とも引き続き努力を払ってまいりたいと思ひます。

○吉井委員 そこで、固定資産税の強化について若干お尋ねをしておきたいのです。

評価額と取引価格との比較ですが、三年ごとに行われる固定資産税の評価が六十三年度に行われたわけですが、土地の評価がえに伴う評価額は前回に比べてどの程度増加をしておるのか、また固定資産税の評価額の上昇率は実際の土地価格の上昇率と比べてどうか、この点をお尋ねいたします。

○湯淺政府委員 昭和六十三年におきます固定資産税の評価がえにつきましては、大都市におきまして買い急ぎとかあるいは将来における期待価格というふうなもの、そういう特異な要素を排除いたしまして、地価公示あるいは相続税の評価額というものを参考にしながら評価を全国的な観点から行ったわけでございます。その結果、宅地全体で平均の上昇割合は一％となっております。今回の結果に対しまして、地価公示価格の評価がえに対応する三年間の変動率を全用途で見ますと、五十八年から六十一年度までにはちょうど当たるわけでございますが、この間の三年間では八・二％の上昇というふうになっておりまして、若干固定資産税の方が高いというふうな格好になっております。

○吉井委員 そこで、評価額と宅地の供給との関

係ですが、固定資産税の評価額の低いことが遊休地化を増長させて宅地の供給を妨げておる、このような考えも非常に強いわけですが、これについてはどうお考えですか。

○湯浅政府委員 仰せのとおり、土地対策の中で特に土地の有効利用を促進するためには保有課税を強化すべきではないかと御意見があることは十分承知しているわけですが、まず土地保有課税のうち固定資産税というものを考えてみます場合に、この固定資産税というのは、資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在いたします受益関係というものに着目いたしまして、土地と家屋と償却資産それぞれにつきまして、その保有の継続というものを前提にして資産価値に応じて毎年課税をするということでございます。

○吉井委員 そこで、土地の評価方法と実勢価格との比較なんです、現在土地の公的評価額につきまして、大きく分けて、土地の公示価格、それから相続税の路線価、それから固定資産税の評価額の三種類があるわけですが、これはおのどのような評価方法となっておりますのか。また土地公示価格は土地の実勢価格に対して何割くらいになっておるのか。さらに相続税の路線価と固定資産税の評価額は土地公示価格に対してどのくらいの水準にあるのか。国土庁と大蔵省と自治省、この三省にお答えを願いたいと思います。

○吉野説明員 地価公示、それから都道府県地価調査における価格の判定でございますが、それぞれ土地鑑定委員会、都道府県知事が不動産鑑定士または不動産鑑定士補の鑑定評価を求めまして、その結果を審査いたしまして、必要な調整を行って調査地点の単位面積当たりの正常な価格を判定いたしております。そして、その価格の算定を行う際の鑑定評価の基準といたしましては、いわゆる取引事例比較法によります近傍類地の取引価格から算定される推定の価格、二つ目に収益還元法によります近傍類地の地代等から算出される推定の価格、三つ目に原価法によります同等の効用を有する土地の造成に要する推定の費用の額、こういったものを勘案いたしまして算出をしております。

むしろ、土地の有効利用促進という観点から考へるとすれば、やはり遊休地制度の創設というような土地利用計画上の諸制度の整備というものを前提とするわけですが、そういう整備とあわせまして、特別土地保有税の活用というようになことでこの有効利用の促進というものを図っていく方が適切なのではないかと、そういう意図もは考へておるところでございます。そういう意味で、昨年六月に閣議決定されました「総合土地対策要綱」におきましても、遊休地の特定に係る制度の創設というものとあわせまして、低・未利用地に対する特別土地保有税の見直しというものを検討していただきたいのではないかと、こういうような指摘がなされておるところでございます。私

どもといたしましては、今後こういう点を踏まえて検討していった方がいいのではないかなというふうにお考えのところでございます。

○吉野説明員 地価公示、それから都道府県地価調査における価格の判定でございますが、それぞれ土地鑑定委員会、都道府県知事が不動産鑑定士または不動産鑑定士補の鑑定評価を求めまして、その結果を審査いたしまして、必要な調整を行って調査地点の単位面積当たりの正常な価格を判定いたしております。そして、その価格の算定を行う際の鑑定評価の基準といたしましては、いわゆる取引事例比較法によります近傍類地の取引価格から算定される推定の価格、二つ目に収益還元法によります近傍類地の地代等から算出される推定の価格、三つ目に原価法によります同等の効用を有する土地の造成に要する推定の費用の額、こういったものを勘案いたしまして算出をしております。

特に取引事例比較法に採用されます取引事例につきましても、不動産鑑定士等が組織的に、かつ豊富に収集し、事例についての大量観察を行うことによりまして取引価格水準の異常性を分析いたしまして、投機または過大な値上り期待で異常な高値で取引されたもの等につきましては採用しないようにいたしまして、価格の的確な判定に努めておるところでございます。

それから、おただしの地価公示と土地の実勢価格との差の問題でございますが、地価公示価格につきましては、買い進みあるいはまた売り急ぎ等の事情のない自由な取引におきまして通常成立すると認められる価格を示しております。その判定におきましては、現実の市場における取引事例や賃貸事例を豊富に収集いたしまして、買い進み等の特殊な要素を含まない標準的な事例を適切に選択して判定を行っているところでございまして、現実の土地取引市場における価格水準を十分反映したものとなっております。実際の土地取引等におきまして成立する価格につきましては、買い進み等取引当事者の特殊な事情等に左右されず場合と、あるいはまた投機的取引によって高価格が発生する場合もございまして、このような事例につきましては公示価格と乖離する場合もございまして、それから、不動産業者の店頭表示価格につきましても、売り希望価格としての性格から公示価格を上回ることが多いわけでございます。こうした特殊な事情等を含みます取引価格あるいはまた不動産業者の店頭表示価格につきましては、地価公示価格とある程度の乖離を生ずるケースがあると思われるところでございます。

つきましては、買い進みあるいはまた売り急ぎ等の事情のない自由な取引におきまして通常成立すると認められる価格を示しております。その判定におきましては、現実の市場における取引事例や賃貸事例を豊富に収集いたしまして、買い進み等の特殊な要素を含まない標準的な事例を適切に選択して判定を行っているところでございまして、現実の土地取引市場における価格水準を十分反映したものとなっております。実際の土地取引等におきまして成立する価格につきましては、買い進み等取引当事者の特殊な事情等に左右されず場合と、あるいはまた投機的取引によって高価格が発生する場合もございまして、このような事例につきましては公示価格と乖離する場合もございまして、それから、不動産業者の店頭表示価格につきましても、売り希望価格としての性格から公示価格を上回ることが多いわけでございます。こうした特殊な事情等を含みます取引価格あるいはまた不動産業者の店頭表示価格につきましては、地価公示価格とある程度の乖離を生ずるケースがあると思われるところでございます。

○川口説明員 お答えいたします。相続税におきます財産の価額は、先生御案内のように相続税法第二十一条によりまして時価によりて評価することになっております。この場合、相続財産のうち土地につきましては、先ほど国土庁の方から御説明がありました地価公示価格と近辺の売買実例価額、それから不動産鑑定士等の地価の精通者の意見価格をもととして評価しているわけでございますが、土地というものはその性格上非常に価値のあるものでありまして、また相続という特別な事情に対して課税をするわけでありまして、その辺のことを考慮いたしまして、地価公示価格と同水準の七〇％程度をめどといたしましてかた目の評価を行っているわけでございます。

先生御指摘の地価公示価格との水準差の問題でございますが、私どもの相続税の評価は毎年改定しているわけでありすけれども、先ほど申し上げましたように七〇％の適正評価水準を一つの目標にいたしまして、それに近づけるべく毎年の地価動向を考慮しながら評価がえをしております。これにつきましても、相続税における土地評価の柱となっております各都市の最高路線価、その中でも都道府県庁所在地都市四十七都市の平成元年分の平均値でまいりますと、公示価格と同水準の六二％の水準に現在のところ至っております。土地の相続税上の評価の改定につきましては、今後とも地価動向を配慮しつつ、公示価格との均衡を十分考慮しながら慎重に対処してまいりたいと思っております。

以上です。○湯浅政府委員 固定資産税の評価の方法につきましても、ただいまお話があったような売買実例価額というものを基準といたしまして評価をするということが基本になっておるわけでございます。ただ、この場合の売買実例というものは、現実の売買実例価額から不正常的な要素、買い急ぎでございますとか売り急ぎでございますとかいうような不正常的な要素を価額から除去して得られますいわゆる正常売買価額というものを一つの評価の基準にするという考え方で評価が行われているところでございます。

この評価の問題につきましては、ただいま御指摘のように地価公示の評価あるいは相続税の評価というものと公的評価で三つあるわけでございますが、その三つがそれぞれの評価額が違ふという点について、私どももこの公的評価のそれぞれの間の均衡というものを常に考へながら評価しているところでございますけれども、例えば地価公示というものを考へますと、地価公示は全国の都市計画区域内で約一万七千地点の地点の評価というふう聞いております。固定資産税は土地が一億六千万筆ということで、けたが全然違ふということがございます。ですから、これを単純に地価公示と固定資産税の評価というものを合わせていくということとはなかなか難しい問題があらうかと思ひます。

この評価の問題につきましては、ただいま御指摘のように地価公示の評価あるいは相続税の評価というものと公的評価で三つあるわけでございますが、その三つがそれぞれの評価額が違ふという点について、私どももこの公的評価のそれぞれの間の均衡というものを常に考へながら評価しているところでございますけれども、例えば地価公示というものを考へますと、地価公示は全国の都市計画区域内で約一万七千地点の地点の評価というふう聞いております。固定資産税は土地が一億六千万筆ということで、けたが全然違ふということがございます。ですから、これを単純に地価公示と固定資産税の評価というものを合わせていくということとはなかなか難しい問題があらうかと思ひます。

この評価の問題につきましては、ただいま御指摘のように地価公示の評価あるいは相続税の評価というものと公的評価で三つあるわけでございますが、その三つがそれぞれの評価額が違ふという点について、私どももこの公的評価のそれぞれの間の均衡というものを常に考へながら評価しているところでございますけれども、例えば地価公示というものを考へますと、地価公示は全国の都市計画区域内で約一万七千地点の地点の評価というふう聞いております。固定資産税は土地が一億六千万筆ということで、けたが全然違ふということがございます。ですから、これを単純に地価公示と固定資産税の評価というものを合わせていくということとはなかなか難しい問題があらうかと思ひます。

この評価の問題につきましては、ただいま御指摘のように地価公示の評価あるいは相続税の評価というものと公的評価で三つあるわけでございますが、その三つがそれぞれの評価額が違ふという点について、私どももこの公的評価のそれぞれの間の均衡というものを常に考へながら評価しているところでございますけれども、例えば地価公示というものを考へますと、地価公示は全国の都市計画区域内で約一万七千地点の地点の評価というふう聞いております。固定資産税は土地が一億六千万筆ということで、けたが全然違ふということがございます。ですから、これを単純に地価公示と固定資産税の評価というものを合わせていくということとはなかなか難しい問題があらうかと思ひます。

また、この都市計画区域の地価公示を行っている地点だけを考えましても、比較的売り手と買い手が均等している、余り需給関係の逼迫していない地域につきましては、地価公示と固定資産の評価額との間の乖離が小さいわけでございますが、これが最近の特に大都市におきますような需給関係が非常に逼迫している地域におきましては、この地価公示の価格と固定資産税の評価額との間には相当の開差が出てきているわけでございます。そういうことで地域的にかなりばらつきがございますけれども、全国平均で単純に見てまいりますと、昭和六十三年の平均がえの結果では地価公示に対して大体五分の一ぐらいの水準になっているわけでございます。しかし、その点については先ほど申しましたようにかなりのばらつきがございますし、相当需給関係の逼迫している地域を含んだの計数であるということも御理解いただきたいと思うわけでございます。

○吉井委員 それで、今ちょっとお話が出ました土地評価の一元化ということでございますが、これは昨年の八月十七日に社、公、民、社民連の四野党が政府に対して不公平税制是正の共同提案を出したわけですね。その中で、「土地税制については固定資産税及び相続税についての土地の課税評価額を公示価格水準に一本化し、資産の格差が拡大しないよう土地税制を新たに再構築する。その際、個人・法人の居住権・営業権を阻害しないよう税率及び減免措置等について配慮する。」こうなっておるわけですね。また、土地臨調答申に基づく総合土地対策要綱でも、「公的評価の適正化等を推進するため、国土庁、大蔵省及び自治省による連携体制を整備する。」と決めているわけですね。この三種の土地評価の一元化は現在までのように検討されてきているのか、また今後の一元化のスケジュールはどうなっているのか、またこの一元化についての大臣の御所見をお伺いしておきたいと思っております。

○湯浅政府委員 それでは、私からまず事務的に申し上げますと、土地の公的評価につきましては、

地価公示価格と相続税の評価と固定資産税の評価という三つの評価がございまして、仰せのとおりこれを公的評価から評価の一元化をすべきだという御議論のあるのは十分承知しているわけでございますが、地価公示というものはもかく一定の区域内のしかも非常に地点が限られているという問題、約一万七千点ぐらいしかないという点、それに對して固定資産税は一億六千万筆と非常に数が多いという問題がございまして、評価の目的が片方は正常な土地取引を促すためのもので、一つの指標という形でこの評価額が決められるということに對しまして、固定資産税というものはあくまでも毎年度課税される土地の評価ということでございますので、この目的からいまして、これを直ちに合わせるということとは、これは税負担の激変を生ずるといふようなこととございまして、なかなか難しい問題がございまして、そういうことで、昨年の土地対策要綱におきましても、この三者について一元化することについてはなかなか困難でございまして、よく三者の関係を調整しながら評価をしていくように努力していくべきだと私も理解をいたしているわけでございます。そういう観点で、地価公示の動向あるいは相続税の評価の動向というものを十分考えながら固定資産税の評価額を決めていかなければならないと思うわけでございます。

ただ、冒頭にも申しましたように、固定資産税というものはその土地の保有の継続を前提にして毎年度課税をする税でございますので、その税負担をされる方々の負担能力というものを考えながらやっていきたいと思います。やはり問題が出てくる。また、固定資産税というのは土地所有と市町村の行政サービスとの間に一定の受益関係があるということとを前提にして課税するものでございまして、これを過重な税負担をお願ひすることについてはまた問題が出てくるというようにございまして、固定資産税の評価額をこれから三年に一回の評価の都度適正なものにするように努力をしていくわけでございますけれども、この三つの評価

を短期間に一元的に行うことはやはり相当な無理があると私どもは考えているところでございます。そういう点を踏まえまして、よく関係省庁ともお話し合いをしながら、この問題については適正な評価というものを目指しまして努力してまいりたいと今考えております。

○坂野国務大臣 今局長から答弁したとおりでございますが、公示価格の方はまだ年数がたっておりませんが、ほとんど数をふやしていただいでできるだけ普及するように持っていかなければなりません。とりあえず固定資産税の方は、いろいろ議論が出ております。自民党の中でもこの数年出ておる問題でございますから、この問題についてはまたその都度検討して、基本的にはおっしゃるような趣旨は私もわからぬわけではございませんが、一挙に三つを一元化するというのは今の段階ではなかなか難しいと思っております。私もやはり方向性としてはそういう方向にいくべきじやないかと思っております。

○吉井委員 次に、法人の保有土地に対するところの再評価の問題でございます。現在の社会的公正の最大のものは土地をめぐる利益の偏在である、このようにも言われておりますが、個人の死亡による相続と異なると、法人では倒産でもない限り保有土地の再評価が行われませんし、また消費もないから消費税も課税されない。また、土地の多くは法人によって所有をされているわけですが、帳簿上の価格は取得時の価格であるために、現在の時価に比べて著しく低いままにとどまっているわけですね。この差がいわゆる含み資産と言われるものであります。最近の地価上昇によって都市圏での法人の含み資産は巨大なものになっておる。百億を超える企業数も何百社に達しておるし、中には一兆円以上の企業も見られるようになっております。この含み資産は株主に反映をし、株式の上昇とキャピタルゲイン増大を生み出しているわけですが、この含み資産を利益計上せずに、借入金等を利用してさらに土地を取得し、ますます含み資産を巨大化させて、

そして株式利得につなげているのが実態ではないかと思われまして、このことは最近諸外国からもかなり指摘をされているわけですが、その一方で、個人の住宅取得難、それから住宅費負担の拡大や社会資本整備のおくれという形で所得分配のゆがみをもたらして、社会的公平を拡大させていることは言うまでもないわけでございます。

こうした不公平を是正するために、例えば我が党では土地増価税の創設というふうなものも出ておるわけですが、大企業の保有土地に対する何らかの再評価の税制が必要であると思っておりますけれども、これに對しての御意見はどうか、これは大蔵省にお聞きしたいと思います。

○大武説明員 ただいまの土地の含み益に對します課税につきましては、所得課税として考えますと未実現のキャピタルゲインに對する課税となるという問題、また、保有課税として考えますと現行の固定資産税や特別土地保有税との関係を整理する必要がありますという問題、それからまた、企業の生産活動に供されております土地への課税というのは資本集約的な装置産業を中心としまして企業活動に大きな打撃を与えるという問題もあり得るということ等の問題がありまして、現時点でこれを実施することはいかがなものかなと思っております。

ただ、いずれにいたしましても、土地に對する適切な課税という問題につきましては、現在政府部内で行っております土地基本法制定に關します作業等を踏まえまして土地対策全般との中で対応していきたいと思っております。

たしまして毎年課税をする非常に安定的な、市町村の税源として非常に有用な財源であるというところで、しかも一般的にどの土地にも課税されるという一般的な税でございます。こういう税制に土地の有効利用の活用のためのいろいろな施策を重ねていくということになりますと、これは税を負担する方々の御理解はなかなか得にくいのではないかと。もちろん適正に評価されたものが高くなってくるということも前提にして課税をするということであれば別なことでございますが、それ以上の要素をこの固定資産税の中に入れて課税をしていくということになりますと、これはなかなか住民の皆さん方の御理解が得られないという問題になるかと思えます。同じ保有課税の強化という中でも、そういう意味で固定資産税をそういう土地政策に直接結びつけるような税制として利用することはいかがなものかなというのを考えているわけでございます。

ただ、先ほども申しましたとおり、特別土地保有税というような税はもとも政策税制としてでき上がっているわけでございます。土地の有効利用あるいは投機的な土地取引の防止という観点からでき上がった税でございますから、こういう税制をこれから土地の有効利用のためにどういう形で使えるかというところは検討に値する問題であろうかと思えます。そういう観点で私どもとしては特別土地保有税というものを何か活用できないかという感じがするわけでございますが、ただその場合であっても、特別土地保有税だけを活用するといつてもなかなか難しゅうございまして、土地の利用制度、いろいろな土地利用計画、こういう計画の制度というものが整備されて、その整備に裏打ちされた税制というものがあって初めて十分な活用ができるのではないかと、税制だけでこの有効利用の活用をするということはどうしても難しいのではないかと、こういうような感じがするわけでございます。

昭和六十一年の国鉄改革に伴って地方税制も改正されたわけですが、その中で日本国鉄道有資産所在市町村納付金制度というものが廃止をされまして、昭和六十四年度から固定資産税体系に移行することになったわけでございます。したがって、各市町村ではこの二年間の移行の準備を進めてきたようですが、山口県下の状況をちょっと聞いてみますと、まず、調査に当たってJRからの資産一覧表や図面等の基礎資料というものが非常に不十分であった。また、そのため、JRの担当者等に問い合わせますと、工事区それから事務所等々の所管に分かれて、その確認が非常に複雑であった。また、県下の市町村間で、例えば同じように老朽化している駅舎、それからプラットホーム等の家屋については課税の不均衡が生じないような、せめて県下統一的な評価基準が欲しかった。このような声が担当者からは出てくるわけですが、このような事態はあらかじめ予想できたことであると思えますが、政府はこの固定資産税へのスムーズな移行のためにJRと市町村に対してどのような指導というかアドバイスをされてきたのか。また、納付金の場合と比較をいたしますと固定資産税の方が低い税収となるケースの市町村もあるようですが、こうした税収減となる団体は全体でどのくらいの数となるのか。現時点でわからなければ、大体いつごろこうした点についてわかるのか。当然税の減収については交付税あたりで補てんをされると思えますけれども、これらの関係についてお尋ねをしたいと思います。

昭和六十一年の国鉄改革に伴って地方税制も改正されたわけですが、その中で日本国鉄道有資産所在市町村納付金制度というものが廃止をされまして、昭和六十四年度から固定資産税体系に移行することになったわけでございます。したがって、各市町村ではこの二年間の移行の準備を進めてきたようですが、山口県下の状況をちょっと聞いてみますと、まず、調査に当たってJRからの資産一覧表や図面等の基礎資料というものが非常に不十分であった。また、そのため、JRの担当者等に問い合わせますと、工事区それから事務所等々の所管に分かれて、その確認が非常に複雑であった。また、県下の市町村間で、例えば同じように老朽化している駅舎、それからプラットホーム等の家屋については課税の不均衡が生じないような、せめて県下統一的な評価基準が欲しかった。このような声が担当者からは出てくるわけですが、このような事態はあらかじめ予想できたことであると思えますが、政府はこの固定資産税へのスムーズな移行のためにJRと市町村に対してどのような指導というかアドバイスをされてきたのか。また、納付金の場合と比較をいたしますと固定資産税の方が低い税収となるケースの市町村もあるようですが、こうした税収減となる団体は全体でどのくらいの数となるのか。現時点でわからなければ、大体いつごろこうした点についてわかるのか。当然税の減収については交付税あたりで補てんをされると思えますけれども、これらの関係についてお尋ねをしたいと思います。

交付税というものも計算されるということになるわけでございますので、この増減というものは最終的には地方交付税でちゃんと財源が措置されるというふうに考えますが、現段階で減少する市町村がどのくらいあるかという点につきましては私どもはつかんでおりません。また、事業主体としての市町村別の減収額ということになりますと、いろいろと税の守秘義務の関係もございまして、各市町村から幾らずつ出るかということも調査するということもこれはちょっといかがかなという感じもいたしております。

○吉井委員 今御答弁をいただいたわけですが、いずれにしても、JR所有の固定資産については原則として民間法人と同様に固定資産税及び都市計画税が課税されるわけですが、負担の急増が経営に与える影響を考慮して、当分の間、今おっしゃったように納付金の負担と同程度となるように経過的な負担軽減措置、そして課税標準の特例措置が講ぜられたわけでございますが、しかし、最近のJR東海であるとかJR東日本、こういったところの経営状況というのは非常にいい、このように伝えられているわけですが、こうした非常にいい経営状態がずっと続いた場合、この特例期間を見直すということもやはり考えられるのじゃないかと思えますけれども、いわゆるJR当局の自助努力といえますか、こうしたものが今問題になっておりますところの国鉄共済、こういったものにも若干でも影響を及ぼすのじゃないかというふうな気がするわけですが、その点いかがですか。

○湯浅政府委員 御指摘のように、納付金時代は固定資産税で言えば標準額の二分の一という特例措置がございました。そういうことで固定資産税の価額に比べるとかなり低い基準で全体としては納付金が納められたということもございまして、国鉄から株式会社

社に移行する際に、やはり一定期間は経過措置として二分の一の特例措置というものは残しておかなければいけないのじゃないかというふうな議論が当時あったわけでございます。そういうこともございまして、特例措置につきましては経過的なものでもございまして、私どもとしては特に国鉄から承継した事業用資産、これについては二分の一ということをお願いしているところでござい

ます。  
おっしゃる通りに、それぞれの会社の中にはかなりの利益を出したというふうなところもあるわけでございますけれども、私ども今の段階ではそれぞれの年度の収益というもので判断するということと比べて、もう少し長期的に、それぞれ民間化された企業の企業基盤というものを安定化させるという目的にも、現段階では当初決めた特例措置というものをそのままやっていったらいかがかなという感じがしております。

また、国鉄再建監理委員会の意見におきましても、当時経過的な負担軽減というものをぜひやってほしいというふうな御意見もございまして、こういうことで講じられたものが最終的には各JRの鉄道事業の経営基盤というものを強化して、それ以後において各地域の地域開発なりあるいはそれぞれの地域におきます住民の皆さんの利便に供されるということになるわけでございます。このところは当初決めました十年間というものを一応今の段階では見直そうということとはまだちょっと考えていないところでございます。

○吉井委員　そこで問題になるのが、いわゆる未登記資産の対策でございます。  
これは運輸省にお尋ねをしておきたいと思うのですが、固定資産税には固定資産課税台帳、これに所有者、評価額、それから所在地等必要事項が記載をされて、そして固定資産の把握がなされているわけですね。そして台帳作成の基礎資料となるのがいわゆる登記簿でございます。

旧国鉄時代の未登記用地が三百三十ヘクタール、二万筆、そのうち個人が占有、所有しているも

のが六千五百件、四十五ヘクタールにも及んでい

る、このように言われておりますが、実際のところどのくらいあるのか。  
また、このほか境界線の問題等も含めて多くの問題点があります。しかし、これを解決するためには相当な時間それから労力、費用等を要すると思われるわけですが、これらの用地の権利義務関係をはり当然のことながらはつきりさせておく必要があると思います。そのために政府は、二年前の民間化に際してどのような計画のもとにどのような手順で未登記対策を進めてこられたのか、お聞かせを願いたいと思っております。

○伊藤説明員　お尋ねの件でございますけれども、ただいま先生の方から御指摘いただきました件数は、国鉄改革の直前でございまして六十二年九月末段階で国鉄が調査して未登記の物件として把握していた件数でございます。その後国鉄改革が実施されました、六十二年四月一日、これらの未登記物件のうち相当数のものも各JR会社の方に引き継がれたわけでございますが、それに加えてJR各社が現在抱えております登記関係の事務について申し上げますと、国鉄改革によりまして国鉄から会社へ名義が変更になるような新たな登記というものがまた出てまいります。また国鉄の用地が清算事業団やJR各社等に分かれて承継されていくということによりまして、新たに境界画定でございますとか分筆登記等の事務が膨大な量で発生しているというのが実情でございます。

そういうことを踏まえて、また今御指摘ございましたように資産管理の一環といたしまして登記事務等を適切に処理していくことは、これはまた会社経営の観点から申しましても非常に重要な問題でございますので、JR各社におきましては会社発足以来組織体制を整備しながらその処理に鋭意取り組んでいるところでございます。

その状況を例えはということとして申し上げますと、東日本会社の場合でございますけれども、用地関係の事務を扱っておりますが関連事業本部資産管理部というところでございまして、また

各出先機関にもそれぞれ必要な職員を配置いたしておりまして、現在五百名くらいの職員がこういう登記関係の事務に携わっておられるというところでございます。しかしながら、そういう中でございまして、先ほど申し上げましたように国鉄時代にあったそういう未登記の問題以外にも、さらに新たに改革によつて相当膨大な量の登記事務を生じてきておりますので、今後とも会社社としても緊急度等も勘案しながら計画的に粘り強く取り組んでいくというふうに私も報告を受けております。また運輸省といたしましては、引き続きましてこうした登記関係の事務、そういうものが円滑に進められていくように指導してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。  
○吉井委員　今御答弁をいただきましたが、いざれにいたしましても民間企業である以上は、土地家屋の不動産の管理、それから運用、これは経営上極めて重要な要素となってくるわけですね。しかも未登記用地が多数あるということは、それだけ資産管理が不十分である、こういうことでございまして、経営基盤の安定を旨とする民間化改革に反することにもなりますし、ひいては固定資産税へのスムーズな移行にも支障を来してくることにもなります。したがってJR各社の資産を明確にする必要は当然だと思っておりますけれども、今御答弁いただきましたように今後とも運輸省の強い、適切な御指導を要望しておきたいと思っております。

それから次は、国際交流減税についてちょっとお尋ねをしておきたいのです。  
二十一世紀に向かって進む国際化時代の大きな特徴は、国際交流主体の拡大、多様化であります。各個人、グループ、団体、自治体による草の根的な交流を活性化させる必要があるわけですが、その条件整備については我が党がさきに発表いたしました二十一世紀トータルプランの中で幾つか提案をしておりますが、国際交流減税の拡充もその一つ

であります。  
そこで、所得税、法人税の寄附金控除制度創設

の趣旨についてお尋ねしておきたいのですが、昭和六十三年度の税制改正で国際交流団体への寄附金に対する所得税及び法人税の寄附金控除制度が設けられましたが、この趣旨について御説明願いたいと思っております。

○大武説明員　御指摘のとおり、国際交流団体に對します寄附金につきましては、さきの六十三年度の税制改正におきまして措置をさせていただきますわけでございますが、これは、経済摩擦などが深刻化している現状にありまして、諸外国に對する我が国の理解増進を図るための国際交流の必要性が増大しているというところで、政府ベースだけでなく民間ベースでの国際交流を促進するという必要を痛感して、特定公益増進法人の範囲に新たに追加させていただいたということでございます。

○吉井委員　そこで、その特定の地域交流の除外理由と「その他の業務」の内容でございますが、寄附金控除の対象となる団体は、所得税法施行令の第二百七十七条や、また法人税法施行令の第七十七条で定められておりますが、それによりまして、「海外における我が国についての理解の増進を図るため、我が国の政治、経済、文化その他の我が国の事情の紹介その他の業務」を行う法人とされているわけですが、なぜ「我が国の特定の地域のみに係るものを除く」としたのか、また「その他の業務」とは具体的に何を指すのか御説明をいただきたいと思っております。

○大武説明員　二点御質問があったように思いますが、まず今回の改正、国際交流団体は地域の国際交流団体を何で対象にするのかという点につきましては、さきに御説明いたしましたとおり、経済摩擦の防止などの観点から今回の改正を行ったわけでございますが、他方、国際交流という概念が大変漠然としておりまして、例えばプロのスポーツ選手や芸能人を海外に派遣する事業といった経済ベースに乗りまします事業も広義においては国際交流と考えられるという問題もございまして、まずは日本の国全体の理解増進を図る法人に

限定して対象とすることとしたという経緯がございます。

次に、地域レベルの国際交流につきましては、本来の目的に加えまして特定地域の利害に絡む可能性もございまして、国税の減税ということで国レベルの措置で対応することが適当かどうかという点が一点、それから次に、第一点目には、地域ごとに多数の団体が指定されますと窓口が増加するというような問題もあり、民間資金が分散してしまつて結局効果の上でいかながなものであるかという観点もございまして、それから六十三年度改正で本制度が発足したばかりでございますので、やはり全国レベルでの対象法人の実態を見きわめる必要もあるということがございますので、とりあえずは慎重に対処すべきではないかと思つております。

それから次に、第二点目の御質問でございます。「その他の業務」でございますが、「その他の業務」につきましては、一応、我が国についての理解の増進を図るために行われますシンポジウムの開催ですとか、日本についての共同研究業務というふうなものも含まれると考へております。

以上でございます。

○吉井委員 今御答弁をいただきましたが、我が国の事情を外国に紹介するという場合、わざわざ特定の地域の事情を除外するというのは、国際交流推進の観点からちよつとおかしいのではないかと、昨一月に、小淵内閣官房長官の提唱に基づいて、地域レベルの国際化の一層の推進を目的に、地域レベルの国際交流を考へる会、これは私的機関であります、これが発足をいたしましたして、同年六月に報告書がまとめられたわけですが、そこでも、従来からの政府レベルの国際交流に加えて、地方自治体や民間団体を核とする地域レベル、草の根レベルの国際交流が求められているわけでございます。現在、国際化の進展を反映して各地で地域の国際交流団体が増加しておりますが、そこでは各地域の文化、国土、経済等の紹介がやは

り重要な業務となっております。

このような地域の国際交流に対する熱意を考慮した場合、私はやはり特定の地域事情を除外するのはおかしいと思うのですが、どうして除外されたのか、これはひとつ外務省、よろしくお願ひいたします。

○中島説明員 お答え申し上げます。

国際交流減税制度につきましては、その趣旨につきましては先ほど大蔵省の方から御説明がございましたように、近年における諸外国との摩擦を緩和するための国際交流の必要性、そういったものが増大していることにかんがみまして、国際交流を主たる目的とする公益法人の活動といったものを推進する、そういった観点から税制面での優遇措置の実現を図るということ趣旨をいたしまして実現したものでございます。

しからば、その中で、全国レベルのもの、地域レベルのもの、いずれもあるのに何ゆゑに地域レベルのものが除外されているのか、そういうお尋ねでございますが、これも先ほど大蔵省の方からお話ございましたように、まず全国レベルの交流、そういったものから手をつけ、その実施を図りながら徐々にそれ以外のものについても考へていきたい、そういう考へに基づくものでございます。

○吉井委員 寄附金控除の対象団体の再検討でございますが、国際交流推進の趣旨、目的からすれば、それが全国的なもの、また地域的なものの紹介であれ、我が国の理解促進に資するものであるという点では全く同じであります。

むしろ全国的、抽象的なものよりも地方的、具体的なものの紹介の積み重ねの方が国際理解の促進に役立つという面もあるのではないかと、思ひます。所得税、法人税の寄附金控除の対象団体に地方事情を紹介するものも入れるように再検討すべきではないかと思ふのですが、いかがですか。

○中島説明員 近年、地域レベルすなわち地方公共団体のレベルあるいは民間レベルにおいて国際交流に対する関心が高まる、それとともにさまざまな活動が実施されているということは先生御指摘のとおりだと思ひます。外務省では、こうした活動が我が国の国際化の推進の上で重要な意義を有する、そういうものであるということは認識しております。今後どのような方策を講じていく必要があるか、そういう問題につきまして各方面からの意見も伺いながらいろいろ勉強してまいりたい、そのように思つております。

○吉井委員 時間が迫つてまいりましたので、いわゆる地方税の寄附金控除制度不創設の趣旨と同募金会に対するところの寄附金控除制度新設の趣旨についてお尋ねをしたいと思います。

地方税の個人住民税では、所得税と異なつて、従来から寄附金控除制度が設けられていなかったわけですが、これはどういふわけなのか。また、平成元年度の税制改正では、個人住民税で都道府県共同募金会に対する十万円超の寄附金について、その超える額を控除するという寄附金控除を新設しておりますが、これは従来の寄附金控除を設けないという趣旨を変更されたのかどうか。この点はいかがでございますか。

○湯淺政府委員 個人住民税におきまして従来寄附金控除の制度がなかったというのは、寄附を受ける団体と、それからその寄附金控除を行う地方団体との間に直接的な関係がない場合が多いのではないかと、必ずしも両者がきちつと対応していないという理由で寄附金控除という制度が設けられていなかったわけでございます。

今回の改正で、都道府県共同募金会に対する寄附につきましては新たに寄附金控除の創設をお願いしているわけでございますが、この点につきましては、都道府県共同募金会というものが、その府県の中のいろいろな福祉活動、特に本格的な高齢化社会の到来を迎えて、みずからの地域社会の福祉の増進ということを住民みずからの手で行うという必要性がこれからはより一層重要になってくるというところを踏まえまして、その住民の所在する都道府県共同募金会に対して寄附をした場合には、これは従来の考へ方を変更しなくとも寄附金控除の制度を導入することができるのでは

ないか、こういう考へ方から今回共同募金会に対する寄附金控除の制度を創設したものでございませう。したがって、基本的な考へ方は従来と変えていないわけでございますが、その地方団体とこの団体との関係が、対応関係が非常に明確であるということに着目いたしまして、今回この制度の創設をお願いしているものでございます。

○吉井委員 では最後に、昨年八月に自治省が発表されました「昭和六十四年度地方行政財政重点施策」によりまして、地域レベルの国際交流の推進、これが一つの重要な柱となつておりまして、国際交流のまち推進プロジェクトのほか、自治体が作成する地域国際交流推進大綱に基づく諸施策の支援、地域の中核的民間国際交流組織の創設、育成、また外国青年招致事業の拡大、また財団法人自治体国際化協会の強化、また自治体大学校での国際交流研修の拡大などを行うとして行っているわけですが、その中の中核的民間国際交流組織を地域国際化協会として、外国人在住者に対する生活情報提供などの支援事業、また外国との交流の場の設置、文化、スポーツ等の国際交流の企画、推進、またホームステイ、ホームビジットの連絡、地域の文化、国土等の海外紹介などの業務を行う協会に対し、地方自治体が出資または助成を行った場合には、地方債、交付税で財政措置することとして行っているわけですが、これによれば、地域の国際化協会の地域レベル、草の根レベルでの国際化に果たす役割は非常に大きいわけですが、今回設けられている寄附金控除をこの地域国際化協会に対する寄附にまで拡大することはできないのかどうか、ちよつと大臣のお考へをお伺ひして終わりたいと思ひます。

○湯淺政府委員 ちよつとその前に私から申し上げたいと思つてございまして、今御指摘のとおり、自治省の重点施策として地域国際化協会というものを各府県に設置をしていこうという考へ方で各府県にお願ひをしておりますのでございませう。その援助の支援のやり方につきましては、御指摘のように、都道府県あるいは市町村が出資を

するということもありません。それから、運営費等につきまして地方自治体が助成金を交付するというやり方もあるかと思えます。また、今御指摘のような寄附が行われた場合の寄附金控除というような問題もあろうかと思えますが、当面、実は昨年つくられた重点施策の中では、この出資とかあるいは地方自治体による助成というものを通じてこの地域国際化協会に対する活動というものを援助して、こうという考え方だったものでございまして、寄附金控除の問題までは検討の対象にはなっていないわけでございます。これからの問題といたしまして、県なり市町村という立場でどういう形でこの国際化協会に対して支援ができるのかという観点から検討をしてみたいと思っております。現時点では、ちよつとその中身につきまして、それぞれの団体の内容が必ずしもつまびらかでないものでございまして、将来の検討課題ということとひとつ検討をさせていただきますかと思っております。

○坂野国務大臣 今局長から答弁したとおりでございますが、地域国際化協会、まことに重要な役目を持っておると私は思いますので、まだでたばかりでございますし、今後の活動の状況を見守りながらこれをさらに充実する方向の中で検討してまいりたいと思っております。

○吉井委員 終わります。

○西田委員 小谷輝二君。

○小谷委員 緊急の問題につきまして、三お尋ねをしたいと思います。

過日來より、新聞報道によりますと、かなり権威のある世論調査におきましても、竹下内閣の支持率が一三％とか一六％とか、このように報道されておられるわけでございますが、これは議会制民主主義の原則からいって、もはや政権担当能力がなくなつたものであるという声もあるわけでございます。大臣とされまして、閣僚の一人として、その原因、これは何なのか、またこのような状況をどのように判断し認識しておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○坂野国務大臣 御指摘の問題でございますが、私も閣僚の一人といたしまして、竹下内閣の支持率の低下等につきましては厳粛に受けとめておる一人でございます。政治に対する信頼の回復、国民のための政策遂行につきましては一層の努力をする必要がある、こういうぐあいに考えております。

○小谷委員 今世間を騒がせておりますリクルートの疑惑問題もさることながら、消費税のような大型間接税の導入に対して国民大衆の大半が反対し、署名運動やまた反対陳情、またそれぞれ地方議会におきましては反対の意見書、決議等がなされてきたわけでございます。そのようなか中で、審議も十分行われぬまま消費税が導入され四月一日からいよいよ実施される運びとなっております。支持率の低下の大きな原因の一つであり、また地方で行われました知事選挙等にもその結果があらわれておるのではないかと、このように思っております。大臣いかがでしょうか。

○坂野国務大臣 なかなか難しい問題でございますが、答えるにたいはございませんが、消費税の転嫁問題につきましては厳しい情勢に立ち至つていふことはよく承知いたしております。しかし、内閣としては、閣議あるいは税制の協議会等におきましても、既定方針に従つて四月からできるだけ早く転嫁、消費税の実行に移していきたい。もう御案内のとおり、十二月から既に施行されておりますし、四月一日からいよいよ具体的な措置が講じられるわけでございます。法律の制定の過程でいろいろなお尋ねもございしますが、既に法律として実施段階に移つていけるわけでございますから、これは国民の皆さんの協力を得て実行に移すように持つていこうというのが今内閣の基本的な方向でございます。自治省といたしまして、いろいろな問題もはらみながら、何とか自治体の皆さんの協力を得て実行に移していきたいと思つておる次第でございます。

○小谷委員 このような情勢の中で、今地方自治体におきましては、新聞報道でありますように、特に私の地元である大阪府下におきましてもほとんどの市町村で、今議会で論議されておりますが、消費税が導入された予算については否決される状況にあるところが多いわけでございます。このようなか中で自治大臣は、三月十四日ですか、自治体で公共料金の消費税転嫁を見送る動きがあることは極めて遺憾である、こういう意味の閣議での発言を含めた内容を都道府県また指定都市に通達ということ、消費税転嫁を促進する、こういうものが出された、このように承つておるわけですが、この内容はどんなものですか。

○津田政府委員 御指摘の点は三月十四日に大臣から談話が出されまして、また私もとしまして、消費税問題についての考え方を地方団体の方に改めて通達したわけでございます。要点を申し上げますと、消費税は既に昨年十二月十日公布と同時に施行され、本年四月一日から適用される、こういう現実問題というもので対処してほしいということ、それから第二点として創設されたものであり、国税、地方税合わせまして相当大幅な減税超過をやつておる、地方財政におきましても約九千億円程度の減収超過をやつておる、この事実も十分判断をしてほしいということ。それから、この消費税の導入に伴い、地方公共団体の財貨サービスの提供の対価としての料金等については、一部のものを除き三％の消費税が課税をされるということ。そして四月一日から地方団体も納税義務者となる、このような点、そして、前から申し上げておる点でございますが、地方団体もいわゆる事業者の一端である。そしてまた、環境について整備する義務を持つていふこと。さらに、仮に適正な転嫁を行えない場合には、住民生活に不可欠な上下水道等のサービスは、住民生活に不可欠な上下水道等のサービスは、この補てんのために住民税等を使うことになれば、受益者負担を一般の住民に負担転嫁することになつてしまふ、このような結果についても十分考慮してほしいということ。そして、地方財政運営の改善合理化のための内部努力は、消費税導入問題とは別途のものとしてこれは十分今後とも努めていってほしい。

○小谷委員 自治体はそれなりに、何とか住民に公共料金をできるだけ安く、サービスを低下させないよう努力するというところで、例えば大阪府の府営水道等は、御承知のように回送式貯水池を持つておられて、電気の料金の安くなったのを、さらに夜中の一番料金の安い時間に揚水をして、そしてコストを下げていく、こういうふうな努力を重ねながら転嫁をしないように努力しておる。これは、円高不況等で輸出関連企業等が非常に苦しい中を企業努力で何とか耐え忍んできた。同じように、これを契機にそのように努力している。そうして実質上一般国民には転嫁をしないような状況に持つていきたい、こういう努力をしておるところもかなりあるわけでございます。これに対する評価は大臣、どうですか。

○坂野国務大臣 各地方公営企業がふだんから努力していただいで、できるだけ料金を引き下げていただくと、これはまことに願わしいことでございます。ただ、転嫁の方は転嫁の方で、もう既定の法律のルールでございますからやつていただく。そういう過程の中で本当に恒久財源でも見つけていただいで、料金が安くできるというのはこれは結構でございます。そのとおりの思いは、その企業努力は確かに評価すべきものだと思いますけれども、見かけだけで、努力というものが実際に伴わないで、そうして転嫁をしないということになつてまいりますと、その企業、例えば水道にしても住宅にしても何にしても、関係のない人も一緒になつてしまふと、これこそまことに不公平なこと

と言わざるを得ないこととございます。

その辺をよく御察察いただいて、しかも税制の仕組みが減税と組み合わせてやっている。そして、一般消費税は韓国もどこも含めて諸外国で既にやっているのだ、むしろ日本が一番おくられているのだというふうな実情が、政府のPRも下手かもしれないが、その辺の御理解がいまだに不十分だということには非常に残念でございます。その辺を含めて、私もはさらに努力しなければならぬと思っております。

○小谷委員 いろいろな自治体の考え方によりまして、議会構成等々もあるわけでございますけれども、自治体が住民の意思を尊重して行政執行を行っていく、これは当然のこととございます。ただし、法律で許される範囲内の自主権また裁量権は当然あるはずであります。それを指導と通達とかいう形で、あたかもこの紋どころが目に入らぬかというふうな、頭が高い、こいつ形、国の方から指導という名目で押さえつけていく。水戸實門は悪代官を懲らしめるという意味で非常にいいわけですね、地方自治体にとりましたら、国という存在は偉大な存在であります、非常に權威もあり、許認可等においては常に指導を受け、常に国の言い分に従っていかなければならぬ立場にあるわけでございます。したがって、私が思いますのは、裁量権の問題の中で地方自治体が転嫁しなかつた場合、これは先ほどの質問にもあつたかと思ひますけれども、国の指導に従わずに消費税を転嫁しなかつた場合、国として、国の権限である交付税また起債等の許認可に制裁処置を加えていくのかいかなのか、この点お答えいただきたいと思ひます。

○津田政府委員 私どもは、地方団体が今回の抜本税制改革の趣旨というものを十分考えていただくと、また適正に転嫁することによって住民間の、先ほど大臣もおっしゃられましたように不公平を招くというふうな事態にならないように、こういう意味で指導しておるわけでございます。地方団体がこの点を十分御判断されて適切な対応をしていただ

きたい、かように思ふわけでございます。

端的に申しますと、何か法律の趣旨に沿って転嫁するのが悪くて転嫁しない方がいいんだ、こういうふうなことで困るわけでございます。私もどもとしましては、あくまで成立しました法律の規定に基づきまして適切に消費税が課税されるという事態に対応してもらいたいものだ、このように指導してまいってきましてございまして、今後とも指導するつもりでございます。御指摘のような制裁ということを現段階では考えておるわけではございません。

○小谷委員 では、今地方自治体でそれぞれ個々いろいろなケースがあるわけでございますけれども、法律上の解釈として二、三確認をしておきたいと思ひます。

自治体は、地方財政法三条二項ですか、これに基づいて「地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、云々、そうしてこれを予算に計上しなければならぬ。」このように定められてあるわけでございます。そこで、この消費税にかかわるものをもし地方公共団体が予算に計上しなかつた場合、法律的な解釈としてこれは法律違反になりますか、どうですか。

○津田政府委員 先生は地方財政法第三条第二項を御引用されましたが、第一項自体の規定におきましても、「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならぬ。」そして第二項が続いてあるわけでございます。したがって、地方団体の執行部あるいは議会の処理におきまして、この四月一日から現実に課税されるというふうな消費税部分を除去しようとする場合、あるいはそういうふうな議決をした場合には、この地方財政法第三条の趣旨に反するものであると考へます。

○小谷委員 それでは、仮に消費税が含まれた予算を議会がそれを理由に反対するということになりますか、これは議会の決議の否決ということになりますか。

○津田政府委員 議会の審議の場合におきましても、この第三条の考え方から反するような結果になることと存じます。

○小谷委員 では、消費税を導入した予算を、それを理由に、例えば地方自治体の裁量権の範囲内で、基本的な消費税と税等は当然含まれたものとしてこの予算を否決した場合、地方自治法百七十六條、この「長の処置」というところにこれは該当するわけですか、しないのですか、どうですか。

○木村政府委員 当初予算を九〇と否決するということも、木村政府委員 当初予算を九〇と否決するということも、地方自治法百七十六條はそういう事態を当然のこととして書かれていないような感じがございまして、したがって、九〇と否決した場合の取り扱いについては地方公共団体は大変苦慮するだろうと存じますが、あえて御質問でございますので、第一項の一般的な再議、つまり長が意見を異にするから再議に付するということの再議につきましては、否決の案件について適用ございませぬので、再議の対象となりませぬ。

それから、第四項の「普通地方公共団体の議会の議決又は選挙その権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反する」と認めるときは、理由を付して再議に付するわけでございますが、この意味での違法になるかどうかというところは極めて微妙な問題でございます。通常はこの規定を適用するということにはならないと考へられます。

したがって、むしろ、さらに続けて申し上げますならば、第七十七條の「法令により負担する経費」等のいわゆる義務費を削減した場合、及び「非常の災害に因る応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は伝染病予防のために必要な経費」、そういう緊急の経費を削減、否決した場合に当たるとどうかというものでございまして、当初予算には通常はそういうものが含まれておりまして、そういうものが含まれていないと再議に付するということにならうかと思ひます。しかしながら、いずれにしても大変例外的な事

象でございまして、議会としては削減するべきところは修正して議決をする、そういう努力を続けるべきであらうというふうに考へております。

○小谷委員 百七十七條の二項の二号ですか、これは当初予算ですから当然災害復旧、また伝染病の予防等の予算が含まれておりますし、義務費等が含まれておるわけでございますが、これは地方の一般会計予算として含まれておる場合には、これはもう消費税が税収の面にもまた支出の面にも含まれておれば、それを理由にして、一本になりますから、これは予算一括ですから、これは否決ということがあり得るわけです。今、既に当初予算否決という議案があるのです。その場合、純然たる法律的な解釈として、再議に付して、さらに三分の二の反対があればこれは不信任とみなす、したがって議事を解散することができる、こういうふうな判断もあるわけですが、この点はどうなんでしょうか。

○木村政府委員 くだいようであります。繰り返して申し上げます。

否決というふうなことがないように調整を尽くすべきであらうと思ひますが、否決され、そして百七十七條第二項の二号に該当する経費が含まれております場合には、これを再議に付し、さらに否決された場合にはこれを不信任とみなして議会の解散ということもあり得るわけでございます。

○小谷委員 「十日以内に議事を解散することができる。」というふうになつておりますね。だから、今こういうふうな大変な事態に地方議会においては追いつかれています。これはただ一つの町だけではないと考へます。かなりの市町村がそのような状況の中にあるというところは、これは大臣も十分認識しておいていただきたい。私たち、地方でこの問題を抱えてそれぞれの議会から問い合はせてあり、いろいろな面で今大変な努力を費やしておるわけでありまして、したがって、地方議会がこういうふうな状況にあるということも認識してもらつたと同時に、これに対する自治省からの対応も

的確にやっていたらいいと思いますし、また、地域の議会で混乱をして、地域住民がそれに基づくとこの被害を受けることのないように、これは自治省としても対応を誤らぬに行っていたらいいと思うわけであります。同時に、消費税がそれほど地方議会で大きな議論的になり、転嫁が大変な状況にあるということをよく知っていたらいい、このように思うわけであります。

大臣、この点についての対応についてお考えをお示しただきたいと思えます。

○坂野国務大臣 法律の解釈は今局長が言ったとおりでございますから、こういう法律の解釈というふうなことがあるということが、皆さんあるいは御存じない方もあるかもしれませんが、その辺はむしろ逆に、もし最悪の場合にこうなればこういうことがあり得る、そういうことがないように、ひとつ皆さんの御協力をお願いしたいという立場で、法律がある以上は法律を曲げるわけにいきませんから、これは我が国は御案内のとおりに法定国家でございますから、ひとつその辺を踏まえてよろしく願いたいと思えます。

○小谷委員 終わります。

○西田委員 草野威君。

○草野委員 私には軽油の引取税の問題についてお尋ねをしたいと思えます。

今回の改正は、軽油の取引にありまして脱税防止にその主眼があるかと思えます。しかしこの脱税というのは、自治省も認めておられるように、その制度を悪用し税の遡脱を行っている、こういうところにその原因が一つはあろうかと思えます。今回の改正で果たしてその点が是正され、そして脱税が防止されるかどうか、こういう点が若干疑問に思われるわけでございます。

脱税の手段でございますが、未課税の軽油を取り扱ひ得る立場に立っている、これは主として特約業者であろうと思えますが、これが未課税のままその軽油を販売して倒産をしよう、こういうようなケース、さらに軽油以外のものを混和する、そうすることによって水増しといえますか油

増しといえますか、増量する、こういうような事例等を自治省は挙げていらっしゃると思いますけれども、今回のこの法改正によりましてこうしたものの脱税防止が果たしてどこまで期待ができるかどうか、まずこういう点についてお尋ねをいたします。

○湯浅政府委員 今回の軽油引取税の改正は、御指摘のとおり、一つは脱税の防止、それからもう一つは、軽油は消費地において適正に課税をされるべきだという二点を踏まえて改正を考えたところでございます。

この脱税の問題に関して見ますと、従来の脱税事件の二つの類型と申しますか、型として見ますと、今御指摘のように未課税軽油を取り扱ひ得る特約業者が未課税のまま軽油を販売した上で例えは倒産をしよう、それで税額を納めない、こういうふうないわゆるペーパーカンパニーの会社を創設するということ、あるいは未課税軽油を転々と流通させて、そして課税庁の捕捉を非常に困難にさせるというふうな中で脱税の事件が発生するということ、あるいは従来の軽油に他の炭化水素油をまぜるとか、あるいは軽油以外の炭化水素油だけで自動車やトラックを動かす、こういうふうな事件が出てきたわけでございます。

そういうことを踏まえて、今回の脱税防止のためには、まず一つはペーパーカンパニーというものを容易に創設できないようにすべきじゃないかというふうな観点から、例えば特約業者を指定するに当たりまして、従来は比較的自由に認めていたものを今回は指定を厳しくする。最初の間は仮特約業者というふうなことで、いわば仮免制度みたいなものをつくるというふうなことで、あるいはこの軽油の流通につきましてもいろいろな報告義務を課しまして、それをチェックしていくというふうな手段によりましてこの軽油の流れについては炭化水素油を混和していくというふうな場合に、それに対する対応策を講ずるというふうなことで、私どもが現段階で考え得る制度という形で今

回は改正をお願いしているところでございます。そういう意味で、従来起こりました脱税事件の多くはこの改正によりまして防止ができるのじゃないかなというふうな考え方に立っております。

○草野委員 改正の中心につきましてお話しございましたけれども、この脱税の事件につきましてひとつ御報告をいただきたいと思えます。

それは、昨年の三月二十九日付の朝日新聞はこういう報道をしております。これは熊本県の合志石油、ここが軽油を洗浄剤として偽って売ったわけでございます。約一万八千キロリットル。この合志石油の関係者は、熊本のほか鹿兒島とか長崎、北海道、そういうところでも同様の脱税事件を起している旨が報じられておりました。この脱税事件についての調査結果は現在どうなっておりますか。

○湯浅政府委員 熊本県におきます脱税事件でございますが、御指摘のとおり三和石油という株式会社の子会社、それから有限会社合志石油という会社の軽油引取税の脱税事件が熊本県におきまして摘発されたわけでございます。

この事件につきましては、現在熊本地裁におきまして公判中でございますが、その概要は、この二つの業者が特約業者の資格を得た上で軽油に他の物質、この場合にはトリクロロエチレンというものを混和いたしまして、洗浄剤、車の燃料ではなくて洗浄剤として販売したというふうな偽ってこの軽油のまま実は販売したというふうな偽ってというふうな事例でございます。脱税額は株式会社三和石油につきまして五億二千七百万円、それから有限会社合志石油につきまして一億七百万円というふうな承知をしております。

これらの事件につきましては熊本県におきましてこれから調査をしていたわけでございますが、昭和六十三年の一月から国税犯則取締法に基づく犯則調査に移行いたしました。同年十月、この二つの会社と二つの会社の関係者を熊本地検と熊本県警に告発したわけでございます。その後、地検と県警で捜査が進められまして、三和石油株

式会社関係で八人、それから有限会社合志石油関係で四人が逮捕されて起訴されております。昭和六十三年十二月二十三日に第一回公判が開かれました。現在公判中であるというふうな承知をいたしておるところでございます。

○草野委員 先ほどお話しございましたけれども、特別徴収義務者になっている特約業者、こういう業者が価格に軽油引取税を上乗せしないで軽油を安売りして、そのうちに経営不振で倒産する、こういう例、中にはペーパーカンパニーをつくって、そしてその未課税軽油を大量に売りさばいた後、計画的に倒産をする、こういうような事例が全国的に多発をしております。こういうような事例が自治省としてどこら辺まで把握をしているか、こういう点と、さらに、こういうような脱税の件数、金額、これは現在どのくらいになっておりますか。

○湯浅政府委員 脱税の典型的な事例としましては、先ほど申しましたようなペーパーカンパニーをつくるか、あるいは軽油の流通経路を転々と複雑にさせて、その中で税を遡脱するとか、あるいは炭化水素油等の混和を行うというふうな事件であろうかと思えます。この遡脱によって各県が摘発した事例といたしまして、昭和六十一年度、昭和六十二年度の二カ年におきまして六件、税の犯則額として約二十九億円の脱税事件が現在摘発されているところでございます。

○草野委員 六件二十九億円ということでございますけれども、果たしてこれが全部なのかどうか、こういうような疑問がしてならないわけですか、恐らく全体のうちのく一部じゃないか、こういうふうな気がしてならないわけではございませんか、こういう問題についてはやはりきちっとひとつ把握をしていただきたい、このように思えます。それから、元完業者、また特約業者、こういう方々は、未課税軽油を取り扱ひ得る、そういう立場といえますか、地位を利用することによっていろいろなことができてくるわけでございますけれども、今回は脱税防止のために、今回の改正により

ますと、課税団体を、元売業者または特約業者から軽油の引き取りを行う販売業者等の所在する都道府県とする、こういうような改正を行う内容になっております。こういうような改正で果たして脱税がきちんと防止できるかどうかという点なんです。自治省も既に認めていらっしゃるようには、

特約業者が未課税軽油を取り扱っている点に問題が一つあるわけでございます。だから、元売業者に対して軽油の製造段階で課税する、いわゆる蔵出し課税方式といいますが、このようにしてやったらどうかという点でございますけれども、特約業者は課税済みの軽油を購入して販売する、こういう形にしないと、やはりきちんと脱税は防止できないんじゃないか、こういうことも考えられるわけですが、こういう点はいかがでしょうか。

○湯浅政府委員 軽油引取税の改正のもう一つの観点は、最初に申しましたとおり、実際に軽油を消費した地域で課税するという意味で、実際に油が流れた地域の県を課税団体にするという改正をしたわけでございますが、これはある意味では脱税防止とはやや観念の違う問題でございまして、むしろ消費地と税源とをきちっと帰属させるという意味でこの改正を行ったというふうに私はもは考えているところでございます。

そういう意味で、この点では脱税の問題とは直接関係はしないと思うわけでございますが、御指摘のように、こういう非常に複雑な流通が行われる物資というものは一番根っこで課税するというのが脱税防止のためには一番いいではないかという御議論は、確かに今回改正する際にも議論の一つとしてあったわけでございます。

ただ問題は、地方税で構成する以上は、その軽油引取税をいかに各府県に適正に帰属させるかという問題がもう一つあるわけでございます。これが根っこで課税をしてしまえば、これは全国一本で取るならそれはそれでいいのでございますが、それぞれの県に適正に課税するという場合に、果たして蔵出し段階で課税がたえ得るかどうかという点がもう一つの問題でございました。その点

につきまして、油の、実際に取り扱っている業者の方々の御意見もございました。また、関係省庁の御意見もございまして、基本的に特約段階の課税というものを今回は維持しながら、その上で脱税防止ということを手段として考えられないかということをやったわけでございます。

蔵出しにいたしましても、混和の問題はいろいろにしても解決しないわけでございます。蔵出しでいたしましても、混和はその後の段階で発生する問題でございますから、混和につきましては別の観点からの脱税防止が必要でございまして、一つの流通を複雑化させるといふ点につきましては、各種の報告義務を課するとか、元売業者、特約業者というものの資格を今以上に厳格にすることによって、また報告義務を厳重に課することによって、また報告義務を厳重に課することによって、また報告義務を厳重に課することによって、また報告義務を厳重に課することによって、

○草野委員 混和の問題につきましてはまた後でお尋ねするとして、税収の地域的な偏在といえますか、こういう問題でございましてけれども、現在の制度でいえば、極端に言いますと特約業者、こういう方々の書類操作一つでその納税地を決めることができる、こういうことで偏在する、このように言われております。この蔵出し課税といえますか、こういう場合は、その元売業者が全国各地の軽油の流通量に応じて納税することになるわけでございまして、販売量に見合った納税が期待できると思うのです。そうしますと、その地域格差といふものはおのずからなくすことができる、こういう点では現行制度よりもすぐれているんじゃないか、私はそのように思うわけでございます。

そこで関連して一つ伺っておきますけれども、昭和六十一年度の軽油引取税の人口一人当たりの税額を見ますと、滋賀県が物すごく飛び抜けて高いのですね。一人当たり一万六千五百九十九円、二位が愛知県七千二百三十三円、全国平均が四千八百四十八円。滋賀県の場合は飛び抜けて高い金額となっているわけです。一番低いのが奈良県の千九百四十九円。したがって、この一番高いところと低いところの格差というものは八・五倍もある、こんなふう言われております。またトラック、バスの一台当たりの台数で見ても、人口比ほどではないにしてもかなり格差が大きいわけでございますけれども、こういうような格差が生じているわけでございまして、どうしてもこういう問題の解決に当たらないければならぬわけでございまして、これはぜひともひとつ検討すべきじゃないかと思うのです。

先ほどの局長の御答弁の中にもございましたけれども、業界の方のいろいろな御意向もあろうかと思っております。やはり現在の制度から見ると、何と云っても税務の調査体制の手薄な都道府県といえますか、こういうところ、それから税収確保に躍起になっていて、それで交付金の交付率が高かったり、またこういうところがあるかどうかかわかりませんが、調査に手心を加えてくれそうな自治体、そういうところを中心に集めるのではないかと、こんなことも言われているわけでございます。

そういうことから、例えば交付金率の問題でございまして、交付金率、現在は最低が一・五％から最高が二・四％と聞いております。総額で百二十億程度と聞いておりますけれども、こういう交付金率の全国一律、こういう方向に向かって自治省として指導するお考えはございませうか。

○湯浅政府委員 御指摘のとおり、現在の制度でございまして、特約業者の所在する都道府県で課税ができるということで、大きな特約業者を自分の県に誘致をいたしまして、そして税収をそこで

上げるというようなことが行われたと聞いているわけでございます。その点につきましては、今回の改正では、特約業者の所在の都道府県ではなしに、現実に油が流れたところで課税をするように改めましたので、特約業者を誘致するだけでは今度は税収にははね返ってこない。こういう点で、先生御指摘の蔵出し課税に非常に近いやり方で課税ができるようになったというふうに私もは考えているところでございます。

そういう意味で、この制度を導入した以上は、もう各県で特約業者を引っ張り合うという意味がございませぬから、交付金の関係につきましても他の府県に比べて高くしようというふうな意欲も恐らくなくなってくるのではないかと、思うわけでございまして、現在私どもとしては、税務局長の通達で、二・二％というものを一つの基準にしてほしいという御通知を申し上げているところでございます。そして、ほとんどの府県はその率に従っていただいているところでございますが、二・二の府県で多少それに合っていないというところもございまして、その点につきましても、むしろ二・二に合わせたいというところを強く、これからお願いするよりも、制度的にそれをやっても意味がないというふうな形に今回することによりまして、おのずとこの交付金率は一つのところに収められてくるのではないかと、こういう感じがしているわけでございます。

○草野委員 一つだけ伺っておきたいと思っております。元売業者だけを納税義務者とするということについていろいろな販売団体から反対が強くあつた。どういう理由で反対があつたのか。その点はいかがでございませうか。

○湯浅政府委員 この軽油引取税は、たしか昭和三十一年度地方の道路財源の創設ということで道府県税に導入されたわけでございまして、それ以来一貫して特約業者の方々に特別徴収義務者としてお願いをしているというところでございまして、これを今回は元売業者の段階で課税をしたという案も一時はあつたわけでございまして、今まで

昭和六十一年度の軽油引取税の人口一人当たりの税額を見ますと、滋賀県が物すごく飛び抜けて高いのですね。一人当たり一万六千五百九十九円、二位が愛知県七千二百三十三円、全国平均が四千八百四十八円。滋賀県の場合は飛び抜けて高い金額となっているわけです。一番低いのが奈良県の千九百四十九円。したがって、この一番高いところと低いところの格差というものは八・五倍もある、こんなふう言われております。またトラック、バスの一台当たりの台数で見ても、人口比ほどではないにしてもかなり格差が大きいわけでございますけれども、こういうような格差が生じているわけでございまして、どうしてもこういう問題の解決に当たらないければならぬわけでございまして、これはぜひともひとつ検討すべきじゃないかと思うのです。

これだけ特約業者として御協力をいただき、しかもそれを一挙に撤出し段階で課税するという事になり、どうも特約業者がみんな悪かった、みんな悪いからこういう形になったのだからというふうなことで、特約業者の方々は非常にまじめにやっておられる方々がほとんどなのに、いかにも適正でなかったようなことになるのではないかと、こういう考え方が特約業者の方々に非常に強くあつたように感じます。

そういう意味で、今回は特約段階の課税を継続いたしますが、しかし、従来とは違った形できちっとした納税ができるような改正を私どももやりたいということでも申し上げたところ、それはぜひやってほしいということでも、今回の改正案の作成になつたわけでございます。

○草野委員 特約業者が全部悪いとかいいとかいう問題ではなくて私は申し上げているつもりなんですけれども、ただ、今のお話の中でちょっと気がついたので、いわゆる特別徴収義務者、こういうものになるかならないかということなんですけれども、例えば交付金というものの特例措置、これがございまして、それから軽油引取税、こういう税金を販売先から預かって、そしてそれを県税事務所まで納める。納期まで預かっていることができるという資金繰り上のメリット、そういうのもので配慮をしているのかどうか。そういうことで現在の制度を残しておいた方がいいということなんです。

○湯浅政府委員 特約業者の方々が特別徴収義務者になることによる今御指摘のようなメリットの面もあるのかもしれない。しかし、基本的に私どもにお話のあったのは、先ほど申し上げましたとおり、従来から軽油引取税を取り扱っていたのにかかわらず、今回課税の適正化ということだけでその特別徴収義務者を一方的に取り上げるといふのは、今まで非常に適正にやっていた業者の方々にとっては耐えられない、こういう御意向が非常に強かつたというふうには私は理解しております。

○草野委員 今後の問題として御検討いただきたいと思います。

次の問題でございますが、トラック業界やバス業界の問題でございますが、トラック業界やバス業界の軽油のいわゆる大口需要者は市場よりもかなり安い価格で引き取っている、まずこのように言われておりますけれども、こういうことは事実でございますか。また、地方公営企業のバス事業の軽油の引き取り価格は現在ののくらくらになっておりますか。

こういうことに関連いたしまして、例の混和の問題に移りたいと思えますけれども、通産省にお尋ねをしたいと思います。この混合軽油のチェックのために識別剤、いわゆるマーカの使用、これは現在外国でも一部使用されているように聞いておりますけれども、例えば灯油にはクマリン、軽油にはキニザリンというのが有効と言われておりますけれども、こういうようなマーカをどうして使用しないのか、こういう声も上がっております。こういう点についてまずお伺いしたいと思います。

この点で、例えばこういうマーカを軽油の中に混入した場合、エンジンの性能に問題はないのかどうか、また人体の安全性には問題がないのかどうか、こういうこともあわせてお答えをいただきたいと思えます。

○岡本説明員 先生お尋ねの第一点について、私からお答え申し上げます。  
ことしの三月現在、一般のサービステーションでは軽油がリッター当たり六十七円七角から販売されておりますが、地域によりましてはリッター当たり六円から七円七角のばらつきが現に生じております。  
それからまた、サービステーションを通さないでトラック業者あるいは大手のバス業者、そういう大口の需要家のタンクに直接納入される、インタンク取引と申しておりますが、そういうケースにおいては、リッター当たり四十五円四角から取引されているケースが多々ございます。

残余の点については、同僚の精製課長からお答えさせていただきます。

○田村説明員 ただいま御質問の添加剤の性質に関するもの、それからそれがどのくらい有効に脱税防止に役立つかという点に関してちょっと御説明申し上げます。  
私も今は、現在の違った油種がまざったときに、それがまざったということが簡単に判明できる方法はないだろうかということでも、かなりいろいろな面からの検討をしております。現実には今回の軽油の異物混入防止対策に関係いたしましたは、検討委員会というのを昨年三月に設置いたしましたし、学識経験者、それからユーザーの方、さらに消費者も含めまして、非常に幅広い面からの技術的な検討をしております。

その問題点といたしましては、一つには実使用上に害がないだろうかという点、それからさらにもっと慎重に検討いたしましたのが安全性に関してどうだろうかという、主にこの二つの点から慎重な検討をいたしました。

今御質問にありましたように、例えばエンジンに対する影響はどうかという点に關しまして、十分な検討をいたしましたし、さらに家庭内で灯油、まあ二種類当初検討する項目がありましたが、軽油に入れる場合と灯油に入れる場合という形でそれぞれ油種の用途が違ふものから、例えば軽油に入れる場合にはエンジンに対する悪影響はないかという点、それから灯油に入れる場合には、家庭で、特に室内で使うという非常に厳しい条件が課せられているものから、そういう点で完全に安全性上の問題がないかという点を非常に細かく検討いたしました。そういう面でも、例えば特に灯油の場合には家庭用のストーブを全機種選んで実試験をしたというふうなこと、さらに穀物乾燥機として農業的に使われている場合もあるというふうなこと、それからハウスの加温機だとか、いろいろな海流類の乾燥機にも使われているという点で、現在使われているほとんどの分野に關しての安全性を現実にやってみてチェックしてみたというふうなことがございます。各種の添加剤というものを選びまして、そういう安全性の面、それから実使用上の問題点という点から検討いたしました、非常に心配のないというものが灯油においてはクマリンというものが挙げられております。

先生御質問のようにクマリン自身は海外ではかなり昔から灯油に入れて軽油への混合を防止するという点で、既に現実に二十年ほどの実使用上の実績がございますが、我が国においては、それだけでは日本の特殊な使い方に対してどうかというものが不安だったものから、そういう点もきっちり試験をして安全性の実証をさせていただきました。さらにそういう点で、クマリン自身はまたま植物の葉、特に桜の葉に入っているような香りの高い成分と一致しているということもありまして、天然に由来からあつたものであるということ、さらに現実に化粧品、石けん等の香料とか湿度を保つ材料としてかなり使われているということ、それから国際的にも安全であるというふうな形で食品添加剤に使われている場合もあるというふうなことから、クマリンというものを灯油に入れていくということ、灯油及びA重油といたすことになりまして、そういう形で添加していくのが一番安全性上問題なく実効が上がるであろうという点で現在調査委員会の結論を得ております。

これは、検査するときには、ほんの1ppmという非常に微量な量が入っているだけでまぜられたときにすぐに検出できるということですので、従来のように成分を二々分析しないとわからなかつたということに關しますと、非常に早く混合されたかどうかということがわかるというふうなことで、技術的なバックアップができるかと思っております。

○草野委員 時間が参りましたので終わりにしたいと思います。もう一点だけ。  
今の通産省のお話によりまして、識別剤の問題に対しては非常に積極的な姿勢がうかがわれるわ

けでございませけれども、今回の改正によりますと、自治省の意見といいますが、態度は、識別剤添加の問題については引き続き検討、このいうようなことになっていくわけがございませけれども、自治省としてはこの問題についてはどういうお考えなのか、簡単にひとつお示しをいただきたいと思ひます。

○湯淺政府委員 たいいま通産省から御説明のとおり、識別剤というものが安全に活用できるということであれば、これは混和脱税に対する非常に有力な武器であるということ、私どももこれを導入することはそういう意味では非常に有効なやり方だと思ひわけがございませ。

ただ、私どもがこの問題について一年間の猶予をいただきたいということ申し入れたのは、一つは、今もお話のございました周辺油種、灯油だとかA重油にこの識別剤を添加いたしました場合に、特に灯油などの場合には御家庭の暖房施設などで生だきをするというような場合に、果たしてそれが安全上問題がないのかどうかという点につきまして、地方団体の皆さん方にそれを確認してもらわなければならぬなかなかなしいのではないかと。理屈、理論的にはわかつたとしても、果たしてこれが本当に安全かということについて地方団体の皆さん方が納得をしない以上は、税法上それを義務づけるということはなかなか難しいのじやないかという観点から、この問題につきましてもは安全性あるいは環境的に問題はないかという点についてそれぞれ都道府県でひとつよく調べてほしいということで、実は先般の会議でもこの問題については十分説明をいたしまして、それで納得がいただければこの問題については私どもも導入することについてやぶさかではないわけがございませ。

○草野委員 以上で終わります。  
○西田委員長 岡田正勝君。  
○岡田(正)委員 大臣、いや何と六番バツターというのの情けないですね。これを見てください。七枚だめになりました、質問を用意しておつたの

が。同じことを聞いたのでは、あいつばかりかと言われませぬ、これはもう全部捨てなければいけません。そういう惨めな環境にある質問と思つて、大臣、心を平静にしてひとつお答えいただきたいのですが、どこかよその国の話だと思つて聞いてください。

一昨晚の日本のテレビで「代議士の妻たち」というドラマが終わりました。ごらんになりましたか。

○坂野国務大臣 ずっと前に一回だけ見ましたけれども、最近見ておりませぬ。

○岡田(正)委員 それはまことに残念です。一昨晩はクライマックスでございまして、新人議員で、新人議員と言つてはおかしいのですが、初めての関係になつた、通産大臣に登用された立派な代議士が、実は本人が全く知らぬのに、秘書と奥さんが株の譲渡に關与しておつたのです。そのことが検察にばれまして、非常に潔癖な大臣でありませぬから、妻のやつたことも秘書のやつたこともおれが責任だ、おれはやめると、実に立派な態度を表明しました。周りの皆さんや幹事長はしきりにとめておりましたね。こういう劇的なシーンがあつたのでありますが、これはやはり何かを示唆していらっしゃると思ひます。日本のことじやないと思ひます。よその国のことだと思つて御判断いただきたいと思ひますが、先生も参議院を三期連続当選という栄誉に輝く人でありませぬ。しかも元建設省の事務次官、最高峰に立たれた人でありませぬ。今や自治大臣、昔で言うならば内務大臣です。内務大臣といつたら、これは総理大臣の次です。副総理と言つて間違ひのない立場の人であります。そういうお立場に立つておる方でありませぬから、しかも全国三千三百有余の地方自治団体の指導的立場にも立つていらつしやるお方でございませぬから、楽な気持ちで、社会科の教室で子供を教えるようなつもりで、自分の偽らぬ気持ちで表明していただきたいと思ひますが、今私が申し上げた、秘書がやつたこと、妻がやつたことと

いえどもおれは責任をとる、こういうすばらしい態度について大臣はどのようにお考えになりますか。ええこつちや、悪いこつちや、どう思ひますか。

○坂野国務大臣 大変政治家として倫理感の強い人だと思ひます。

○岡田(正)委員 さすが立派ですね。非常に気持ちのいいお答えであります。

さてそこで、今こういう問題を日本の国会が抱えておるときに、私どもが考えなければならぬことは、何と云つても国民の要望にこたえていくルート疑惑の解明を何としてもやり抜かねばいかぬ、これは我々国会議員に与えられた責務であるというふうにお考えをしておられますか。竹下内閣の一員であることを忘れて、一国会議員としてお答えください。

○坂野国務大臣 そのとおりだと思ひます。

○岡田(正)委員 まことにいいお答えで、本當に満足であります。

ということになりますと、事がここまで低迷をして、世論の支持率もこれほど低下してという状態に相なつてきましたならば、大臣には何の關係もありませんけれども、もはや内閣の総辞職、解散こそ急がなければならぬと思ひます。

○坂野国務大臣 これは最終的には総理みずから御判断によることと思ひますから、私かとやかく言うべきことではないと思ひます。

○岡田(正)委員 そういうお答えになると思ひます。

というところで、ふるさと創生、一億円ばらまき問題に入らせていただきます。

私どももわつたことと思ひませぬけれども、兵庫県の淡路島の津名という町で一億円の六十二キログラムの純金の塊を購入しまして、そして町の人たちにもみんななでさせる。ただガラスのケースに入れて見させるだけじゃだめですね。あれは全然

人気がありません。あの町長は実に頭がいいと思ひます。さすれば純金は減るそうですが、私は知りませぬでしたが、減るそうですが、減ることよりは、町を創生するのどうすればいいか。そのためには、じかにさわらせることが一番いい。ガラスのケースを取つてしまつて、みんなにさわらせておるそうです。それを聞きつけて、遠くから観光バスで海を越えて見物に来るそうです。たつた十五日間で何と二万四千人来たといひますよ。町長いわ、テレビで言つてはありますが、ありがたいこととす、この来られたお客さんが我が町に一人千円落とすければそれだけでも二千四百万円地元金が落ちることになります、このことがずっと続いてくれると思ひます、このことがずっと持つていつてさわらせているそうです。なかなか頭のいい町長だと思ひますね。ふるさと創生の中だけではこれは、ほかにもいろいろ出てくるのでありますが、まず一番最初に紹介された問題として私は私はずばらしい問題だと思つて感心をしておりませぬ、大臣はどのように思ひますか。

○津田政府委員 一つのアイデアかと思ひます。ただし三千の町村が全部あつた金塊を持つていたら、あれほどマスコミに取り上げられることもないし、またその二万人のお客が来るとも思ひないわけがございまして、あそこはあそこ事例ということでそのアイデアは尊重すべきですが、またほかの団体はほかの団体の地域の実情に即した計画を考へるべきだと思ひます。

○岡田(正)委員 局長が今四角四面のお答えをされましたので、それではひとつまた追ひかけてこの質問をさせていただきます。

しからば、ううん、うまいことややつたというので、おらが町でもやつてやろうというので同じようなアイデア、いわゆる金塊を購入するといふような町が出てきたら、局長はちよつと待てといふふうにおおめになりますか、何ともいひませぬか。いかがですか。

○津田政府委員 みずから考えみずから行う町づくりといふこととございませぬので、これは地方団

体の自主性にゆだねるということでございます。ただし、柳の下にドジョウは二匹はいないのじゃないかと思えます。

○岡田(正)委員 では大臣にお尋ねしますが、税金というものは、同じものについて二重払いをする、二重課税をするということはいいいことですか、悪いことでしょうか、教えてください。

○湯浅政府委員 税制をどう仕組むかということにもよると思うわけでございますけれども、例えばさきの国会で成立いたしました税制改革におきましても、一つのものに対して二つの税がかかる。例えば、たばこというものを一つの例にとりますと、たばこは国のたばこ税と地方のたばこ税のほかに消費税もかかる。そのかわりその間の税率は調整をして負担が高くないような措置を講ずるといふことにはいたしましたけれども、そういう形の税は現実にあるわけでございます。

○岡田(正)委員 今私が言いたかったたばこの問題が、私はよくたばこを吸いますのでその問題を聞きたくしたのでありますが、たばこはたばこ消費税というの元値がある。それにたばこ消費税が足されて、これだけあるとしますね。すると今度またそれに消費税がオンされるので、今までの消費税というのとはたばこ消費税、ややこしいのですが、たばこ消費税を抑えてそれに消費税をプラスして、プラス・マイナス・ゼロ、値段は一緒。二百円のたばこは二百円、二百二十円のたばこは二百二十円というサービスを今度しましたね。そうすると、先ほど先議諸公がいろいろと質問をしておられました地方自治体における、手取り早く言うならば東京都ならば東京都において自分の力でいろいろと合理化をし、節約するものは節約して、下水道料金、上水道料金の値段を下げて、それに消費税をオンすることなら何にも問題はないうではないかということに直結してよろしいですか。

○津田政府委員 消費税の転嫁問題に際して、内部的な合理化努力をして料金を下げて、結果的に

消費税分を乗せても従前の料金よりも同じあるいは下がる、これは一つの考え方かと思えます。その場合、問題点としてしましては、じゃ何で今合理化をするのか。合理化というのは、やはり住民負担を考へて、上水道、下水道と安定的な供給をしつつ経営の合理化というのには常にやるべきものであろうというふうな点で別の次元の話ではないか。ですから、合理化がけしからぬとかいうことではないのですが、消費税の転嫁問題と一体として考へるところにまず一つ問題があります。一致したことと一致します。それがたまたま時期が一致したのだといえればそれまでの話ですが、合理化の問題と転嫁の問題は別次元の話であるということでございます。

それから合理化努力というものがいわゆる中身がどうかということでございます。東京都の場合には定数削減、定数の合理化等をやる。これは確かに恒久的な財源が生まれてくるということでございます。したがって、恒久的な歳入確保あるいは恒久的なコスト低減、これは一つの考え方でございます。ところが、企業用の財産を売るとかいうようなことで臨時的な財源で消費税負担という恒久的な問題に対処するのは、これは筋が通らない話ではないか。私も一番恐れることは、一般の民間の方々でも、例えば駐車場が十台分ある。ところが、実際に使っているのは五台程度だ。この際五台分の駐車場を売って、消費税負担を含めた値段は今までどおり、あるいは今まで以下とします。そういうような話につながる危険性がある。ですから、経常的なコストの低減ならいいわけでございますが、それは臨時的なもの、あるいは一番あれなのは名目的にだけ合理化したというふうなことであつてはならない、このように考へておるわけでございます。

○岡田(正)委員 それでは改めてお尋ねをします。各地方自治体の消費税の転嫁の今の進展状況、これはどのような状況になっておりますか、都道府県と市町村に分けて教えてください。

○津田政府委員 消費税転嫁問題に対する地方団

体の対処の状況でございますが、多くの使用料等の改定は条例等によるものでございまして、議会の審議を経て決定される、このような性格のものがほとんどでございます。各団体においては二月または三月議会において条例提案を行っているところでございます。

そこで、私も調査という場合に、最終的な決着がどういふふうになるか。この団体は否決される、この団体は可決されるということまでを言うこと自体がいろいろ問題がある。また、正直申しまして、それでは知事の判断で今どうなるのか、総務部長の判断でどうなるのか、財政課長の判断でどうなるのか、これ自体も異なるぐらいい議会の折衝に各執行部も苦慮しておるような状況でございます。そういう意味におきまして、私どもは、現段階あるいは全地方団体を把握する、また把握方法自体問題もございまして、またその結果を申すことも問題があるのではないか、かように考へております。

そういう意味で、客観的な事実として私どもの方から言えることは、二月末現在、これは大体執行部が議会に条例案等を提案した状況、これは一つの客観的な事実として把握できますし、また対外的にも私どもとして公表できるものでございませう。その時点で状況を申し上げます、普通会計につきましては、四十七都道府県中四十一団体が四月一日から使用料等の改定等により消費税分の転嫁を行う、このような案で対処しております。ただし、うち十五団体は一部の使用料等について実施時期が四月以降となる、こういうような条例案でございまして、他の六団体は四月一日からの使用料等の改定を見送つておる。これが二月末で客観的に言えるような状況かと存じております。

三千何百団体市町村があるわけでございますが、そこいらの実情の把握というのはなかなか困難、しかし、当初県会あるいは当初市町村議会等が終った結果の事実は確認してはございませんか、このように考へるわけですか、この問題は、正直申しまして地方団体の特別会計の数だけ

でもたしか三万ぐらいいあるわけでございます。この把握ということは数からしてなかなか大変な問題でございます。市町村につきましてはやはり都道府県で把握していただく、私どもは都道府県中心に把握するのではないか、かように考へております。

○岡田(正)委員 局長さんは今もう本当に失点のないように用心深くお答えになります。何と日本のテレビは便利でして、今の局長答弁よりもはるかに進んだことをとんとん報道しておるのですよ。これはきのうの晩私がテレビを見ながら書いた、汚い字なんですけれども、これを見ますと、公共料金等の問題でいわゆる転嫁を見送つたところは、四十七都道府県のうち十八、十政令都市のうち八、これだけは見送りした。それで十六都道府県が転嫁を決めた。こういうことを報道し、さらに、その中において家賃の見送りが十三、入場料が十、使用料が七、分娩費が七というふうには非常に細かく出ているのです。これはなるほどおっしゃるとおり三万件からあるわけですし、しかも自治体は三千三百からあるのですから調査が大変だということはお察し申し上げますけれども、いやしくもこの問題を提案されておる国会における答弁が、民間のテレビよりもその報告される材料が非常に古い。二月末といえは一カ月前の話です。これは執行部が提案したときの話ですから、それが、もう今とんとん新聞に出、テレビにも出ているのにその状況を把握しておらぬというのはいささかどういふことなのか、と言つたら怒りますか。もう一遍言うて下さい。

○津田政府委員 実は昨日の晩のテレビ、私も拝見していましたが、これはあえて申すのもなんでもございまして、あの把握におきまして、例えば高校の入学金を出していない団体ということも言っておりますが、高校の入学金の消費税問題は平成二年度からの話でございまして、そこいらでも把握方法につきましては実はなかなか難しい点もあつたわけでございまして、実態の把握につきましては、先ほど申したことで尽きるわけでございます。

また、議会でまさしくつばぜり合いでそれぞれ団体が苦勞しているときに、私もこれがこれほどなるといふことを言うの問題があるのではないかと、このような考え方でございます。

○岡田(正)委員 先ほど私が昨晚のテレビの報道の数を申し上げましたが、こういうふうな消費税を転嫁しないといふことを政府の方から法律によつて指示しておるのにかかわらず、それが地方自治体において通らない、実施をしないという状況を称して、これは反乱と言ふのですか、正常であると言ふのですか、どう言うのでしようか。

○津田政府委員 前の先生の質問で、これは反乱じゃなくてむしろ健全なだとおっしゃる先生もおられました、私もおっしゃると、法律が昨年の十二月に成立し、そしてその国会審議の経過におきましても、当初政府提出案では転嫁に「努めるものとして」としておるのを国会修正で「転嫁するものとする」。これまで国会での御審議をいただいた法律がまさしくこの四月一日から課税される、こういうような事実の中で、やはり異常と言わなければならぬのではないかと思ひます。

○岡田(正)委員 そこを言われるとまた余分なことを言わなければいかぬのです。「転嫁するものとする」と国会でわざわざお定めになったのでございまして、今おっしゃいましたね。これはいゆる規メーカの下にたくさんおる中小企業の関係者の諸君が転嫁できない、転嫁ができないために第二法人税になる、それを防ぐためには実施するのなら転嫁をしなければどうにもならないよといふのがその意思だったので、それで、今私が言っているのは、地方公共団体にもその転嫁をしないといふことを我々が言つたとは私は露ほども感じていないのですよ。そこは議論が打ちになりますから、これ以上言つと時間がどんどんなくなるから申し上げません。

さて、次の問題として、転嫁をしないと言つているのに転嫁をしないところが現実に出ておるわけですね。転嫁をしないところが出たところに

ついではどういう指導をなさっていくのでありましようか。

○津田政府委員 前段のことは議論するのはもうこれでやめるといふことでございしますので、あえて私どもからも申し上げません。

ただ、言葉をもうちょっと厳密に申し上げますと、東京都の場合でも料金を下げても転嫁はしておるわけですね。前の料金で転嫁しておるのではなくて下げた料金で転嫁している。転嫁していることに間違いはないわけでございますし、また転嫁しないというものでない、これは東京都の執行部もそのような考え方でおります。

それから、私もおっしゃることはかねてからも指導しておるとございしますが、やはり第一に考えなければならぬことは、四月一日から地方団体の提供する財貨サービスに対しては一部の例外を除き課税されるという事実があるわけでございます。これは今後いゆる見直しとかいふ議論はあるかと思ひますが、それは別といたしまして、ともかく四月一日から現実に課税という事態に入つてくる。この現実を地方団体の方々も当然のことながら十分頭に置いておられると思ひますが、そのことを置いていただきたい。

それから、消費税の問題は一つの新しい税という問題だけではなくて、抜本的な税制改革の中におきまして、直接税、所得税、住民税、法人税等も含めてこれの大幅な減税をやつて、かつ現在ある個別間接税のむしろ不公平という問題を是正する、こういうような新税が設けられた趣旨というものも十分御理解いただきたいということ。

それから、消費税の転嫁といふことをやらないうで結局どうするんだ、上水道、下水道の供給を不安定にするのか。一番悪いのは、一般の税金で埋めて、要するに上水道なり下水道を使う方が納めないで、使わぬ方が払つた税金で埋めるというところは住民間の不公平になるのではないか、そういうような趣旨。これはもう地方団体の方は十分御承知とは思ひますが、私どもとしては、今後におきましても執行部の原案作成あるいは議会にお

ける審議の材料として、その内容というものを十分徹底していかなければならないのではないかと、かように考えております。

○岡田(正)委員 さて、その地方自治体の方が転嫁をしない場合、条例を変えなかつた場合、こういうときには三%の消費税は取れませんが、納税をしませんね。さあ、首を振りよるところを声を出して言うて下さい。これをしなかつたら、納税しなかつたらどうなる、そして徴税の方法はどうする、取らなかつた場合ですよ。転嫁をしない自治体の場合、これはどうしますか。

○津田政府委員 個別的な内容を詰めますと、いわゆる一般会計の場合には、いわゆる売り上げに係る税額と仕入れに係る税額が同額とする、こういう規定がございしますので、この問題は別といたしまして、特別会計、公営企業会計につきましては、ともかく地方団体が提供した財貨サービスについては消費税がかかるわけでございます。ですからこれは国税当局によつて課税される。納税しなければ滞納処分等の問題は法律的には出てまいりなわけでございます。

○岡田(正)委員 そこらをもうちょっと詰めて聞きたかつたのですが、条例を変えなかつたところ、はもう現実に出てきています。現実にはその団体があるのですよ。そうなつてくると、条例を変えませんが消費税は取れない。取れないけれども水道の水は市民に飲ませなければいかぬ、下水の処理もしなければいかぬというふうな状態があります場合に、国税当局は、税金を定められた期間に納めなければ当然納めるといふてそれを請求するようにする。それでも納めなかつたら、最後には差し押さえます。というところは、いわゆる市民の命にかかわるような上水あるいは下水、そういうふうな問題についても差し押さえというふうなことはあり得る、当然あり得る、当たり前のことだ、法律は厳正である、こうおっしゃいますか。

○津田政府委員 料金の改定を行わなくても、これは税法の関係から申しますと、今までの料金が

税込み価格、こういうことになるわけでありました。したがつて何%、三%じゃなくてももうちょっと端数がつくわけでしょうが、それが財貨サービスの提供、その三%といふことは国税当局に納めなければならぬ。そして最終的には滞納処分という事態というのは考えられる。ただし、滞納処分をする財産といふものはまた限定されることは当然のことながらあるわけでございます。まして、市民に供給している水道の栓をとめるまでは、これは滞納処分でもなかなか難しい問題であると思ひます。

○岡田(正)委員 余り際どい話はせぬことにいたしました。さて、いわゆるそういう転嫁をしないような団体が出てくるおそれはもう現在多分にあるわけでありまして、そういうことが出た場合には、それは地方自治体において首長さんが予算を提案し、そして条例は議会が決め、予算をお決めにする、それが地方自治体の自主性でありまして、そこまでは文句を言われぬでしょうが、その出てきた姿が政府にとつて気に入らない場合、このときにどういふ制裁をおとりになりますか。

○津田政府委員 私どもはもう四月一日まで、間近に迫つておるわけでございますが、やはり徹底的な指導というものをやつていきたい。この段階におきまして、交付税の減額とか、そういうものは考えておりません。ただ、制度的に申しますと、先ほど申し上げました、地方財政法二十六条におきましては、「地方公共団体が法令の規定に違背して著しく多額の経費を支出し、又は確保すべき収入の徴収等を怠つた場合においては、」国は、当該地方団体に対して交付すべき地方交付税の減額あるいは返還という制度はあるわけでございます。ただし、私もおっしゃる通り、やはり地方団体の自主性、自律性というものを信頼して、その基本に立つて今後指導を続けてまいりたいと思ひます。

○岡田(正)委員 わかりました。最後には閣議で、あれは三月十七日でしたが、あのときに三塚さんも言われましたね。それで、自治大臣も大体それ

に似通ったようなことを、うん、そうだという  
ような感じのことは——言うてない。ああ、さす  
がですね。ちよつと答えてください。

○坂野園務大臣 いや、それはとんでもない話で  
す。三塚さんの言ったのは、先ほど答弁しまし  
たけれども、地方に対してカットするということ  
ではなくて、さつき話があったように、そういう  
ことを一般会計から、仮に転嫁しない場合に、税金  
は払わなければいけません、そんなことが  
あっても三%。これは地方公共団体から税務署に  
払ってもらわなければいけません、それは厳然たる事  
実でございますから。その払うのに、一般会計と  
かなんかで払える余地のあるというのは東京都等  
ですね。これはやはり交付税の余裕があるからで  
はないか。そうならば、結局、今国税三税から三  
二%交付税をすつと払ってきただけです。だから、  
その率を変えなきゃいけないという議論が前々  
からないでもない。そういう議論が再燃するおそ  
れが出てきやしないかということ三塚氏が心配  
で言ったわけです。だから、ひとつみんなで協力  
してそういうことがないように持っていこうとい  
う質問が、質問というのか御意見があったものだか  
ら、いや、むしろそういうところは、交付税を交付  
していない団体の方が割合からいうとそういう転  
嫁されないとところが多いこともあり、そう交付税  
の率を軽々に三二%を変えようというようなこと  
はできません、こういうことを私は言いたくない  
です。そうしたら三塚氏もうなすいていましたから、わ  
かったと思います。

○岡田(正)委員 わかりました。そうなりますと、  
私どもと政府・自民党との間で合意をいたしました  
半年間の弾力的運用、なかなか転嫁しようと思  
っても転嫁できない、努力はしている。努力はして  
いるけれども、なかなか転嫁できないという場合  
には、半年間の弾力的運用を行うということに約  
束をしておりますが、地方自治団体の問題につ  
いてはこれは別という御理解でありますか。

先ほどの答弁を聞いておると、法律で決まっ  
たんだから取るべき税金は取るんだ、それは納めて

もらわなければいけぬのだ、納めなければ、それ  
は交付税を減額したりというようなことは現在の  
法律によつてもできるのです、こういうようなこ  
とでありまして、聞いておる地方自治体の方は随  
分腹にこたえるような話だろうと思つたのですが、  
どうですか。

○津田政府委員 消費税の弾力的運用の諸措置に  
つきましては、私も大蔵省からいただいており  
ます資料では六項目ございまして、「税務署への  
提出書類の期限猶予」あるいは「税務執行の弾力  
的運営」、要するに計算誤り等を生ずることを十  
分に考慮しなさいとかいうようなことを聞いてご  
ざいます。この地方団体も一つの事業者でござ  
いますから、このような考え方はまず一般論として  
当てはまる。別に地方団体を除外しているわけ  
はございません。

ただし、諸手続の中では地方団体の納税時期等  
については特例をつくっております。普通よりも  
おくらしている。それは地方団体の今までの決算  
のやり方を変えないで、大体今までの決算  
でやれば納税手続もそのままスムーズに移行でき  
る、こういうような考え方をやっておりますので、  
消費税導入という難しい計算だとかそういうこと  
はない。今までの決算をきつとやっていただけ  
ればすく納税額等が確定する。こういう仕組みで  
ございますので、一般論としてはこの弾力的運用  
にかかりませんが、個別具体的な問題はなりま  
す、今申しました従来の決算手続あるいは財務  
会計手続というものを変えないで済むようなこと  
を国税と話ししておりますので、そういう意味では  
個別具体的には余り弾力的運営という問題には当  
たらぬのではないかと。しかし、一般論として別  
に地方団体を除外しておるわけはございませ  
ん。

○岡田(正)委員 この問題はそこから先を突っ込  
まぬことにします。

さて、地方交付税法の関係では地方交付税のい  
わゆる制裁規定というのがあるけれども、それ以  
外の特交、そして起債、これについては自治省は

別に制裁をしようとは考えてはいない、いや考え  
ておる、どつちですか。

○津田政府委員 法律の制度論としましては、制  
度自体はありますが、現在のところ、その適用  
はまだ考えておりません。

○岡田(正)委員 さて、先ほど先輩議員の方から  
大変貴重な質問がありました。公営住宅の問題等  
でございまして、低廉な家賃で環境のよい住宅を  
提供するというところでつくられておりますその公  
営住宅の家賃についても一律三%の消費税がかか  
る、このことについて低所得者の人は困るじやな  
いかということをお話いたしましたけれども、それはや  
むを得ないというお話でございました。

御存じのとおり、現在の市町村における公営住  
宅の条例の中にはいわゆる減免措置も含まれてお  
ります。それで、低所得者という人たちは、先ほど  
来から大きな減税をしたのですから当たり前じや  
ないですかというように意味のお話が随分ありま  
したけれども、低所得者というのは減税の恩恵は  
さらさらない、ただ消費税がオンされるだけの話  
であるという状況でありますので、いわゆる公營  
住宅というものについては減免措置をとってお  
るのでありますから、同じくその公営住宅について  
は消費税について減免するということには、  
これはむちゃくちゃですか。話になりませんか。

○津田政府委員 税法の法律関係から申しますと、  
公営住宅も地方団体の提供する財貨サービスにな  
るわけでございまして、消費税はあくまで課税  
される、こういうような問題でございまして。それ  
では、その家賃自体が原価が最高限度としてお  
るわけでございまして、それプラスこの消費税負担  
というものが公営住宅入居者に対する負担能力と  
どういう関係になるか、こういう点はあるかと思  
います。先生も若干お話にございましたように、  
直接税関係の減税、それだけでは足りない部分に  
ついて、実は生活保護費の扶助基準の見直しある  
いは年金等の改定もあわせ行つておるわけでござ  
います。そこらとの関係で、実際に入居してお  
る方々の負担能力がどうなるのか。それが不十分な

らば個別的に家賃減免という措置も各団体として  
は持つておるわけでございまして、そこらの運  
用というものは考えることができるのではない  
か。しかし、一番最初に申しましたように、公營住  
宅自体におきましても消費税についてはまさしく  
財貨サービスの提供として課税が生じておるとい  
う事実は疑いないわけでございます。

○岡田(正)委員 くだいようであります。もう  
一度聞きます。

今の公営住宅の関係なんかは本当に身につま  
される問題です。だから、一般の人で払える人の家  
賃がこうあるとしますね。それで、非常に低所得  
者の人についてはこれだけでいいですよと減免措  
置がありますね。これが今のこの線とします。そ  
うすると、局長の考えるのはこのラインにすべ  
て三%をオンしない。この低所得者の人の減免措  
置をとっておる分については三%をオンしなくて  
もいいよということになるのか。その低所得者の  
人の減免措置をしておる分も三%はオンしない  
よ、生活保護法でさえアップしておるのですか  
らということなんです。そこをはつきりして  
ください。

○津田政府委員 例えは四万円の家賃があつたと  
すると、その三%について課税されるわけでござ  
いますので、四万円プラス三%というものになる  
わけでございまして。

それでは、その金額が果たして年金あるいは生  
活保護費等の扶助基準の見直しで十分賄えてい  
るかどうか、これはいろいろな判断があるかと思  
います。しかし、政府全体としてはそういうような  
意味で年金あるいは生活扶助基準の見直しとい  
うことに取り組んでおるのは事実でございませ  
ん。ういたしますと、それではそういう制度改正も  
行ないながら、なお個別的に負担能力があるかどう  
か、ない場合にはこれは家賃を軽減する、こういう話  
でございます。ただし、これは繰り返し申し上げ  
ますが、例えばそれは四万円を三万円に下げた  
ところで、三万円の三%の消費税負担は生ずるこ  
とは間違いないわけでございます。

それから、これはむしろ先生方の御判断と思えますが、やはり考える必要があることは、公営住宅に入れない方、東京あたりはかなりの倍率になつておられるし、恐らく広島だつて全部の方が入れないのだと思ひます。公営住宅に入つておられる方の何倍という方々がおられるわけでございます。そういう方々はむしろ公営住宅よりも高い家賃の、また条件としては木賃住宅とか言われるような条件の中で生活しておられる。それらの方については消費税の転嫁というものが行われていて、こういうような事態を全般的にお考えいただきたいのですが、そういうような全般的な問題も頭に置いて御判断いただきたいと思つておられます。

○岡田(正)委員 政府の御答弁を聞いておりますと、大抵こういう難しい問題で落ちをつけるのはどこで落ちをつけるかというところ、それはおっしゃいますが公営住宅に入りたくて希望しておられる人が全員入つておられるわけではございません、ごく特定の人しか入つておりませんよ、その人にだけ恩恵を与えるのですか、それ以外にすくひつくり返つてくるのです。あれは意地が悪い答弁ですね。私はそういうのは余り好かぬのであります。

そうすると、もう一度確認しますが、減免措置を講じておられる家賃もやはりサービスの提供であるから当然三分オンしてアップした家賃を払つてもらわなければいかぬ、こういうわけですね。うなずいていらっしゃる。そのとおり。しからば、生活保護費をもらつておられるでも生活保護を上げたのですから、アップしたのですから、だから家賃も私えんないはずはないですよ、それから食料費で食料が買えないはずはないですよ、こうおっしゃるのです。生活保護費が一体何%上がったのか、その何%と金額、標準でいいから。これは厚生省がおらぬのに聞いたら困るといふことになりませんか、いかがですか。

○津田政府委員 残念ながら私の手元で生活保護

費の改定内容、十分な資料を持っておりません。しかし、政府全体としてはその点、いわゆる直接税の負担軽減はしたけれども、それに該当しない方々に対してどのように対処するかという配慮は行つておられるわけでございます。ただ、それを行つたからといって全部の人が例外なく平気かどうかという点は、これは私はそれは申し上げておるわけではございませんで、個別の状況というものを判断する必要はあるということでございます。

○岡田(正)委員 その資料、何か書いておられるのじゃないの、出し惜しみせぬと……  
○津田政府委員 税務局の方の課税最低費やなんか検討する資料で、たまたまありましたので申し上げますと、生活扶助基準の改定で標準三人世帯で四・二%でございます、金額で申しますと昭和六十三年度当初月十三万九千四百四十四円と十三万六千四百四十四円に、これは予算の単価でございますが、改定しております。

○岡田(正)委員 そういたしますと、月に約六千円上げておられるから、家賃の方も食料費の方もいわゆる生活費を含めた全部が大体月六千も上げなければいけぬ、こういうことではありますね。率にいたしたら四・二%、こういうことですね。

ところが、物価の上昇というのがあります。物価の上昇がゼロ%なら確かに四・二%丸ごと上がったことになる。物価の値上げというものは、今回は消費税が四月一日から実施される年なんです。政府の方が、いわゆる所得の中から消費する金額は約七割しか使わないというふうな計算で、今まで新聞に発表されておりましたけれども、我々の世帯から考えたら、これはもう普通の人で大体もつた金の八割は消費しておりますよ。そして低所得者になればなるほど、一〇〇もつたうち九割、九割五分は恐らく消費してしまつてありましよう。そういうことを考えてみると、いわゆる物価の値上がりというものは、消費税が三%上がったということになれば、これは物品税も下がるし、高いお酒も下がるし、電気製品も下がる

し、下がる分が随分あるんだから、平均で押しなべてしまつたら一・二%しか上がらぬよ、こう政府はおっしゃるが、本当に底辺をはって生活しておられる人たちがこのはもろに上がつてしまひますよ。一・二%の上がりどころではない。三%ぶつかけられたら三%は上がるに違ひない。そうなる残りは一・二%しかない。そうするとこれが物価上昇分、こういうことになるので、それが物価上昇が一・二%おさまるかどうかということですね。

こういうことを考えると、私は本当にお気の毒なような感じがしてなりません。今の下水道、下水道についても全く同じであります。さらに、先ほど先撃からお話がありました電気税の関係、これは自主財源でありましたが、五%が三%以下に消費税になった。これは地方自主財源ではなくなつた。そのことについて一体何万円、今月三千六百円以下の消費なら税金を納めなくてよかつたかという戸数を聞いたら、千九百九十四万戸というふうにお答えがありましたね。これはいわゆる低所得者、低消費者ですね。低消費者の方々を保護するために月三千六百円までの電気消費量なら税金をかけた。それが今度はいきなり三%の税金がずつと押しなべてかかつてくる。これは大変なことですよ。同じくガス税についても言えるわけですね。ガス税は税率は今までたか二%でした。それが今度三%に変わつて自主財源から外れてしまふ、こうなるのです。これは月一万二千円まで使用しても無税でしたが、それが今度はその無税の一万二千円の枠を取つてしまつて、いきなり三%来るのですから、ほとんどもろにかかつてしまふ。全国の世帯で言つたら恐らく半分ぐらいは引つかかるといふことではないですか。そういうようなことを考えてみますと、今度の政府のこのやり方は余りにも血も涙もないやり方ではないのか。電気税とガス税だけを取り上げてみてもそういうことが言えると思つておりますが、それについて何か確たる御信念がありますか。

○湯浅政府委員 電気税、ガス税を廃止した点につきましては、全体の税制改革の中で消費に薄く広く課税をするという中で、どうしても調整をしなければいけないという考え方で既存の間接税の調整が行われたわけでございます。この点だけの観点から見ると、仰せのとおり電気税の課税されたなかつた部分があるわけでございますが、税制改革全体として所得課税の減税あるいは歳出予算におけるいろいろな対策というものを踏まえまして、そういう方々に過重な負担にならないように、そういう施策を総合的にとつたというふうな理解をしているところでございます。

○岡田(正)委員 私は当然今回の税制改革に当たりますのは自治省は大蔵省と本当に血の出るような折衝を続けておいでになつたと思ひます。思ひますが、非常に遺憾だと思つたのは、こういういわゆる公営住宅の減免措置をとらなければならぬよゆうな人たちが、そして電気税を月三千六百円以下しかよゆう使わぬ人たちが、いわゆる無税でよゆう使つてい

るのだという御議論がございまして、この点につきましては歳出予算で国として配慮をしていかなければならないということで、たしか今年度の補正予算におきまして一部そういう交付金というふうな制度も行われたというふうな何とていところでございまして。そういう意味で、低所得者に対する対策というのにつきまして、我々としてもできるだけ負担の増加にならないような、そういう配慮ということにつきましては各省間でお互いに議論をしたところでございまして。

○岡田(三)委員 今まで御丁寧な答弁がございまして、ありがとうございます。これをもって質問を終わるのでありますが、大臣、今回のこの地方税法の一部を改正する法律案につきまして、なぜ私が非常に反対をするか、その一番大きな原因というものは、消費税の導入を拙速に行つておるといことが一つ、いま一つの問題は、こういう今私が申し上げたいいわゆる本当に低所得の人です、人並みに家賃を払うことのできなない人たちに對して何ら考慮を払っていない。そして電気代を月三千六百円以下しかよら私わなかつた人たち、税金がなかつた者に対しては遠慮会釈なく消費税はぶつけていく。そしてガスにいたしましても月一万二千円以下の人は無税であつた者に三%をもろにかけていく。法律で決まつたんだから出せ、こういう本當に、言い方がきついかもわかりませんが、血も涙もないようなことをやるから国民の反響が今出てきているのですよ。そのことを考へて、この地方税法の改正につきましても一考も二考もしてもらわなければいかぬ、このままで通すことは相ならぬというのが私の意思であります。そのことを表明いたしまして、質問を終ります。

○西田委員 経塚幸夫君。  
○経塚委員 最初に、公金の支出問題についてお尋ねをしたいと思います。法務省の方、来ていらつしやいますか。

刑罰百五十六條、虚偽公文書作成罪というのがございまして、これはどういふ場合に適用されることになるわけですか。

○古川説明員 刑罰百五十六條にその規定があるわけにございまして、それによりまして、「公務員其職務ニ関シ行使ノ目的ヲ以テ虚偽ノ文書若クハ圖画ヲ作り又ハ文書若クハ圖画ヲ變造シタルトキ」、こういうふうなやつにございまして、これを簡単に申し上げますと、四つの要件に分解できるわけでありまして、一つは、公務員であること、二番目に、職務上当該文書等を作成する権限を有すること、三番目に、作成した文書等が真正な公文書のように見せかけてその用途に従つてみずから使用するか他人に使用させる意思を有すること、四番目に、真実に反する記載内容の文書等を作成するに改変すること、要するにこの文書等の内容を虚偽のものに改変すること、要するにこういうふうな要件にならうかと思ひます。

○経塚委員 その場合に、虚偽の公文書を作成して公金を支出した場合に、市に実損を与えないければこの法は適用にならないのですか。

○古川説明員 この犯罪につきましても、そのよ

うな点は要件になつておりません。  
○経塚委員 市に実損を与えるか与えないか、それは犯罪の構成要件ではない、こういうことですか。  
具体的に例を挙げてお尋ねをしたいわけでありませんが、これは近畿はもちろんのこと、全国でも大変問題になりましたが、いわゆる尼崎の競艇問題であります。  
私はここに一通の文書を持っておりませんが、明らかに百五十六條に反するやうな行為が行われており、しかもその違法行為については市当局も公式の場においてこれを認めております。例えば、支出費目として、六十一年度特別会計競艇事業費に四十万九千五百円、それから同上費目で事業費二十一万六千円、さらに事業費二十万円で、そしてさらに十六万五千円、それから六万八千円、九万六千八百円、三千二百円等々が支出費目として出ております。ところが、本来なら、その支出費目の名目から申し上げるならば競艇場の修繕等に使われ

なければならぬはずであります。事実は使われておらない。どこへ使われたのか。件名を見ますと、西警察署署長公舎西側道路の雨水排水用側溝工事四十万九千五百円、署長公舎クロー二台四十一万六千円、西警察署内応接セットの購入十一万一千円、あと仕切りカーテンとか記念品用ネクタイピン、金杯等々に使われておるわけでありまして、この件については、文書を改ざんしたことについては、三月三日の尼崎市議会総務委員長報告でこう述べております。「とりわけ職員が業者に書類を作成させ、不正に経費を支出したことが、公務員にあるまじき重大な問題点であり、重視すべきことである。」そして「職員が虚偽の書類を作成したことは事実としてあるが、その動機が西署からの強い要請があつたという点を勘案し、今回の処分とした。」こういうふうな議会の総務委員会で調査をした結果の委員長報告として明らかに公文書を改ざんしたことを認める報告がされておるわけでありまして、

この調査をやらなければならぬというので、議会の中で公営事業所問題調査特別委員会が開かれました。この委員長報告がなされております。この委員長報告を見ましても、不正な経理の支出に関するものほか、六十一年度における西署署長公舎クロー設置云々と、今申し上げましたやうなことを書いてあるわけでありまして、これは明らかに支出目的と反し、そして支出を証するとしておる相手方とも反し、そしていわゆる文書を改ざんしたというところで、これは明確に百五十六條に該当すると思ひますが、その点の見解はいかがですか。  
○古川説明員 まことに恐縮でございますけれども、ただいま御指摘のやうな具体的な案件につきましても、いかなる犯罪が成立するかあるいはしないのかということにつきましては、検察当局がみずから収集いたしました証拠等に基づきまして判断いたすべき事柄でございまして、私どもの方

としての答弁は差し控へさせていただきますと思ひます。  
○経塚委員 それでは、検察の方では関連の書類は入手はされておるわけですか。  
○古川説明員 具体的な検察当局の対応内容につきましては、これも恐縮でございますけれども、具体的に申し上げることは差し控へさせていただきますと思ひます。

○経塚委員 具体的に述べるとは差し控へたいというところでありますが、これは市側がいわゆる虚偽の公文書を作成したことは認めておられるけれどもなぜ刑事事件として取り上げなかつたのか、こういうことにつきましては、これは相手方も刑事事件として処理をしておらない、つまり警察側もそういう処理をしておらない、こういうことを唯一の口実にしておるわけですね。こうなつてまいりますと、本来ならば百五十六條のいわゆる虚偽の公文書作成罪にかかわるにもかかわらず警察は刑事事件としない。それで市側に言わせると、警察側もそういう取り上げ方をしておらないから市側もしないのだ。私は、これはもう全く市役所という公的機関、つまり公金を、国民の税金を公正に執行すべき責任を持つ公的機関と、違法行為があれば取り締まらなければならぬ警察とが組織ぐるみで癒着をした結果そういう扱いになつてきたのではないかと、こう疑わざるを得ないわけでありまして、  
私がいろいろ現地で調査をしてまいりますと、これはきのうきよう始まつたことじやないわけですね。五十六年から始まつているのです。これは公安委員長もよく聞いておいてほしいわけでありまして、備品の購入などと称して五十六年は四十五万六千三百円、五十七年、五十八年、五十九年、五十九年は単なる備品の購入にとどまらず、接待、飲食が派手にやられ始まつている。これに使われした金が二百六万一千五百二十七円でありまして、六十年から六十二年の三年間に実に二千九百二十四万円の巨額に上つております。五十九年から市が警察を接待、招待、宴会をした回数

三三五

十八回、金額にして九百七十万円。備品は百二十五件、二百九十二万円。という理由で役所がこんなものを出さなければならぬの知りませんが、祝儀と称して毎年三十万円ずつ競艇の警備に当たる警察に現金を持っていった。ビール券、買い上げただけでも六十五万八千円、弁当代八百八十六万六千円。弁当代が警察予算にないのですか。記念品三百二十七万円。酒、ビールにとどまらず、たばこまで五百十万円です。市役所が警察官に持ってやっておるのですよ。

そうして、先ほど申し上げましたような署長公舎の側溝の整備あるいはクーラーの設置等々、支出費目を偽って、競艇場の修繕をやるんだと称しながら警察の公舎にこれを備えておるわけですよ。宴会に参加したのは三年間延べ四百四十九人、このうち警察官が二百四十八人で五五%。ほとんど二次、三次会に行っておる。最高使った飲み食い費が三万八千七百七十八円。

これは市民が激怒するのは当たり前ですよ。しかも警察はこの担当者であった湯舟という警部を懲戒免にして、市の側は停職だと減給だけで幕を閉じた。だから住民が激怒して監査請求を行ってわけでありませぬ。この経緯を考えてみますと、これは明らかに百五十六条に該当することはもとより、贈賄事件の疑いさえ市民が持つてくるのは当然だと思えます。

私は今なぜ法務省の側にこのことを強く要望しておるかとお聞きしますと、率直に言ってももう警察に対する信頼感を持っておりませぬ、刑事事件にせよトカゲのしっぽ切りをやっただけで事終わりとしておるのでありますから。それですから、監査請求の中で神戸地検に対して告訴するよという監査請求を出すに至ったわけでありませぬ。ここで検察が厳正な態度でもってこの解決の処理に臨まなければ、今国政に対してはリクルー卜問題の疑惑などに対する不信が高まっておるのに加えて、尼崎市、警察署に対する不信がさらに加速されるわけでありませぬから、私は検察の責任は極めて重大であると思えますが、どういふふう

にお考えですか。

○古川説明員 これも繰り返しのようになりませぬけれども、具体的事案につきましても検察が捜査を開始するかどうかというふうなことにつきましても、やはり検察当局がみずから判断すべき事柄でございまして、私どもの方からとやかく申し上げかねる次第でございませぬ。

ただ、一般的に申し上げれば、検察はいかなる事案につきましてもその性質あるいは軽重等に応じて従来から適切に対応してきていますところでございまして、そのような点から御理解いただきたいと思えます。

○経塚委員 これが刑事事件になることは明白になつておるのに警察がそういう扱いをしない。これは厳正に対処していると言えますか、こういう状況で。だから市民から監査請求が出てきたのですよ。警察が厳正に対処しておるなら、私もここでわざわざ法務省に質問はいたしません。

私は改めて要求いたしますが、これは検察が独自に捜査に入るべきだと思えます。神戸地検が担当地検になるだろうと思えますけれども、お互いに連絡をとって、市民の前に事の真相を明らかにする断固たる姿勢を示すべきだ、かように考えますが、重ねてお尋ねをいたします。

○古川説明員 繰り返しになりますけれども、法務当局の立場といたしまして、あえていろいろ申し上げることはできかねるわけでございませぬけれども、委員御指摘のような点につきましては、そのような御議論があったということにつきましては、検察当局も拝聴することと思えます。

○経塚委員 私の申し上げたことについて配慮するといふ御答弁をいただきましたので、これは速やかに法のもとに厳正な対処を期待したいと思えます。

そこで、公安委員長にお尋ねをしたいと思っております。

今御説明を申し上げましたように、これは市当局も不正支出それから虚偽の公文書、こういうことを認めておるわけですか。私は重大な問題だと思

いますのは、この飲み食い、接待、宴会もこれは社会通念上の見解を超える。普通は一万五千円だ、これは特別委員会でも市が答弁をしておりますから、社会通念上の判断を超えたものになるわけですよ。

もう一つ重大なことは、警察側が要求をしたということが随所に出てきております。この署長公舎の側溝の問題、クーラーの設置問題などはリアルに報告されておりますけれども、市の答弁によりまして、警察に要求をされて、そして事業費目を後で変えて支出をして警察の要望にこたえた、こうなっております。したがって私は、ここでなぜ警察が内部において刑事事件として扱わなかつたのかという理由について、うがち過ぎかまわかりませぬけれども、このいわゆる虚偽公文書の作成に当たって警察官も関与しておつたのではないのかとの批判が市民の中から出てきております。具体的に警察が接待を要求した、あるいはこういう虚偽公文書の作成をしてまで公金の不正支出をさせたということについての事例は委員長報告の中にたくさんありますが、時間の関係で省略をいたします。

しかし、こういうようなことが起きるのは、大阪府警に地方行政委員会が視察に行きました。兵庫も行ったかどうかという話もございませぬが、こういうことが相次いで兵庫で起こつてくる原因について一体どうお考えですか。ゴルフセットを万引きして海の中に捨てたとかいふような事件もありませんし、もう大体警察の不祥事件といえは大阪とか兵庫とかが多いわけでありませぬが、前大臣は、それは土地柄ですか、こう言えは、土地柄ではない。土地柄と言つたら我々も大阪出身だから承知ならぬ、こういうことになるわけでありませぬが、これは私はやはり身内に甘い体質だと思えます。

この問題を警察みずからの手によって公にされたのじゃないんでしよう。NHKの報道によって俄然事件が表に出てきて、市議会が特別委員会を設置するところまで至つた。しかし至つたけれども、その結末は、一体だれがこの委員会に参加したのか氏名も公表しなければ、行った料亭の名前も公表しない。そして、買ったこの何十件というたくさんのお物件については寄附行為として備品台帳に記載をして、そして済ませる、こういう処理の仕方をしようとしておるわけですね。

私は、この監査請求でも出されておりますが、氏名公表はもとより、事の真相を警察みずからが進んで市民の前に明らかにして、そして今後絶対このような腐敗の温床の根を断つような態度を警察を管理される公安委員長としてはとられるべきである、かように考えておりますが、御見解を承りたいと思えます。

○坂野国務大臣 警察当局の報告に基づきまして、私の見解を申し上げます。

本件は、尼崎市の競艇場警備をめぐる、当時の尼崎西警察署の警ら課長が、競艇施行者側である市当局に接せつたりやビール券等の提供を受けたり懇親会に出席したりというものであり、一部に社会的妥当性を欠くものがあったため、同人については昨年十二月に懲戒免職にし、あわせて厳重に監督責任も問うたところであると承知していただきます。また、署長公舎の側溝工事費等については、兵庫と尼崎市との間で既に会計上の処理が終つておると承知していただきます。いずれにいたしましても、再びこのような事案を引き起こし世間の批判を受けることのないよう、規律の振興を図っていくべきであると思えます。

以上でございます。

○経塚委員 重ねて申し上げておきますが、処分をした、こうおっしゃるけれども、処分をされたのは湯舟警部なんです。彼はこういう事件を起こす前に二回も重大な女性問題を起してあります。この内容につきましてはプライバシーにわたることでありませぬからこの場では申し上げませぬけれども、刑法に抵触する女性問題であります。それで辞職を勧告されたときに、署長もやっておるじゃないかと聞き直つた男であります。問題は、この処分をされた湯舟警部が就任をする以前にも

宴会、接待が行われておったということでありま  
す。それで、いつも署長が同道しておったとい  
うことであります。この署長は退職をして、これ  
もブライバシーにわたることでもありますから、い  
ずれ機会があれば申し上げるとも来ようかと思  
いますけれども、ある重要なところへ就職をあ  
げんをされておる。警察署長も同じくこのこ  
に加わっておったにもかかわらず、たった一人の警  
部の処分だけで事が済まされておるから、私は何  
回も申し上げておりますように問題を重視して  
おるわけでありませぬ。

それですから、これは公安委員長に要望して  
おきますが、単に警察当局の報告を受けてそれ  
のみにするのではなく、一体どこに原因があつた  
のか、わざわざ監察制度を設けてまでやつたけ  
れどもこういう不祥事件が絶えないわけであり  
ますから、原因を徹底的に究明をされて、再度か  
かることが引き起こされないように、この際重  
ねて要望を申し上げておきたいと思ひます。

公金の不正支出問題についてはこれで終わり  
まして、次の問題に移りたいと思ひます。法務省  
の方、御苦労さんでした。

税制問題についてお尋ねいたしますが、まず最  
初に、今回の税制改正で自主財源比率がどう変  
わるのか。それから、消費税実施によるいわゆる  
歳入歳出について地方には差し引きしてどれくら  
いの金額が増額することになるのか。それから、地  
方自治体の消費税導入に伴う歳出増、負担増は一  
般会計、企業会計それぞれ幾らになるのか。それ  
から、減税による減収は総額で幾らになるのか。  
そして、これらを相殺いたしますと差し引き合計  
していわゆるどれくらいのお金が地方の負担増に  
なるのか、まとめてお答えをいただきたいと思  
ひます。

○津田政府委員 今回の税制改革に伴います地方  
財政への影響額でございますが、地方税関係、こ  
れは昭和六十三年度ベースの計算でやっております。  
地方税で二兆八百三十二億円、うち現行間接  
税だけ申し上げますと一兆九百九十四億円。それ

から地方交付税の減収も出てまいりまして、この  
金額が九千三百三十八億円ということございま  
す。地方財政への影響額は三兆百七十億円、こ  
ういふような状況でございます。これにつきま  
しては消費増税の創設、そして地方交付税の対  
象税目の拡大ということでお話ししておるわけ  
でございますが、そのような補てんを除きましても約八  
千八百三十五億円の減収超過額が生じておる、こ  
ういふ状況でございます。

それから消費税導入に伴います歳出増ござい  
ますが、これは平成元年度、私も地方財政計画  
の策定作業の中で積み上げていったものでござ  
います。地方財政計画ベースで六千三百四十四億  
円、このように見込んでおります。それから同じく地方  
財政計画の方で、収入面でも歳入増というの  
が出てまいりまして、この金額が国庫支出金等を中心  
として、差し引き地方財政計画上三千三百八十億  
円というものが収支の数字でございます。

それから公営企業会計でございますが、公営企  
業会計につきましては地方財政計画のような統計  
的な数字というものがございませぬ、実績とい  
うことでやっております。規模がさまざま  
でありませぬ。また、課税関係が複雑ございま  
すし、支出の内容は多種多様ということで、全体と  
して確度ある試算を行うことは難しいわけござ  
います。六十二年決算を基礎として消費税の  
導入による支出への直接的な影響額、大まかな試  
算でございますが、平成元年度ベースでおおむね  
二千六百億円の程度と見込まれるわけございま  
す。これは公営企業関係の歳出増の大まかな数字  
でございますが、こちらの方は料金の問題という  
ようなことになるわけでございます。

そういうことで、あわせて申し上げますと、税制改  
革におきます減収が約九千億円、それから歳出あ  
るいは歳入差引きの数字で、歳出増としては三  
千三百八十億円があるということでございます。  
なお、税制改革後の交付税、譲与税も含めまし

一般財源におきます国と地方との割合でございま  
すが、税制改革前の数字で申しますと五二・四  
％でございますが、譲与税あるいは交付税での措置  
というものを考えますと五三・一％、地方の  
取り分が五三・一％ということ、若干地方の取  
り分が一般財源ベースで多くなっております。し  
かし税源配分、税だけの配分におきましては若干  
地方の配分比率が落ちておるわけでございます。

○経塚委員 これは大臣にちよつとお尋ねをした  
いのですが、地方自治のいわゆる財政的な担保と  
しては自主課税権、自主財政権ですね、これが地  
方自治の重要な柱でなければならぬ、こう考え  
ておられますが、この点は大臣、どういふよう  
にお考えですか。

○坂野国務大臣 おっしゃるとおりでございます。  
○経塚委員 おっしゃるとおりでございますとい  
う御答弁をいただきましたが、結果はおっしゃ  
るとおりにはなっておりませんが、いかにい  
ゆる自主財源比率が五三・三％が今度の税制改正  
で五〇・四％に下がらうございませぬ。これは明  
かに後退でございますか。

石川県は、これは非常に温泉の多いところであ  
る。だから料飲税の収入が多いところでありませ  
ぬ。八八年度料飲税は百一億九千八百萬、何と  
地方税収の一・三％なんですね。これがいわゆ  
る今回の改正によつて三十四億二千萬ですから、  
三・三％に率が増えるわけですよ。これはもう明  
かに後退なんです。もともと付加価値税というの  
は、シャープ税制のときに地方の財源確保の問題  
として課税すべきだといふ論が始まりました。つ  
まり、これは石川などの場合を例にとつてみると、消  
防だとか防災対策とかいろいろの問題がありませ  
んけれども、密集しておる温泉の旅館街が、自分  
たちが納めた税金でもってそういう消防、防災対策  
などをとつてもらえる、だから納税の値打ちがあ  
る。地方も身近にそうして収納した税金は大事に使  
わなければならない、ここに私は地方自治の根幹  
があると思つておる。これが国へ持つていかれて  
まうということになると、これは単に自主財源比

率が後退をするということとまらず、私は地方自  
治の財政的担保そのものの後退であるから、地方  
自治の侵害にかかわつてくると思ひます。

前の自治省の税務局長が、おやめになつて、地  
方税制詳解、昭和六十三年、こう書いています。  
「地方税である既存の個別間接税は地方団体に  
つてきわめて重要な独立財源である。これが吸  
取廃止されて、代わり財源が国から付与されさ  
ればよいという問題ではない。」こう書いて、「住  
民から、いわばあつたお金をもつて地方団  
体が行政を行う」といふところに自律性の担保があ  
ることを思えば、地方独立財源の確保は、ど  
れだけ強く主張してもしすぎるということはないので  
ある。」今回の抜本改革案の成立過程を振り返  
ると、一部の地方自治関係者を除いて、「地方独立  
税を確保すべきである」といふ声は、残念ながら少  
なかつたといふことを得ないのである。」これは  
当の本人が書いておるのです。このとおりなん  
ですか。

○坂野国務大臣 後でまた事務当局が説明いた  
しますけれども、いろいろな経過を経て、今先生  
のおっしゃるような原則論は私もよくわかつて  
おるわけでございますが、全体的な税を検討する  
中で、所得、消費、資産、そういう中での消費税の  
導入があつたわけですし、その結果、今お  
っしゃつたように若干下がつておりますけれども、  
これを国と地方に配分をする場合にいろいろな操  
作をやりました。一つは消費増税の問題、一つ  
は交付税においての比率を考へるといふこと  
で、結果的には、逆に、地方の分を何も国が援助  
することにはなつて、その配分を同時に決  
めることにしたわけでございますから、そういう中  
で地方の方のウェイトを大きくした結果を出した  
ということだと私は思つておるわけございま  
す。それによつて地方の権限をどうにかこうとか、  
あるいは地方を軽く見るとか、私はそういうこと  
ではないと思つておるわけでございます。

○経塚委員 前の渡辺税務局長が指摘しておるの  
はまさにそのことだと私は思つておる。消費税の

中から地方に譲与税をやらうじやないか、地方交付税もふやしてやらうじやないか、実損はそんなにないはずだ、こうおっしゃいますが、これはあくまで依存財源でしょう。依存財源ですよ、言ってみれば、自主財源じゃないわけですよ。そして、十分賄うと言いますけれども、前提としては既設間接税、たばこなどですね、この分はいわゆる消費譲与税で賄う、こう言っておたはずでありますが、例えば大阪府の場合をとってみると、地方間接税の減が四百二十億、消費譲与税で来る分が三百八十億、四十億足りません。こういう状況が随所に出てきますよ。兵庫県の場合は、地方間接税の減が二百十六億、消費譲与税が百九十八億、これも補いがつきませんね。だからこれは、大臣が消費譲与税が来るじやないか、地方交付税も上積みされてくるじやないか、そんなこと

でいわれる自主財源比率が低下する、後退することの弁明をなさうとするとは、これはちょっとふさわしくないと考えますよ。声を大にしていわれる自治省の側が主張したのかどうなのか。渡辺さんのお話と残念ながらそういう声は少なかった、聞けなかった、あの担当者がこうおっしゃっているから、ここはやはり地方の側としてはどうして自主財源比率をふやすか、このことをやはり重点的に考えるべきだ、このことを申し上げておきます。

それから、その減税による減取分でありませんが、これはどうなんですか。この財源補てんはどうされるのですか。  
○湯淺政府委員 減税に關しましては、一つは個人住民税、それから法人関係税についても国税との関連で多少出てくるわけでございます。それと既設間接税を調整するという減取が出るわけでございまして、既設の間接税の減取につきましては先ほど財政局長から御答弁のとおりでございますが、個人住民税の減税につきましては、これは基本的にのみならずからの税源につきましても、これは住民の方々の負担を減らすということでございますから、基本的にはやはりこれは地方団体の負担

担でこの問題は処理をしなければならぬ問題ではないかというふうにご考へるわけでございます。幸い昨年来自然増取もかなりございまして、そういうものによりましてこの既設間接税以外の減取につきましても対応し得るのではないかと考えているわけでございますが、このギャップにつきましても、すべて自然増取ということではなく、自然増取の少ない団体を考慮いたしまして、地方交付税の増取の中にも一部その分も考慮して交付税の率を決めていただいているという状況でございます。

○経塚委員 減税の分は地方でひとつ努力して頑張りなさいということですが、今回の税制改正を見ますと、率直に申し上げまして、地方の立場に立つた行財政改革の理念がどこにもないです。そうでしょう。自主財源比率は後退はするわ、地方の負担増になるわ、減税の減取の完全な補てん策は地方で頑張る努力しなさい。一体税制財政改革に当たって地方自治、自治省としてどんな理念を持っておったのか。私はここが一番根本問題だと思えますよ。

第一、減税による減取の補てんについても、減税は長期の制度化をされるわけでしよう、そうでしょう。長期の制度化でしよう。そうすると、その財源は安定的に補てんをされる財源でなければならぬわけでしょう。これを自然増取などに頼るというふうなことは、政府が従来言っておったこと自体を覆すことになるのじやないですか。いっと減税問題を論議されたときに、N.T.T.の株を売却して云々があったときに、減税は長期の制度であるから、その財源についても長期の安定的財源によらなければ減税などの制度改革はやるべきでないということをおっしゃった時代もあったじやないですか。そうしてこれは国の税制改正によるものでありますから、私は当然国の責任において補てんすべきものだ、こう考えますが、いかがですか。

○湯淺政府委員 さきの税制改革につきましては、まず第一に考えられましたのは、国民の税負担をどのような形で公平に負担をせよというのかという問題が一番大きな問題ではなかったかと思うわけでございます。そういう中で国民の税負担を公平に負担せよというためには、所得に偏っている税制を、所得だけでなしに、消費あるいは資産にバランスのとれた税制として負担をいただく方が公平の原則にのっとるのではないかと、こういう考えに基づいて所得課税の大幅減税、それから消費課税につきましても、薄く消費に課税をするという消費税を導入し、それに関連いたしまし個別の間接税につきましても、二重課税あるいは税負担の重複というものを避けるためにいろいろな調整を行う、こういう形で税制改革ができればいいと思います。国税を負担する方も地方税を負担する方も同じ国民でございますから、まず国民の立場でこの税制というのが公平に負担されるということがまず第一条件で、今回の税制改革はある意味ではその観点からの税制改革だと言っているのではないかと申すわけでござい

ます。そこで、国と地方との関係の財源配分、税源配分という問題につきましては、これは一応国民の税負担というものを片付けた後で、例えば権限の問題あるいは国と地方の全体の財源の配分というような問題の中で改めて議論をすればいいのではないかと、こういう考え方で昨年の税制改革が行われたわけでございます。そういう意味からいいますと、仰せのとおり地方関係の税というものは大幅に縮減されたという点につきましては地方税にとつては非常に残念なことではございますが、これも一つは国民の税負担というものを公平にしたいという観点からやむを得ないものではないかと、今後どう考えるわけでござい

ます。その上で、今後どう考えるわけでござい

ます。また、減税財源につきましても原則として恒久財源で賄うという点、これは仰せのとおりでござ

いましょう。しかし、昨今の自然増取というものを考えました場合に、この自然増取で税負担を軽減していくという選択もまた一つあるのではないかと申すわけでございまして、減税が常に恒久財源でなければいけないというようにはならないのではないかと。自然増取の大きいときに、これを財源にいたしました減税をするということも、また一つのやり方ではないかというふうにご考へるわけでござい

○経塚委員 税制改正のときにはシャープ以来の税制改正、制度改正だと言っていて、それで、さて地方の行財政制度の問題になってくると、これから今後検討していく、そんなことを言ってお送りばかりです。いつも自治省の答弁はそうでしょう。今回限り、あとの問題は次の次に。その次になりますと、この問題は次の次に先送りばかりで、抜本的な税源の再配分についての改正が行われてこない。今度シャープ税制以来の大改革とあって、国の税制改革に地方が追随をさせられておるわけですね。それで追随をしたものだから、地方は反発して受け入れないとなると、今度は先頭切って抑えにかかるといふようなことは、自治省の看板は返上しなければいかぬと私は思っております。

公営企業についてお尋ねをいたしますが、二つ問題があります。大体二千何億のいわゆる負担増ということでございますが、一つは例えば水道料金です。水道料金を構成する要素というのは全部非課税でしよう。維持管理費、人件費です。私は、大阪府を調べてみました。今原水がトントン当たり五十七円二十銭、これを市町村へ六十三円十二銭で卸している。不足五円十銭は一般会計の繰り入れで賄っておる。これは水道料金に入るので、維持管理費、人件費二十二円五十五銭、減価償却費十三円八銭、支払い利息が二十三円四十三銭、これは本来は全部不課税、非課税です。不課税、非課税で構成された料金に三%課税するのです。こんなあほな話がありますか。水に税金をかけるということ自体、

天下の悪税と言われているわけでありますが、その水の水道料金を構成してある構成要件がみんな不課税か非課税要件で構成されている。これに三%課税するというのでしよう。理屈が通りですか。通るとすれば、こういうものは理屈ということになると思います。

それで、上下水道の料金を見てもらいたい。随分滞納がふえているでしょう、年々値上げをせざるを得ませんから。大阪市の場合を例にとってみますと、五十八年と六十二年、下水道滞納件数は千四百八十二件から千七百三十一件、額にいたしますと四百三十三万三千円から何と九百二十一万七千円、二・二倍ですね。東大阪市の場合、下水道は件数にしますと四・一九倍、滞納額が五・五六倍、下水道は件数二・五倍、額が三・六一倍。堺市の場合、下水道は件数二・九倍、額四・一六倍、下水道は件数で一九倍、額にしまして一・八倍。これはもう全国どこでもこういう共通した条件がある。

だから地方自治体は、家賃の構成要件も、せんだって質問いたしましたように、構成要件自体の中に入れておかないで、非課税のものが大半含まれておる。水道料金になりますとさらにそれが強くなってくる。こういうようなことですから、こういう内容と相まって、そして言いましたように、負担がふえるということと関連してなかなか転嫁が決定しにくいということ、家賃だと上下水道の料金の転嫁についてはちやうちよすところがある。私は、ここを見なければ、実際の地方自治体の住民との対応がどんな関係になっているのか自治体はわからないと思えます。これは転嫁すべきでないと思えますが、どうですか。

○小島政府委員 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

おっしゃるとおり、水道あるいは下水道の原価の構成要素はそういうこともわかりませんが、御案内のとおり、消費税というのは要するに財貨サービスの提供の対価に対して三%という

課税がされるわけでございます。その原価構成の中身が不課税のものであるならば結局コストが安くなっておる、それに三%オンされるということでございます。消費税の性格上、当然私どもは転嫁をされなければならぬものではないかと思っております。

特に下水道でありますとか上水道でありますとかいうものにつきましては、御案内のとおり、多く使えば料金がかかるということでございます。それを転嫁いたしませんと、先ほど申し上げましたけれども、結果として余計に使った人ほど得をするというふうなこともなりかねません。そうなりますと、かえって住民の間に不公平、不公正が生じてくるのではないかと、このことからいいたしますと、むしろこういうものは合理的な転嫁がなされるべきかという観点から必要ではないかというふうに考えるわけでございます。

○経塚委員 了解できませんが、時間の関係で、今NTTが随分問題になっておりますが、民営化の際にいわれる固定資産税二分の一という措置をしばらく続ける、こういうことになったわけでありまして、八七年度四千九百六十七億円、これだけ経常利益が出ておるわけでありまして、今回の税制改正によって百七十八億円の減税になるわけでありまして、

○小島政府委員 たいだいまの御質問にお答え申し上げます。

の構要素はそういうこともわかりませんが、御案内のとおり、消費税というのは要するに財貨サービスの提供の対価に対して三%という

の二分の一の特例措置を講じております。これが平成二年まで続くわけでございますが、この点につきましても、御案内のとおり電電公社時代は、直接その本来の事業の用に供する固定資産につきましては、固定資産税はもろろん非課税でございます。固定資産税にかわる市町村納付金につきましては、固定資産税の二分の一の特例が講じられていたわけでございます。NTTへの経営形態の変更に伴いましてこれを一気に全面課税することになりまして、負担の急増という問題もございまして、この措置を経過的な激変緩和という考え方で五年間だけ、特に電電公社から承継したものに限りまして激変緩和措置が講じられたものでございまして、

そういう意味からいしまして、この措置は平成二年度までの措置であるということ。それから、この対象施設というものが非常に限定されております。これらの措置は、承継されたものでございまして、これらの措置は減価償却によりまして設備の価格も年々減少してきているというふうなこともございまして、土地、家屋、それから新しく取得したものにございまして、これはすべて特例措置はないわけでございます。こういう経過的な激変緩和につきましては、これは民営化に伴う経営基盤の強化という見地から当初約束したものでございまして、この点につきましては経過措置ということで御理解を賜りたいと思っております。

○経塚委員 数千億の経常利益を上げておるわけでありまして、これは幾ら経過措置だといつても、片一方でこれだけ巨額の利潤を上げておるわけでありまして、こういう特例は速やかに廃止すべきだということを改めて申し上げておきます。

○小島政府委員 たいだいまの御質問にお答え申し上げます。

の構要素はそういうこともわかりませんが、御案内のとおり、消費税というのは要するに財貨サービスの提供の対価に対して三%という

指名停止要領というものを定めております。それに該当する業者につきましては指名停止を行うということになるわけでございますが、NTTにつきましては、今回の事件がその指名停止の基準に該当するかどうかということ、事件の推移も見きわめながら、現在慎重に検討しているという段階でございます。

○磯井説明員 指名競争の指名を停止するということにつきましては、郵政省で定めました指名停止要件に該当する場合には、指名競争参加の資格ある者に対して行っているというものでございまして、NTTに対しまして指名競争の指名を停止するか否か、これにつきましては慎重に検討すべきことであると考えておりました。このたびの事件の事態の推移を見ながら判断してまいりたいと考えております。

○経塚委員 えらい手ぬるいじゃないですか、政府の態度は。建設省は該当するかどうか、それから郵政省の方もまだ慎重に検討。地方を見てもらいなさいな。新聞でも御承知だと思いますけれども、大阪府はNTTに申し入れを行いました。営業行為を排除する。それから富田林、豊中市は一年六カ月の指名停止。高槻、泉佐野、羽曳野市等々もそれぞれ指名停止六カ月、一年等々。

○小島政府委員 たいだいまの御質問にお答え申し上げます。

の構要素はそういうこともわかりませんが、御案内のとおり、消費税というのは要するに財貨サービスの提供の対価に対して三%という

ては、事件の推移等も見きわめながら検討しているということでございます。

○経塚委員 事件の推移も見きわめながら、いつまで見きわめられるんですか。逮捕されて起訴されてもはつきりしてきています。逮捕された時点から地方は指名停止だ、こう言うているんですよ。保釈して出てきてからしたってしようがないじゃないですか。

○風岡説明員 先ほど申し上げましたような指名停止要領に該当するかどうかということでございます。これにつきましては一応捜査の推移等も見きわめて全体として検討していくということでございますので、まだ結論を得ていないということでございます。

○経塚委員 レコードみたいに同じようなことはかり言うてはりますけれども、もう逮捕されて起訴されているんだ。だからあなた、今が時期なんです。早く結論を出さない。あなたとやりとりをしていたら時間がなくなるばかりだから、それは強く要望しておきます。

最後に、国民健康保険についてお尋ねをいたしたいと思えます。

これは、保険料の負担がもう限界にきている、いや限界を超えておる。既に前回質問いたしましたときに、厚生大臣は限界に近いと御答弁になった。一世帯当たり、五十八年と六十二年を比較をいたしますと、保険料が三三・六％、所得の伸びは一五・五％しか伸びておらない。だから、何と滞納額が一十九億から一千三百五十三億ですよ。所得のない者が一六・一％から一九・三％ですよ。

これは私の地元の東大阪市の事例を申し上げますが、平成元年の改定を見ますと、六十三年度は六十二年度比で大体三・四〇％の引き上げを行ったわけでありまして、今回また新たに、所得七十万円で対前年比四七・九一％の引き上げ率であります。負担率を見ますと、所得に対する負担が何と二一％にもなるんですよ。だから滞納額がどんどんふえてくるのは当然のことなんです。そこでお尋ねしたいのは、これはもう所得に

対する負担の限界を超えておる。したがってこれは引き上げるべきではない。

それからもう一つの問題であります。保険証のいわゆる取り上げの問題であります。これは徳島県などでは随分とひどい状況が起きておりますが、これも私が質問をいたしましたとき厚生大臣は、納められるのに納めないという者は悪質者といふなしてこれは制裁措置を講ずる、しかし納めたくとも納められないという人は悪質と見ない。これがだんだん拡大をされて、六カ月滞納しますと直ちに保険証を不交付にして証明書の発行に切りかえる。このために医療が受けられないというような状況が続いておりますが、これは前々藤原厚生大臣の御答弁のように、真に悪質というのは納められるのに納めない者のみを指すという、この姿勢は変わったのか変わらないのか、これをお尋ねしておきます。

最後に、私は、これはもう根本的に解決をする道は国庫負担をやす以外に道がないと考えております。国庫支出金の構成比を見ますと、五十八年度が五六・一％、これは六十二年度の決算では四二・四％と下がってきておられます。これを五十八年当時に戻すとするならば、額にして七千四百八十億円、保険料の三四・七％の引き下げが可能になるわけでありまして、国庫負担をもとに戻すべきである、こう考えますが、この点についていかがですか。

○大塚説明員 三点にわたって御質問がございました。最初に国保税あるいは国保料の負担は限界を超えているというふうに考えるかどうかという趣旨の御質問でございますが、確かに国民健康保険税あるいは国民健康保険料がここ数年かなりの引き上げになってきておるといふ事実はございます。そういう意味で相当厳しい状況にあるということも認識をいたしておりますが、しかし保険料、保険税は医療保険事業運営の基本でございますので、被保険者の方々の御理解を得られるように私どもも引き続き努力をいたしてまいりたいと考えております。

二点目の御質問でございますが、いわゆる悪質滞納者に対する対策でございます。国保事業は医療保険でございますから、すべての被保険者に保険料を納めていただきます。それが運営をするというのが基本でございます。したがって、特別な事情がございませぬのに保険料をお納めいただけないという方々は、負担の公平という観点から、私もほざせお納めいただくようにしなければならぬわけでございます。徳島県の例を御指摘ございましたが、六カ月滞納すれば直ちに資格証明書を交付するというような手段でございませぬで、その間には、納付相談を何回か行う、あるいは御連絡をする、通知もする、御案内もする、というような手段をとった上で、なおかつ御相談にお見えいただけないという方々を対象に資格証明書の交付等を行っておるといふふうに承知をいたしておきます。

最後の国庫負担率の問題でございますが、国庫負担率につきましては、これまで御承知のように老人保健制度でございますとか、もろもろの改革の中で全体としての財政負担のあり方も変わってまいってきておられます。そういう全体の改革の中で国庫負担の見直しを行ってきておるわけでございます。また一方、国保も社会保険の一つでございますので、現在国庫負担は給付費の二分の一ということでございますが、これが一つの限度ではなからうかというふうにご考えておられます。国庫負担率をもとに戻すということは考えておらないところでございます。

○経塚委員 負担が限界にきているというのなら、これはもう上げる必要がないわけですよ。当然撤回をすべきですよ。第一、こんなもの日切れじゃありません。日切れじゃないものを日切れと称して、審議時間もろくろく与えないでやるといふのはけしからぬと思っております。

最後に、自治省の御答弁がありましたけれども、負担転嫁をやっておらないところの数は真剣に調べたのかどうか。三月十二日の時点の調査で六百四十五市、読売が三月十三日付で発表しておりますが、六百四十五市のうち一律転嫁は三八・八％だけじゃありませんか。すべて見送りが一八・八％でしょう。東京、千葉、神奈川、岐阜などはほとんど転嫁していない。私の地元の大府府というのはいくらも転嫁をしないというのが四十四市町村すべてですよ。消費税は支持しないが七一％ですよ。これもあわせて撤回すべきであるということをお申し上げまして、終わります。

○西田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○西田委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありませんので、順次これを許します。平林鴻三君。

○平林委員 私は、自由民主党を代表して、地方税法の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものであります。

長年の課題であった税制改革につきましては、昨年の第百十三回国会において関連法が成立し、その実現を見たところであります。当面はこの新税制の円滑な実施を推進することが肝要であると存じます。

明年度の地方税制改正についてであります。社会経済情勢の変化に対応して早急に実施すべき措置を講じていく必要があると考えております。

このような観点に立つて政府提出の本法律案を見ますと、個人住民税について非課税限度額の引き上げ等の減税を行うこととしておられるほか、税源増進の適正化を図るための法人事業税の分割基準の改正、近年における自動車の需要動向及び国際的な観点等を踏まえた自動車税の税率構造の見直し、課税の適正な執行を確保するための軽油引取税の仕組みの見直し等を行うこととしております。また、地方税負担の適正合理化のため非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととしております。

これらの改正は、最近における地方税負担の現

状及び地方財政の状況から見て、いずれも適切妥当なものと考え次第であります。

以上をもって私の賛成の討論といたします。  
(拍手)

○西田委員長 安田修三君。

○安田委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、たゞいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、反対の討論を行うものであります。

昨年、消費税法が強引に成立させられ、国民には、かつてないほど我が国の税制全体に対して関心が高まっているのであります。特に企業課税と勤労国民の租税負担の不均衡、所得把握の不公平、行政サービス水準を超えた勤労国民に対する租税の負担増は、消費税の導入によって一層不公平を拡大し、一挙に不満の爆発を招き、リクルート疑獄に対する政治不信とあわせて、今や竹下内閣の支持率は史上最低を記録するのではないかと言われる状況を呈しているものであります。

まして、地方税制は、消費税の導入による改革によって地方の主要な独立税財源を失い、地方財政の質的低下を招き、国の財政コントロールを強める結果となったのであります。また、勤労国民の待望する住民税の大幅な軽減は図られず、社会保険診療報酬非課税の適正化、移転価格税制の改善、みなし法人の見直し、固定資産税、事業税の改革などが見送られました。不公平税制の是正は依然として手つかずであります。

本案には、住民税の非課税限度額の引き上げ、法人事業税の分割基準の見直しなどが含まれておりますが、その改正は不十分であります。逆に、生活協同組合への課税強化が行われ、営利を目的としない生協を消費税の犠牲にしようとしております。

このように、国と地方との税財源の適正な配分及び住民が公平に負担できる地方税制にほど遠く、消費税導入への陰に、地方税制改革が放置される結果となっております。

政府は、地方自治体の自主活性化のために、権

限移譲、地方独立税財源の確保を軸とした地方税制の改革に着手されるよう求め、本案に反対を表明して討論を終わります。(拍手)

○西田委員長 吉井光昭君。

○吉井委員 私は、公明党・国民会議を代表して、たゞいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、反対討論を行います。

以下、反対の主な理由を申し述べます。  
まず初めに、住民税についてであります。

今回、生活保護基準額の引き上げにより、現行制度では生活保護世帯にも課税されることから、住民税の非課税限度額を二百九万二千円に引き上げることとしております。この額は、生活保護基準額を一万円上回るにすぎず、生活保護世帯に住民税が課税されることを回避すればよいという小手先の対策にすぎません。住民税負担の軽減を図るには課税最低限の引き上げ等により行うべきでありませんが、政府案はこうした改革が行われておりません。これが反対の第一であります。

次に、税源配分についてであります。

今日の国・地方間の税源配分は、国二に対し地方は一と、国に偏重しております。特に、昨年の税制改正により、地方税の比重は一層低下し、国の依存財源が増加する結果となりました。今、均衡ある国土の発展、特色ある地域づくりや活性化が求められておりますが、そのためには恒常的な財源、それも自主財源である地方税の確保こそが最も重要であります。しかしながら、今回の改正案では自主財源の充実が全く図られておりません。これが反対理由の第二であります。

次に、不公平税制の是正についてであります。

税負担の不公平は、政治、行政に対する国民の不信を招く重大な問題であります。しかし、現行の税制は、社会保険診療報酬制度に係る事業税の特例措置を初め、不公平税制の是正が一向に解消されず存続したままであります。また、国税の租税特別措置の地方財政に及ぼす影響の遮断についても、従来より強く主張しているところであり、

が、解消の兆しすら見られません。その他、納税

者番号制の導入、みなし法人課税問題等の税の不公平についても解消されないことはまことに遺憾であります。これが反対理由の第三であります。

次に、国民健康保険制度についてであります。

近年、老人保健、退職者医療制度の創設等の改革が行われたものの、国民健康保険は依然財政基盤は脆弱で、経営は安定するに至っておりません。このため、国保加入者の保険料負担は依然大きくなっており、また、他の医療保険との格差が大きくなっており、ともに、国保の保険者間においても保険料負担に著しい格差が生じており、不公平感を増長させています。

今、国保を取り巻く問題は、保険料負担の軽減措置と平準化、そして、給付水準を他の医療保険制度並みに改善することであり、この点についての改革が行われておりません。これが反対理由の第四であります。

最後に、消費税について一言申し上げておきたい。

昨年、我が党を初め野党の強い反対にもかかわらず、消費税法が成立しました。

消費税は逆進性が著しく、税率の引き上げの歯どめもなく、また価格転嫁が困難であること等、総理が示した九つの懸念が一層顕著になり、国民の反対の声はますます高まっております。また、地方自治体においても公共料金への負担転嫁等をめぐって混乱が続いております。このような状態で実施に踏み切るならば、国民の政治不信は深まり、行政にも重大な支障を来すことは必至であります。したがって、この際、消費税は撤回すべきであります。

以上、主な理由を申し述べ、反対討論といたします。(拍手)

○西田委員長 岡田正勝君。

○岡田(正)委員 私は、民社党・民主連合を代表して、たゞいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案に反対の討論を行うものであります。

我が党の強い反対にもかかわらず導入をされた

した消費税によって、国民の間には強い不満と不安が渦巻いております。消費税を転嫁することが難しい下請業者や末端小売業者の経営の深刻化、便乗値上げを心配する消費者、公共料金引き上げに関する地方自治体の対応の相違などさまざまな矛盾と混乱を引き起こして、その原因はにかかって税制六法を強引して成立させた政府・自民党にあると言わなければなりません。

今回の地方税法の改正に当たっても、政府はさきの国会において我が党が主張した資産課税の強化、租税特別措置の整理合理化、公益法人への課税強化など不公平税制の是正、行政改革の徹底した推進と大幅減税の断行などの諸施策について抜本的な改革を行うことを全く考慮することなく法案を提出したのであり、我が党は断じてこれを容認することはできないのであります。

民社党は、働く喜びが感じられ、個人々の努力が正当に報われるような公平公正な税体系をつくり上げていくため、今後とも努力してまいりたいことを申し添えて、反対の討論を終わります。(拍手)

○西田委員長 寺前巖君。

○寺前委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出の地方税法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

主な理由は三つございりますが、まず第一に、新たに大企業優遇措置を拡大している点であります。

多極分散型国土形成促進法や民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法等に規定する土地及び施設について、固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税、事業所税の非課税措置や課税標準の特例を講じようとしている問題であります。これらの法律は、民活の名のもとに一部大企業の利益追求を容認するものであり、税制改革で自主財源比率の低下が問題になつていの中で、担税力のある大企業への増税こそ必要であり、非課税措置の新設までして大企業を優遇する必要はないという点であります。

反対の第二の理由は、国民健康保険税の課税限

度額の引き上げであります。

課税限度額の引き上げは今回で四年連続です。既に国保税が低所得者の多い被保険者の負担の限界を超え、憲法で保障された最低限の生活を侵すものとなっております。今必要なことは、引き上げではなくして引き下げであります。

国民健康保険制度の危機の原因は、国庫負担の大幅削減であります。国保財政の収入に占める保険料の割合は八三年度で三六％。それが八七年度になると三九・七％と大幅に増加している反面、国庫負担の方は五六・一％から四二・四％と年々減る一方であります。もとは医療費の四五％を持っていたものを、今では給付費の五〇％ということで、実質的には三八％ないし三九％ということになっております。国庫補助率をもとに戻すということが当面重要な課題だと言えます。

反対の第三の理由は、一部の生活協同組合に事業所税の課税を強化することであり、消費生活協同組合は、同法第九条で「営利を目的としてその事業を行つてはならない。」とされ、非営利法人の性格を原則にしています。消費生活協同組合への課税強化は非営利法人という性格を否定するものであり、自主的な社会活動への規制をするものと言わざるを得ません。

なお、住民税の非課税限度額の引き上げは、住民負担の軽減につながるものですが、制度を温存せざるを得ないということは課税最低限の引き上げが十分でないことを実証しているものであります。また、地方税法の中には国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、大企業に対する新たな非課税措置の導入など、いわゆる日切れ扱いをしなくともよいものもあり、本来これらの審議については十分時間をとって審議すべきものだと考えます。

最後に、政府・自民党は昨年末、消費税導入を柱とした税制改革関連六法案を国民の強い反対を押し切つて成立させました。この税制改革は、地方にとって、住民税減税による減収と料飲税等の減収、電気ガス税の廃止など、地方の自主財源が大

幅に減収する反面、この補てん策が依存財源である消費増税と地方交付税への消費税算入であり、地方の自主性確保の保障となる自主財源の強化に逆行するものであります。しかも、税制改革は国の都合で行われたにもかかわらず、約九千億円が地方負担を押しつけられ、さらに消費税導入による歳出増の補てんもされず、地方にとって百害あって一利なしと言えます。

さらに、消費税導入は、転嫁に当たつて多くの自治体にトラブルを引き起こし、導入決定後の最近のマスコミの世論調査を見ても七一％が反対しているものであります。いかに国民の声を無視したものであるかがはつきりしています。消費税は廃止するしかないことを述べて、討論を終わります。(拍手)

○西田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○西田委員長 これより採決に入ります。地方税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○西田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○西田委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、渡海紀三朗君外三名より、四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。渡海紀三朗君。

○渡海委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党、国民会議及び民社党・民主連合の四党を代表し、地方税法の一部を改正する法律案に対し、次の附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により、趣旨の説明にかえさせていただきます。  
地方税法の一部を改正する法律案に対す

る附帯決議(案)

政府は、税制改革による地方公共団体への財政構造の変化と高齢化社会等に対応する行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況を踏まえ、国と地方及び都道府県と市町村の税源再配分の検討を含め、地方税源の拡充を図るとともに、次の諸項についてその実現に努めること。

一 個人住民税については、中低所得者の負担軽減のため、常に国民生活水準の動向、中低所得者の税負担感に配慮し、適正な負担水準を検討すること。

二 税負担の公平を推進するため、事業税その他の地方税における非課税等特別措置の整理合理化を図ること。

三 地方税収の安定確保等を図るため、法人事業税の外形標準課税の導入について引き続き検討すること。

また、移転価格税制の適用により地方財政の運営に支障を来すことのないよう配慮すること。

四 固定資産税について、最近の地価高騰の状況にかんがみ、小規模住宅用地等に係る負担軽減措置の更なる改善などを検討すること。

五 都市税源の充実を図るため、事業所税の課税団体の範囲の拡大について引き続き検討を図ること。

六 地方譲与税については、各地方公共団体の財政構造の変化等を見守りつつ、必要に応じてその譲与基準等について適切な見直しを行うこと。

七 総合課税への移行を展望し、住民のプライバシー保護に留意した納税者番号制度の導入を検討すること。

八 今後の税制改革に関しては、地方公共団体及び議会の意見等を十分に尊重するとともに、地方自治の本旨にのっとり自主性を損ねることのないよう十分留意すること。  
右決議する。

何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたします。

○西田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○西田委員長 起立多数。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。坂野自治大臣。  
○坂野国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○西田委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○西田委員長 御異議ないものと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○西田委員長 次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案について審査を進めます。これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中沢健次君。

○中沢委員 この委員会に提案されました消防施設強化促進法の改正につきまして幾つかお尋ねをしたいと思ひます。

一つは、消防関係の補助金の動向につきまして、昭和五十六年度以降、毎年ということではなくて結構でございますから、昭和五十六年度、六十年、六十二年度として平成元年度、消防関係の補助金の動向がどういふ推移をしているのか、まずそのことをお尋ね申し上げたいと思ひます。

○矢野政府委員 お尋ねの昭和五十六年度以降の

消防関係補助金の予算額でございますが、昭和五十六年度におきましては二百五億四千六百万円、昭和六十年度におきましては百六十億一千六百万円、昭和六十二年におきましては百三十六億一千万円でございます。平成元年度予算案におきましては百三十七億円となっております。

○中沢委員 今具体的な補助金の推移についてお答えがございました。五十六年度の二百五億を一〇〇といたしますと、予算のマイナスイーリング等々の要素が背景にあって思うのであります。残念ながら毎年毎年その伸びは鈍化をしております。こういう具体的な事実が明確だと思っております。六十年度は七八、六十二年は六六に落ちる、そして元年度は若干であります。六六七、後でもいろいろ具体的にお尋ねをしたいと思います。この際も消防関係の補助金を思い切った増額すべきではないかという立場に立つのであります。けれども、消防庁の長官としてのその辺についての基本的な決意をいまいしうか、あるいはこれからの中長期にわたるこの問題についての見解、これをひとつお示しいただきたいと思っております。

○矢野政府委員 御指摘のとおり、消防関係の補助金予算につきましては、昭和五十六年度をピークといたしましてその後長期的に低落の傾向をたどり、年によりましては前年よりも十数億も減じたという例も幾つかあるわけでございます。こういった状況は、いわゆるマイナスイーリングという一般歳出抑制の方針のもとにおいて、消防補助金も長期的な低落傾向をまた免れなかったところでございますが、しかし私も消防といたしましては、消防の施設関係の補助金、これは国民の生命、身体、財産を守るための最も基本的なものであるという考え方を持っております。そのため、一方では昭和六十一年度に、いわば消防補助金の減をカバーする、補完するためのものとして、地方債プラス交付税による元利補給方式をとる防災まちづくり事業を創設して消防施設の

充実に努める一方、さらに補助金予算につきましても、マイナスイーリングの状況のもとではございますが、ぜひともこの低落に歯どめをかけたというところで、昭和六十三年予算におきましては前年度に対し一・二％程度、ほぼ歯どめがかかるといふ状況にまで持ったつもりでございます。また平成元年度におきましては、これは消費税相当額を加えるという点ももちろんございませぬけれども、それを含めてではございますが、前年度に對して一・九％の増加になる、数字の上では五十六年度以来八年ぶりに増額が見られるというところになったわけでございます。

○中沢委員 そこで、関連をいたしまして二つ目の問題についてお尋ねをしたいと思います。消防施設などの整備状況につきまして、昭和五十六年、昭和五十九年、そして六十二年と三年に一回全国的な実態の把握をされているようでありますけれども、消防施設別にどういう整備状況になっているのか、これをまずお聞かせいただきたいと思っております。

○矢野政府委員 お尋ねの消防施設の整備状況でございますが、これは消防活動を行うに当たって基本的なものとなる消防ポンプ自動車、水槽つき消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両についてはこれまで充実が図られてきておるところでございます。また最近では、災害の多様化に対応して、はしご自動車とか化学消防自動車等についても鋭意整備を進めているところでございます。

○中沢委員 今お尋ねのように、三年に一度消防施設の整備の充足状況を調査いたしておるところでございますが、まず消防ポンプ自動車につきましては、昭和五十六年四月一日現在におきましては八七・九％の充足率、五十九年四月一日現在では

八八・一％、そして昭和六十二年四月一日現在では九〇・三％という数字と相なっております。はしご自動車でございますが、これは昭和五十六年におきましては五七・七％、五十九年におきましては六〇・五％、そして昭和六十二年には六一・一％でございます。化学消防自動車は、五十六年の時点で五四・四％、五十九年が五五・四％、六十二年が五六・八％でございます。救急自動車につきましても、五十六年時点で九九・五％、五十九年が九九・六％、六十二年が同じく九九・六％でございます。また、いわゆる消防水利でございますけれども、これは五十六年が六五・九％、五十九年が六九・〇％、六十二年は七二・三％。各主要な施設別に見てまいりますと、ただいま申し上げたような姿に相なっております。

○中沢委員 今五十六年から六十二年にかけまして施設別の充足率のお答えをいただきました。全体的な傾向としてはそれなりの努力の跡がある、このように見えていいと思うのであります。消防庁告示の消防力の基準というのがございまして、それを資料として全文いたさしたけれども、この消防力の基準の総則の第一条に、「この基準は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧並びに救急業務等を行なうために必要な最少限度の施設及び人員について定めるものとする。」このように明記されているわけですね。つまり、一つの標準ではなくて最低基準である、ここに私は非常に問題を感ずるわけです。その最低の基準に對して、毎年毎年努力をして、補助金も若干ずつ上がったりがつたりしておりますけれども努力をしていながら、充足率は依然として一〇〇％ということにはなっていない。最低基準の一〇〇％にもなっていない。このところに大きな問題があるのではないかと思います。長官としてはどういう認識をお持ちなのか、私と同じような認識なのか、あるいは最低とは言いがながらこれは標準なのだと思ってお受けとめいらつしやるのかいらつしやらないのか、その辺も含めてお答えいただきたいと思っております。

○矢野政府委員 消防力の基準は「市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧並びに救急業務等を行なうために必要な最少限度の施設及び人員について定める」ということでございまして、まさにただいまの御指摘のとおり私どもももちろん考えておるところでございます。

現在のこれに對しての整備状況を先ほどお答え申し上げたところでございますが、その最低の基準にまだ達していないという状況はあるわけでございます。一方、消防力の基準そのものにつきましても、これはこういった率を計算いたします場合には各市町村ごとに積み上げて計算いたします。各市町村の状況は、人口あるいは市街地の状況、建築物の増加、その状況がいろいろ変わってまいりますので、それに伴って消防力の基準そのものもどちらかというところ上がってくるということが言えようかと思っております。

○中沢委員 今お尋ねの消防施設の整備状況でございますが、これは消防活動を行うに当たって基本的なものとなる消防ポンプ自動車、水槽つき消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両についてはこれまで充実が図られてきておるところでございます。また最近では、災害の多様化に対応して、はしご自動車とか化学消防自動車等についても鋭意整備を進めているところでございます。

○中沢委員 今お尋ねのように、三年に一度消防施設の整備の充足状況を調査いたしておるところでございますが、まず消防ポンプ自動車につきましては、昭和五十六年四月一日現在におきましては八七・九％の充足率、五十九年四月一日現在では

も引き上げるといような措置を講じておりますが、そういった財政的な支援措置の面につきましても努力を重ねておるところでございます。

今後ともこの消防力基準との関係における消防設備の充実には大いに力を注いでまいりたいというつもりでございます。

○中沢委員 さてそこで、今度の法改正の具体的な内容について幾つかお尋ねをしたいと思

今度出されました内容は、補助金でいいますと、全国ベースで補助率三分の一、人口急増地帯は二分の一。ただ、二分の一の中で幾つかの枠組みを

しておきまして、その中で今まで七分の三のかき上げをしていただいたのを今度は十分の四にする。つまり、七分の三というのはパーセンテージに直しますと四二・八％、これを四〇％にする。パーセン

テージでいえば二・八％の補助率の削減、これは大したことはないじゃないかという、恐らくそういう自治省側の判断があったと思うのであります

が、全体の補助金の金額として二・八％、これが金額に置き直しをするとの程度の削減の金額になるのか、これをまず聞いておきたいと思

○矢野政府委員 御指摘の人口急増団体の中でも三カ年間の財政力指数が一を超えるもの並びに政令指定都市につきましては、これまで七分の三で

ございましたものを十分の四ということで若干切り下げまして御提案申し上げておるわけでござ

います。ただいまお示しにありました二・八％に相当するものを具体的に昭和六十三年度ベースで

はめてみますと、これによる影響額は五百六十六万円でございます。

○中沢委員 また関連をいたしましてお尋ねをしたいと思

います。人口急増市町村というのは数にして現在幾らあるのか、そして補助率が二・八％削減の対象になるのは、今基準が明らかに

○矢野政府委員 人口急増指定団体は、昭和六十三年度ベースで見て八十市町村でございます。年度末における人口の状況によって平成元年度においては若干の異動があるかと思

いますが、数町村の出入りがあるかと思

いますが、おおむね平成元年度においても昭和六十三年度とほぼ同数ないしはそれに近い数と考えております。

なお、不交付団体、財政力指数が一を超える市町村、政令指定都市等でございますが、これは十六でござ

います。なお、政令指定都市は現実にはこの人口急増団体に該当するものがないと見込ま

れます。○中沢委員 そこでもう一つ、極めて単純な問題

についてお尋ねしたいと思

います。先ほど消防力の充足率についてお答えがございました。例えば昭和六十二年

度、消防ポンプ車の充足率が九〇・三％である。さて、それじゃ人口急増地区の消防ポンプ車の充足率は一体どうな

っているか、最近の数字で結構であります。明らかにしてもらいたいと思

います。○矢野政府委員 昭和六十二年の全国九〇・三％に見合う人口急増地域での充足率は七三・四％で

ございます。○中沢委員 今までいろいろ数字的な質問をして

お答えをいただきました。そこで、今お答えいただきましたように消防ポンプ車の例を一応引き合

れから申し上げることすべてが原因だとは言いませんけれども、人口急増地区に対して一定の補助率のかき上げをして

おる、それは結構なことだと思

うのです。しかし、五十九年に財政力指数を持つてきてかき上げの部分を七分の三に引き下

げておるわけです。今度はそれをさらに十分の四に引き下

げておる。やはり先立つものが先立つてきませんと、消防力をいろいろ充実したい

という各自自治体としては、どうしてもそこそこ

かかるとかになってしまつて、結果的に今申し上げました数字が示しておりますが、私

の意見で言うと、そういうところには特別、削減の補正をしないで、二分の一のかき上げを人口急増地

区については全体的に及ぼす、政令都市を含めるかどうかという

ことは別な意見があるかと思

います。○矢野政府委員 人口急増地域におきましては、現在の消防力基準から考え

ますと、例えばポンプ自動車の場合、市街地と密集地の人口等により配備台数が算定

されるわけでござ

も、やはり消防は住民の安全を守るために一番基本的なものでござ

いますので、それなりの努力をすべきだと考えて

おります。御指摘のように、昭和五十九年度におきまして、いわゆる政令指定団体と一般の団体との間に補助率に若干の差を設けた、すなわち七分の三にした

それを今回の見直しに当たりましてさらに十分の四でお願

いをしておるといふことでござ

います。この点につきましては政府内でもいろいろ議論はござ

いました。が、現在の我が国の財政の状況、特に一般歳出そのものを抑制するとい

う状況のもとにおきまして、私どもとしてはこうい

った不交付団体、財政力指数一以上の市町村あるいは政令指定都市等につ

きましては、他の市町村に比べてますとやはり財政の弾力性がより高い、機動的な財政運営もできるとい

うことを勧奨をして、このような措置をもつてお願

いをしておるわけ

でございます。ただ、その場合におきましても、今申し上げましたように人口急増市町村の消防施設の整備が極めて緊急性が高いとい

うことを考えま

す。見直しは行

います。消防施設の緊急整備の必要性を考慮して、財政負担に大きな影響を生じさせない

範囲において、かき上げ率の見直しをい

わばば最小限度にとどめること

にいたした次第でござ

います。○中沢委員 その辺は

見解がかなり違

うと思

います。ただ、い

ずれにしても都市周辺、大都市も含めてありますけれども、やはり急速に人口がふ

える。しかし、行政需要がいろいろあ

つてなかなか消防力のところまで回らないという現実問題はやはりあると思

例えば、消防力の充足率を一つの物差しにし、この程度の水準に行っているから補助金を若干でもカットするというのであれば議論としてはまた別にできると思いますけれども、財政力指数を一つの物差しにするということ自体極めて論理的にも矛盾をしているのではないかと。昭和五十九年にそういう制度を導入をした。私自身はそのときは国会におりませんでしたのでよく事実関係はわかりませんが、私としてはそういう問題意識を持っておりまして、見解はかなり相違をします。このことだけを申し上げておきたいと思

います。さて、そこで、ことしに入りましてからもそうでありまして、全国的にはいろいろな火災が発生をしております、犠牲者も出ているわけであり、特に、ことしの二月十六日に横浜の港で起こりましたインド船籍のジャグ・ドゥート号の船舶火災、あの船舶火災では貴重な人命が損なわれ、十名を超える死亡者を出す、大変な大惨事であったと思うのです。きょうもまたまNHKのテレビでその後のいろいろな追跡のニュースなんか出ておりましたけれども、先ほど消防庁の長官は、例えばはしご自動車あるいは化学消防ポンプ車について言うと購入単価が非常に高い、ほかに比べて充足率が低いのだ、こういう話もございました。

まず、そこでお尋ねをしたいのは、あの横浜の船舶火災について地元消防隊としてどういう出動態勢をとって対策をされたのか。その内容について、ごく簡単に結構でありますからお答えをいただきたいと思

います。○矢野政府委員 本年二月十六日に横浜市で発生いたしましたインド船籍のジャグ・ドゥート号の火災における消防隊の出動状況でございますが、簡潔に申し上げますと、この火災に際しましては、横浜市消防局から普通消防車、水槽つきのポンプ車、化学車等の車両三十一台、ヘリコプター一機、消防艇二隻、人員百二十四名が出動をし、また同市の消防団からは車両、これは可搬式動力ポン

積載車でございますが三台、人員二十名が出動をいたしました。消火、救助等の消防活動を行ったところでございます。

(委員長退席、川崎(二)委員長代理着席)  
○中沢委員 私は夕張の人間でありますから、田舎の町でありまして、普通のポンプ自動車くらいしかないと思うのでありますけれども、今お話がありまして、この船舶火災に当たりましては車両が三十一台、しかもそれは化学車あるいははしご車も含めて出動をされている。これからますます、都市火災でありますとか船舶火災、これは近代的に装備をされました自動車の必要性というのには急速に高まってくると思うのです。そうなりますと、勢い購入する単価が高くなって、買いたいけれどもなかなか買えない。施設の補助金についても、先ほどちょっと議論しましたけれども、いろいろあつてなかなかかさ上げも思うようにされていらない。これは片方では非常だ、買いたい、何とかしたいという気持ち、片方ではそれは言いながら補助金という状態ということでは相矛盾すると思うのです。

大臣、どうでしょうか。まだ短時間のやりとりでありますけれども、所管の大臣として、これは非常に重要な問題だと思つて、ですから、補助金問題について今の法案を直ちに手直しをしろとは言いません。本来はそういうふうに行いたるべきでありますけれども、これから先の問題として、大都市、人口急増地帯を含めて急速に必要な消防力の充足をやるべきだ、そのためにはやはり補助金制度についてもこの際本格的に中期におつて見直しをする、そういう御見解を私はぜひ期待をしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○矢野政府委員 特に科学消防力の充実を大いに図るべきではないか、こういう御趣旨の御指摘だと考えます。私ももうこういふ御趣旨の御指摘だと考えます。私どももこういふ御趣旨の御指摘だと考えます。約された予算の状況の中ではございますけれども、補助金予算を通じましては、やはり消防の科学分、これにつきましては常に力を入れてきてお

ります。

先ほど申し上げましたように、防災まちづくり事業との併用ということで、そちらの防災まちづくり事業で可能な、例えば防火水槽であるとかあるいは同報系の防災無線であるとか、そういうものにつきましては防災まちづくり事業の方にかなり移しました。しかし、一方ははしご車であるとか化学消防車であるとか、あるいは緊急情報システムであるとか、こういったようなより一層消防の科学化を図らなければならぬものにつきましては、例えば昭和六十二年度予算におきましても、あるいは平成元年度予算におきましても、いずれも対象の増加、予算の増加を図つておるところでございます。特に、御指摘のように都市部、人口急増地域等におきましては、そういった必要性は極めて高いわけでございますので、私どもとしましては、補助金の重点的な配分を通じて、より必要度の高い地域における消防の科学力の増強に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○坂野國務大臣 今消防庁長官が答弁したとおりでございます。いずれにしても人口急増の地域の消防力を実態的に近代化を図つていく、これは重要なことでございますから、補助率の問題と補助対象の問題とあわせて、どうすれば一番整備ができやすいかという点で研究してみたいと思

います。○中沢委員 今大臣の方から積極的な姿勢を含めてお答えがございました。緊急性の問題もございまして、ぜひひとつ努力をお願いしたいと思つております。それで、先ほどちょっと週刊誌を買いましたら、例のりべリア船籍でもう既に太平洋沖で沈没をした記事が出ておりました。ケミカルタンカーということで、しかも東京湾の中の横浜に入港予定であった。事件の概要はもう改めて申し上げます。恐らく生存者は全くゼロだと思つて、しかも、これは大変な爆発を繰り返して、もう手のつけようがない、こういう状態で沈没したと思つてお

ね。これが仮に東京湾に入つてきて横浜付近でああいう大惨事が起きたら、本当に手のつけようがない、僕はそう思つたのです。ですから、あえてそのことを先に言わないで今申し上げるわけでありませぬけれども、この種の不測の事態というのはだれも予測できない。そんなことはあり得ないと思つておられるけれども、やはりこの種の大惨事というのは発生するわけですね、飛行機が落ちるといふことも含めて。ですから、先ほど申し上げましたように、大都市、人口急増地区あるいは船舶火災を念頭に置いたそういう近代装備の消防力の充足にぜひひとつ早急に積極的に取り組んでいただきたい。このことを特にお願いをしておきたいと思

います。さてそこで、直接今度の法案とは関係がありませんけれども、せっかくの機会でありましてから消防職員の団結権問題につきましても幾つかお尋ねをしたいと思

います。私の記憶によりますと、昨年の五月にこの委員会で団結権問題につきましていろいろ議論をいたしました。さて、まず第一にお尋ねをしたいと思います。ことしの六月、ILOの総会がございまして、政府としては余り好んではいないのではありませんけれども、結果的には日本の消防職員の団結権問題が改めて議論の俎上に上る、これはもう間違いないと思つておられます。かねてから申し上げておりますように、この問題でいうと、もう十八年、十九年、およそ二十年越しの国内問題として未解決のままずっと来ている。しかも、ILOという国際舞台でいうと、日本の政府側が孤立無援の状態、非常に国際的に批判を受けている。

ついでこの間、労働時間の短縮につきまして労働基準法の改正がありました。日本の労働者は働き過ぎである、こういう国際的な批判を何とか乗り越えようというところであらう国内法を出して、今制度としてずつと進んでいると思つておられます。次元は違いますが、私はやはり消防職員の団結権問題は、同じような、国際的にいうと日本政府が孤立をしております、ことしも同じような状態

ですと推移をしていくということ自体は、日本という国にとって極めて問題のあるテーマでないかというふうに考えるわけです。

そこで、第一点、六月のILO総会に向けて担当の自治省としてどういう具体的な動きをされたのか、特に昨年来、ことしにかけて。あるいは六月に向けてどういうことをやろうとしているのか。国内問題の解決ということを前提にしてひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○芦尾政府委員 お答えいたします。

ILOの消防職員の団結権の問題は、我が国がILOの八十七号条約を批准いたしました。その批准に当たりましては、消防職員がILOの八十七号条約に言うところの警察の範囲に入ることと、その団結権を制限していいということとを前提にいたしまして批准いたしました。それがILOの方で見解が変わりまして、一九七三年にその問題が起こってまいりまして、以来、たゞいま委員おっしゃいましたように、そういう見解を異にする状況が続いておるわけでございます。この六月のILOの総会でございませうけれども、その議題につきましては正式には五月の上旬に判明するということに聞いてはおります。

しかし、いずれにいたしましてもこの消防職員の団結権問題につきましては、国内問題といたしまして長期的視野に立って慎重に検討を今までもしてきておるところでございまして、今現在、公務員問題連絡会議におきましてこの問題の検討を行っておりますが、その中で関係者の意見も引き続きお聞きをいたしておるところでございませう。私もといたしましては、そういうなかなか難しい問題であるということも前提にして今回のILOの総会にも臨む必要があるだろうというふうに考えております。

○中沢委員 国内問題として解決をするというその努力の跡が具体的には何も示されていない。率直に言って大変遺憾なことだと思います。

しかも、自治省の方にも正式に連絡が入っていると思えますけれども、今月の二十八日から四月

四日にかけてはILOの国際労働基準局長シディベさんが来日をされる。これは総評の招きでおいでになる。私の聞いておりますのは、三月三十日にそれぞれ関係省庁を訪問される、自治省にも三月三十日に訪問される、こういうふう聞いておるわけです。

この方は、例の八十七号条約でいいますと条約勧告適用委員会の事務局長も兼務をされておられて、事実上ILOの消防職員の団結権問題の責任者だ、このように受けとめてこれは間違いないと思うんです。そういう方が六月のILOの総会を控えて日本に来て、そして自治省や労働省や総務庁を訪問をする。僕は単なる表敬訪問では終わらないと思えます。もっと言いますと、新しい情報が入っているかどうかは別にして、シディベ氏に来る直前に例のILOの消防職員の専門家会議を開いて、ILO総会等々の事前の意思統一を行う。それを行った後、来日をされるというふうにも聞いておるわけです。ですから、いろいろの意見交換がされるのではないかと思っています。

そうしますと、今部長がおっしゃったように、昨年の私が質問をした時点を一つ前提にしますと、それ以降国内的な努力の跡が一切ない、六月に向けて具体的にどういう努力をしようかということも一切ない。白紙のまま臨むということは国内的に極めて無礼な話でないか、私はそのように考えるのですが、この事務局長と会うときにどういふふうに対応をされようとしているのか。白紙のままというにはならぬと思えますけれども、もつと具体的な対応の仕方あるいは自治省としての今日の見解、これからの具体的な努力目標、いつどういふことをやると具体的に聞かせをいただきたいと思います。

○芦尾政府委員 専門委員会の結論は五月上旬に出るといったようなことも聞いておるわけでございませうけれども、それはそれといたしまして、ただいまお話しございましたように、ILOのシ

ディベ国際労働基準局長が総評の招待で御来日されまして、この三十日に当省にも御訪問していただく予定になっております。

同氏は従来からこの問題には非常に御造詣が深いということはお承知のとおりでございませう。それで私もといたしましてこの機会をつかまえて、もう一遍我が国の消防職員の団結権問題に關しまして、一つはILO八十七号条約をこうして批准した経緯というものもよく御説明を申し上げてみたいと思っておりますし、さらにはまた、現在国内問題として長期的視野のもとで慎重に検討をしておりますこの状況というものにつきましてもお話を申し上げたいと思っております。

また、日本におきます消防の歴史的な沿革でございませうと法制上の業務内容でございませうとか活動の実態、また最近の状況といったようなことにつきましても説明を申し上げまして、我が国の消防の実態というものを御理解をいただきたいというふうにも存じておるところでございませう。

○中沢委員 そこで、もう余り時間がありませうから、もう一つ申し上げておきたいと思いますが、今部長のような、つまり消防職員の国内的な団結問題についての故事来歴、僕からいえばそれはもう古証文の問題でありまして、シディベ氏にとつてみればそんなのはもう昔の話、今一体日本政府は何をやるか、こういうことに恐らくなると思っています。

そこで、僕の方から一つ提言というか提案をしてみたいと思っておりますけれども、どういう結論になるかということはいずれからやらないとわからないと思えますが、総務庁が事務局になっているあの種の懇談会というのは、正直言ってもう形骸化もいいたるところだと思っております。そういうものがあっても、具体的に労働が集まって、関係団体が集まって最近話を一切していない。だから、あれはあれとして置いておいて、少なくとも自治省サイドで広い意味で関係の団体の定期協議の場というのをつくってはどうか。広い意味というのには、単に労働の定期協議ということではなしに、関係

団体の定期協議、こういう場をつくってはどうか。もちろんその中には政府側、あるいは使用者側でいえば地方六団体の代表、労働組合側でいえば総評ですとかあるいは自治労だとか、場合によっては私は消防職員協議会の代表の方も入ってもいいのではないかと思いますけれども、いずれにしても、そういうメンバーで自治省がいい意味でのリーダシップをとって、団体間の定期協議の場をつくって、そしてやはり新しい時代に対応したこの問題の早期解決に向かって知恵を出す。できるだけ六月の総会までに一定の結論を出していただければ大変結構だと思えますけれども、そういう場をぜひつくってやるべきではないか。しかもシディベ氏と会ったときに、日本政府、とりわけ自治省の誠意の問題として、具体的にそういうことを考えている、そのぐらいいいことをぜひお話を、小さいお土産であつても持って帰っていただく、このぐらいいいことはぜひやるべきではないかと思っておりますが、いかがですか。

○芦尾政府委員 今先生の方からのお話もございましたが、この問題は公務部門の労働関係の基本にかかわることでございます。長い間意見の集約を見ることができないでございまして、今いろいろ変わってきていない、そういう中で検討を続ける。そういう意味で長期的な視野のもとで慎重に検討すべき問題であるということも申し上げておるわけでございませう。現在公務員の労働関係にかかわります基本問題について検討することになっております公務員問題連絡会議におきまして検討を進めておるところでございまして、これまで労働側の意見聴取も行ってきてはおります。ただ、現段階でその会議の結論が近くまるとまるといふ状況にはなっておりませう。引き続き検討を重ねなければならぬというふうに考えておるわけでございませう。

当省といたしましては、ただいまお話しもございましたが、そういう状況の中での話でございませう、なかなか一つの展望を持ちにくいということ

は御理解をいただきたいわけでございます。私どもにおきましても、そういう意味では自治労等労働団体との意見交換ということは随時行っておるわけでございます。そういうものはこれからは引き続きやってまいりたいというふうに思っております。ところでございませぬけれども、公的な定期協議の場を設けるということにつきましては、なかなか難しいのではないかとこのように考えております。

○中沢委員 もう時間が来ておりますから、いま一つ簡単に申し上げておきたいと思っております。

大臣も御承知かと思っております。先進諸国というものはもう消防職員の団結権は法的にもきちっと保障している。先進諸国の中で日本だけなんです。消防職員に団結権を認めない。国内的ないろいろな事情については、時間がありませぬし、また改めてやりたいと思っております。そういう極めて異常な、国際的に見て日本が孤立をするようなこの問題でありますから、大臣もひとつ在任期間中にこの問題についていろいろ担当の方もお話をしていただきまして、一歩でも二歩でも国内問題の解決に向けてぜひ努力をしてもらいたいと思っております。

同時に、現在ILOには日本の労働者代表理事として、かつて自治労の委員長をされておりました丸山さんも出ているわけでありまして、公式、非公式に自治省はそういうところも十分連携をとって、国際的な視野でこの問題についてひとつ早期に解決をする、こういう努力を特に希望いたします。大臣の方から御所見があればお聞かせいただいて終わりたいと思っております。

○坂野野務大臣 この間も自治労の皆さんがおいでになって、大臣、時々会いたいということですから、じゃ結構ですよ。これは別にこの問題に限ったことではございませぬが、聞いてみますといろいろいきさつがあるようでございませぬし、外国の例は私もよく知りませぬが、日本の消防庁、消防団というのはまさにこれは警察と同じ性格の

もので、これは相当ふだんから、私が言うまでもなく世界に冠たる。そういう意味の規律というものがないかと思っております。そういう特殊事情があるのではないかと私は思っています。そういう中で、やはりこれは自治省だけの問題ではございませぬから、総務庁あたりとも相談をいたしまして、一歩でも二歩でも前進するように持っていきたいと思っております。三月に局長がおいでになるのに間に合いますというのにはちょっと難しいのではないかと思っております。

○中沢委員 終わります。

○川崎(二)委員長代理 草野威君。

○草野委員 消防施設の整備状況の問題でございませぬけれども、ただいまの長官の御答弁にもございませぬけれども、確かに消防力の基準数、充足率というものを拝見いたしますと、現時点におきまして、化学消防ポンプ自動車が五六・八%とか、現有車両に対する消防職員が七四・八%とか、かなり目立って低いものもあるわけでございます。しかし、その中で救急自動車の場合は九九・六%、いわゆる一〇〇%近いわけでございます。こういうものにつきましましては確かにすばらしいと思っております。現在我が国における救急自動車に対する需要を見ましても、年間約二百五十万回程度の出動の要請もある。そういう中で当然のことだろうと思っております。

○矢野政府委員 消防力基準に對しての達成のめど、目標を示すべきではないか、こういう御指摘でございませぬが、この消防力基準そのものは、先

ほども委員御指摘のとおり性格を備えたものでございませぬ。これらの数値につきましては、これは、それぞれの市町村ごとに設定をした基準数をもとに算定をしたものでございませぬ。したがって、市町村の実情というものはもちろん加味されておるわけでございます。決して消防力基準を画一的に適用して計算をしたものではないわけでございます。

○草野委員 目標に向かつてどんどん近づけていきたい、こういう長官のお話でございませぬけれども、消防関係の補助金というのがございませぬ。これを拝見いたしますと、昭和五十六年度合計で二百五億円、これを指数一〇〇にいたしますと、昭和六十年度が七八、六十一年度が六九、六十二年度が六六、六十三年度が六六、平成元年度が六

消防庁といたしましては、消防施設の計画的な整備を進めるために、三年ごとに市町村ごとの消防力の基準を参考に地域の実情を踏まえた消防施設の整備目標を設定してもらいまして、そして消防施設に對しての大体計画期間五年間の整備計画の策定を行うように指導をしております。消防庁で画一的な目標をつくってそれに対して達成をさせていくという考え方をとることはできませんけれども、しかし、少なくともそういった消防力基準との関係を見ながら常に整備目標を立てて計画的に整備をしていく、そういう努力をするように指導をしております。

消防力の基準そのものは、これはもちろん静態的なものでなくて、市町村の状況が変わりますと動いてまいりますから、人口増加等の要素がございまして動いていく場合には、それに従って消防力基準というものを算定を直して、それに対して新たな整備目標を立てていく、こういう形になるわけでございます。常時不断的の努力がこれには必要であり、しかも全体としてこの整備目標にどんどん近づいていく、率を高めていくという努力も必要だと思っております。そのように指導してまいりたいと考えております。

○草野委員 目標に向かつてどんどん近づけていきたい、こういう長官のお話でございませぬけれども、消防関係の補助金というのがございませぬ。これを拝見いたしますと、昭和五十六年度合計で二百五億円、これを指数一〇〇にいたしますと、昭和六十年度が七八、六十一年度が六九、六十二年度が六六、六十三年度が六六、平成元年度が六

七、こういう状況です。確かに平成元年度になつて若干歯どめがかかったかなという感じがするわけでございますけれども、ともかくこういう状況でございます。

○矢野政府委員 御指摘のとおり、昭和五十年代後半からの国の非常に厳しい財政事情のもとでいわゆるマイナスイノベーションが設定をされ、その影響を非常に大きく消防の補助金がこうむってきたということは事実でございます。それに対しまして、一方におきましては、補助金そのもののそういった状況下にあつてもなおかつこれを確保していく、少なくとも低落下傾向に歯どめをかけていくという努力はここ数年行ってきたつもりでございます。また、その中におきましても、特に目標に對する達成率の低いような科学消防の面、これにつきましましてはやはり補助金をふやしていく、一方で防火水槽であるとかあるいは同報系の防災無線であるとか、こういったものにつきましましては防災まちづくり事業で地方債とその元利償還を地方交付税で措置をしていくという方式にかなり移しかえるという形で、全体としての補助金とそれから防災まちづくり事業と両方の財政措置を活用いたしまして努力を続けてきておるところであり、私どもも必ずしも力十分ではございませぬけれども、そういった両面からの財政的な面の努力もある程度功を奏してきておると考えておるところでございます。

補助金そのものが確かに減ってきておるといふ事実は否定できませんけれども、私ども、この補助金につきましても、特にその内容の重点化に努めますと同時に、やはり総額を今後とも確保する努力を続けてまいりたいと考えております。

○草野委員 やはり全国の自治体の消防の士気に

もかかわることだと思ひますので、ぜひひとつ頑張つていただきたいと思います。補助金の漸減傾向に歯どめがかつたとはいへ、今回の改正によりまして十分の四に引き下げ、こういうことではやはりならないと思うのです。大臣もひとつぜひ努力をしていただきたい、このように要望したいと思ひます。

法案と直接関係ございませんが、若干、一、二の問題につきまして質問させていただきますと思ひます。

まず初めに、二十日にヘリコプターの活用につきまして消防審議会の答申が出たようでございます。このヘリの問題について若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

まず、大規模災害に対する広域応援体制の整備、こういう問題につきまして、現在大規模災害を初め林野火災、集団救急事故等に際しましてヘリコプターによる活動が極めて有効とされております。消防庁はこの消防ヘリを活用した消防救急ネットワークを全国的に整備する方針である、このように伺っているわけでございます。

現在、消防ヘリは十七機ほど配備されている、このように聞いておりますが、このヘリの主な活動は、消防車が入つていけないような山林地帯の火災だとか、病院から遠く離れた離島からの急病人の搬送などに従事して、こんなことを伺つておるわけでございます。今回答申が出たわけでございますけれども、この消防ヘリの活用、また整備の基本方針のようなものにつきまして承りたいと思ひます。

○矢野政府委員 社会経済の変化によります災害の複雑多様化の確に対応をしていく、また離島や山村等からの迅速な救急患者の搬送を実現する、あるいは大規模な災害に対しての機動的、広域的な応援体制をとっていく、こういうことのために、その目的を果たしていくために、現在消防施設、いろいろな面で充実を図っておりますが、特にヘリコプターの機動力というものがそういう面ではまことに有効である、このように私も

考えておりますし、また近年ヘリコプターがそういう役割を果たしてきておるその度合いというものがますます高まってきておると思ひます。

先年、そういったヘリの特長を機能にかんがみまして、ヘリコプターによる広域応援体制というものをつくりまして、現在大都市を中心にございましてヘリコプターを広域的に活用していくという方途を講じたところでございまして、ただ残念ながら、御指摘のように現在消防用のヘリコプターとしては八つの大都市にしかございませぬ。消防用のヘリコプターでございますからもちろん消防活動ができるということ、それから救急・救助等の必要な装備も備える、あるいはヘリテレビの電送装置も備える、さまざまな機能が付与されるわけでございますが、そういった機能を備えたヘリコプターが現在大都市八都市十七機という体制では、今の社会経済の、あるいはこれからの社会経済の変化にかにも対応できない、こういうことでぜひその充実を図りたいと思ひまして、昨年二月、消防審議会に今後のヘリコプターの整備及びその活用のあり方につきまして諮問を申し上げ、たゞいま御指摘のように三月二十日に答申をいただいたわけでございます。

この答申におきまして示されておりますことは、一つは全国的なネットワークをつくっていくということ、二十一世紀初頭を目標、あと十数年後でございますけれども、少なくとも県を単位に考えてみて、県単位の区域に少なくとも一機以上の消防ヘリコプターを整備していく必要があるということを目指して。それからさらに、その場合において広域航空消防体制の整備を図る方式として、現在ありますのは大都市を中心としてこれが広域運用をされるわけでございますけれども、それ以外のところにおいても、つまり大都市がない地域においても、市町村の共同による整備運用方式、これを整備すべきではないか。また、そういう中核となる市町村がなかなかできにくいというところについては、新たに都道府県がそういうものを整備をして市町村の消防、救急

等活動の応援をしていく、そういう新しい考え方も取り入れられた答申の内容となつておるわけでございます。

消防庁にいたしましては、この答申をいただいたばかりでございますが、この答申に示された基本方針に基づきまして、たゞいま申し上げましたような消防ヘリコプターの全国ネットワークの整備促進、それから同時にそれがスムーズに活用、運用されていくための必要な施策を今後着実に進めていきたいと思ひます。

○草野委員 二十一世紀までに各都道府県に一機ぐらいずつは配備したい、こういうような方針というお話でございます。ヘリの配置は非常に結構なことなんですけれども、最近一つ問題になつておることとして、高層ビルのヘリポート、この問題についてお尋ねをしたいと思ひます。たしか去年の今ごろでしたでしょうか、アメリカのロスで六十二階建てのビルの大火災がありまして、ちょうど映画の「タワーリング・インフェルノ」ですか、あれをまざまざと思ひ出させましたわけでございますけれども、あのときも高層ビルのヘリポート、これが非常に大きな活躍をしたわけでございます。我が国の場合、こういう高層ビルのヘリポートについて一体どういうような現状にあるのか、それから今後の方針はどういうような方向に向かつておられるのか、航空法との絡みとかいろいろあると思ひます。聞くところによりますと、アメリカの場合には「一定の高さ以上のビルには全部義務づけられている、こういうことも伺つておりますけれども、我が国の場合は今後どういう方向で整備をされていくのか、お尋ねをいたします。

○矢野政府委員 ヘリポートの問題は、消防の立場だけからでなくて、日本における航空輸送体制全般の観点からもちろん今後進められていくことにならうかと思ひますが、御指摘のとおり我が国におけるヘリコプターそのものの活用がまだ欧米の主要国に比べますとはるかにおくれおると申しますか、少ない状況にございます。したがって、ヘリポートそのものの整備もかなり

おくれおる、土地その他の事情もございましてうけれども、かなりおくれおるといふことが言えようかと思ひます。

ヘリポートの整備そのものにつきましては運輸省の方で計画を進め、また、これに対する補助制度等を数年前にたしか設けられたはずでございますが、それとあわせて、特に消防の立場から申しますと、やはり緊急の場合に必要なところにおられるというところが一番大事なことでございます。特に御指摘のような高層ビルの屋上にヘリポートをつくることによりまして万一の場合に備えていくということは、これからの都市の高層化の状況を考えますとぜひ必要だと考えられます。この辺は、我が国におきましては率直に申し上げて高層ビルの屋上におけるヘリポートの利用というのとはほとんどこれが行われていない、と申しますか、屋上にさまざまな工作物をつくり出すので結局ヘリポートをつくる余地がない、こういうのが現状でございます。全国の消防長会議でもこの点を非常に重視いたしまして、昨年のロサンゼルスの高層ビル火災以来この点についての決議をし、関係省庁に強く要請をしております。

私ももうそういったヘリポートの整備につきましては、これから消防用のヘリの整備を進めていくという時期でもございまして、答申にもヘリポートの点も触れられておりますが、そういう点を踏まえて今後関係各省庁方面に働きかけてまいりたいと思ひます。

○草野委員 このヘリの財源措置の問題でございますけれども、現有機数に加えてさらに四十ないし五十機はふやしていきたい、こういうことでございますが、現在我が国における国庫補助、いわゆる財源措置、こういう制度はどのようになっておりますか。

○矢野政府委員 消防用ヘリコプターにつきましては法律補助はございませぬ、予算補助でございますけれども、三分の一の補助を現在行っております。ただ、消防用のヘリ、これは物によつて

ろいろ単価等も違いますので、一定の標準的なものを考えて、それをもとにいたしまして三分の一を補助をするというシステムにいたしておられます。例えば平成元年度予算におきましては、そのためのヘリコプターの補助、三機を予算に計上をいたしておるところでございます。

なお、補助金とあわせて必要な地方負担分につきましては地方債上の措置が講じられますし、また、補助金なしに地方債のみで単独に整備するところもございまして。

○草野委員 大臣にお尋ねをしたいと思いますが、いろいろと今長官の方からヘリの整備の今後の方向についてお話がございました。それで、これからやはり我が国の消防活動におけるヘリの役割というものは非常に大きいのではないかと、このように私も考えております。

そこで、我々が一番心配しているのはやはり大地震で、大地震におけるヘリの有効な活動、これが期待されるわけでございますが、さしあたっては東海大地震でございます。これが発生しますと、東京、神奈川、静岡、恐らく大混乱に陥ること予想されるわけでございます。そういうときに数多くのヘリが救助活動に参加する、また情報、面、食糧の面、あらゆる面でヘリの活動分野はかなり広いのではないかと、このように思われるわけでございます。しかし、現在の機数は全国合わせても十七機程度しかない、こういうような現状でございます。まして、二十一世紀までに各県一台ずつの配備、これでは全然間に合わないわけでござい

ます。また予算措置にいたしても、現在のところは大変低い。価格の面では恐らく一機当たりが六億から七億というふうに聞いております。購入先もフランスとかアメリカが大体主である、こういうようなことを伺っておるわけでございますけれども、この際、もっと思い切った予算措置というものをやはり講じなければならぬんじゃないかと、また、せっかく地方自治体がこれを購入したとしても、操縦士の問題、維持管理費の問題、大変な費用がかかってくる、こういう財政的な支援問題があります。それからまた、現在のドルの保有状況から見ても、フランスやアメリカから購入するということは国際的にもこれは非常にいいことではないかと、こんなようなこともあわせて考えられるわけでございます。

したがって、この答申にもありましたけれども、こういうような計画はもう少し積極的に進めていくべきじゃないかな、私はこのように考えているわけでございますが、大臣の御所見を承りたいと思っております。

○坂野国務大臣 草野委員と全く同感でございます。関東大震災というようなことを考えますと、だんだん建物が高層化してまいりますし、また恐らく交通も、道路も鉄道もストップするというようなことを考えますときに、ヘリに頼るしかないということが想定できるわけでございます。せっかく審議会の答申も出ていることでございまして、自治省としては、ひとつこれは重点的に、何とか早く整備できるようにこれから精いっぱい努力してまいりたいと思っております。

○草野委員 このヘリの問題に関連いたしますけれども、職員の災害に遭った場合の問題でございます。消防ヘリに従事する技術員等、消防員以外に消防職員が搭乗して消火活動に従事していろいろな災害に遭った場合のことなんですけれども、こういう場合に、「このような職務に従事する技術員等についても、地方公務員災害補償法の特殊公務災害の対象となるよう所要の措置について検討する必要がある。」このように答申に述べられているわけでございます。この中に書いてある消防のヘリの技術員等というのは、恐らく操縦士だとか整備士だとか、こういう者を指しているのではないかと、思うのです。そうしますと、こういう操縦士、整備士というのは、災害に遭った場合に特殊公務災害の対象外と現在ではなっているのかどうか、そして今後はこういう点につきましては、このように特殊公務災害の対象にしていく方針な

のか、こういう点についてお尋ねをしたいと思っております。

○矢野政府委員 消防審議会の答申を踏まえてのお尋ねでございますが、現在、例えばパイロットは消防員としての資格を持っておりまして、消防員としての公務災害補償の対象にももちろんなっております。すべての場合ではないかと思っております。そういう消防員でない職員が乗っております場合には、もしそれが負傷等の事故がございすれば、消防員としての災害補償ではなくて通常の公務災害補償、こういうことになるわけでございます。ただ、それではやはりヘリコプターの一体的な活用という面から考えて問題があるということで、これは全国の消防長会の方からもそういった点についての制度的な改善を図ってほしいという意見もございまして。

また今後、これからヘリコプターをだんだんふやしていくという場合には、そういうケースがかなりふえてくるということもございまして、この点につきましては、ヘリの新しい整備に関する必要な法制度の改正とあわせて、この答申を実現していく場合には当然に考える必要があるわけでございます。

公務災害補償につきまして必要な措置を講ずるといことは、消防活動に従事する職員の士気の上からも大変大事なことでございます。また、生活の面から見ても大変大事なことでありますので、そういった面でも法改正を考えてまいりたいと思っております。

○草野委員 最後に、救急隊のことにつきまして一問お尋ねをいたしたいと思います。この救急隊の整備拡充、それから医師法との問題などでございまして、現在、火災の発生は年間約五万数千件と言われております。しかし救急車の出動回数は二百五十万回、したがって消防の仕事は救急業務の方が中心、このようになっていっているわけでございます。

そこで、現在、医師並みの救急隊員の養成ということが一つの課題ではないかと思っております。しかし、現在、救急隊員の応急処置はごく一部に限られておるわけでございまして、しかもその研修につきましてもわずか百三十五時間というように伺っております。しかし、この救急車につきましては、数においてもそうでございますけれども、日本ほど普及している国はないと言われておりますし、また日本の医療技術も世界最高の水準だと言われております。その最高の医療技術を病院の前の段階で生かせないということになってしまつたら何ともつたない話ではないかと、このように思っております。

例えば点滴を受けながら搬送中の病人、またそういう人たちに對して、救急車の中で点滴の管が外れても、点滴の針が抜けても救急隊員は現在は何の応急処置も施しができない、こんなようなことになつておるようでございまして。そうしますと、中にはみすみす命を失つてしまふ、こういうことにもなりかねないわけでございまして。救急車の出動件数を見ましても、急病人に對する出動件数は百八十万回とか、交通事故は五十六万回とか非常に多いわけでございまして、九割以上がともかくこういう急病人に類する人たちの搬送というふう

に聞いております。そこで、二点ばかりお尋ねをいたします。この救急車で病人を搬送する際、例えば点滴中だとか、または酸素吸入中だとか、その他何らかの治療中の人を搬送しなければならぬ、こういう事例は年間どのくらいあるものなのではないかと、それからもう一点は、現在アメリカの各州で行っておりますパラメディック制度といいますが、こういう制度につきまして、我が国においてもこういう制度を導入するようなお考えがござい

ますか、この二点についてお尋ねをしたいと思います。○矢野政府委員 前段の御質問でございますが、そのような事例があるということ聞いておりますが、これは統計的に私の方でそのような事例を実はまだ調査したことがございませぬので、残念

ながらお答えをいたしかねるわけでございます。

それから後段の問題でございますが、いわゆるパラメディカルのお話かと思えます。我が国の救急隊、これは少なくとも数の面におきましては恐らく世界でも有数かと思えますけれども、今後考えなければならぬのは質の問題であらうかと思えます。もとも救急隊は搬送のみから始まりまして、しかし搬送のみではやはり人の命を十分に救っていけない、救命率を高めることができないという意味から、昭和五十七年に百三十五時間という講習制度を受けなければ救急隊員の資格が得られないということにしたわけでございます。しかし、その百三十五時間の講習でも、その範囲につきましても例えば止血であるとか、あるいは人工呼吸であるとか、あるいは心臓マッサージであるとか、そういったものに限定をされておられるわけでございます。今後私どもとしては、医療法、医師法との関係などもございまして、そういった救急隊員の行う医療的な行為と申しますか、命を助けるための応急的な行為につきましても、より質を高めていく必要がある、そういう観点から、この百三十五時間の上に、救急隊の隊長クラスをまず対象といたしまして、さらに講習の内容を充実強化してまいります。全体としての救急隊員の質を高めていくということを着実にまず積み上げていきたい、それによって救急隊員の行うことのできる救命のための措置の範囲というものができただけ広がりていくことになるように努力をしてまいりたいということを当面の目標として検討をいたしておるところでございます。

○草野委員 確かに、医師法との関係等において難しい面も多々あると思えますけれども、やはりこれからこの救急隊員の養成制度のあり方、また応急処置の新たな基準づくり、こういうものにつままして、一刻も早くきちっとした体制をつくり上げていただきたい、このことを要望いたします。質問を終わります。

○西田委員長 岡田正勝君。

○岡田(正)委員 ます宿題からお尋ねをいたしま

す。昨年の質問のときに、ある町で、ある町といつても市です。ある市で火事が起きた。そこでそれを見た通行人の人が早速一九番をした。ところが話し中である。何回かけても話し中である。したがって、はあ、だれかが先に電話をしてくれたなど善意に解釈をいたしまして、そのまま電話を置いてしまった。その燃えた場所は消防署との間が直線距離にいたしましてわずか三百メートルぐらいいか離れていない。道路を迂回してきましてもせいぜい四百メートルぐらいいか、そういう短距離のところにあるが消防車が到着したときは既に屋根は焼け落ちてしまった。しかもこれは四世帯、二階建てであります。こういうような状態が起きた。

なぜかということ調べてみたら、近所の人があつくりしたのであります。しばらく見ておると、消防署が見えるのですから、消防署の玄関を見ておたら、救急車が一番先へ飛び出た。それで、救急車はもちろんその火事の現場には来ませんでした。二番目に消防車が飛んで出て、それが現場へ来た。こういうことで、そのときには既に事終われり、こういう状態であつた。それでよく調べてみたら、一九番は一本しかございせんという電話をくどくどかけておつた。もちろん救急車が出勤するときには、あなたの住所はどこですか、どこを目的地に行けばいいのですか、どこをどうやって回っていったらいいのですか、どういふ病状ですかというようなことなかをしこたま聞いてからでないとなかなか出ていかぬ。そういうためにこの一九番の火事の方の通報が全く手おくれになつてしまった。消防署の方は、屋根を抜けて炎が炎上するのを見て駆けつけてきておるのです。まことに悲しむべき状況である。したがって、一九番一本体制というのはこれは早急に練り直してもらわなければならぬ課題であるということをお願いしました。まじめに検討いたします、こういう返事でありましたね。まじめに検討した結果を教えてください。

○矢野政府委員 先般御質問の際には、具体の団体の名は明らかにせず、しかし、それは一つのまさに重視すべき非常に大きな例としてお示しにあられた。その原因たるや、回線の不足によつて一九番を救急と火災の両方で使おうとする場合にその機能が果たせなかつた、こういうことであるとの認識をいたしました。

この点につきまして、消防とそれから一九番との関係につきまして、消防本部の側で一九番の回線の増加についてその必要性があつて改善の要望があれば協議の上で措置する旨の回答をNTTから得まして、そしてその内容を関係消防機関の方に通知をいたしました。それぞれの地域の段階で消防機関からその地域のNTTに相談をして回線をふやしてほしい、こういうことをお願いをすれば、それに対して相談に応じてもらえる、こういう指導と申しますか仕組みをつくりました。

この結果を調べておりますが、これは全国消防長会を通じてそのような通知を流したわけでございますが、その後、通知をいたしましてその状況を昨年九月に調べましたところ、増回線、回線の増を必要とする答えました消防本部が全国で百八十八ございしました。そのうち、増回線についてはNTTと折衝中の本部が現在九十六ございします。約半数がもう具体的交渉しておる。また、既にNTTと折衝の結果改善済み、つまり回線をふやしてもらつたところ六十七、こうなつております。こういう点を踏まえまして、御指摘のような例を十分私ども踏まえまして、必要な回線の確保について今後とも積極的に努めてまいりたいと考えております。

○岡田(正)委員 ありがたうございました。早速手を打っていただいて大変感謝をしておりますが、いまだ折衝中のものが九十何カ所あるということですね。こういうのは、みやすい話なので、NTTがちょっとサビしてくれればいいわけですからね。これはもう速やかにやってもらわぬと、百八十八も希望があつて、そして六十七しか済んでいないというのは私はちょっと遅過ぎると思つたのです。ですから、NTTの方に、あそこもちょっと今クルートで忙しいから大変だと思つけれども、ぜひひとつ、これは大事な問題ですから強く要請をしていただきたいと思つた。

それから、いま一つ、これも私の親戚が実は体験をしたことあります。つい先月、隣の家が火事を起こしたのです。その親戚の家は隣の家の隣の家の大工場から火が出た。それをよそへ使に行つておつて、それから戻るときに、海を隔てて反対側の道端の方からその火事を見つけた。それでだれも気がついていないのです。それでその人が慌てて、もう既に七十のおばあさんですけれども、慌てて電話をしました。電話をしたら一九番かけたのです。おかしいもので一九〇番というのがなかなか頭にこめられないですね。一九〇番というのはテレビでおなじみですからね。それで一九〇番にかけた。そういうことがあるのです。それで、こういうことで方が一対応がおくれたのは話にならない。それで、一九番と一九〇番とのいわゆる連携はどういふふうになつておるのか。隣の家は全焼いたしました。そのおばあさんの家は軒先とそれから片面の壁が全部やられてしまったという状態で、むちゃくちゃにはなりましたが、その消火用水でむちゃくちゃにはなつたが幸い焼けずには済んだのです。ということがありますので、一九〇番と一九番とのいわゆる連携というのはどういふふうになつておりますか。

○矢野政府委員 御指摘のような事例がやはり間々あるようにございます。

たしか、先般の、昨年の大阪港におけるソ連客船の火災、このときも最初は一九〇番の方にまず連絡をしてきて、警察の方で直ちにすぐ消防に連絡をしたというような例があつたように思つた。今申し上げましたように、もし一九〇番にかけますれば、一九〇番の方から、警察の方から直ちに消防機関の方に連絡をする、逆の場合も同じでございます。

たしか、先般の、昨年の大阪港におけるソ連客船の火災、このときも最初は一九〇番の方にまず連絡をしてきて、警察の方で直ちにすぐ消防に連絡をしたというような例があつたように思つた。今申し上げましたように、もし一九〇番にかけますれば、一九〇番の方から、警察の方から直ちに消防機関の方に連絡をする、逆の場合も同じでございます。

て、それが救急あるいは火災でない場合には一〇番の方に連絡をする、こういう仕組みになっております。

○岡田(正)委員 それじゃ、話をごろっと変えまして、何せ質問が根こそぎいかれてしまってますから、ちょっとお粗末になるかわかりませんが、日本の全建物の中で木造家屋というのは何割ぐらいを占めておりますか。—それじゃ、それは後で答えてください。その次の質問にいたします。これは全然予告してないのですからごめんないね。

それ、その次は、その木造家屋が出火をしたら平均どのくらいの時間で炎上するものですか。○矢野政府委員 木造の家屋と申ししてもいろいろの形がいろいろありますし、最近では木造と申ししても単純な木造だけではなくて十分な防火設備等も整えたものもござります。その炎上に至るまでどれだけの時間がかかるかということですが、普通、消防自動車が発火を感知して駆けつけるまでに、七、八分の間に駆けつけずとも火事が大きくなるということを目撃したとしておりますので、一般的な場合にはそれ以上の時間はかかるかと思えます。その燃え方にもよる、火災の原因等にもよるかと思えますので一概にはお答えできませんけれども、不十分でございますがお答えさせていただきます。

○岡田(正)委員 まことに愉快な答弁でありがとうございました。今のお話を聞きますと、大体通知を受けて七、八分で駆けつけずとも大きな火事になるということでございますが、さてそうすると、いわゆる消防と救急車のテリトリーの半径はどのくらいに考えていらっしゃるのですか。○矢野政府委員 これは都市部の場合とそれから農村地域の場合で当然異なってくると思えます。都市部の場合には今申し上げましたような時間内に着けるように大体配置しておるといふぐあいにも考えます。農村部になりますと、道路の状況等にもよりますが、それ以上の時間がかかるかと思えます。特に火災の場合におきましては、農村部

におきましては、常備消防とあわせて消防団の初期消火ということが大きな機能を果たしますので、まず消防団が初期消火に努めていく、それに常備消防が動出して、こういう体制は常にとっておるかと思えます。

救急の場合でございますが、救急は現在全国三千三百のうちの三千市町村が既に救急隊を持つという大変な普及の状況でございますが、山村僻地になりますとどうしても時間が掛かります。場合によりましては、病院に搬送するまで一時間あるいはそれ以上かかるということもござります。そういう点もあつてヘリコプターの活用ということも今後積極的に考えていかなければならぬというぐあいに私も考えておるところでございます。

○岡田(正)委員 今、農村部の山間僻地で下手をするとい時間以上はかかりますという事例を挙げられました。これは面積にして何十パーセント、それから人口にしたらどのくらいの人口を占めるものですか。その一時間かかるという山間僻地の部類は。○矢野政府委員 面積の点について具体的に調査をいたしましたことはいりません。ただ、救急を要する事業に要したところの時間を時間別に調査をしたものがあつたと記憶いたします。これは時間別別の調査をいたしております。急病、交通事故、一般負傷その他でございますが、百二十分以上かかった、つまり二時間以上でございます。二時間以上かかったものが、全救急対象約二百三十四万件ござりますが、そのうちの〇・二%、四千八百件でございます。それから六十分以上百二十分未満、つまり一時間以上二時間未満というのが五万二千件、全体の二・二%。したがって、一時間以上かかったというのは、両者合わせますと二・四%程度の数字になろうかと考えます。

○岡田(正)委員 両方合わせて何件ですか。○矢野政府委員 両方合わせますと、六十分以上を要したものが五万六千九百件、比率にいたしましたら全体の二・四%でございます。

○岡田(正)委員 わかりました。それでは、日本で最高の建物は何階建てですか。それから、日本で最高のはしご車というのは何階まで届くのですか。

○矢野政府委員 建物の最高の高さは、現在たしか池袋のサンシャインビルであったと記憶いたしますが、約六十階でございますから二百四、五十メートルぐらいかと思えます。正確には、まことに申しわけございません、記憶いたしておりません。

それから、はしご車の最高は四十八メートルでございます。

○岡田(正)委員 四十八メートルだと何階にいけますか。○矢野政府委員 四十八メートルですと十二階ぐらいまで届きましようか。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。さて、十二階建てといつたらざらにありますね。それで、日本の最高のはしご車でも十二階なんです。それから、それより高いところはへりに頼らなければいかにぬということになりますね。そうすると、そのへりはまことに少なく、全国で十七機しかおらぬと言っていましたね。それで、これをせめて各都道府県に一機ずつくらいは配備しなければいかぬ。それはいつやるのですかと先ほど先輩が問いましたら、二十一世紀の初めである、こう言うのです。私は数字に弱いのです。それで、各都道府県に最低一機は配備するのは何年かと言ってくれませんか、二十一世紀といつてもいさか長うござります。

ためにへりには必要でございます。御質問の二十一世紀初頭ということでございますが、これは消防審議会の方において、少なくともそれを目標に、一県を単位に一機ぐらいの配備をすべきだ、こういうことでございます。この答申を受けまして私もこれから努力をするところでございますので、二十一世紀の初めごろにぜひそのような体制になるべく努力をしてまいりたいと考えております。

○岡田(正)委員 答えられないことは余り言い詰らないことにはいたします。時間が参りましたので、これをもってやめさせていただきますが、長官、それから大臣もお聞きになっておっていただきたいのですが、今回補助率を下げておられるのです。まことに残念、この補助率を下げないでもとの補助率のままにしておいたら一体幾ら金が必要なのか、今年度の予算です。あと幾ら金が必要のかといつたら、私の試算では千九百七十九万円足らぬわけなんです。これだけのものを足せば補助率を無理に下げた必要はなかったはずなんです。約二千万円の金がないのかな、えらいまたみみちいという感じがするのは私だけではないと思うのです。そして、さらに今の消防力の基準、これは最低限を決めたもの、これは一体いつごろ決めたのかということになると、昭和三十八年ぐらいでしょう。昭和三十八年といつたら今から何年前ですか、二十六年前、二十六年たつてもなおかつ一〇〇%にいかないのです。一〇〇%というのはどこにもないわけなんです。よくいったところで九〇%を超えているのです。

ね。化学車とかはしご車になったら皆五六%、六〇%でしょう。こんな状態で今おられるのに、何で今補助率を下げなければならぬのか。こんなことをするから賛成はできません。終わり。

○西田委員 寺前巖君。○寺前委員 今もお話がございましたが、生命と財産を守る上において消防の果たしている分野というのは非常に大きなものがあります。それをま

ればならないということでもみんなが期待をしてい  
ると思います。ところが、今のお話にございませ  
ん、それが低まる方向にしか法案がなってい  
ないというのには非常に残念なことであるわけ  
です。何で前進させる方向にならないのだから  
私もそう思うわけです。

そこで、実態に見合った補助基準額の引き上げ  
について改善を求めたい必要があるのじゃない  
だろうかということ、二、三の点について御質  
問を申し上げたいと思います。

人口急増市町村に対する補助実績は、五十九年  
度と比較して適用団体数、数量、補助金額とも急  
激な減少になっております。昭和五十九年百八十  
自治体であったものが、六十三年になると八十  
自治体に減っております。金額にしても二十一億か  
ら八億に減っております。あるいは台数にしても五  
百五十七台から百八十六台に減っております。減  
っております。それは充足率が高まっております  
のだからか、高まっておりますから減っております  
のだからか、どこから考えても実態は充足率が高  
まっておりますというふうにはなっていないとい  
うに思っております。昭和六十二年でしたら八十  
六市町村が対象になっております。その八十六市  
村の充足率というのは全国平均と比べて高まった  
のか、平均並みにいったのか、果たしてどうい  
う結果になっておったのだからかということにつ  
いて、数字をもって説明をしていただきたいと思  
うのです。

○矢野政府委員 従来かさ上げ補助をしてまい  
りましたものについての個別の実績でございま  
す。これは手元に調査したものを持ち合わせてお  
りませんので残念ながらお答えいたしかねませ  
んが、人口急増団体の場合は一般的に通常の団  
体に比しますと人口増加のテンポがございませ  
ん、基準が上がります。したがって、その基準に  
追いつかず、どうしても低目に出てくるというこ  
とだけは言えようかと思っております。

○寺前委員 私、この間部屋の方で調べさせて  
いただいたら、全国的充足率というのは消防ポン

自動車だつたら九〇・三％だ。ところが、八十六  
市町村の実態を言うておたくの方に聞いたところ  
が、その八十六市町村では資料はございませ  
ん、そのうちの単独消防本部がある四十四市町村に  
ついて調べたところ七三・四％ですというお話で  
した。単独消防本部を持たないところは入って  
いないとすると、もっとも低い率ということに  
なってしまうわけですね。決して前回の法律の執  
行によって充足率を高めたものじゃないのだから  
逆に言うならば今度の法改正によって低めると  
いうやり方では、何のために法律をわざわざ審議  
しているのかわからぬ。私はこれは改善しなければ  
ならない問題点だということをつくづくまず是指  
摘をしておきたいと思っております。

次に、最近の火災や災害が複雑多様化してきて  
近代化していることに対して、補助対象施設が今  
のままではいられないだろうという問題があると思  
うのです。例えば消防無線ですが、山間部や高層ビ  
ル街で無線が届かない不感地帯ができて役に立  
たない、周波数が大きいところから電波も拾  
いやすい無線電話に設置がずつと変わってきて  
いるでしょう。それから高速自動車道の通って  
いる市町村では救助工作車というのが必要にな  
る。あるいは山間市町村では山林工作車という  
が必要になってくる。こういうふうな新しい発展  
に必要になってくるものを要求するようになら  
ないといけない。ところが現実的には、夜間の火災  
や災害時には電源照明車なども必要になって  
いるけれども、これらのものが補助対象施設にな  
らないという問題がある。補助対象施設を見直  
すということが今日の複雑化し発展してきて  
いる段階における一つの問題点だろう。私はこの  
点についてどういふふうにお考えになつてい  
るか聞きたいと思っております。

○矢野政府委員 御指摘のように、社会経済の進  
歩に伴いまして、消防施設についてもより一層の  
近代化、科学化を図るために補助対象を見直す  
べきであるという御意見、これもございませ  
ん。そういう意味で、従来は消防ポンプ自動車

でございしたものが、はしごつき消防ポンプ自  
動車が対象になり、化学消防車が対象になり、救  
助工作車、あるいは火災や救急などの事業を一元  
的に処理するための消防緊急情報システム、いわ  
ゆる指令センター、指令台システムでございま  
す。そういうもの、あるいはヘリコプターのテレ  
ビ放送システムなどを新しく対象にして拡大を  
図ってきたところでございませぬ。

最後に御示しただきました照明車あるいは電  
源車、これは一般の消防施設では対象になつて  
おりませぬ。御指摘のとおりでございませぬ。た  
だ、大震災、震災関係の方の補助では電源車、照  
明車というふうなものを対象にいたしてございま  
す。全面的にはまだ対象にしていないこと、御指  
摘のとおりでございませぬ。

○寺前委員 指摘したとおりだとおっしゃって  
それで対象の見直しをやってくださるのですか。  
やはり時代に即応したように発展させてもら  
うことが大切だと思っておりますけれども、そ  
こはいろいろがんばりますか。

○矢野政府委員 時代に即応した見直しを引  
き続き図るべく努力をいたしてまいります。

○寺前委員 見直しを言え、今度は補助基準  
額について差が生じているわけですね。京都市  
が消防ポンプ自動車CD-11型を購入した場合に  
超過負担が五十八年は三百四十六万六千円だ  
ったのが、六十二年になると五百七十六万六千  
円と、どんだけ上がつていくのですか。値段が  
上がつていくからですか。そうすると、そうい  
うにたまっていく分野が自治体の消防にとつ  
ては非常に大きな金額になっていくわけですね。

この間、京都市の実態を聞かせたいと言つて  
調べましたら、京都市では、五十八年にはそ  
ういふ差額というのが二百三十九万九千円あ  
つた。五十九年になると二百八十三万五千円  
に上つた。六十年、六十二年とすると五年間  
を足してみると八千三百三十四万九千円の  
差になつていくわけですね。この自治体  
だって消防力を高めるためにいろいろ施策を

ばするほど差がついていっている。国が面倒  
見ているというけれども、実際は財政的に非  
常に困難な問題を伴つてくるという問題があ  
るわけですね。これはもう御存じのとおりだ  
と思つてございませぬ。そこで、五十九年当  
時のままに据え置かれておられるならば、  
この超過負担が多くなってどうにもなら  
ない、何とかしてくれというのが自治体の  
積極的な要望なんですね。これについて  
はどういふふうにお考えになつてい  
るか聞かしてほしい。

○矢野政府委員 補助単価につきましては、  
これが適正なものとなるような努力を常に  
重ねておるつもりでございます。補助単  
価の見直しも随時行つておるつもりで  
ございませぬ。ただ、実際に調  
べてみますと、やはり実績単価の方が  
補助単価を上回つておる事例が多いこと、  
御指摘のとおりでございませぬ。できる  
だけそういうのをなくすよう  
に努力をしたいと思います。

しかし、例えば消防ポンプ自動車の  
ような場合に、私もいろいろ実情を調  
べてまいりますが、各消防機関いろいろ  
工夫をするわけでございます。そ  
して、その消防自動車にはほかとは違  
つた新たな施設、装備その他をつける  
ための特別のオーダーをしていくとい  
うようなケースもございませぬ。その  
ためにどうしても単価が下がりにく  
いという点があるようでございます。も  
う少しそういう点の標準化がで  
きないかという議論などもございま  
す。

単価の問題、あるいはできるだけ低  
廉な価格で同じ機能のものが手に入  
るような努力を続けていく必要があ  
るかと考えております。

○寺前委員 それはあなた、要らぬこと  
をしるから高くついているんだとい  
うような認識だつたら、それは私  
は遠慮したいと思いますよ。本  
当にそれは全面的にお調べにな  
つたらわかると思つてございま  
す。ここが要らぬことをや  
つておるさかいら、具体的に  
どういふ金がかかるというの  
だつたら、具体的に示して  
もらいたいと思つてございま  
す。どこの事例がこんな  
事例があつてこれだけか  
らぬ、これが普通性を  
持つておるという指摘が  
何かあるならば私

してほしいと思うけれども、全般的に見てもうみんな超過負担になっている。私ここに、この間調べた京都市の購入実績額の状態という資料を持っています、どれもむだのある資料じゃないと思いましたが、実際に見て。要らぬことをしているとおっしゃるんだら、こういう要らぬことがあるんだということを示してほしいと思つておられますか、具体的に。

○矢野政府委員 不必要なことをしていると御答弁申し上げた記憶はございません。消防機関におきましては、現場の実験の経験にかんがみましていろいろな新しい装備の工夫をいたしてまいります。それは消防ポンプ自動車が発注する場合等において、あるいは例えばはしご車等が発注する場合等においてそういう特別なオーダーをつけ加えてくる、そういう意味で、消防自動車というものはある意味では画一大量生産型のように見えて実は必ずしもそうでもないという点がある。そういう点を我々として補助単価を考へる場合にどういふかに判断をしていったらいいの、そういうものの中で一定のすぐれた機能を持つものをも少し標準化できないか、そういうこともあわせて考へていきながら、適正な補助単価というものを、実情に対して超過負担が出ないような単価というものを考へていく必要がある、このように申し上げておるところでございます。

○寺前委員 やはり第一線で苦勞している諸君たちの身になって判断してやるということが非常に大切な態度だというふうには思っていますので改めてこれは検討してもらつてほしいと思つておられますか、具体的に。

それから、この前からリゾート法ができたりして全国的にリゾート地域というのがいろいろ出てきます。今度はふるさと創生などといってまたこのリゾート問題に農村地域において火がついてきます。そういうリゾート地域において随分高い高さのいろんな施設ができてきます。ところが、そこが農村地帯であるために財政力が非常に弱いという問題が生じます。

例えば新潟県の湯沢町というところ、御存じのとおりですが、この間見てみると、完成されているところのリゾートマンションというのが二十五棟で四千五百九十七戸ある。その半数が六十年以降の棟ですが、二十五棟中二十二棟が六階以上の高さになるのです。それから、西武ビル九号館と分高の建物がつつと林立してくるわけですね。そして、今建設予定されている二十九棟のうち、越後湯沢は三十二階、ファミリービル云々というのが三十一階建てということで、次々と高い建物がこういう観光地などについてつくられていくわけですね。

ところが、そこへ行ってみると、湯沢の消防分署というところは消防ポンプ自動車が一台中ある。それから救急車が一台分署にある。その地域は四つの町で組合の消防の体制ができていて、それだけども、全体を見ても一台はしご車があるだけだ。こういうようにほとんど建物を建てるのはいいけれども、火事があったときにはどういふことになってくるんだらうかと逆に心配になってくるわけですね。体制が伴わないという問題がある。そこにあるところはしご自動車を見ても、十五メートル級の屈折はしご車なんです。十五メートル級の屈折はしご車ということになると、マンションの五階までしか届かない。ところが、現実にあるのは六階以上の高いのがほとんどできるわけでしょう。そこへ持ってきて、三十一メートル以上の場合にはスプリンクラーをつけるということになっていくけれども、片一方は十五メートルはしご車、五階までだ。そうすると、五階から十階までの間のところは全然何の施策もなまに放置されていっている。これではえらいこつちやなと正直思いますよ。

それでは、こういう地域が今度のような法律の対象地域になるんだらうか。調べてみると、人口増は三百九人増加率は三・四%、全然対象にもならない。今、国家的にリゾート法をつくって、さあやいなさい、激励を与えている。与える一方で、

起こってくるものは、不安の材料が広がってくる。そうすると、こういう現実に見合ったやり方というのはいくらどうしたらいんだらうか、こういう問題が新しい問題として課せられておると私は思ふのです。そういう点についてはどういふお考えなのか聞かしてほしいと思つておられますか、具体的に。

○矢野政府委員 御指摘のような事例は、一つの従来にない新しい地域社会というものが出現しつつあるということを示すものかと思つておられます。建物はふえても人口そのものがふえるわけはないという状況でございます。したがって、それに伴つて必要とするところの財政需要、幾つかあるかと思つておられますが、その中でも御指摘のような消防関係の設備については、万一に備えてぜひとも必要になってくるということとは考へられるわけでございます。そういう中、高層の建物がふえてまいります地域については、消防力基準そのものももちろん上がつてまいります。

湯沢町の場合、消防力基準も、あるいは現用の設備も、先ほど御指摘をいただいたような通常の農村都市的な状況にとどまつておりますが、これを一気にふやしていかなければならぬとするならば、例えば国庫補助金等の重点配分、起債の重点配分等もかなり図つていかなければなりません。ところが、さらに、それ以上に全体として何らかの財政措置の仕組みを考へていかなければならぬのか、これは、必ずしも消防に限らず、それ以外のことも含めて何らかの措置を考へていかなければならぬのか、こういう気がいたしております。そういう点につきまして、今後関係方面とも十分協議をいたしまして、必要な対策を検討してまいりたいと思つておられますか、具体的に。

○寺前委員 それでは最後に大臣に、今私が問題提起しましたけれども、全体として消防力を充実するということよりも、實際上この法案によつて下がっているし、それから違う形の姿があらわれてきている。そういうところにこそもう一度視点を当ててもらつて、消防力充実のために活動しても

らわなければいかぬと思うのですが、大臣の見解を聞いて終わりしたいと思います。

○坂野國務大臣 今長官が言つたとおりでございまして、いろんなバラエティーもございまして、その辺よく踏まえて検討してまいりたいと思つておられますか、具体的に。

○寺前委員 終わります。

○西田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○西田委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。平林鴻三君。

○平林委員 私は、自由民主党を代表して、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものであります。

人口急増市町村の消防施設につきましては、これら市町村の財政負担を軽減し、施設の整備を促進する必要がある、昭和四十九年度以降、消防施設に係る国庫補助率を引き上げる特例措置を講じてきたところであり、今後もお相当数の人口急増市町村があるものと予想され、これら市町村における市街地の拡大等により、消防施設の整備を早急に行う必要があると思われまふ。

本法律案は、人口急増市町村の消防施設に係る国庫補助率引き上げの特例措置をさらに五年間延長するものであり、人口急増市町村において、住民の生命、身体及び財産の保護に欠かせない消防施設の整備の緊急性にかんがみて、妥当なものとして考へる次第であります。

以上をもつて、私の賛成の討論といたします。(拍手)

○西田委員長 中沢健次君。

○中沢委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました消防施設強化促進法の一部を改正する法律案につきまして、反対の討論を行います。

以下、簡潔に反対理由を述べます。第一に、本案においては、政令で定める人口急

増市町村に係る補助率を現行の七分の三以内から十分の四以内に引き下げる措置が盛り込まれており、政令で定める市町村とは過去三年間の平均財政力指数が一・〇〇を超える市町村及び政令指定都市とされており、こうした市町村、とりわけ人口急増市町村に対して国の補助率に格差をつけることは極めて遺憾であります。

一つには、国の補助負担事業はその事務事業の性格に基づき行われるものであり、財政力で格差をつける合理性がありません。

二つには、財政力指数は反面、その自治体の経営努力をあらわすものであり、財政力で格差をつけるというものは自治体の努力を無にすることもなりかねません。

三つには、現行制度自体、財政再建のため八四年度に設けられたものであり、今日の順調な税の自然増収及び財政再建など国の財政状況を勘案すれば廃止して当然の措置であり、これを拡大するなどとは言語道断であります。国は、補助負担金のカットにおいても不交付団体についてはその大半を借金で賄うよう負担転嫁を行っており、極めて問題であります。

四つ目に、将来、政令指定都市が人口急増市町村に指定された場合、財政力にかかわらず不当な差別を受けることとなり、極めて整合性を欠いた措置と言わざるを得ません。

五つとして、最近、地方財政裕福論がまことしやかにささやかれ、地方財政への負担転嫁がさまざまな形で行われようとしており、地方自治の基盤たる地方財政は極めて深刻な状況となっており、したがって、かかる傾向を助長しかねない今回の措置には断固として反対であります。

第二に、消防力の整備基準が定められておりますが、この基準が極めて低く、また、その充足率も低率であることは承知のとおりであり、これ自体大きな問題であります。加えて、このような状態においていたずらに格差をつけることは、ますます消防力の整備をおくらせることとなり、国民の安全に大きな不安を与えることとなります。

最後に、消防職員の問題があります。その労働条件は極めて劣悪であり、その改善が急務であり、定員補充も不十分な状態となっております。また年金支給開始年齢の繰り延べに係り人事計画を策定することが約束されておりますが、これもなかなか進んでおりません。したがって、政府はこれらの問題について本腰を入れて対処すべきであります。現時点における政府の姿勢は怠慢のそりを免れないものがあります。

以上、反対理由と政府の不十分な姿勢を指摘しまして、私の討論を終わります。(拍手)

○西田委員長 小谷輝二君

○小谷委員 私、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました消防施設強化促進法の一部を改正する法律案につきまして、反対討論を行います。

以下、反対の主な理由を申し述べます。

消防は、言うまでもなく、住民の生命、身体及び財産の安全、保護を図るという地方行政の中においても重要な役割を担っております。近年、都市化の進展が著しくなり、建築物の高層化、地下街の建設が急増しておりますが、これらの場所でのたん火災が発生すると、多大な犠牲と損害を生じます。このため、消防施設の高層化、消防力の増強が求められております。

現在の消防力は、設置基準に対し、小型消防ポンプ七〇％、はしご自動車六一％、化学消防車五七％等、大きく立ちおくれしているのが実態であります。

前回の本法案の審議の際には、本委員会の附帯決議で「これまでも近年の災害の実態にかんがみ、消防施設及び人員の充足率の向上を図るため、市町村の消防力整備年次計画の作成等により「消防力の基準」ができる限り速やかに達成されるよう指導すること」と消防力の増強を図るべく政府に申し入れてきたところであります。しかし、消防力増強に必要な国庫補助金は五十六年度を頂点に、以後低下を続けており、平成元年度はわずかに上昇しているものの、五十六年度の補助金に比

べると六七％にすぎないのであります。このように、政府の消防施設充実に対する姿勢は真剣さが見られないのであります。

この際、国庫補助金の増額を図り、消防施設の充実を努めるべきであります。

さて、今回、延長に伴う法改正によって、財政力が一・〇〇以上市町村と政令指定都市については、前回の延長に引き続き、再度補助率を引き下げようとしております。昭和三十年代以降の高度経済成長により、三大都市圏を中心に急激な人口集中に見舞われたこれらの人口急増市町村は、生活関連施設整備に多大な財政負担を強いられ、生活関連施設整備に追われ、消防施設は後回しにされてきたのが実情であります。

こうした実情から、たとえ財政力の豊かな市町村といえども、補助率の引き下げは、消防施設整備に重大な支障を及ぼすものであり、補助率は引き下げるべきではありません。

以上、反対理由を申し述べまして、討論といたします。(拍手)

○西田委員長 岡田正勝君

○岡田(正)委員 私は、民社党・民主連合を代表して、ただいま議題となりました消防施設強化促進法、ではない、強化促進法の一部を改正する法律案に反対の討論を行うものであります。

昭和三十年代後半から始まった高度成長は、人口急増都市という新たな問題を生み出し、大都市周辺での人口の膨張は余りに激しく急激であり、自治体の力だけで対応できるものではなく、国の立場からの特別の対策が必要との趣旨から、財政の特例措置が講じられたのであります。

しかし、現在もなお、我が国の地域社会の置かれた状況は、情報化の進展、円高やソフト化による産業構造の変化などにより、東京圏への人口や業務機能の集中、地価高騰、地方経済の地盤沈下、地方中小都市の疲弊といった多くのゆがみが生じているのであります。

これは、基本的に政府・自民党が、地方の自主的な地域開発の重要性を認識せず、逆に国の財政再建のツケ回しを補助金のカットという手法で地方へ押しつけ、権限の移譲への取り組みにも不十分なことにその原因があるのであります。

今回の本法案の延長に際し、人口急増地域における消防施設整備の重要性、緊急性にかんがみれば、補助の充実こそが必要であるにもかかわらず、一部補助率を引き下げるといふ措置が行われることに、我が党は反対を表明するとともに、均衡ある国土の発展に関する施策の必要性を政府に強く求め、反対討論を終わります。(拍手)

○西田委員長 経塚幸夫君

○経塚委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出の消防施設強化促進法の一部を改正する法律案について反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、臨調の第一次答申における「補助負担率の地域特例については、終期到来時には廃止を含め抜本的な見直しを行うとともに、財政再建期間中現行の嵩上げ率を引き下げ、」を忠実に実行したものであり、将来、かさ上げそのものを廃止する布石となるもので到底容認し得ないところであります。

人口急増市町村の消防施設に対する国庫補助率の特例措置の適用期限の延長は当然としても、一部市町村に対する補助率を五十九年の引き下げに続いて、今回もさらに引き下げており、地域特例の廃止に一步進めようとしていふことではあります。

反対理由の第二は、質疑の中でも明らかにされましたように、国民の生命と財産を火災などから守る消防施設の整備の現状は、最小限度の基準を定めた消防力の基準さえも満たしていません。臨調、行革のもとで、消防施設等整備費は、昭和五十六年度をピークに年々減らされておられ、来年度予算は最高時と比べて三割以上の大幅な削減をされているのであります。五十六年から六十二年までの六年間の充足率の伸びは、消防ポンプ自動車で二・四％、はしご自動車で三・四％、化学消防ポン

プ自動車で二・八%であり、いつになれば基準に達するのを見通しさえ立たない現状であります。

特に、補助率が引き下げられる市町村の消防施設整備の状況は、他の市町村に比べて進んでいるとは言えず、補助率を引き下げような状況にはありません。

反対理由の第三は、補助の適用団体数が五十九年度比で四四・二%に激減しているにもかかわらず、今回の措置が指定要件の改善もなく適用団体がさらに減ることなることとあります。人口急増市町村の財政負担を軽減し、消防施設整備を促進するという特例措置の趣旨に照らしても、一部市町村の補助率の引き下げをやめ、二分の一に戻してこそ人口急増市町村の要望にかなうものであります。

以上で、法律案に対する反対の討論を終わります。(拍手)

○西田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○西田委員長 これより採決に入ります。消防施設強化促進法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。(異議なし)と呼ぶ者あり

○西田委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○西田委員長 次回は、明二十四日金曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時十五分散会

### 地方税法の一部を改正する法律案

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第三号中「第四十一条の十第

二項」を「第四十一条の九第二項」に改め、同項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 前年中に社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十二条第二項に規定する共同募金会(その主たる事務所を当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。)に対し政令で定める寄附金を支出し、その支出した寄附金の額(その額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額を超える場合には、当該百分の二十五に相当する金額)が十万円を超える所得割の納税義務者、その超える金額

第三十四条第一項第六号中「第三項及び第六項」を「第四項 第五項及び第七項」に改め、同項第十号中「で障害者に該当しないもの」を削り、「第六項」を「第四項及び第七項」に改め、同項第十一号中「第三項及び第六項」を「第四項及び第七項」に改め、「で障害者に該当しないもの」を削り、「第四項及び第六項」を「第四項 第五項及び第七項」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「生命保険料控除額」の下に「寄附金控除額」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「又は第四項」を「第四項又は第五項」に、「寡婦」を「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦」に、「第三項の」を「第四項の」に、「第四項の」を「第五項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「生命保険料控除額」の下に「同項第五号の三の規定による

つて控除すべき金額を寄附金控除額」とを、「同項第八号」の下に「及び第三項」を加え、「同項第九号」を「第一項第九号」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「四十二万円」の下に「(当該老人扶養親族が特別障害者である場合には、六十三万円)を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「四十四万円(当該扶養親族が特定扶養親族である場合には、四十九万円)を「五十一万円(当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は当該扶養親族が特定扶養親族若しくは老人扶養親族(次項に該当する者を除く。)である場合には、五十六万円)に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 所得割の納税義務者が、第二十三条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が三百万円以下であるものである場合には、当該納税義務者に係る第一項第八号の金額は、三十万円とする。

第四十五条の二第一項中「第三十四条第四項」を「第三十四条第五項」に、「若しくは医療費控除額」を「医療費控除額若しくは寄附金控除額」に改め、同項第五号中「生命保険料控除額」の下に「寄附金控除額」を加え、同条第三項中「若しくは医療費控除額」を「医療費控除額若しくは寄附金控除額」に改める。

第七十二条第五項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、第十三号から第十五号までを削り、第十六号を第十一号とし、第十七号を削り、第十八号を第十二号とし、第十八号の二を第十三号とし、第十九号から第三十六号までを五号ずつ繰り上げる。

第七十二条の十四第一項中「同条第一項の表の第五号から第八号まで」を「同条第一項の表の第七号から第十号まで」に改める。

第七十二条の四十八第三項中「及び保険業」を

「証券業(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)又は外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)によつて主務大臣の免許を受けた者が行う証券業をいう)及び保険業」に改め、同条第四項中「掲げる数値」を「定める数値」に改め、同条第三号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる事務所又は事業所については、それぞれ次に定める数値

イ 資本の金額又は出資金額が一億円以上の法人の本社である事務所又は事業所 当該数値(当該数値が奇数である場合には、当該数値に一を加えた数値)の二分の一に相当する数値

ロ 資本の金額又は出資金額が一億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所又は事業所 当該数値(当該数値が奇数である場合には、当該数値に一を加えた数値)の二分の一に相当する数値を加えた数値

第七十三条の二第十一項中「土地改良事業」の下に「(農用地整備公団が農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)により行つ同法第十九条第一項第一号イの事業を含む。第七十三条の二十九において同じ。)」を加える。

第七十三条の四第一項第一号中「水資源開発公団」の下に「(農用地整備公団)を加え、同項第四号中(昭和二十六年法律第四十五号)を削り、同項第八号中「企業組合」の下に「協業組合」を加える。

第七十三条の六第一項中「換地の取得」の下に「(農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む。)」を加え、「同法」を「土地改良法」に改め、「土地の取得」の下に「(農用地整備公団法第二十四条第二項において準用する土地改良法第六十六条第一項の規定による土地の取得を含む。)」を加える。

二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。を「第百十八条の七第一項第三号に規定する宅地」を「第百十八条の七第一項第三号（同法第百十八条の二十五の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する宅地」に、「又は第百十八条の七第一項第三号に規定する施設建築敷地」を「若しくは第百十八条の七第一項第三号又は同法第百十八条の二十五の二第三項の規定により読み替えて適用される同法第百十八条の七第一項第三号に規定する施設建築敷地」に、「又は建築施設の部分」を「若しくは建築施設の部分又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利」に改め、「又は第百十八条の二十三第一項」の下に「（同法第百十八条の二十五の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下本項において同じ。）」を加える。

第七十三條の二十七の七第一項中「土地改良区」の下に「又は農用地整備公団」を加え、「又は第五十三條の三の二第一項」を「若しくは第五十三條の三の二第一項の規定又は農用地整備公団法第二十三條第二項において準用するこれら」に改め、同条第二項中「土地改良区」の下に「又は農用地整備公団」を加える。

第百四十七條第一項第一号を次のように改める。  
一 乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。）

- 営業用
  - 総排気量が一リットル以下のもの
    - 年額 七千五百円
  - 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの
    - 年額 八千五百円
  - 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの
    - 年額 九千五百円
  - 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの
    - 年額 一万三千八百円

総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの
年額 一万五千七百円
総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの
年額 一万七千九百円
総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの
年額 二万九百円

総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの
年額 二万三千六百円
総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの
年額 二万七千二百円
総排気量が六リットルを超えるもの
年額 四万七千円

自家用
総排気量が一リットル以下のもの
年額 二万九千五百円
総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの
年額 三万四千五百円
総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの
年額 三万九千五百円
総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの
年額 四万五千円

総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの
年額 五万五千円
総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの
年額 五万八千円
総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの
年額 六万六千五百円
総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの
年額 七万六千五百円

総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの
年額 八万八千円
総排気量が六リットルを超えるもの
年額 十一万千円

第三百十四條の二第一項第三号中「第四十一條の十第二項」を「第四十一條の九第二項」に改め、同項第五号の二の次に次の一号を加える。  
五の三 前年中に社会福祉事業法第七十二條第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。）に対し政令で定める寄附金を支出し、その支出した寄附金の額（その額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額を超える場合には、当該百分の二十五に相当する金額）が十万円を超える所得割の納税義務者（その超える金額）

第三百十四條の二第一項第六号中「第三項及び第六項」を「第四項、第五項及び第七項」に改め、同項第十号中「で障害者に該当しないもの」を削り、「第六項」を「第四項及び第七項」に改め、同項第十一号中「第三項及び第六項」を「第四項及び第七項」に改め、「で障害者に該当しないもの」を削り、「第四項及び第六項」を「第四項、第五項及び第七項」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「生命保険料控除額」の下に「寄附金控除額」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「又は第四項」を「第四項又は第五項」に、「寡婦」を「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦」に、「第三項の」を「第四項の」に、「第四項の」を「第五項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「生命保険料控除額」との下に「同項第五号の三の規定によつて控除すべき金額を寄附金控除額

と」を、「同項第八号」の下に「及び第三項」を加え、「同項第九号」を「第一項第九号」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「四十二万円」の下に「（当該老人扶養親族が特別障害者である場合には、六十三万円）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「四十四万円（当該扶養親族が特定扶養親族である場合には、四十九万円）」を「五十一万円（当該扶養親族が老人控除対象配偶者である場合又は当該扶養親族が特定扶養親族若しくは老人扶養親族（次項に該当する者を除く。）である場合には、五十六万円）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
3 所得割の納税義務者が、第二百九十二條第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が三百万円以下であるものである場合には、当該納税義務者に係る第一項第八号の金額は、三十万円とする。

第三百十七條の二第一項中「第三百十四條の二第四項」を「第三百十四條の二第五項」に、「若しくは医療費控除額」を「医療費控除額若しくは寄附金控除額」に改め、同項第五号中「生命保険料控除額」の下に「寄附金控除額」を加え、同条第三項中「若しくは医療費控除額」を「医療費控除額若しくは寄附金控除額」に改める。

第三百四十三條第六項中「土地改良事業」の下に「（農用地整備公団が農用地整備公団法により行う同法第十九條第一項第一号イの事業を含む。）」を加える。

第三百四十八條第二項第二号中「水資源開発公団」の下に「農用地整備公団」を加え、同項第二号の八中「鉄道事業者若しくは」を「鉄道事業者又は」に改め、「又は日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団若しくは新幹線鉄道保有機構」及び「所有する」を削り、同項第八号の次に次の一号を加える。  
八の二 文化財保護法第八十三條の四第一項に規定する重要伝統的建造物群保存地区内の家

屋で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項第十一号の三中「企業組合」の下に「協業組合」を加え、同項第三十五号中「旅客会社」の下に「(第五項において「旅客会社」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

5 市町村は、旅客会社が日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)第二十三条第一項若しくは新幹線鉄道保有機構法(昭和六十一年法律第八十九号)第二十一条第一項の規定に基づき借り受ける固定資産のうち第二項第二号の五、第二号の六、第二号の八若しくは第五号に掲げる固定資産で政令で定めるもの又は本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)第二十九条第一項第三号の規定に基づき利用する固定資産のうち第二項第二号の六若しくは第五号に掲げる固定資産で政令で定めるものに対しては、固定資産税を課することができない。

第三百四十九条の三第十五項中「鉄道事業者若しくは」を「鉄道事業者又は」に改め、「又は日本鉄道建設公団若しくは新幹線鉄道保有機構」を削り、同条第二十二項中「若しくは新幹線鉄道保有機構」を削り、同条に次の一項を加える。

34 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者が、公共事業に係る政府の補助で自治省令で定めるものを受けて、雪崩、落石等による災害の防止又は海岸若しくは河岸の保全のために敷設した鉄道に係る線路設備で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該線路設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該線路設備の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該線路設備の価格の三分の二の額とする。

第五百八十六条第二項第一号の二を次のように改める。

一(二) 多極分散型国土形成促進法(昭和六十二年法律第八十三号)第七条第二項第三号に規定する重点整備地区において同法第十一条

第一項に規定する承認基本構想に従つて整備される同法第七条第二項第四号に規定する中核的民間施設の用に供する家屋若しくは構築物のうち政令で定めるもの又は同法第二十二條第三項第三号に規定する業務施設集積地区において同法第二十六條に規定する承認基本構想に従つて整備される同法第二十二條第三項第四号に規定する中核的民間施設の用に供する家屋若しくは構築物のうち政令で定めるものを新築した若しくは政令で定めるものが当該家屋若しくは構築物の敷地の用に供する土地第五百八十六条第二項第二号(中「廃プラスチック類の油処理施設を含む。」)を削り、同項第二十八号中「第三百四十八条第二項」の下に「及び第五項」を加える。

第七百条の二第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 元売業者 軽油を製造することを業とする者、軽油を輸入することを業とする者又は軽油を販売することを業とする者で、第七百条の六の第一項の規定により自治大臣の指定を受けている者をいう。

三 特約業者 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者で、第七百条の六の四第一項の規定により道府県知事の指定を受けている者をいう。

第七百条の二第一項第四号を削る。

第七百条の三第一項中「の引取」を「の引取り」に改め、「又は特約業者」を削り、「除く。」を「除く。次項において同じ。」で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの」に、「容量」を「その数量」に、「特約業者又は元売業者の営業所」を「軽油の納入地(石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては、販売業者が当該納入に係る事業所。第七百条の十一第二項及び第七百条の十一の三第一項において同じ。)」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、「所有して

いる場合」の下に「(特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。)」を加え、「所有している軽油」を「所有に係る軽油(引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下本項及び第七百条の十四第一項第四号において同じ。)」に、「すでに」を「既に」に、「当該所有している」を「その」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項を「前各項」に改め、「炭化水素とその他の物の混合物又は単一の炭化水素で、温度十五度及び一気圧において液状のものを含む。以下同じ。)」を削り、「炭化水素油にすぎない」を「炭化水素油(燃料炭化水素油にあっては、第七百条の二十二の第二項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。)」に、「既に」に、「又は揮発油が含まれているときは、当該消費に係る炭化水素油の数量から、当該軽油を」若しくは「燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油」に、「控除して得た」を「控除した」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「石油製品の販売業者」の下に「(以下本節において「石油製品販売業者」という。)」を、「販売量」の下に「第七百条の二十二の第二項第一号又は第二号の規定により混和の承認を受けた」を加え、「すでに」を「既に」に改め、「当該販売に係る軽油の数量からを削り、「控除して得た」を「控除した」に、「当該販売業者」を「当該石油製品販売業者」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、元売業者、特約業者又は石油製品販売業者が炭化水素油(炭化水素とその他の物の混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下同じ。で軽油又は揮発油以外のもの(以下本節において「燃料炭化水素油」という。))を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売

量(第七百条の二十二の二第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。を課税標準として、当該元売業者、特約業者又は石油製品販売業者の事業所所在の道府県において、当該元売業者、特約業者又は石油製品販売業者に課する。

第七百条の三第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行つたものとみなして、同項の規定を適用する。

第七百条の四第一項中「同条の引取と」を「同条第一項に規定する引取りと」に、「同条の引取を」を「同項に規定する引取りを」に、「容量」を「その数量」に改め、同項第一号、第三号及び第四号中「引取」を「引取り」に改める。

第七百条の五中「次の各号」を「次に」に、「引取」を「引取り」に改め、同条第一号中「引取」を「引取り」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「前号に掲げるもの」の「前号」を「既に」に、「係る引取」を「係る引取り」に改め、同条を同条第二号とする。

第七百条の六の次に次の三條を加える。

(元売業者の指定)

第七百条の六の二 自治大臣は、次に掲げる者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の政令で定める要件に該当するものを、これらの者の申請に基づき、元売業者として指定するものとする。

一 軽油を製造することを業とする者(石油業法(昭和三十七年法律第百二十八号)第四条

の規定による許可を受けた者に限る。

二 軽油を輸入することを業とする者(軽油の輸入量その他の事項について自治省令で定める基準に該当する者に限る。)

三 軽油を販売することを業とする者(軽油の販売量その他の事項について自治省令で定める基準に該当する者に限る。)

2 自治大臣は、元売業者が前項に規定する要件に該当しなくなつたときその他政令で定める要件に該当するときは、元売業者の指定を取り消すことができる。

3 前二項に定めるもののほか、元売業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、自治省令で定める。

(特約業者の指定等)

第七百条の六の三 道府県知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者(その経営の基礎その他の事項を勘案して政令で定める要件に該当する者を除く。)で、当該道府県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定するものとする。

2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

3 第一項の道府県知事は、仮特約業者が同項の政令で定める要件に該当することとなつたときその他政令で定める場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

4 第一項の道府県知事は、仮特約業者の指定又は指定の取消しを行つた場合には、その旨を関係道府県知事に通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、仮特約業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、自治省令で定める。

第七百条の六の四 道府県知事は、当該道府県内に

に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の政令で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。この場合において、道府県知事は、あらかじめ関係道府県知事の意見を聴かなければならない。

2 前項の道府県知事は、特約業者の指定を行つたときは、その旨を関係道府県知事に通知するとともに、自治大臣に報告しなければならない。

3 特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、特約業者が第一項に規定する要件に該当しなくなつたときその他政令で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

4 関係道府県知事は、特約業者について前項の規定による指定の取消しの必要があると認めるときは、その理由を記載した書類を添えて、当該特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、特約業者の指定の取消しの請求をしなければならない。

5 特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、当該特約業者について前項の規定による指定の取消しの請求に係る書類を受け取つた場合において、必要があると認めるときは、当該特約業者の指定を取り消さなければならない。ただし、関係道府県知事と意見を異にする場合においては、当該書類を受け取つた日から二月以内に、自己の意見を付して、当該書類を自治大臣に送付するとともに、その指示を求めなければならない。

自治大臣は、前項ただし書の規定による指示

の請求があつた場合において、特約業者の指定の取消しの必要があると認めるときは、その特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、その特約業者の指定の取消しの指示をしなければならない。この場合において

は、当該特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、その指示に基づいて当該

特約業者の指定を取り消さなければならない。

7 自治大臣は、第五項ただし書の規定による指示の請求があつた場合において、特約業者の指定の取消しの必要があると認めるときは、その旨を当該特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事及び関係道府県知事に通知しなければならない。

8 特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、第三項、第五項本文又は第六項後段の規定によつて当該特約業者の指定の取消しを行つた場合には、その旨を関係道府県知事に通知するとともに、自治大臣に報告しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、特約業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、自治省令で定める。

第七百条の八第一項第四号中「前三号」を「石油製品販売業者その他前各号に、」で、を「者で、」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 軽油を内燃機関の燃料として使用すること

ができる」と認められてゐる自動車の保有者

第七百条の八第二項中「容量」を「数量」に改め

る。

第七百条の九第一項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第七百条の十中「第七百条の三第二項、第三項若しくは第四項」を「第七百条の三第三項から第六項まで」に改める。

第七百条の十一第一項中「元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油その他の石油製品の供給を受け、これを販売することを業とする者」を「特約業者」に改め、同条第二項中「毎月末日までに」の下に、「自治省令で定める様式によつて」を、「以下」の下に「本節において」を加え、「引取に」を「引取りに」に、「納入申告書」を「納入申告書を」に、「の営業所所在地の」を「からの引取りに係る軽油の

納入地所在の道府県ごとにその」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「引取に」を「当該引取りに」に、「当該引取」を「引取り」に改め、同条第四項中「引取に」を「引取りに」に、「第七百条の十七の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者が受け取つた」を「自治省令で定めるところにより、第七百条の十一の三第三項に規定する登録特別徴収義務者は、当該登録に係る道府県知事が交付した」に、「道府県知事」を「当該道府県知事」に改め、同条第五項中「第一項の軽油引取税の特別徴収義務者」を「第七百条の十一の三第三項に規定する登録特別徴収義務者」に改め、「ついで」の下に「当該登録に係る道府県に」を加え、「第二項及び」を「同項及び」に改め、同条に次の一項を加える。

8 軽油引取税の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、道府県の条例で定めるところにより、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

第七百条の十一の三を次のように改める。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第七百条の十一の三 軽油引取税の特別徴収義務者は、その事務所又は事業所所在地の道府県知事及び当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地の道府県知事に、当該道府県の条例で定めるところにより、特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

2 道府県知事は、前項の登録の申請を受理した場合においては、当該特別徴収義務者を当該道府県に係る登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知しなければならない。

3 道府県知事は、当該道府県に係る登録特別徴収義務者(前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下本節において同じ。)から前項の登録の申請があつたときその他条例で定める場合には、条例で定めるところにより、当該登録特別徴収義務者の登録を削除するとともに、その旨を当該削除に係る者に対し

通知するものとする。

第七百条の十二の見出し中「登録等」を「証券の交付等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「前条第一項」に、「場合においては」を「場合には」に、「者に」を「者のうち当該道府県内に事務所又は事業所を有するものに」に改め、「よつて」の下に、「その者の当該道府県内に所在する事務所又は事業所」を加え、「証券」を「自治省令で定める証券」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「営業所」を「事務所又は事業所」に、「見易い」を「見やすい」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、「営業所における」を削り、「場合においては」を「場合又は事務所若しくは事業所を廃止した場合には」に、「消滅した」を「消滅し、又は廃止した」に改め、同項を同条第四項とする。

第七百条の十三第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同項第一号中「前条第一項」を「第七百条の十一の第三項」に改め、同項第二号中「前条第三項から第五項まで」を「前条第二項から第四項まで」に改める。

第七百条の十四第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「第七百条の第三項の販売業者」を「第七百条の第三項に該当する石油製品販売業者」に、「当該販売業者」を「当該石油製品販売業者」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第七百条の第四項の軽油を所有している」を「第七百条の第六項に該当する」に、「その所有している」を「その所有に係る」に、「当該所有している」を「その」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第七百条の第三項の」を「第七百条の第五項に該当する」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第七百条の第三項に該当する元売業者、特約業者又は石油製品販売業者にあつては、

第一類第二号

地方行政委員会議録第三号 平成元年三月二十三日

毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該元売業者、特約業者又は石油製品販売業者の事業所所在地の道府県知事に提出すること。

第七百条の十五第一項中「引取」を「引取り」に、「当該免税軽油使用者の主たる」を「免税軽油使用者の当該免税軽油の使用に係る」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「当該免税証の交付を行った道府県に係る登録特別徴収義務者」に、「主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」を「その主たる事務所若しくは事業所所在地の道府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所」に改め、同条第四項中「軽油引取税の特別徴収義務者である者」を「当該免税証に係る免税取扱特別徴収義務者（第一項の規定により免税証を提出すべき登録特別徴収義務者をいう。以下本節において同じ。）である者」に、「引取」を「引取り」に、「代つて」を「代わつて」に、「軽油引取税の特別徴収義務者である販売業者」を「当該免税証に係る免税取扱特別徴収義務者である販売業者」に改め、同条第五項中「免税軽油使用者」を「道府県知事は、免税軽油使用者」に、「当該免税軽油の引取を行うため免税証の交付を申請したときは、当該道府県知事は、免税軽油の引取りを行うための免税証を交付したときは」に、「道府県知事以外」を「販売業者に係る当該事務所又は事業所所在地」に改める。

第七百条の十六の見出し中「引取」を「引取り」に改め、同条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「引取」を「引取り」に、「三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を」を「五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれ」に改め、同条第三項中「おいては、」の下に、「当該免税証を交付した」を加え、「引取を軽油引取税の特別徴収義務者から軽油の引取とみなし」を「引取りを第七百条の

第三項に規定する引取りとみなし、当該免税証に記載された免税軽油の数量を課税標準量として」に改め、同項後段を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七百条の十七中「軽油引取税の特別徴収義務者」を「免税取扱特別徴収義務者」に、「引取」を「引取り」に、「引渡」を「引渡し」に改める。第七百条の十九第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「引取」を「引取り」に、「三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を」を「五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれ」に改め、同条第四項中「第七百条の十六第三項」を「第七百条の十六第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七百条の二十第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第七百条の二十二の見出し中「引取」を「引取り」に改め、同条第一項中「特別徴収義務者から」の下に「軽油引取税が課される」を加え、「引取」を「引取り」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第二項中「軽油の引取」を「当該軽油の引取り」に、「すでに当該引取」を「既に当該引取り」に、「当該軽油の引取を行った」を「その」に改め、同条第四項中「こえる」を「超える」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「当該免税証を交付した道府県に係る免税取扱特別徴収義務者」に、「引取」を「引取り」に改め、「特別徴収義務者の申請」を「免税取扱特別徴収義務者の申請」に、「すでに」を「既に」に、「特別徴収義務者」を「免税取扱特別徴収義務者」に改め、同条第五項中

「こえる」を「超える」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「当該免税証を交付した道府県に係る免税取扱特別徴収義務者」に、「引取」を「引取り」に、「引渡」を「引渡し」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「当該道府県に係る免税取扱特別徴収義務者」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第二項の規定の適用に関し必要な事項は、自治省令で定める。

第七百条の二十二の次に次の四条を加える。

(混和等の承認を受ける義務等)  
第七百条の二十二の二 元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車保有者は、次に掲げる場合においては、混和、譲渡又は消費（以下本条において「混和等」という。）を行う時期、数量その他の自治省令で定める事項を定めて、混和等を行う場所（第四号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場）の所在地の道府県知事の承認を受けなければならない。

- 一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和するとき。
- 二 軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して軽油を製造するとき。
- 三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。
- 四 燃料炭化水素油（本項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。）を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。
- 2 前項の場合において、道府県知事は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。
- 3 第一項の承認を受けた者は、帳簿を備え、混和等を行った時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならぬ。
- 4 第一項の承認は、混和等承認証を交付して行う。

5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る混和等を行うとき又は当該混和等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の混和等承認証を所持していなければならない。

6 第一項第三号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。

7 自動車の保有者は、第一項第三号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。

8 混和等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

9 前各項に定めるもののほか、第一項の承認、帳簿の記載、混和等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証に関し必要な事項は、自治省令で定める。

(混和等の承認を受ける義務等に関する罪)  
第七百条の二十二の三 前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項各号の行為を行った者又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。  
一 前条第三項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者  
二 前条第五項から第八項までの規定に違反した者

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をした場合において

は、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。  
(営業の開廃等の届出)  
第七百条の二十二の四 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等(軽油の製造又は輸入をすることを業とする者で元売業者以外のものをいう。以下本節において同じ。)

は、営業を開始しようとするときは、その旨を当該事務所又は事業所ごとに、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に(元売業者にあつては、当該道府県知事を經由して自治大臣に)届け出なければならない。その営業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

2 元売業者又は軽油製造業者等が、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等と、継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結したときは、その当事者は、その旨を、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に(元売業者にあつては、当該道府県知事を經由して自治大臣に)届け出なければならない。当該販売契約が終了したときも、同様とする。

3 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、前二項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を当該各項の規定に準じて自治大臣又は道府県知事に届け出なければならない。

4 前三項の規定により届出を受けた道府県知事は、当該届出に係る事項を、速やかに関係道府県知事に通知するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の届出及び通知に関し必要な事項は、自治省令で定める。  
(軽油の引取りの報告等)  
第七百条の二十二の五 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、軽油の引取り、引渡し及び納入に関する事実並びに軽油の在庫数量その他の自治省令で定める事項を、自治省令で定める道府県知事に報告しなければならない。

2 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、

前項の規定により報告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を同項の道府県知事に報告しなければならない。

3 前二項の規定により報告を受けた道府県知事は、当該報告に係る事項を、速やかに関係道府県知事に通知するものとする。

4 元売業者は、特約業者が当該元売業者から引取りを行った軽油について当該特約業者の指図に基づき納入を行った場合には、その納入に関する事実その他の自治省令で定める事項を、当該特約業者に通知しなければならない。

5 第七百条の三第一項又は第二項に規定する軽油の引取りを行った者は、その事務所又は事業所ごとにその納入を受けた軽油の数量その他の自治省令で定める事項を記載した書類を、当該引取りに係る特別徴収義務者に対し提出しなければならない。

6 前項の特別徴収義務者は、自治省令で定めるところにより、同項の規定により提出を受けた書類を保存しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の報告、通知並びに書類の提出及び保存に関し必要な事項は、自治省令で定める。  
第七百条の二十三を次のように改める。  
(帳簿記載義務)  
第七百条の二十三 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、帳簿を備え、自治省令で定めるところにより、軽油又は燃料炭化水素油の引取り、引渡し、納入、貯蔵及び消費に関する事実をこれに記載しなければならない。

第七百条の二十四の見出しを、「(営業の開廃等に係る虚偽の届出等に関する罪)」に改め、同条第一項を次のように改める。  
次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第七百条の二十二の四第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は偽つた者  
二 第七百条の二十二の五第一項若しくは第二

項の規定による報告若しくは同条第四項の規定による通知をせず、又は偽つた者  
三 第七百条の二十二の五第五項の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をしたものを提出した者  
四 第七百条の二十二の五第六項の規定に違反した者  
五 前条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者  
第七百条の二十五第一項第一号中「として指定する必要がある」とあるを「の指定の申請を行う者その他第七百条の六の二第一項各号に該当する」とに改め、同条第二号中「引取り」を「引取り」に改め、同条第二項中「容量」を「数量」に改める。  
第七百条の二十六第一項中「五万円」を「二十万円」に改める。  
第七百条の二十八を削る。  
第七百条の二十七第一項中「三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを改め、同条第二項中「詐偽を偽りに」、「免かれた」を「免れた」に、「三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金」を「五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを改め、同条第三項中「免かれた」を「免れた」に、「百万円をこえる」を「二百万円を超える」に改め、同条に次の一項を加える。  
5 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、それぞれ第一項又は第二項の罪についての時効の期間による。  
第七百条の二十七を第七百条の二十八とする。  
第七百条の二十六の次に次の一条を加える。  
(道府県間の協力)  
第七百条の二十七 道府県は、軽油引取税の取締り又は保全に関し、他の道府県と緊密な連絡を保ち、相互に協力しなければならない。  
第七百二条の二第二項中「第四項」を「第五項」

に改める。

第七百三条の四第十七項中「四十万円」を「四十二万円」に改める。

附則第三条の三中「三十一万円」を「三十二万円」に改める。

附則第六条第一項及び第五項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改める。

附則第八条中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

附則第九条第一項中「昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日まで」を「平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで」に改める。

附則第九条の二に次の一項を加える。

2 租税特別措置法第六十八条の三第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る法人の事業税については、第七十二条の二十二第二項第二号及び第二項中「百分の八」とあるのは「百分の八(所得のうち十億円を超える金額については、百分の九)」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「前二項」と、「同号」とあるのは「これらの規定」と、「とする」とあるのは「とし、百分の八」とあるのは「百分の八(所得のうち十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額を超える金額については、百分の九)」とする」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「第二項(附則第九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。第八項及び第九項において同じ。)」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「第一項(附則第九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下本条において同じ。)」と、同条第九項中「前項」とあるのは「前項(附則第九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、第七十二条の四十八第一項中「年七百万円(当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項にお

いて同じ。以下の部分の金額と年七百万円」とあるのは「年十億円(当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、附則第九条の二第二項の規定により読み替えられた第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。以下の部分の金額と年十億円」とする。

附則第十条第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

6 道府県は、港灣法附則第二十七項又は漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)附則第十九項の規定による貸付けを受けた者が、当該貸付けに係る事業の用に供する土地のうち政令で定めるところにより国又は地方公共団体(港灣法の規定による港灣局を含む)に無償で譲渡することとされているものを取得した場合には、当該取得が平成元年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十条の二第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十二年四月一日から昭和六十四年三月三十一日まで」を「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日まで」に、「一年六月」を「一年三月」に改める。

附則第十一条第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第六項中「昭和六

十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第七項から第十一項までの規定中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「昭和七十二年四月一日」を「平成八年四月一日」に、「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

附則第十一条の四第一項、第三項及び第五項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第七項中「昭和五十六年十月一日から昭和六十四年三月三十一日まで」を「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日まで」に、「六分の一」を「十分の一」に改め、同条第九項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「三年」を「二年」に、「昭和六十二年四月一日から昭和六十四年三月三十一日まで」を「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日まで」に改め、同条第十二項中「三年」を「二年」に改め、同条第十三項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第十五項及び第十六項を削り、同条の次に次の一項を加える。

(不動産取得税の納税義務の免除等)  
第十一条の五 第七十三条の二十七の六第一項の法人が担い手農業者確保事業(同項に規定する農地保有合理化促進事業のうち、担い手農業者の経営の定着発展を促進することを目的として、平成元年度以後に、道府県知事の承認した実施計画に基づいて実施されるものをいう。)により、平成元年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に同項に規定する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、同項中「五年」とあるのは「五年(道府県知事がその取得の日から五年以内に附則第十一条の五に規定する担い手農業者

者確保事業に係る当該土地の貸付け期間の延長の承認をした場合においては、五年を経過する日の翌日から五年)」と、同条第二項後段中「次条第一項」とあるのは「附則第十一条の五の規定により読み替えて適用される次条第一項」と、「五年以内の期間」とあるのは「五年(道府県知事がその取得の日から五年以内に附則第十一条の五に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付け期間の延長の承認をした場合においては、五年を経過する日の翌日から五年)以内の期間」とする。

附則第十二条の三第一項中「昭和六十三年度分」を「平成元年度分及び平成二年度分」に、「同年度分及び昭和六十四年度分」を「平成元年度分」に改め、同項の表第四百七十七条第一項第一号の項を次のように改める。

第七千五百円	七千円
八千五百円	八千円
九千五百円	九千円
一万三千八百円	一万三千二百円
一万五千七百円	一万五千円
一万七千九百円	一万六千九百円
二万五百万円	一万九千三百円
二万三千六百円	二万二千三百円
二万七千二百円	二万五千七百円
四万七百万円	三万八千八百円
二万九千五百円	二万五千五百円
三万四千五百円	三万円
三万九千五百円	三万四千五百円
四万五千円	三万九千二百円
五万八千円	四万四千四百円
六万六千五百円	五万四千円
七万六千五百円	六万六千五百円

八万八千円	七万六千五百円
十一万千円	九万六千四百円

附則第十二条の三第二項中「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」に、「昭和六十四年度分」を「平成元年度分」に改め、同条に次の二項を加える。

4 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準に適合する自動車で自治省令で定めるものに対して課する自動車税の標準税率は、平成元年度分及び平成二年度分の自動車税に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 営業用 年額 一万四千四百円
- 二 自家用 年額 一万七千九百円

5 前項の規定の適用がある場合における第四百四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項又は附則第十二条の三第四項」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号又は同条第四項各号」と、同条第四項中「第一項又は」とあるのは「第一項若しくは附則第十二条の三第四項又は」と、「前項」とあるのは「前項(同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第一項各号」とあるのは「第一項各号又は同条第四項各号」と、同条第五項中「自動車以外」とあるのは「自動車(附則第十二条の三第四項に規定する自動車を含む。）」以外」と、「同項第一号」とあるのは「第一項第一号」と、「前各項」とあるのは「前各項又は同条第四項」とする。

附則第十四条中「昭和六十四年度分」を「平成元年度分」に改める。  
附則第十五条第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改め、

同条第三項を削り、同条第四項中「昭和六十三年一月一日」を「平成二年一月一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「昭和六十四年一月一日」を「平成元年六月三十日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「昭和六十四年度分」を「平成元年度分」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「昭和六十三年一月一日」を「平成二年一月一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで」を「昭和六十三年四月一日から平成二年三月三十一日まで」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「昭和六十三年一月一日」を「平成二年一月一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「昭和六十四年度分」を「平成元年度分」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十

日」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項を同条第二十七項とし、同条第三十項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十三項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十一項とする。  
附則第十五条の二第一項中「若しくは第二十二項」を、「第二十二項若しくは第三十四項」に改め、同条第二項中「(昭和三十九年法律第三号)」及び「昭和四十五年法律第八十一号」を削り、「昭和六十四年度から昭和七十一年度まで」を「平成元年度から平成八年度まで」に、「若しくは第二十二項」を、「第二十二項若しくは第三十四項」に改める。  
附則第十五条の三第一項中「昭和六十四年度から昭和七十一年度まで」を「平成元年度から平成八年度まで」に改め、同条第二項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「昭和七十一年度」を「平成八年度」に改め、同条第三項中「昭和六十四年度から昭和六十八年度まで」を「平成元年度から平成五年度まで」に改め、同条第四項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「昭和六十八年度」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和六十四年度から昭和七十一年度まで」を「平成元年度から平成八年度まで」に改め、同条第六項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「昭和七十一年度」を「平成八年度」に改め、同条第七項及び第八項中「昭和六十四年度から昭和七十一年度まで」を「平成元年度から平成八年度まで」に改め、

改める。  
附則第十六条第一項及び第二項中「昭和六十五年一月一日」を「平成二年一月一日」に改め、同条第三項及び第四項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第五項及び第六項中「昭和六十三年一月一日」を「平成二年一月一日」に改める。  
附則第十七条の見出し中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改め、同条第六号中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に、「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改める。  
附則第十八条の見出し及び同条第一項中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改め、同条第二項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に、「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改める。  
附則第十八条の二、第十九条の見出し及び同条第一項、第十九条の四第一項、第二十二条第一項、第二十四条並びに第二十五条の見出し及び同条第一項中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改める。  
附則第二十六条の見出し及び同条第一項中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改め、同項の表中「一・五」を「一・五倍」に改める。  
附則第二十七条の二第一項及び第二十八条第一項中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改める。  
附則第三十条の二第二項中「昭和六十年から昭和六十三年度までの各年度分」を「平成元年度分及び平成二年度分」に改め、同項の表中「千四百五十円」を「千四百円」に、「二千八百五十円」を「二千八百円」に、「三千六百五十円」を「三千六百円」に改め、同条第三項中「前二項の」を「前三項の」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
3 平成元年度分及び平成二年度分の軽自動車税に限り、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準に適合する軽自動車

で自治省令で定めるものに対する第四百四十四  
条第一項の規定の適用については、同項第二号  
八中「三千円」とあるのは「二千九百元」と、「四  
千円」とあるのは「三千六百元」と読み替えるも  
のとする。

附則第三十一条の二第四項中「昭和六十四年三  
月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、  
同条第五項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平  
成二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第五  
項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、  
同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項  
を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、  
同条第五項の次に次の一項を加える。

6 市町村は、昭和五十九年一月一日から平成元  
年三月三十一日までの間に行われた高度技術工  
業集積地域開発促進法（昭和五十八年法律第三  
十五号）第五条第五項に規定する承認（同法第  
六条第一項に規定する承認を含む。）に係る同  
法第五条第一項の開発計画において定められた  
同条第二項第一号に掲げる地域において、当該  
承認の日から八年以内の期間で政令で定める期  
間内に、製造の事業又は研究の用に供する設備  
で政令で定める要件に該当するものを新設し、  
又は増設した者で政令で定めるものが当該設備  
に係る工場用又は研究所用の建物の敷地の用に  
供する土地（これと一体的に使用される土地で  
政令で定めるものを含む。）又はその取得に対  
しては、第五百八十五条第一項の規定にかかわ  
らず、特別土地保有税を課することができない。

附則第三十一条の三第一項中「昭和六十五年度」  
を「平成二年度」に改め、同条第二項中「昭和六十  
六年度」を「平成三年度」に、「昭和六十五年三月  
三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同  
条第三項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に  
改める。

附則第三十一条の五第一項中「昭和六十六年度」  
を「平成三年度」に、「昭和六十五年三月三十一日」  
を「平成二年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条第一項及び第一項中「昭和六十  
五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に  
改め、同条第三項中「昭和六十八年三月三十一日」  
を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第四項中  
「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三  
十一日」に、「昭和六十五年三月三十一日」を「平  
成二年三月三十一日」に改め、同条第五項第二号  
中「昭和六十四年四月三十日」を「平成元年四月三  
十日」に改め、同条第六項中「昭和六十四年十月  
十日」を「平成元年十月十日」に、「昭和六十四年九  
月三十日」を「平成元年九月三十日」に、「昭和六  
十四年十月一日から昭和六十五年二月二十八日ま  
で」を「平成元年十月一日から平成二年二月二十  
八日まで」に改め、同条第七項中「昭和六十八年三  
月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、  
同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一  
項を加える。

7 道路運送車両法第四十一条の規定により平成  
二年十月一日以降に適用されるべきものとして  
定められる自動車排出ガスに係る保安上又は公  
害防止上の技術基準に適合する自動車で自治省  
令で定めるものの取得に対して課する自動車取  
得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期  
間内に行われたときに限り、第六百九十九条の  
八及び第三項の規定にかかわらず、当該取得に  
ついて本項の規定の適用がないものとした場合  
に適用されるべき同条又は第三項に定める率か  
ら、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各  
号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成元年四月一日から平成二年九月三十日  
まで 百分の〇・二五  
二 平成二年十月一日から平成三年二月二十八  
日まで 百分の〇・二五

附則第三十二条の二中「昭和六十八年三月三十  
一日」を「平成五年三月三十一日」に、「第七百条  
の三第一項」を「第七百条の三第一項若しくは  
第二項に規定する」に、「同条第二項の軽油の販  
売、同条第三項を「同条第三項の軽油の販売、同  
条第四項の燃料炭化水素油の販売、同条第五項」  
に、「第七百条の三第四項」を「第七百条の三第六

項」に改める。  
附則第三十二条の二の二中「第七百条の三第二  
項」を「第七百条の三第三項」に改める。

附則第三十二条の三第一項中「昭和六十五年四  
月一日」を「平成二年四月一日」に、「昭和六十五  
年分」を「平成二年分」に改め、同条第二項中「昭  
和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十  
一日」に改め、同条第三項中「昭和六十六年十月  
十二日」を「平成三年十一月十二日」に改め、同条  
第四項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二  
年三月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和六十  
四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に  
改め、同条第六項中「昭和七十二年三月三十一日」  
を「平成八年三月三十一日」に、「昭和七十二年三  
月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、  
同条第七項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平  
成二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「昭和  
六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一  
日」に改め、同条第九項及び第十項中「昭和六十五  
年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改  
め、同条第十二項中「第十項」を「第十一項」に改  
め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第  
十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十二項  
とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 指定都市等は、事業所用家屋で多極分散型国  
土形成促進法第七条第二項第三号に規定する重  
点整備地区において同法第十一条に規定する重  
点整備基本構想（平成三年三月三十一日まで  
に同法第八条第一項の規定による承認（同法第  
十条第一項の規定による承認を含む。）以下本項  
において同じ。）を受けたものに限る。）に従つ  
て整備される同法第七条第二項第四号に規定す  
る中核的民間施設で政令で定めるもの又は同法  
第二十二條第三項第三号に規定する業務施設集  
積地区において同法第二十六条に規定する承認  
基本構想（平成三年三月三十一日までに同法第  
二十四條第一項の規定による承認（同法第二十  
五条第一項の規定による承認を含む。）以下本項  
において同じ。）を受けたものに限る。）に従つ

て整備される同法第二十二條第三項第四号に規  
定する中核的民間施設で政令で定めるものに係  
るものの新築又は増築で当該中核的民間施設に  
係る事業を行う者で政令で定めるものが建築主  
であるものに係る新増設事業所床面積に對して  
は、当該新築又は増築が当該承認基本構想に係  
る同法第八条第一項又は第二十四條第一項の規  
定による承認を受けた日から五年を経過する日  
までの間に行われたときに限り、第七百一条の  
三十二條第一項の規定にかかわらず、新増設に係  
る事業所税を課することができない。この場合  
においては、第七百一条の三十四條第十項の規定  
を準用する。

附則第三十二条の三の二第一項中「昭和六十  
四年四月一日」を「平成元年四月一日」に改め、同  
条第四項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二  
年三月三十一日」に、「昭和六十四年分」を「平成  
元年分」に改め、同条第十二項を同条第十三項と  
し、同条第十一項中「昭和六十五年三月三十一日」  
を「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第  
十二項とし、同条第十項中「昭和六十四年三月三十  
一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項を  
同条第十一項とし、同条第九項中「昭和七十二年  
三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、  
同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十一項」  
を「第十二項」に、「昭和七十二年三月三十一日」  
を「平成九年三月三十一日」に改め、同項を同条第  
九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 前条第十一項に規定する中核的民間施設に係  
る事業所等において当該中核的民間施設に係る  
事業を行う者で政令で定めるものが行う事業に  
對して課する事業に係る事業所税のうち資産割  
の課税標準となるべき事業所床面積の算定につ  
いては、当該中核的民間施設に係る事業所等が  
新設された日から五年を経過する日以後に最初  
に終了する事業年度分までに限り、当該中核的  
民間施設に係る事業所等に係る事業所床面積  
（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に  
関する部分に限る。）の規定の適用を受けるも

のを除く。以下本項において同じ。から当該中核的民間施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十三條の二第一項中「昭和六十四年度」を「平成六年度」に改め、同項第二号中「第三十三條」を「第三十四條」に改め、同条第六項中「第三十三條」を「第三十四條」に、「第三百十四條」から「第三百十四條の二」に改める。

附則第三十三條の三第三項第一号及び第四項中「及び第七項」を、「第三項及び第八項」に改める。附則第三十三條の四第一項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改める。

附則第三十四條第三項第一号及び第四項中「及び第七項」を、「第三項及び第八項」に改める。附則第三十四條の二第一項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改め、「以下本項において同じ。」を削り、「以下次項までにおいて」を「次項において」に改め、同条第二項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改め、同条第三項中「第三十四條の二第二項第三号」の下に「又は第四号」を加える。

附則第三十四條の三第一項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改める。附則第三十五條の二第一項中「昭和六十四年度」を「平成三年度」に改め、同条第三項第一号中「昭和六十四年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

附則第三十五條の四を附則第三十五條の五とする。附則第三十五條の三中「昭和六十四年度」を「平成六年度」に改め、同条を附則第三十五條の四とする。

附則第三十五條の二の次に次の一条を加える。  
(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第三十五條の三 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、前年中に

所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額(年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第七百三條の四第五項及び第七百三條の五の規定の適用については、第七百三條の四第五項中「第三百十四條の二第一項に規定する総所得金額」とあるのは、「第三百十四條の二第一項に規定する総所得金額(所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十七万円を控除した金額によるものとし、)と、「所得税法」とあるのは「同法」とし、第七百三條の五中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとし、)と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

附則第三十七條第一項第一号中「昭和六十五年」を「平成二年」に改め、同条第六項中「昭和六十五年三月十六日」を「平成二年三月十六日」に改め、同条第七項中「昭和六十五年」を「平成二年」に改め、同条第九項中「昭和六十四年度から昭和六十六年度まで」を「平成元年度から平成三年度まで」に改め、同条第十項中「昭和六十五年」を「平成二年」に改め、同条第十一項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「昭和六十五年九月三十日」を「平成二年九月三十日」に改め、同条第十三項中「附則第三十二條の三第三十二項」を「附則第三十二條の三第三十三項」に、「附則第三十三條第七項」又は「第十二項」に、「第十項」を「第十一項」に、「附則第三十七條第十三項」を「附則第三十七條第十二項」に、「附則第三十七條第十二項」を「附則第三十七條第十一項」に改める。

附則第三十八條第一項から第六項までの規定中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第二条第一項第七号二」の下に「及び第八号」を加え、「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「同項第八号及び第十二号」を「同項第十二号」に改め、同条第十項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二條の三第三十一項」を「附則第三十二條の三第三十二項」に、「第十項まで」を「第十一項まで」に改め、同条第十二項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

附則第三十九條第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二條の三第三十一項」を「附則第三十二條の三第三十二項」に、「第十項まで」を「第十一項まで」に改める。

附則 附則第三十九條第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二條の三第三十一項」を「附則第三十二條の三第三十二項」に、「第十項まで」を「第十一項まで」に改める。

附則 附則第三十九條第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二條の三第三十一項」を「附則第三十二條の三第三十二項」に、「第十項まで」を「第十一項まで」に改める。

附則 附則第三十九條第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二條の三第三十一項」を「附則第三十二條の三第三十二項」に、「第十項まで」を「第十一項まで」に改める。

附則 附則第三十九條第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二條の三第三十一項」を「附則第三十二條の三第三十二項」に、「第十項まで」を「第十一項まで」に改める。

十一日」に改め、同条第八項中「第二条第一項第七号二」の下に「及び第八号」を加え、「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「同項第八号及び第十二号」を「同項第十二号」に改め、同条第十項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二條の三第三十一項」を「附則第三十二條の三第三十二項」に、「第十項まで」を「第十一項まで」に改め、同条第十二項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

附則第三十九條第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二條の三第三十一項」を「附則第三十二條の三第三十二項」に、「第十項まで」を「第十一項まで」に改める。

附則第三十九條第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二條の三第三十一項」を「附則第三十二條の三第三十二項」に、「第十項まで」を「第十一項まで」に改める。

附則第三十九條第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二條の三第三十一項」を「附則第三十二條の三第三十二項」に、「第十項まで」を「第十一項まで」に改める。

附則第三十九條第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二條の三第三十一項」を「附則第三十二條の三第三十二項」に、「第十項まで」を「第十一項まで」に改める。

附則第三十九條第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二條の三第三十一項」を「附則第三十二條の三第三十二項」に、「第十項まで」を「第十一項まで」に改める。

附則第三十九條第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二條の三第三十一項」を「附則第三十二條の三第三十二項」に、「第十項まで」を「第十一項まで」に改める。

附則第三十九條第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二條の三第三十一項」を「附則第三十二條の三第三十二項」に、「第十項まで」を「第十一項まで」に改める。

三十四條第三項第一号及び第四項の改正規定並びに次条第二項及び第三項並びに附則第六條第二項及び第三項の規定 平成二年四月一日

(個人の道府県民税に関する経過措置) 第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)附則第三條の三第一項及び第二項の規定は、平成元年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十三年年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四條(同条第一項第三号を除く。、第四十五條の二及び附則第三十三條の二第一項第二号の規定は、平成二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成元年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法第三十四條第一項第五号の三の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が昭和六十四年一月一日以後に共同募金会に対して支出する寄附金について適用する。

(事業税に関する経過措置) 第三条 新法第七十二條第五項の規定は、平成元年度分以後の年度分の個人の事業税について適用し、昭和六十三年年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二條の十四第一項(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第五十五條)に関する部分に限る。の規定は、法人の平成元年四月一日(以下「施行日」という。)以後に取得する租税特別措置法第五十五條第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前に取得した租税特別措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第 号)による改正前の租税特別措置法第五十五條第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

3 新法第七十二條の四十八第三項及び第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に

対する法人の事業税(清算所得に

対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法附則第九條の二第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法附則第九條の二第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十條の二第二項の規定は、昭和六十三年四月一日以後に新築された新法第七十三條の二十四第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

3 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十條の二第二項の規定は、昭和六十三年三月三十一日以前に新築された旧法第七十三條の二十四第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、昭和六十三年十月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に新築された同号の特例適用住宅に係る土地の取得に対して課すべき不動産取得税については、旧法附則第十條の二第二項中「昭和六十三年三月三十一日」とあるのは、「平成元年九月三十日」とする。

4 旧法附則第十一條の四第五項及び第十六項の規定は、施行日前に行われた同条第十五項に規定する認定に係る認定計画に定めるところに従って営業の譲渡を受けた者が取得する同項の

不動産に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第十六項中「附則第十一條の四第十五項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第 号）による改正前の地方税法附則第十一條の四第十五項」とする。

2 四輪以上の小型自動車のうち自治省令で定めるものに対して課すべき平成元年度分の自動車税の標準税率は、新法第四百七十七條第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項に規定する小型自動車に対する新法第四百七十七條第一項第一号の規定の適用については、平成二年度分及び平成三年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる字句は、平成二年度分にあつては同表の中欄に掲げる字句に、平成三年度分にあつては同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

一万三千八百円	一万九百円	一万二千三百円
一万五千七百円	一万五千五百円	一万三千五百円
一万七千九百円	一万二千三百円	一万五千五百円
二万五百円	一万三千三百円	一万六千七百円
二万三千六百円	一万四千二百円	一万八千九百円
二万七千二百円	一万五千四百円	二万二千三百円
四万七千七百円	一万九千九百円	三万三百円
四万五千円	四万三千三百円	四万三千三百円
五万千円	四万三千三百円	四万七千七百円
五万八千円	四万五千六百円	五万七千七百円
六万六千五百円	四万八千五百円	五万七千五百円
七万六千五百円	五万八千八百円	六万四千四百円

八万八千円	五万五千六百円	七万七千七百円
十一万千円	六万三千三百円	八万七千七百円

4 前項の規定の適用がある場合における新法第四百七十七條第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「同項各号」とあるのは「同項各号（地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第 号）以下本条において「改正法」という。）附則第五條第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。」と、同条第四項中「第一項又は」とあるのは「第一項（改正法附則第五條第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）又は」と、「前項」とあるのは「前項（同条第四項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）」と、「第一項各号」とあるのは「第一項各号（同条第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前各項（改正法附則第五條第三項及び第四項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）」とする。

5 旧法附則第十二條の三第一項に規定する電気を動力源とする自動車又は同項に規定するメタノール自動車に対して課する昭和六十三年年度分の自動車税については、なお従前の例による。

6 新法附則第三條の三第三項及び第四項の規定は、平成元年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十三年年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十四條の二（同条第一項第三号を除く）、第三百十七條の二及び附則第三十三條の二第六項の規定は、平成二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成元年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第三百十四條の二第二項第五号の三の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が昭和

六十四年一月一日以後に共同募金会に対して支出する寄附金について適用する。

2 新法第三百四十九條の三第三十四項の規定は、昭和六十二年四月一日以後に敷設された同項に規定する償却資産に対して課する平成元年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 昭和五十六年四月一日から平成元年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第三項に規定する石油ガス備蓄施設及び同日までに石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）第十條の二第一項の規定により届出をした同項に規定する石油ガスの備蓄に関する計画に基づき施行日から平成四年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第三項に規定する石油ガス備蓄施設（以下この項において「届出計画に係る石油ガス備蓄施設」という。）に対して課する固定資産税については、同条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、届出計画に係る石油ガス備蓄施設に対する同項の規定の適用については、同項中「昭和六十四年三月三十一日」とあるのは、「平成四年三月三十一日」とする。

4 昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第十二項及び第十六項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新法附則第十一條の四第五項及び第十六項の規定は、施行日前に行われた同条第十五項に規定する認定に係る認定計画に定めるところに従って営業の譲渡を受けた者が取得する同項の

不動産に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第十六項中「附則第十一條の四第十五項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第 号）による改正前の地方税法附則第十一條の四第十五項」とする。

2 四輪以上の小型自動車のうち自治省令で定めるものに対して課すべき平成元年度分の自動車税の標準税率は、新法第四百七十七條第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費及び新法第七百条の四第一項各号の軽油の消費又は譲渡に對して課すべき軽油引取税並びに同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新法第七百条の三第六項の規定に該当するに至つた場合において課すべき軽油引取税について適用する。

2 平成元年十月一日前に行われた旧法第七百条の三第一項の軽油の引取り、同条第二項の軽油の販売、同条第三項の炭化水素油の消費及び旧法第七百条の四第一項各号の軽油の消費又は譲渡に對して課する軽油引取税並びに同日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧法第七百条の三第四項の規定に該当するに至つた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 新法の規定による元売業者の指定の申請及び指定は、新法第七百条の六の二第一項の規定の例により、平成元年十月一日前においても行うことができる。

4 平成元年九月三十日において現に旧法の規定により元売業者の指定を受けている者（以下この条において「旧元売業者」という。）で同年十月一日において前項又は新法第七百条の六の二第一項の規定による元売業者の指定を受けていないものに係る旧法の規定による当該元売業者の指定は、同日から平成二年三月三十一日までの間に限り、同項の規定による元売業者の指定とみなす。

5 平成元年九月三十日において現に旧法第七百条の十一第一項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定されていた特約業者（以下この条において「旧特約業者」という。）は、同年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に限り、新法第七百条の六の四第一項の規定によりその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事の指定を受けた特約業者とみなす。

6 旧元売業者又は旧特約業者は、平成元年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に限

り、新法第七百条の六の四第一項の規定にかかわらず、同項の規定による特約業者の指定の申請をすることができる。この場合において、同項中「仮特約業者」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第 号）附則第八條第四項に規定する旧元売業者又は同条第五項に規定する旧特約業者」とする。

7 平成二年三月三十一日において第四項の規定の適用を受けている旧元売業者又は同日において第五項の規定の適用を受けている旧特約業者のうち、同年四月一日において第三項若しくは新法第七百条の六の二第一項の規定による元売業者の指定又は新法第七百条の六の四第一項の規定による特約業者の指定を受けていないものは、同日から同年五月三十一日までの間に限り、同項の規定によりその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事の指定を受けた特約業者とみなす。

8 道府県知事は、条例で定めるところにより、軽油引取税の特別徴収義務者が平成元年九月三十日において交付を受けている旧法第七百条の十二第二項の証券を返納させるものとする。

9 平成元年九月三十日以前に旧法第七百条の十五第一項の規定により交付された免稅証の使用については、第一項の規定にかかわらず、同年十月一日から同年三月三十一日までの間に限り、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）  
第九條 新法第七百三條の四第十七項及び附則第三十五條の三の規定は、平成元年度以後の年度の国民健康保険税について適用し、昭和六十三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。  
（軽自動車税に関する経過措置）  
第十條 新法附則第三十條の二第二項の規定は、平成元年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和六十三年分までの軽自動車税については、なお従前の例による。  
（罰則に関する経過措置）

第十一條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（政令への委任）  
第十二條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第十三條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に關する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に關する法律（昭和二十七年法律第百十九號）の一部を次のように改正する。  
第三條の表輕油引取税の項中「の引取を」の「引取り」に、「第七百條の三第三項」を「第七百條の三第五項」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第十四條 農用地開發公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四號）の一部を次のように改正する。  
附則第十三條第七項を同條第九項とし、同條第六項を同條第七項とし、同項の次に次の一項を加える。  
8 施行日以後に公団が直接新法附則第十九條第一項に規定する業務のうち旧法第十九條第一号イ又はロの事業の用に供する固定資産に對する新地方税法第三百四十八條第二項第二号の規定の適用については、同号中「固定資産」とあるのは、「固定資産又は農用

地整備公団が直接農用地整備公団法附則第十九條第一項に規定する業務のうち農用地開發公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四號）による改正前の農用地開發公団法第十九條第一項第一号イ若しくはロの事業の用に供する固定資産」とする。  
附則第十三條第五項の次に次の一項を加える。  
6 施行日以後に新法附則第十九條第一項に規定する業務のうち旧法第十九條第一項第一号イ又はロの事業が施行された場合における新地方税法第三百四十三條第六項の規定の適用については、同項中「土地改良事業」とあるのは、「土地改良事業（農用地整備公団が農用地整備公団法により行う同法附則第十九條第一項に規定する業務のうち農用地開發公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四號）による改正前の農用地開發公団法第十九條第一項第一号イ又はロの事業を含む。）」とする。

第十五條 前條の規定による改正後の農用地開發公団法の一部を改正する法律附則第十三條第六項及び第八項の規定は、平成元年度以後の年度の固定資産税について適用する。  
（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）  
第十六條 地方税法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百十號）の一部を次のように改正する。  
附則第三十五條の四を附則第三十五條の五とし、附則第三十五條の三を附則第三十五條の四とし、附則第三十五條の二を附則第三十五條の三とし、附則第三十五條の次に一條を加える改正規定中「附則第三十五條の四を」と「附則第三十五條の五を」に、「及び第七項」を、「第三項及び第八項」に改める。  
附則第一條第二号中「附則第三十五條の四を」と「附則第三十五條の五を」を「附則第三十五條の六」とし、附則第三十五條の四を「に改める。

理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税について所得割の非課税限度額の引上げ等を行うとともに、法人事業税の分割基準、自動車税の税率構造及び軽油引取税の課税の仕組み等について見直しを行うこととするほか、非課税等特別措置の整理合理化を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案  
消防施設強化促進法の一部を改正する法律案  
消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十九年度から昭和六十三年度まで」を「平成元年度から平成五年度まで」に、「七分の三」を「十分の四」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第二項の規定は、平成元年度分の予算に係る国の補助金から適用し、昭和六十三年度以前の年度分の予算に係る国の補助金については、なお従前の例による。

理由

人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設に係る国庫補助率の特例措置を、引き続き平成五年度まで講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の

特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に、「昭和六十四年度」を「平成六年度」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

新東京国際空港周辺地域における河川、教育施設、農業用施設等の整備を促進するため、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成元年四月三日印刷

平成元年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P